

令和3年6月

# 指宿市議会会議録

第2回定例会

# 指宿市議会会議録目次

## 令和3年第2回市議会定例会

会期日程	1
6月1日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
報告第1号～報告第4号及び議案第30号～議案第56号一括上程	6
提案理由説明	6
報告第1号～報告第4号（質疑）	15
議案第30号～議案第37号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	16
議案第38号～議案第56号（質疑，委員会付託省略，表決）	16
議案第57号～議案第62号一括上程	17
提案理由説明	17
議案第57号～議案第62号（質疑，委員会付託）	23
新たに受理した陳情上程（委員会付託）	23
散 会	24
6月21日	
議事日程	25
本日の会議に付した事件	25
出席議員	25
欠席議員	25
地方自治法第121条の規定による出席者	25
職務のため出席した事務局職員	26
開 議	27
会議録署名議員の指名	27

一般質問 .....	27
井元伸明議員 .....	27
1. ヘルシーランドのレジオネラ属菌検出について	
2. 避難情報改正について	
3. 池田湖周辺の整備事業と防災減災事業について	
新宮領 実 議員 .....	36
1. コロナ対策について	
2. 文化財について	
3. 人口減少対策について	
西森三義議員 .....	50
1. 農業振興策について	
2. 財源確保策について	
3. 安心・安全対策について	
恒吉太吾議員 .....	64
1. 学校跡地・施設の利活用について	
2. 市営野球場の改修工事と利活用について	
3. 新型コロナウイルス感染症対策について	
吉村重則議員 .....	74
1. 農業問題について	
2. ヘルシーランド温泉保養館および露天風呂について	
3. 買い物難民について	
4. 池田湖について	
延 会 .....	85

6月22日

議事日程 .....	87
本日の会議に付した事件 .....	87
出席議員 .....	87
欠席議員 .....	87
地方自治法第121条の規定による出席者 .....	87
職務のため出席した事務局職員 .....	88
開 議 .....	89
会議録署名議員の指名 .....	89
一般質問 .....	89

前之園 正 和 議員 .....	89
1. 新型コロナウイルス感染症対策等について	
2. ジェンダー平等と個人の尊厳等について	
山 本 敏 勝 議員 .....	105
1. 防災について	
2. 教育・学校再編・跡地利活用について	
3. 観光について	
新川床 金 春 議員 .....	118
1. 市内の鳥獣被害と対策等について	
2. 市公共施設におけるレジオネラ属菌の発生問題等について	
3. 教育問題等について	
高 橋 三 樹 議員 .....	132
1. 新型コロナウイルス関連について	
2. フットボールパークについて	
延 会 .....	138

6月23日

議事日程 .....	139
本日の会議に付した事件 .....	139
出席議員 .....	139
欠席議員 .....	139
地方自治法第121条の規定による出席者 .....	139
職務のため出席した事務局職員 .....	140
開 議 .....	141
会議録署名議員の指名 .....	141
一般質問 .....	141
前 原 五 男 議員 .....	141
1. 地熱の活用について	
東 勝 義 議員 .....	148
1. 平成21年の総務省通達について	
2. 土地開発公社について	
高 田 ちよ子 議員 .....	154
1. 脱炭素社会の実現について	
2. 女性支援について	

3. オーラルフレイルについて

4. 新型コロナウイルス対策について

議案第63号上程	167
提案理由説明	167
議案第63号（質疑，委員会付託）	169
散 会	169

6月29日

議事日程	170
本日の会議に付した事件	170
出席議員	171
欠席議員	171
地方自治法第121条の規定による出席者	171
職務のため出席した事務局職員	171
開 議	172
会議録署名議員の指名	172
議案第57号及び議案第58号（委員長報告，質疑，討論，表決）	172
議案第59号～議案第61号（委員長報告，質疑，討論，表決）	174
議案第62号（委員長報告，質疑，討論，表決）	175
議案第63号（委員長報告，質疑，討論，表決）	181
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	182
議案第64号上程	189
提案理由説明	189
議案第64号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	191
議案第65号上程	191
提案理由説明	192
議案第65号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	192
意見書案第1号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	203
議員派遣の件	203
閉議及び閉会	204

参考資料

意見書第1号	205
議員派遣書	206

# 第 2 回 定 例 会

令和 3 年 6 月 議 会

令和3年第2回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 29日間（6月1日～6月29日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
6月1日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・報告第1号～報告第4号及び議案第30号～議案第56号一括上程（議案説明）</li> <li>・報告第1号～報告第4号（質疑）</li> <li>・議案第30号～議案第37号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第38号～議案第56号（質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・議案第57号～議案第62号一括上程 （議案説明，質疑，委員会付託）</li> <li>・新たに受理した陳情上程（委員会付託）</li> </ul>
2日	水	休 会	一般質問の通告限（12時）
3日	木	〃	
4日	金	〃	総務水道委員会（10時開会）
5日	土	〃	
6日	日	〃	
7日	月	〃	文教厚生委員会（10時開会）
8日	火	〃	産業建設委員会（10時開会）
9日	水	〃	
10日	木	〃	
11日	金	〃	
12日	土	〃	
13日	日	〃	
14日	月	〃	総務水道委員会（10時開会）
15日	火	〃	
16日	水	〃	
17日	木	〃	
18日	金	〃	
19日	土	〃	
20日	日	〃	
21日	月	本会議	・一般質問
22日	火	〃	・一般質問

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
23日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般質問</li> <li>・ 議案第63号上程（議案説明，質疑，委員会付託） 文教厚生委員会（本会議終了後）</li> </ul>
24日	木	休 会	
25日	金	〃	委員長に対する質疑・討論の通告限（12時）
26日	土	〃	
27日	日	〃	
28日	月	〃	
29日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第57号～議案第63号 （委員長報告，質疑，討論，表決）</li> <li>・ 審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）</li> <li>・ 議案第64号上程 （議案説明，質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・ 議案第65号上程 （議案説明，質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・ 意見書案第1号上程 （説明・質疑・委員会付託等省略，表決）</li> <li>・ 議員派遣の件</li> </ul>

# 第 2 回 定 例 会

令和 3 年 6 月 1 日

(第 1 日)

## 第2回指宿市議会定例会会議録

令和3年6月1日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 令和2年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第2号 令和2年度指宿市水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報告第3号 令和2年度指宿市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第4号 令和2年度指宿市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第7 議案第30号 指宿市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第31号 指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第32号 指宿市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第33号 指宿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 議案第34号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第21号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第35号 令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 議案第36号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14 議案第37号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第15 議案第38号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第39号 農業委員会委員の任命について

- 日程第17 議案第40号 農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第41号 農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第42号 農業委員会委員の任命について
- 日程第20 議案第43号 農業委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第44号 農業委員会委員の任命について
- 日程第22 議案第45号 農業委員会委員の任命について
- 日程第23 議案第46号 農業委員会委員の任命について
- 日程第24 議案第47号 農業委員会委員の任命について
- 日程第25 議案第48号 農業委員会委員の任命について
- 日程第26 議案第49号 農業委員会委員の任命について
- 日程第27 議案第50号 農業委員会委員の任命について
- 日程第28 議案第51号 農業委員会委員の任命について
- 日程第29 議案第52号 農業委員会委員の任命について
- 日程第30 議案第53号 農業委員会委員の任命について
- 日程第31 議案第54号 農業委員会委員の任命について
- 日程第32 議案第55号 農業委員会委員の任命について
- 日程第33 議案第56号 農業委員会委員の任命について
- 日程第34 議案第57号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第35 議案第58号 指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第36 議案第59号 指宿市レイクグリーンパーク条例の一部改正について
- 日程第37 議案第60号 指宿市屋外広告物条例の一部改正について
- 日程第38 議案第61号 指宿都市計画事業湊土地区画整理事業施行条例及び指宿都市計画事業十町土地区画整理事業施行条例の一部改正について
- 日程第39 議案第62号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第40 新たに受理した陳情上程
  - 陳情第2号 指宿市の子育て環境の充実をめざすための陳情書
  - 陳情第3号 指宿市議会議員の定数の削減等を求める陳情書
  - 陳情第4号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
  - 陳情第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|           |           |           |         |
|-----------|-----------|-----------|---------|
| 市 長       | 豊 留 悦 男   | 副 市 長     | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長     | 吉 元 鈴 代   | 総 務 部 長   | 下吹越 寿   |
| 市民生活部長    | 鶴 本 八 郎   | 健康福祉部長    | 山 元 成 之 |
| 産業振興部長    | 大 迫 格 史   | 農 政 部 長   | 寺 田 昭 宏 |
| 建 設 部 長   | 山 崎 一 磨   | 教 育 部 長   | 鶴 窪 誠 作 |
| 水道事業部長    | 園 田 猛 志   | 山 川 支 所 長 | 中 島 裕 一 |
| 開 闢 支 所 長 | 山 下 秀 一   | 総 務 部 参 与 | 野 元 伸 浩 |
| 総 務 部 参 与 | 増 永 智 美   | 建 設 部 参 与 | 星 倉 淳 一 |
| 教 育 部 参 与 | 中 摩 浩 太 郎 | 総 務 課 長   | 山 下 浩 二 |
| 財 政 課 長   | 東 忠 孝     |           |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長     | 鮎 川 富 男 | 次長兼議事係長   | 木 下 英 城 |
| 調 査 管 理 係 長 | 川 畑 裕 二 | 議 事 係 主 査 | 古 川 浩 仁 |

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和3年第2回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前原五男議員及び山本敏勝議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月29日までの29日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月29日までの29日間と決定いたしました。

### △ 報告第1号～報告第4号及び議案第30号～議案第56号一括上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第3、報告第1号、令和2年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、から、日程第33、議案第56号、農業委員会委員の任命について、までの31議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今次、第2回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、繰越明許費等の報告に関する案件4件、条例の専決処分の承認を求める案件4件、補正予算の専決処分の承認を求める案件4件、人事に関する案件19件、条例に関する案件5件、補正予算に関する案件1件の計37件であります。

まず、報告第1号、令和2年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

本案は、令和2年度指宿市一般会計補正予算において定めた繰越明許費について、地方自

治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、これを報告するものであります。

次は、報告第2号、令和2年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告第3号、令和2年度指宿市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、及び報告第4号、令和2年度指宿市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、の3議案であります。

これらの案は、令和2年度指宿市水道事業会計予算及び令和2年度指宿市公共下水道事業会計予算において定めた事業について、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越計算書を調製し、また、令和2年度指宿市公共下水道事業会計予算において定めた事業について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により継続費繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものであります。

次は、議案第30号、指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、令和3年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第31号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置等について、令和3年4月30日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第32号、指宿市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、令和3年4月30日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第33号、指宿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険の第1号保険料の減免措置等について、令和3年4月30日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第34号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第21号）の専決処分の承認を求めることについて、及び議案第35号、令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

これらの案は、令和3年3月26日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第36号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、令和3年4月8日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第37号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、令和3年5月25日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第38号から議案第56号、農業委員会委員の任命について、であります。

これらの案は、指宿市農業委員会の委員19名が令和3年7月19日に任期満了となることから、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

農業委員会委員定数が19名でありますことから、議案第38号から議案第56号までについて、議案番号及び氏名のみを申し上げます。

議案第38号、蓑田六雄氏、議案第39号、井元清八郎氏、議案第40号、濱田保氏、議案第41号、西村久則氏、議案第42号、松木茂久氏、議案第43号、生川裕也氏、議案第44号、内菌光弘氏、議案第45号、西山昭二氏、議案第46号、澤山建志氏、議案第47号、徳留幸信氏、議案第48号、田代繁樹氏、議案第49号、井手康則氏、議案第50号、田中健一氏、議案第51号、奥村祐樹氏、議案第52号、西川路利広氏、議案第53号、徳留博昭氏、議案第54号、永吉正文氏、議案第55号、前田真津美氏、議案第56号、川畑ゆりえ氏、以上、19名を任命するものであります。

なお、委員の任命に当たりましては、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事、その他、農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことができる者で、過半数を認定農業者が占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を1名以上任命することとされており、これらの要件を満たしているところであります。

新たな農業委員の任期につきましては、令和3年7月20日から令和6年7月19日までの3年間となります。

何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上の31議案のうち、議案第38号から議案第56号を省く各議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（下吹越寿）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御

説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、報告第1号、令和2年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

2ページを御覧ください。

繰越しの理由につきましては、繰越明許費の設定時点で御説明しておりますので、割愛させていただきます。

また、繰越計算書において繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業につきましては、繰越予定の事業のうち年度内に支出があったことなどに伴い、翌年度へ繰り越す金額が減額となったものが主でありますので、説明は割愛させていただきます。

それでは、繰越計算書の翌年度繰越額の欄に数字が記載されていない、繰り越さなかった事業について御説明申し上げます。

款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、財源としておりました国の補助金が繰り越さないこととなったため、令和3年度予算で執行し、財源につきましても国の令和3年度予算を充当することいたしましたことから、繰越しを行わなかったものであります。

款5農林水産業費、項1農業費、事業名、外国人技能実習生受入支援事業、農業です。同じく収入保険制度加入補助事業、次のページの款6商工費、項1商工費、事業名、外国人技能実習生受入支援事業、商工です、から新型コロナウイルス感染症発生時支援補助事業までの5事業につきましては、年度内に事業が完了いたしましたことから、繰越しを行わなかったものであります。

5ページを御覧ください。

款9教育費、項3中学校費、事業名、学校管理用備品購入事業につきましては、年度内に備品が納入されたことから、繰越しを行わなかったものであります。

次は、提出議案の34ページを御覧ください。

議案第34号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第21号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を331億5,343万4千円にしたものであります。

それでは説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目7後期高齢者医療総務費、節27繰出金16万7千円の補正につきましては、後期高齢者医療特別会計の補正に伴う繰出金を増額したものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款19繰入金，項2基金繰入金，目5財政調整基金繰入金16万7千円の補正につきましては、今回の補正予算の財源として、財政調整基金から繰り入れるものであります。

次は、提出議案の36ページを御覧ください。

議案第35号、令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

令和2年度指宿市各会計補正予算，予算に関する説明書の17ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億2,386万6千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、26ページを御覧ください。

款3保健事業費，項1健康保持増進事業費，目1健康診査費，節12委託料40万円の補正につきましては、長寿検診受診の実績見込みの増に伴う委託料を増額したものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、25ページを御覧ください。

款3繰入金，項1一般会計繰入金，目1事務費繰入金16万7千円の補正につきましては、今回の補正予算の財源といたしまして、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

款5諸収入，項5雑入，目1雑入23万3千円の補正につきましては、長寿検診に係る鹿児島県後期高齢者医療広域連合負担分の増額であります。

次は、提出議案の38ページを御覧ください。

議案第36号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和3年度指宿市一般会計補正予算，予算に関する説明書（第1号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,082万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を271億3,082万7千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款3民生費，項2児童福祉費，目5子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費，節3職員手当等25万4千円から節19扶助費3,735万円までの合計3,960万9千円の補正につきましては、ひとり親世帯を対象に児童1人につき一律5万円の支給を行う，子育て世帯生活支援特別給付金に係る扶助費等を計上したものであります。

款5農林水産業費，項2林業費，目2林業振興費，節12委託料1,000万円の補正につきましては、開闢庁舎建替えに使用する市有林産材の製材加工に係る委託料を増額したものであります。

款9教育費，項2小学校費，目1学校管理費，節12委託料121万8千円の補正につきましては，指宿小学校3年生の教室に空調機器を移設するための委託料を増額したものであります。

次に，歳入について御説明いたしますので，12ページを御覧ください。

款15国庫支出金4,082万7千円の補正につきましては，説明欄にお示しの交付金及び補助金であります。

款19繰入金1,000万円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの繰入金であります。

次は，提出議案の40ページを御覧ください。

議案第37号，令和3年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて，であります。

別冊の令和3年度指宿市一般会計補正予算，予算に関する説明書（第2号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ3,496万円を追加し，歳入歳出予算の総額を271億6,578万7千円にしたものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から御説明いたしますので，13ページを御覧ください。

款3民生費，項2児童福祉費，目5子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費，節3職員手当等97万6千円から節19扶助費3,235万円までの合計3,496万円の補正につきましては，ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯を対象に児童1人につき一律5万円の支給を行う，子育て世帯生活支援特別給付金に係る扶助費等を計上したものであります。

次に，歳入について御説明いたしますので，12ページを御覧ください。

款15国庫支出金3,496万円の補正につきましては，説明欄にお示しの交付金及び補助金であります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** それでは，命によりまして，市民生活部所管の議案について，追加して御説明申し上げます。

提出議案の14ページを御覧ください。

まず，議案第30号，指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて，であります。

本案は，地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い，本年4月1日に施行する必要があります指宿市税条例等につきまして，地方自治法第179条第1項の規定に基づき，専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、16ページを御覧ください。

まず、第1条の指宿市税条例の一部改正について、であります。

第36条の3の2、第36条の3の3及び第53条の8、第53条の9につきましては、扶養親族申告書等の源泉徴収関係書類の電子提出について、その給与等の支払をする者が受けるべき税務署長の承認を不要とするほか、これに伴う所要の措置を行うものであります。

第81条の4につきましては、クリーンディーゼル車に係る軽自動車税は、構造要件による非課税の対象から除外し、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す措置、並びに環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減につきまして、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするなど、所要の措置を行うものであります。

附則第10条の2につきましては、固定資産税等の課税標準額の特例に係る適用期限の終了及び延長に伴う引用条項の整理を行うものであり、また、新たに浸水被害防止や軽減のため、県知事等において認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設に係る課税標準額の特例措置の創設を行うものであります。

18ページを御覧ください。

附則第11条から附則第15条につきましては、宅地等及び農地の負担調整措置について、平成9年度の評価替え以降、地域や土地によりばらつきのある宅地等や農地の負担水準を均衡化させる税負担の調整措置について、その土地に係る負担調整措置の適用期限が令和2年度までであったものを、令和5年度まで3年延長するもので、また、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置を行うものであります。

附則第15条の2から、20ページの附則第16条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減を9か月延長すること、また、種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定し、特例の期間を2年間延長するものであります。

附則第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、適用期限を令和17年度分の個人市民税まで延長するものであります。

次に、第2条の指宿市税条例の一部を改正する条例の一部改正について、であります。

この改正につきましては、扶養親族申告書など記載すべき事項を電子提出により提供することができるなど、改正規定の削除及び改正規定の引用条項並びに文言整理を行うものであります。

次に、21ページ、第3条の指宿市都市計画税条例の一部改正について、であります。

附則第2条から附則第14条につきましては、固定資産税と同様に、課税標準額の特例に係る適用期限の終了及び延長に伴う引用条項の整理や令和3年度に限り負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置等を行うものであります。

なお、22ページの附則につきましては、改正条例の施行期日等を規定しているところであり  
ます。

次は、提出議案の25ページを御覧ください。

議案第31号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め  
ることについて、であります。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健  
康保険税の減免等について期間を延長するもので、本年4月1日に適用する必要があります指  
宿市国民健康保険税条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分  
したものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、27ページを御覧ください。

附則第14条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込ま  
れる場合等における保険税の減免に関し、納期限を令和3年3月31日から令和4年3月31日ま  
でとし、また新型コロナウイルス感染症に伴う定義や文言の整理を行うものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日を規定しているところであり  
ます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ  
ます。

**○健康福祉部長（山元成之）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追  
加して御説明申し上げます。

提出議案の28ページを御覧ください。

議案第32号、指宿市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め  
ることについて、であります。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたこと  
に伴い、令和3年4月30日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したも  
のであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、30ページを御覧ください。

附則第5項は、新型コロナウイルス感染症の定義について、感染症の予防及び感染症の患  
者に対する医療に関する法律の規定を引用し、文言の整理を行うものであります。

なお、附則において、公布の日から施行するとしているところであり  
ます。

次は、提出議案の31ページを御覧ください。

議案第33号、指宿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め  
ることについて、であります。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険の第1号保険料の減免措置等  
について、所要の改正を行うため、令和3年4月30日をもって、地方自治法179条第1項の規定  
により専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、33ページを御覧ください。

附則第13項につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した者に係る介護保険料の減免に関し、納期限を令和4年3月31日までとし、また、新型コロナウイルス感染症の定義や文言の整理等を行うものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日、適用区分及び経過措置を規定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道事業部長（園田猛志）** それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の7ページを御覧ください。

報告第2号、令和2年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、であります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による令和2年度指宿市水道事業会計予算建設改良費の繰越しについて、同条第3項の規定により報告するものであります。

8ページを御覧ください。

繰り越しする事業は、お示しのR2小雁渡浄水場敷地造成事業、R2池田水源地石嶺配水池系送水管布設替事業、R2国道226号配水管推進工事事業、R2池田資材倉庫整備事業、R2国道226号配水管布設替事業の計2億6,696万5,700円で、想定していた土質に変更が生じたこと、資材の調達、工法選定、旧配水池の解体、管理者との協議に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

次は、提出議案の9ページを御覧ください。

報告第3号、令和2年度指宿市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、であります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による指宿市公共下水道事業会計予算建設改良費の繰越しについて、同条第3項の規定により報告するものであります。

10ページを御覧ください。

繰越しする事業は、お示しの下水管きよ再構築（長寿命化）工事、北十町地区下水管きよ布設工事、下水管きよ布設工事に係る建設改良事業の8,208万2千円で、他事業との事業調整に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

11ページを御覧ください。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による指宿市公共下水道事業会計予算建設改良費の事故繰越しについて、同条第3項の規定により報告するものであります。

繰越しする事業につきましては、お示しのとおり弥次ヶ湯雨水ポンプ場詳細設計に伴う建設改良事業の8,430万円で、新型コロナウイルス感染症の影響で対象施設の基本設計に不測

の日数を要したため繰越するものであります。

次は、提出議案の12ページを御覧ください。

報告第4号、令和2年度指宿市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、であります。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により指宿市公共下水道事業会計予算の継続費繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものであります。

13ページを御覧ください。

継続費につきましては、お示しのとおり潟口雨水ポンプ場吐口築造工事に係る建設改良事業の2億9,005万円を逐次繰り越すものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分  
再開 午前10時43分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 報告第1号～報告第4号（質疑）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

まず、報告第1号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありますので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号は終了いたしました。

次に、報告第2号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありますので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号は終了いたしました。

次に、報告第3号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありますので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号は終了いたしました。

次に、報告第4号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、質疑を集結いたします。

以上で、報告第4号は終了いたしました。

**△議案第30号～議案第37号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)**

○議長(木原繁昭) 次に、議案第30号から議案第37号までの8議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第30号から議案第37号までの8議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第37号までの8議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号から議案第37号までの8議案を一括して採決いたします。

8議案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第37号までの8議案は、承認することに決定いたしました。

**△議案第38号～議案第56号(質疑, 委員会付託省略, 表決)**

○議長(木原繁昭) 次に、議案第38号から議案第56号までの19議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第38号から議案第56号までの19議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第56号までの19議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第38号から議案第56号までの19議案を一括して採決いたします。

19議案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第56号までの19議案は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第57号～議案第62号一括上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第34、議案第57号、指宿市税条例の一部改正について、から、日程第39、議案第62号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、までの6議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） それでは、御説明申し上げます。

まず、議案第57号、指宿市税条例の一部改正について、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第58号、指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、指宿ごみ処理場の一般廃棄物手数料を車両の最大積載量による手数料徴収体系から、ごみの重量による手数料徴収体系へ変更するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第59号、指宿市レイクグリーンパーク条例の一部改正について、であります。

本案は、令和3年度において指定管理者の公募を予定しておりますレイクグリーンパーク

及び池田湖畔艇庫につきまして、両施設の異なる料金制度を利用料金制に統一し、効果的な施設運営を行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第60号、指宿市屋外広告物条例の一部改正について、であります。

本案は、屋外広告物条例ガイドラインの一部改正に伴い、屋外広告物の設置等の規制の見直し及び管理義務等を明確にするため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第61号、指宿都市計画事業湊土地地区画整理事業施行条例及び指宿都市計画事業十町土地地区画整理事業施行条例の一部改正について、であります。

本案は、民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、土地地区画整理事業施行令の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第62号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ1億8,708万5千円を追加し、予算の総額を273億5,287万2千円にしようとするものであります。

各議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（下吹越寿）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の73ページを御覧ください。

議案第62号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の令和3年度一般会計補正予算、予算に関する説明書（第3号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,708万5千円を追加して、歳入歳出予算の総額を273億5,287万2千円にしようとするものであります。

第2条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの第2表、債務負担行為補正でお示しの事項について、債務負担行為の追加をするものであります。

第3条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの第3表、地方債補正でお示しのとおり、地方債を追加及び変更するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明をいたしますので、16ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節18負担金補助及び交付金300万円の補正につきましては、定住促進事業に係る補助金を計上するものであります。

同じく、目11共生・協働推進費，節18負担金補助及び交付金1,348万4千円の補正につきましては，コミュニティ助成事業の決定に伴う自治公民館に対する補助金を計上するものであります。

同じく、目13諸費，節22償還金・利子及び割引料182万3千円の補正につきましては，令和元年度の保育対策総合支援事業費補助金の確定に伴う国庫支出金精算返納金及び一般廃棄物処理手数料過誤納還付金を計上するものであります。

款3民生費，項2児童福祉費，目2児童措置費，節12委託料1,467万5千円の補正につきましては，放課後児童健全育成事業に係る委託料を計上するものであります。

同じく、目4児童福祉施設費，節18負担金補助及び交付金6,318万9千円の補正につきましては，保育所等整備交付金事業及び認定こども園施設整備交付金事業の決定に伴う補助金を計上するものであります。

款4衛生費，項1保健衛生費，目1保健衛生総務費，節14工事請負費220万円の補正につきましては，指宿保健センター中庭改修に係る工事請負費を計上するものであります。

同じく、目7環境衛生費，節17備品購入費23万8千円の補正につきましては，ごみ収集所ごみかご購入に係る備品購入費を計上するものであります。

17ページを御覧ください。

款5農林水産業費，項1農業費，目3農業振興費，節18負担金補助及び交付金150万円の補正につきましては，地域創生に向けてがんばる地域応援事業の採択に伴う補助金を計上するものであります。

同じく、目6農地費，節14工事請負費330万円及び節21補償・補填及び賠償金10万円につきましては，農道立割線道路補修工事に係る工事請負費及びレイクグリーンパーク指定管理者への自主事業に対する補償金を計上するものであります。

同じく、項2林業費，目2林業振興費，節18負担金補助及び交付金80万円の補正につきましては，県営県単治山事業の実施に伴う市負担金を計上するものであります。

同じく、項3水産業費，目4漁港建設費，節18負担金補助及び交付金18万3千円の補正につきましては，県の山川漁港改修事業に係る市負担金を計上するものであります。

18ページを御覧ください。

款6商工費，項1商工費，目2商工業振興費，節18負担金補助及び交付金193万円の補正につきましては，半島振興広域連携促進事業費補助金の決定に伴う補助金を計上するものであります。

款7土木費，項2道路橋りょう費，目3道路新設改良費，節12委託料60万円の減額補正につきましては，橋梁長寿命化修繕事業に係る道路メンテナンス事業交付金の決定に伴う委託料を減額するものであります。

同じく、節14工事請負費4,179万8千円及び節18負担金補助及び交付金76万円の補正につき

ましては、通学路交通安全対策事業等に係る社会資本整備総合交付金の決定に伴い、工事請負費及び負担金を計上するものであります。

款8消防費、項1消防費、目3消防施設費、節10需用費40万7千円の補正につきましては、消防分団ホース乾燥柱の修繕に係る修繕料を計上するものであります。

同じく、節12委託料50万円及び節14工事請負費2,700万円の補正につきましては、消防防災施設整備補助金の決定に伴い、耐震性貯水槽の設置に係る工事請負費等を計上するものであります。

19ページを御覧ください。

款9教育費、項2小学校費、目3学校教育振興費、節8旅費4万4千円及び節10需用費66万円の補正につきましては、小学校社会科副読本の編集・製本に係る印刷製本費等を計上するものであります。

同じく、項4高等学校費、目1学校管理費、節12委託料489万7千円の補正につきましては、指宿商業高校校舎手すり設置に係る委託料を計上するものです。

同じく、項6社会教育費、目2公民館費、節10需用費239万7千円の補正につきましては、今和泉校区公民館の空調機不具合に伴う修繕料を計上するものであります。

同じく、目6文化財保護費、節7報償費から節12委託料までの合計280万円の補正につきましては、文化芸術振興費補助金の内示に伴い、委託料等を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款15国庫支出金の合計8,690万4千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金及び交付金であります。

款16県支出金489万1千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金であります。

款19繰入金1,800万6千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの繰入金であります。

15ページを御覧ください。

款21諸収入1,398万4千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの助成金等であります。

款22市債6,330万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの市債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の61ページを御覧ください。

議案第57号、指宿市税条例の一部改正について、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、62ページを御覧ください。

第24条第2項は、個人市民税の均等割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族について、対象を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族にするものであります。

第34条の7は、寄附金税額控除について、公益の増進に著しく寄与する特定公益増進法人等において、業務に関連する寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金については除外するとした見直しに伴い、引用条項の整理及び文言の整理を行うものであります。

第36条の3の3は、個人市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族について、対象を年齢16歳未満の者にするものであります。

63ページを御覧ください。

附則第5条は、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しに伴い、個人市民税の所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族について、対象を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族にするものであります。

附則第6条は、健康の保持増進及び疾病予防の取組により医師から処方される医薬品である、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、令和4年度分までとした適用期限を令和9年度分まで延長するものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日等を規定しているところであります。

次は、提出議案の64ページを御覧ください。

議案第58号、指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、平成29年4月1日の指宿広域クリーンセンターの開業に伴い、安定型処分場について、指宿ごみ処理場と名称を改めて、山川・開聞の安定型処分場の一般廃棄物処理手数料と合わせる形で、手数料を車両の最大積載量による一般廃棄物処理手数料に改正を行ったところではありますが、最大積載量の定めのない乗用車による搬入も多く、また、最大積載量の大きな車両で少量のごみを搬入した場合に、手数料が高額になるといったことなどを勘案し、実際に搬入されるごみの重量を計測して手数料を徴収することとし、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきまして、御説明申し上げますので、65ページを御覧ください。

第9条は、一般廃棄物を搬入し、料金を徴する施設が、指宿ごみ処理場のみであることから、施設を指宿ごみ処理場に改めるものであります。

別表第1は、一般廃棄物処理手数料について、車両の最大積載量から、実際に搬入されるごみの重量による手数料に改正するものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしているところであり  
ます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ  
ます。

**○農政部長（寺田昭宏）** それでは、命によりまして、農政部所管の議案について、追加して御  
説明申し上げます。

提出議案の66ページを御覧ください。

議案第59号、指宿市レイクグリーンパーク条例の一部改正について、であります。

本案は、令和3年度において指定管理者の公募を予定しております、レイクグリーンパー  
ク及び池田湖畔艇庫につきまして、両施設の異なる料金制度を利用料金制に統一し、効果的  
な施設運営を行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、67ページを御覧ください。

第4条、第8条、第11条、68ページの第13条及び別表の規定につきましては、料金制度を使  
用料制から利用料金制とすることに伴い、文言を整理するものであります。

67ページの第10条につきましては、指定管理者は市長の承認を受け、別表に定める範囲内  
において利用料金を設定し、利用料金は指定管理者の収入とする規定に改めるものであり  
ます。

第12条につきましては、特例として還付する場合や、その権限を市長から指定管理者に改  
めるものであります。

68ページの第15条につきましては、原状回復義務について、新たに規定したものであり  
ます。

なお、附則において、この条例は、令和4年4月1日から施行することとし、経過措置とし  
て、施行の日以後の利用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、  
なお従前の例によることとしているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ  
ます。

**○建設部長（山崎一磨）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加して御  
説明申し上げます。

提出議案の69ページを御覧ください。

議案第60号、指宿市屋外広告物条例の一部改正について、であります。

本案は、国土交通省が定める、屋外広告物条例ガイドラインの一部改正に伴い、この条例  
の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、70ページを御覧ください。

まず、第1条において、投影広告物を屋外広告物の規制対象外に改正しようとするものあ

ります。

次に、第13条において、管理義務及び点検業務を明確にする改正を行うものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしているところであります。

次に、提出議案の71ページを御覧ください。

議案第61号、指宿都市計画事業湊土地地区画整理事業施行条例及び指宿都市計画事業十町土地地区画整理事業施行条例の一部改正について、であります。

本案は、民法改正に伴う関係政令の整備による、土地地区画整理法施行令の一部改正に伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明いたしますので、72ページを御覧ください。

土地地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分公告後において、清算金を分割交付及び分割徴収する場合の上限利率を「年6パーセント」と定めていたものを「換地処分の公告があった日の翌日における法定利率」に改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時14分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第57号～議案第62号（質疑、委員会付託）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号を除く5議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第62号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 新たに受理した陳情上程（委員会付託）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第40、新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情4件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

### △ 散 会

○議長（木原繁昭） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 前 原 五 男

議 員 山 本 敏 勝

# 第 2 回 定 例 会

令和 3 年 6 月 21 日

(第 2 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和3年6月21日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝
7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 チヨ子
17 番 議 員	下川床 泉	18 番 議 員	新川床 金 春
19 番 議 員	福 永 徳 郎	21 番 議 員	木 原 繁 昭

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	下吹越 寿
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	山 元 成 之
産業振興部長	大 迫 格 史	農 政 部 長	寺 田 昭 宏
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	鶴 窪 誠 作

水道事業部長	園 田 猛 志	山川支所長	中 島 裕 一
開聞支所長	山 下 秀 一	総務部参与	野 元 伸 浩
教育部参与	中 摩 浩太郎	市長公室長	渡 部 徹 也
総務課長	山 下 浩 二	危機管理課長	竹 山 修 一
財政課長	東 忠 孝	長寿支援課長	大岩本 幸 司
健康増進課長	廣 森 政 宏	商工水産課長	宮 路 主 税
観光課長	上川床 聡	観光施設管理課長	小 吉 建 治
農政課長	鴨 崎 一 郎	農産技術課長	富 永 敏 尚
耕地林務課長	大牟禮 伸 英	土木課長	東 恵 一
学校整備室長	上 村 圭一郎	学校教育課長	常 深 章
スポーツ振興課長	和 田 哲 郎	農業委員会事務局長	西 村 里 志
児童母子福祉係長	上 菌 浩 司		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	鮎 川 富 男	次長兼議事係長	木 下 英 城
調査管理係長	川 畑 裕 二	議事係主査	古 川 浩 仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、齋藤佳代議員及び東伸行議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、井元伸明議員。

○10番議員（井元伸明） 皆さん、おはようございます。一般質問をするに当たり、分かりやすく発言をさせていただくために、マスクを外して発言をさせていただくことをお許しをいただきたいと思っております。10番、井元でございます。通告してございます3項目について、市民の安心安全を守る立場からお尋ねをさせていただきたいと思っております。

まずは、新型コロナウイルスワクチン接種も市内においても高齢者をはじめ順調に進んでいるものと推察をいたしておりますが、県内においても、昨日から大規模接種も県民交流センターで始まり、昨日は960人が済ませたと報道がございました。また、本日からは、鹿屋市の串良平和アリーナでも1日640人の接種枠を確保するとの報道もございます。1日も早く安心安全な生活を取り戻すことができますように心からお祈りをしたいと思います。

それでは質問に入ります。

まず、第1点目のヘルシーランドでのレジオネラ属菌検出について、でございますが、これは今年の3月26日、ヘルシーランド温泉保養館とたまたま箱温泉露天風呂において、レジオネラ属菌が検出をされました。ヘルシーランドでのレジオネラ属菌検出は、これが3度目となります。日本国内でも数多くの温泉施設がございますが、普通ならば清掃、消毒、点検を毎日行っておれば、ほとんどの施設では検出されるものではございません。現在の指定管理者になってから3度目ともなれば、誰もが、どこに問題・原因があるのかと思うのが当然かも分かりません。レジオネラ属菌検出がされた翌日の27日から、営業を市の指示により自粛しておりました。27日の19時からヘルシーランド温泉保養館のかかり湯の使用を禁止しております。今回のヘルシーランド温泉施設でのレジオネラ属菌検出については、発生原因等について、説明も含めて議会に対してしてほしいと申入れをしてございましたが、現在までのところ、直接の説明はまだしていただいております。あったのは、タブレットに検出のお

知らせと営業再開についてのメールだけでございました。あまりにも事の重大さの認識がないのか。指定管理者となってから3度目のレジオネラ属菌を発生する事案を出していながら、指宿市の観光の目玉でもございますヘルシーランド温泉施設と露天風呂温泉施設を休業させることへの反省に欠けておられるのか。あるいはまた、市の担当者や関係者においても、事の重大さを認識されておられないのかと思っております。営業再開にいたしましても、塩素濃度を上げて消毒し、清掃を徹底したから大丈夫であるとか、今後、清掃回数を増やしたり、作業員を増やしたりとか、清掃点検記録簿を付けていくとか言われておりますが、これらのことは、どこの温泉施設においても毎日行っている当然の工程であるものと思われまます。保健所からの営業再開の許可も厳しい中での許可であつたらうと推察をいたします。3回目のレジオネラ属菌検出は、毎日清掃はしていたが、たまたま出ただけであるとか、人的な被害もなかったからよかったとか、指定管理者も大いに反省をしていることから、4月17日より営業再開の決定ということで知らせを受けております。しかし、本当にこれでよいのか。多くの議員からの説明要望も叶わない状態での営業再開に心から心配をしているところがございます。普段からヘルシーランド温泉を利用されている多くの市民の方々からも心配の声を聴いているところがございます。このままでの指定管理者の継続でよかったのか。最高責任者でもございます、市長の見解を求めたいと思います。

次に、2点目でございますが、避難情報が改正されたことについて、お尋ねをいたします。今正に、梅雨の真っ只中でございます。大雨などでの避難の情報を出すことがあるかも分かりません。今回の避難情報改正の大きな要点は、いかに早く的確な情報を出して、市民の逃げ遅れを減らすかが目的のようでございます。今までの避難勧告を廃止して、避難指示に一本化されたことの市民への周知方法と、特に高齢者などへの周知方法をどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

3点目に、池田湖周辺整備事業が行われております。本年度の当初予算の中に約1億6,000万円余りが計上されておりましたが、周辺整備事業は県事業の中で、魅力ある観光地整備事業として整備が進んでおりますが、県の事業計画内容と市でやらなければならない事業計画内容がございますが、県と市の事業の棲み分けはどのようになっているのかお尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 池田湖周辺の整備事業等について、お答えをさせていただきます。当初予算の主な内容は、観光施設新築工事費1億1,600万円、親水性公園整備工事費5,000万円となっております。市と県との事業の在り方につきましては、平成27年度に市が池田湖周辺観光施設整備事業基本計画を作成をいたしました。平成28年度に県の魅力ある観光地づくり事業の採択を受け、環境整備を、現在進めているところがございます。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等が答弁をいたします。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今回のレジオネラ属菌の検出につきましては、指定管理者の清掃

が不十分であったことが主な要因であり、指定管理者側に責任があるものと考えております。なお、指定管理者の指定の取消しにつきましては、基本協定書に基づく指定の取消しに該当する事案ではないと考えております。

続きまして、池田湖整備の県と市の分担でございますが、県が池田湖畔の階段デッキ基礎造成工事、それから公衆トイレの新築工事、階段デッキの仕上げ、駐車場整備工事などをすることになっております。市では、観光施設の整備をすることになっているところでございます。

**○総務部長（下吹越寿）** 避難情報改正及び周知につきましては、既にテレビや新聞などで報道されているところでありますけれども、市でも広報いぶすき、市ホームページ、MBCテレビのデータ放送、MBCアプリ、ヤフー防災アプリにより市民への周知を図ったところでございます。また、災害時にはこれらの情報伝達手段に加え、防災行政無線を中心として市から地域内の携帯電話に一斉メールを送信するエリアメール、それと消防車両等による緊急広報など、総合的に複数の手段で幅広く市民へ周知を図っていきたいと考えております。

**○10番議員（井元伸明）** それではまず、ヘルシーランドのレジオネラ属菌の検出についてでございますけれども、今、答弁いただいたようにですね、指定管理者はこのまま継続でいいのかということをお尋ねしましたら、指定の取消しの案件ではないと一言で片付けられましたけれども、3回目ですよ3回目。いろんなことを考えてもですね、この業者がいいとか悪いとか私なんか言っているんじゃないんですよ。本当に今回、人的被害はなかったから良かったと思うところでもありますけれども、ヘルシーランドの指定管理が導入されてからの一部を紹介させていただきますとですね、平成11年3月26日に露天風呂が指定管理を導入されております。そしてまた、露天風呂のほう平成15年4月14日より指定管理者となっていたいております。この後ですね、平成29年決算特別委員会において、ヘルシーランド施設内の水の配管でございますけれども、これが無断で配管をし、これまで使っていました上水道使用を廃止し、大方を井戸水を利用して、それが原因ではないかということも言われておりました。後にですね、これは次亜塩素で殺菌をしているから大丈夫であるということでありましたけれども、我々、決算特別委員会で現地を調査に行きましたときに、次亜塩素を注入する機械が、たまたま動いていないことがありまして、担当者が手で叩いたときに、出だしたというようなこともありましたけど、今は新しいのに何か変更されているみたいですが、この井戸水をですね、完全に使う前に保健所にこの水を届けて、どういう雑菌が入っているかというのを検査した上で使用すべきなんでしょうけれども、事もあろうか、当時聞いたときは、この井戸水は2か月しか使用しておりませんという返答もありましたけれども、後に分かったのは、7年間もこの水を使用し続けていたという事実もございました。この時点で、市が保健所への届けを怠っていたと、当時はですね、前担当者が配管工事について相談があったことは記憶はしていると。しかし、詳細な内容、正式な申請についてはなく、市

としても正式に許可をしたかどうかとも書類もなく不明という説明でございました。このような状況の中で、決算特別委員会としては、平成25年から28年分の資料請求をさせていただいて、決算の中身について多くの不明の点について質問してまいりました。この中で、井戸水が市の指定管理者の指定の中で、これは平成23年度のやつなんです、予算で約1,000万円水道代を組みながら、決算のほうでは250万円余りということで、700万円強のお金を節約したということなんでしょうかね、これは。そういうふうで、この7年間、こういう状態が続いているんですよ。市からは、指定管理するために約1,000万円くらいの上水道は使うであろうということで、その分は支払いをずっと今でも続けていると思うんですが、こういう状況の中で、指定管理を取り消せとかどうこうじゃなくて、もうちょっと厳しい条項を踏まえて、担当課も真剣に取り組んでいただかないと、指宿の基幹産業は市長もよく言われますけど観光であります。片や農業でありますということをよく言われておりますけれども、その観光施設が、この続けて3回出たのは、もうとてもじゃないけど尋常じゃないことだろうと思います。そういう中で、本当に指定管理をこのままでいいとかいうことで質問を最初しましたら、その条項に載っていないのか、入っていないのか分かりませんが、指定管理を取り消す案件じゃない、要件には入っていないということの答弁でしたけど、本当にこれでよろしいんですか。もう1回、再答弁をお願いします。

**○産業振興部長（大迫格史）** 協定書の第43条第1項では、取消しができるものとしまして、業務に際し不正行為があったとき。市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。指定管理者が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。自らの責めに帰すべき事由により指定管理者から本協定締結の解除の申出があったとき、となっておりまして、これには該当しないと考えております。なお今回、3回目ということでございまして、指定管理者の社長が、自ら市長へ謝罪と説明に訪れております。また、市でも3回目ということのを重く受け止めまして、指定管理者に顛末書及び業務改善計画書を提出させ、衛生管理を徹底するよう基本協定書第28条に基づき、業務の改善勧告を行ったところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** 取消し要件である虚偽報告という言葉が使われましたけど、私がちょうど入院した時期ですから2年半前ぐらいでしょうかね、内部告発ということで、この指定管理者の元の警備担当者だったと思うんですけど、私は直接お会いはしていませんけれども、NHK等で報道もされておりましたけれども、そのときに、いろいろ確認したところ、内部監査でやっていくということでやられたら、そういう事実はなかったということで話は終わっておりますけれども、それ以上申し上げませんが、今、虚偽報告というのがなかったということを上上げたからあえて申し上げましたけれども、そういうのが次々に何件かあって、この虚偽の経理がされているという報道があったときに、全国この指定業者さんは幅広く指定管理をされているようですけれども、その中で、近くの南九州市の

2件の温泉施設は、この指定業者さん、もう撤退をされております。理由はまだ私も確認をしておりませんが、そういうのも含めて指宿はこのままでなぜいいのか。その契約条項にそういうのは当てはまらないから駄目じゃなくて、指宿の観光を守るために、合わない条項があれば見直しをしながら、指定管理者とも相談をしながらやっていくのが普通だろうと思うんですけれども、最初行った契約が全てだから、以後はそれに触れていなければ一切構わないということで本当によろしいんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 過去2回のケースなどを受け、平成29年12月から連絡調整会を毎月実施しております。また、年2回のモニタリングにおいて適正な衛生管理がなされているか確認し、必要に応じて現場確認も行っているところでございます。今後も徹底した衛生管理に関する確認を行いまして、指定管理者とともに緊張感を持った施設運営に当たり、再発防止に努めてまいりたいと考えているところです。

**○10番議員（井元伸明）** 平成29年より調整会議を毎月行っていると、その後、異常は全然見られないから継続してやっていきますということだろうと思うんですけれども、違う観点でお尋ねしますと、3月から4月16日まで休業した部分について、指宿市として、こういうレジオネラ属菌を原因とする休業をしたわけですので、指宿市が、何らかのことでこういう菌を出したわけじゃありませんので、指定管理者にそれだけのお金も払って、ちゃんと清掃も消毒もするんですよという条項でやっているわけですね。それをなされていなかったから今度また3回目が出たということであれば、この休業補償について、今度は指宿市から指定業者さんのほうに求めるべきじゃないかという声が非常に多く聞かれるんですが、そういうことは考えていないのかどうか、お尋ねいたします。

**○産業振興部長（大迫格史）** 損害賠償請求・休業補償等を行うに当たりましては、損害の影響を立証しなければならぬと考えているところでございます。今回のレジオネラ属菌の検出と風評被害の因果関係の証明は難しいと考えておりまして、損害賠償請求は難しいというふうに考えているところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** そういう回答だろうと想像はしておりましたけれども、こういうのは条項を見直しをすることは、市は、全然考えてもいないんですか。するべきじゃないと思っていらっしゃるんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 損害賠償請求につきましては、協定書等の内容ではなくて、市の顧問弁護士にも確認しましたところ、損害賠償請求につきましては、先ほど私が申し上げましたとおり、損害の影響を立証しなければならぬという回答があったところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** よく最近も、弁護士に相談したら、弁護士に相談したらということですが、弁護士に相談する前に、その条項を執行部で検討するべきじゃないかということをお尋ねしているんですよ。

○産業振興部長（大迫格史） 損害賠償を請求するに当たっては、因果関係の証明、それから損害の測定、これをどうしてもしなければいけませんので、現状においては請求は難しいというふうを考えているところです。

○10番議員（井元伸明） このままでいけば、全然前に進みそうにありませんので、この井戸水について、殺菌消毒をする新しいのが地下のほうに入っておりますよね今。これが入っているから安心とされているのか。ちょっと確認しますが、この新しい注入機は、いつ導入されたんですかね。

○産業振興部長（大迫格史） 井水タンクのところに設置してあります注入機であります、これは令和2年10月に交換をされております。

○10番議員（井元伸明） 令和2年10月に新しい機械が入って問題がないという答弁だろうと思うんですけども、これが入っていても、定期的にそういう次亜塩素を注入はしておったんだろうと思うんですけども、普通は聞けば、それを送ってやるとけば、そんなにこういう菌が出てくるものじゃないということなんですよ。私なんかは、4月1日、有志議員で山川の地元の議員を含めて、直接説明がないもんですから、ヘルシーランドの方に出向いて説明をちょっと聞かせていただきましたけど、今後は、清掃作業を増やすとか、ちゃんと清掃日誌も確実に付けますとか、掃除も毎日やりますとかいう回答を聞いて今後もうそういうふうにしますということでしたけど、今度の報告書に載っておりますけども、今までこういう作業はなかったということなんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 今回3回目のレジオネラ属菌の検出ということもございまして、これまで実施していた清掃をより充実させるということでございます。例えば、検査回数につきましては、1日4回濃度の検査をしていたものを6回に増やすとか、清掃の人数を4名から5名に増やすとかという形で毎日清掃等は実施しておりますので、これまでしていなかったということではございません。

○10番議員（井元伸明） 完全にその指定管理者を信じているような発言、答弁ですけども、それが完全に行われておれば、こういう菌は普通は出ないということを知っておるんですけども、そういうことを聞いて、担当部長としてそういう答弁だけでよろしいのかですね、本当に驚きます。

次に角度を変えてお尋ねしますと、もしこんなことがあつては困りますけど、次4回目が出たら誰が責任を取る。それも指定管理者、規約にのっとってということなんでしょうか、そのときは。

○産業振興部長（大迫格史） 今回の検出を受け、レジオネラ属菌の温床となる生物膜を浴槽や給水・給湯配管、シャワー・カラン内に付着させないように清掃時の塩素濃度をこれまでより高めに設定し、配管洗浄は洗浄箇所を拡大するよう指導を行いました。また、人員を増員するとともに塩素濃度測定回数を増やし、日常清掃、消毒を徹底するよう抜本的な業務の見直

しを図ったところでございます。見直した内容につきましては、業務改善報告書として加世田保健所に提出しております。また、指定管理者へは、衛生管理を徹底するよう業務の改善を行ったところでございます。また、3回目の発生以降、どのようにされているかということで、抜き打ちで市の職員も複数回検査状況を確認に行っております。4回目を出さないために指定管理者とともに緊張感を持った施設運営に当たり、再発防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** 出さないように一生懸命抜き打ち検査もやるということでしたけれども、だったら市の誰かが責任を取れるんですか、そういうことで。

**○産業振興部長（大迫格史）** 公共施設を運営するに当たっては、利用される方々に安心・安全なサービスを提供することは当然でありますので、これまでも見直しを行い、今回も見直しを行ったところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** これが人的被害が今なかったからよかったものの、もし人的被害が発生したら、これもどうなんですか。そういう規約の中が全然誰も責任を取らないようになっているんですか。どのようになっているんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 万一、本市が所有する施設が起因した場合の対応は、施設そのものに問題がある場合は市、施設の運営に問題がある場合は指定管理者の責任になりますが、その詳細につきましては、事案が発生してからの判断となります。賠償責任については、責任の所在によって市、又は指定管理者が対応することになると考えております。

**○10番議員（井元伸明）** そこあたりもですね、私もいろんな方々に話を聞いてまいりました。まず、こういう公共施設でそういう事案が発生すれば、その方はどこに損害賠償請求をするかとなれば、その自治体にまずは来ると思うんですよ。今聞くと、何か、ここまでは指定管理者が責任を持つ、ここからは市がとか、何かこう曖昧のような返事されてますけど、全て弁護士に相談するのかなんとかということで終わってしまいそうな雰囲気ですので、そうじゃなくしてですね、ここは明確に市が、やっぱり市は、基幹産業の観光の一環、目玉ですよ。この露天風呂なんか毎年すばらしい温泉であるという評価を続けて4年連続いただいている場所でもあるし、今、一般のホテルなんかでもちょっと話を漏れて聞きますと、指宿で、ヘルシーでレジオネラが出たから、もう指宿には今回は行かない。このコロナ禍でもありますので、そういうのがあったかも分かりませんが、もうそういうキャンセルが何件かあるという話も聞いておりますよ。そういう簡単なあれでですね、ここに条項に違反していないから、そういう案件ではないから指定管理者のあれを取り消せない。私を取り消すとか取り消せないじゃなくて、その前にやっぱり市と指定管理者と厳しい協定というのは結ぶべきだろうと思うんですよ。もし今なければ、新たに条項変更をしながらですね、やっぱりお客様の安心・安全そういうのを守っていくのが担当課じゃないんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** レジオネラ属菌につきましては、発生した場合に県外で大規模な

被害が出た事例がございます。それにつきましては、第三セクターだったと思いますけれども、当時の首長、それから職員等が罰則を受けたというふうに認識しております。ですから市としましては、そのようなことが発生しないように厳格に、また適正に管理等をしていきたいというふうに考えております。

**○10番議員（井元伸明）** 時間の都合もありますので、もし後でまたちょっとお尋ねしたいと思います。

池田湖周辺整備と防災減災についてお尋ねをいたしますけれども、工事としては、今、池田湖前の売店前のトイレ前のところの駐車場整備と、併せて観光施設、売店ができるのであろうと思いますけれども、そういう整備をしていただいております。そういう状況に併せて、池田湖のウォーキングロードというのが、今の売店前からえぶろんはうすまでの間に計画をされておりましたけど、今ちょっと計画が先送りをされているように聞いておりますが、この先送りをされているウォーキングロードの途中に、何回となく今までお尋ねをし、できないかということ聞いてまいりました、住宅の2戸、3戸がですね、池田湖が66m近くになると浸水が始まって生活できないと。トイレ、台所が使用できないために家に住めないという状況があって、何とか改善策はないかということをお願いをしてまいりましたけれども、今までの答弁の中では、道路前の市道をいくらかかさ上げしていただいたりとか、県のほうで池田湖からの逆流を防ぐためのストラップというのを付けてもらってますけれども、波の打ち返し、ある高さになると、その音でうるさくて眠れないとか、それと水中ポンプも今、据え付けしていただいておりますけれども、今日私が確認しておりませんが、先日で65.5mもう越えております。越えておりますので、今、県の河川課と協議をして、新川のほうに放流するようにしております。そういうのをしても浸水は絶対になくなるものでもないし、水中ポンプで完全にあそこの水を全て外に出すわけでもありません。いろんな意味で住民の方々、周辺の方々に聞いても、関係機関の方々に確認しても、あの水中ポンプでとてもじゃないけど、あそこに集まる水を出し切るとはみんな思ってもおりません。そこは一つ、せっかくやっていた事業ではありますけれども、抜本的な事業をするために、私が昨年の11月、いろんな方々から池田湖の水位を下げたらいいんじゃないかと、62mから66mまで今、貯水できるようになっております。この62mから66mをなぜ設定をされたかというと、池田湖の水というのは、年間約3,000万t、約1,000万tが1mに値しますので、約3mは池田湖の水は、指宿市の市民の上水道、生活に使う水として使われたり、今言うような畑かん地域の、指宿市はもちろんですけど、南九州、枕崎まで約6千町歩の田畑に引水しております。そして、この農業地帯は、水が入りましてから収入そのものが数倍どころじゃなくて作付けの種類によっては、40倍ほどの高額な収入を得るように今、発展してきておりますので、年間のこの水をですね、やっぱり限りなく66mに近いぐらいまでは確保したいというのが、農業関係者の間ではもう通説でございます。私も今、いろんなところに出向いて、水

位を下げてください、66.5mになったら放流してくださいと盛んにお願いをしておりますけれども、そうしていると、農業者の方々、特に、南九州、枕崎の方々から、もし平成9年のような大渇水というか、水がなかった場合には、指宿市は責任を取ってくれるんですかと。まずは指宿市で努力してくださいよというのが、もう最近特に、ほかの他市からの大きな声でもあります。ここは一つ、見る角度を変えて、この農業用水も守りながら、市の上水道でもありますので、ここを守りながら、何とかできないのかなということで、一つは、池田湖の水位も何とかできないかと。できないという話は聞いておりましたが、去年の11月に、農水省の方にちょっと関係機関の方々と一緒に訪問させていただいて、池田湖の水位の問題について、上昇すればこういう問題が周囲であるんだということ、何か解決方法はないかということで相談にまいりました。そのときに、防災減災事業という中で、国土交通省で流域治水への転換ということで、新しい事業を今年から始めております。これは、池田湖周辺の浸水している住宅地の範囲内を氾濫域ということにみなしていけば、いろんな事業が導入できるであろうということでありました。この事業を併せていくときに、ちょうど同じ場所が、今その観光で整備しようとしている観光事業のウォーキングロードとダブっている部分が一部ございますので、せっかくの国の事業、税金でやるわけですので、ここは観光事業と、土木事業の防災減災と併せて、こういう事業というのは一緒に取り組めないのかどうか、そこを1回お尋ねをさせていただきたいと思います。

**○建設部長（山崎一磨）** 議員からいただきました流域治水、この件に関しましては、気候変動による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的な治水事業であると考えております。このようなことから、国・県・市、なおかつ観光面も含めまして、総合的な浸水対策というような形の考え方を進めていければなというふうに思っております。

**○10番議員（井元伸明）** 農水省に行ったときに、課長が、たまたま鹿児島県出身の方でありまして、忙しい課長が2時間ほど対応していただいて、国交省にも連絡を取っていただいたりして、こういう事業があるからと、なぜそういうことを一生懸命していただいたかという、農業を守るために、全国の治水事業というので、こういうのが結構あるらしいんですよ。だから全国でもこういう問題があるから、指宿市のその池田湖の問題にしても何とかせんないかなということ、いろいろ取り組んでいただいて、ちょっと先進地の事例を調べてみたら、愛知県でこういうのがございまして、紹介させていただきたいと思います。愛知県の西尾市では、浸水対策工事に要する2分の1の限度額、これは100万円までという支援を打ち出しております。それと同じく愛知県の岩倉市においては、住宅地のかさ上げ工事費やその他の工事で2分の1の限度額300万円を市の単独事業として、2019年4月1日より取り組んでいるところでございます。こういうところがございますけれども、こういう国の事業と併せて、指宿でこういうのに取り組んでいくことを検討できないのか、お尋ねをいたしま

す。

**○建設部長（山崎一磨）** 先ほどの話の中で、流域治水の主な支援事業といたしまして、氾濫をできるだけ防ぐための対策として、ダムの事前放流の取組、池田湖では、今、国、南薩土地改良区並びに県で事前放流の取組をしていただいております。被害対象を減少させるための対策として、土地利用規制、誘導、移転促進の取組等々あるようでございます。これら対策につきましては、法整備されたのが間もないものですから、詳しい情報等協議できる段階ではございませんので、今後、関係機関と連携を取り、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○10番議員（井元伸明）** 時間がありませんので最後にいたしますけれども、是非、それは前向きに、観光も土木も手を合わせて、一緒に取り組んでいただきたい。

コロナ禍の中で、この避難について一つ最後にお尋ねいたします。大雨等の避難について、先日、始良市で避難勧告が出たときに、人が集まり過ぎたと、災害を避けるために。現在は、コロナ禍の中でマスク、体温というのは、もう当たり前、三密を避けなければということでもありますけど、指宿市では、この対策としてどういのを考えていらっしゃるのか、最後にお尋ねいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** コロナ禍での避難所対応についてですが、災害時には、安全な場所に躊躇なく避難することが重要であります。市では、感染症対策に配慮した避難所運営を行うとともに、可能な限り避難所を開設して、避難所の開設状況や空き状況などの情報発信を随時行い、避難所が密にならないよう対策を取ることといたしております。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新宮領實議員。

**○4番議員（新宮領實）** 皆さん、おはようございます。4番、新宮領實です。本日は、いつになくたくさんの方が傍聴にお見えになっておられます。ソーシャルディスタンスを適用されていると思いますので、御不自由をおかけしますし、満員であられるんじゃないかなとそう感じているところでございます。たぶん後ろのモニターの会議室も盛況ではなかろうかと思っております。ようこそおいでくださいました、ありがとうございます。皆さんの議会に対する関心の高さの表れであろうと推察いたします。皆さん方のためにも、市長をはじめ執行部の方々より、期待の持てる答弁をいただきたいと思っております。

本日の質問は、3項目にわたり、お尋ねをします。1件目に、新型コロナウイルス対策についてから、1回目として、ワクチン接種の進捗状況はどうなっているのか。2件目は、文化財についてから、1回目として、文化財の保護にどう取り組んでいるか。3件目は、人口減少対

策についてから、1回目として、人口減少対策はどうしているかをお尋ねします。

残余の質問は、質問席にて関連質問を交えながら随時行ってまいります。よろしく願いをいたします。

**○市長（豊留悦男）** まずはじめに、コロナ対策について、でございます。ワクチン接種の進捗状況等についてお答えをさせていただきます。本市においては、高齢者のワクチン接種がスムーズに進行しております。7月上旬には、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の方への優先接種も開催できる見込みであります。

次に、人口減少対策について、でございます。本市の多様な地域資源を活用し、基幹産業の振興、暮らしやすさを強化するなど、市の魅力を向上させるため、国が示しております基本目標に対応する形で、本市も四つの基本目標を定め、人口減少や経済規模の縮小などの課題克服に向け、総合戦略を立てて推進しているところでございます。

以下、いただきました質問は、担当部長等がお答えいたします。

**○教育長（吉元鈴代）** 文化財について、文化財の保護にどのように取り組んでいるかという御質問ですが、市では、文化財保護法と市文化財保護条例に基づき、文化財の保護に努めております。

**○健康福祉部長（山元成之）** ワクチン接種の進捗状況につきましては、6月20日現在、少なくとも1回接種した方は、医療従事者が2,376名、介護老人福祉施設等の入所者を含む65歳以上の高齢者は9,095名、合計1万1,471名となっております。65歳以上の高齢者は、約1万6,400人の対象者がおりますので、約55.5%の方が1回目の接種を終えた状況でございます。

**○4番議員（新宮領實）** 質問をさせていただく前に、一つだけ確認しておきたいと思うんですけど、ワクチン接種というのは、対策室で対応しているという理解でよろしいですか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 事務につきましては、新型コロナウイルス対策室がやっておりますが、市全体で取り組んでおります。

**○4番議員（新宮領實）** 2回目を終わられた方もいらっしゃると思うんですけども、一番最初に医療従事者が2,100人、介護福祉に入所される方々が4月19日から始まっていると思うんですけども、その方はもうほとんど2回目も終わられているという認識でよろしいでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** ほとんど終わっております。

**○4番議員（新宮領實）** ワクチン接種のできる30施設で1日の接種は何人になるんでしょう。

**○健康福祉部長（山元成之）** 医療機関の規模や医療体制によりまして接種可能人数に大きな差はございますが、1日の平均接種者数は、概ね423名となっております。

**○4番議員（新宮領實）** 今、国は、16歳というところから12歳というところまで引下げてきていると思うんですけども、指宿の方針としても12歳からという対象でよろしいんですか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 本市におきましても12歳からの接種を検討しております。

- 4番議員（新宮領實） そうした場合に、また結構対象者が増えてこられる。そうした場合に、おおむねいつ頃までに終える予定で考えていらっしゃるんですか。もちろん、そこにワクチンの入荷状況とか、そういうものもあるんでしょうけども、市の対策室として、いつ頃を考えになっていらっしゃいますか。
- 健康福祉部長（山元成之） ワクチンが潤沢に供給される前提でおきますと、11月頃には終わりたいと思っております。
- 4番議員（新宮領實） 是非、11月末ぐらいまでには完了ができることを私自身も期待しているところがございます。現在のワクチンの在庫状況は、十分あるんでしょうか。
- 健康福祉部長（山元成之） 現在、接種を行っております65歳以上の高齢者用のワクチンにつきましては、十分な量が配分される予定となっております。
- 4番議員（新宮領實） 予定ということは、未定でもあるでしょうけれども、現在の在庫の状況として何人分ぐらい今、市の方に保管されているんでしょうか。
- 健康福祉部長（山元成之） 現在の在庫につきましては、1万8,600回分、人数にしまして9,300人程度は在庫で持っております。
- 4番議員（新宮領實） 結構な在庫を持っていらっしゃるんですね。ワクチンの入ってくる量は、県任せになるんでしょうか。市の要望でしょうか。配分は十分になっているんでしょうか。
- 健康福祉部長（山元成之） ワクチンの要求につきましては、本市を含む市町村が、必要数を国に直接要望しております。国は、各市町村分を取りまとめた上で各県への配分数を決定し、県が各市町村分への配分数を決定、配給しております。
- 4番議員（新宮領實） 現在のワクチンは、スムーズに入ってきていると思うんですけども、大体何日ごとに入ってきて、その量は決まっているんですか。
- 健康福祉部長（山元成之） 国からは、おおむね2週間ごとに配給されます。量につきましては、その都度差があるようでございます。
- 4番議員（新宮領實） そういうことであれば、順調にいかれるであろうと思いますので、改めて期待しているところがございます。コールセンターの窓口を立ち上げて、4月から使われていると思うんですが、場合によっては、土日祝日、やはり市民の皆さん方から電話が鳴り、問い合わせがあるんじゃないかなと思うんですけども、現在どういう形で対応されるお考えでしょうか、お尋ねします。
- 健康福祉部長（山元成之） ワクチン接種コールセンターへの問い合わせにつきましては、現在では、1日に30件ほどの問い合わせや相談があります。土日祝日等もワクチン接種を行っている医療機関がありますので、接種予定者のキャンセルに伴う緊急接種者対応等、突発的な事案も発生することから、必要最低限の職員が交代で待機しておりますので、コールセンターに電話があった場合には職員が対応しているということでございます。

**○4番議員（新宮領實）** それはありがたいことなんですけど、これからまた、12歳からということでございますので、もっともっと問い合わせ等も多くなろうかと思えます。それとともに、土日祝日の問い合わせも多くなってくるわけですから、先ほどの答弁で職員が対応するとありました。オペレーターの方もですね、休みなしでは大変でしょうし、家族のためにも休みたいのではないのでしょうか。また、職員が出るとなると、それ相応の休日出勤の時間外手当等が発生するのではないのでしょうか。ここはですね、土日祝日はアルバイトのオペレーターで十分だと思いますし、何よりも市民に働く場を提供できます。マニュアルがあれば、十分対応は可能だと思うんですが、いかがでございますか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 先ほど申しましたとおり、土日等にワクチン接種を行っている医療機関がございます。その中で、接種予定者のキャンセルが発生する場合がありますので、そこにつきましてはどうしても職員が対応いたします。そのために、最低限の職員を待機させておりますので、そこで対応させていただきたいと思っております。

**○4番議員（新宮領實）** キャンセルの対応をコールセンターがするということですが、それはそれでよろしいかと思えますけれども、できる限り、市民の方々にも働く場も提供するということは、行政として忘れてはならないことではないかなと思えます。やはり職員でなくても、私、コールセンターぐらいだったらできると思えますよ。私がアルバイトで来てもいいぐらいなんです。実際言ってみれば、僕はそれぐらいそんなに難しい案件じゃないんじゃないかなって理解しているんですけれども。それはそれでいいと思えます。

ワクチン接種は、日本の国策ながら強制ではなく国民の努力義務になっており、若い世代ほどワクチン接種を回避する傾向があると聞きます。接種辞退者に接種を促す対策は何か考えているのでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 今回のワクチン接種は、強制ではございません。副反応などもございますので、御自分の判断で接種する・しないということをご判断してほしいと思っております。市では、今後も接種効果や副反応など正確な情報を繰り返し丁寧に周知してまいりたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** 分かりました。ワクチン接種も順調に進んでいるようです。これもひとえに、対策室以下、チーム一丸となって取り組んでいる結果であろうと思えます。先ほど市全体でっていうお話がありました。ワクチン接種についてあえて市長に答弁を求めることはありませんけれども、担当部署が、コロナ対策を全うできますよう、でき得限りのサポートをお願いしまして、次にまいります。

これからの質問する前に、指宿市は、1960年代ハネムーンブームで東洋のハワイとして一躍有名になり、今や全国にその名が知れ渡っております。その第一の功労者は、いわさきホテルの創業者である岩崎與八郎氏をはじめとするホテル業界や観光産業に携わる方々のたゆまぬ努力の結果であり、それは間違いのない事実であります。指宿市発展に多大に貢献、寄与

してきたこの観光業界が、今やコロナ禍という荒波に翻弄され、溺れる寸前であります。指宿市は、今こそ観光業界に恩を返すときであり、救う義務があるという思いから質問しているということを御理解ください。観光産業の現状は把握しているか。新たな施策はあるか、お答えをいただきたいと思います。

**○産業振興部長（大迫格史）** 市では、4月中旬にゴールデンウィークの入り込み状況調査を実施し、ゴールデンウィーク明けには、実態調査を行っております。また、5月中旬には、本市で確認された感染者における影響を確認するための聞き取り調査を、5月下旬には、緊急事態宣言の影響による宿泊キャンセルの状況と6月以降の営業状況の把握を行っております。また、直接的な訪問としましては、4月下旬には、教育旅行支援事業の説明のために関係施設を訪問したり、新型コロナウイルス感染症安全対策補助金説明と状況把握のために5月上旬に各宿泊施設を訪問したりするなど、様々な機会を捉えて、状況把握に努めているところでございます。

また、本年度の新しい施策としましては、市では、現下の状況に鑑み、アフターコロナを見据えた観光誘致策として、宿泊割引事業やプロモーション活動を展開することを想定しております。事業内容や実施時期につきましては、観光関連事業者とも協議してまいりたいと思っております。また、指宿商工会議所、菜の花商工会及び指宿市観光協会の連名で市への要望書が提出されておりますので、頂いた要望事項につきましても内容を検討させていただきたいと考えているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 3月議会で再三お願いしたと思うんですよね。施策を施策をと。その3か月で、ある程度のこれをしましたというのがあるんですか。こういう施策をしております、というのがあるんですかということです。3月以降。

**○産業振興部長（大迫格史）** 市としましては、施設等の消毒や衛生対策に要する消耗品や備品の購入費をはじめ、新型コロナウイルス感染症が確認された場合の消毒作業等にかかる費用についての補助事業を設けておりますが、これにつきましては、大手宿泊施設等からも既に応募があるところでございます。

また、市内の観光関連事業者が多く加入している公益社団法人指宿市観光協会の年会費の2分の1相当額を助成しているところでございまして、これによりまして、経営安定化と会員事業者の固定経費の負担軽減を図っているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** こんなことは申し上げたくないんですが、公務員の方々は、満額もらっているわけですよ。でね、ホテル業界ね、部長が足を運んで見ているのか分かりませんが、週の半分は真っ暗なんですよ。その従業員の方はほとんどカットですよ、実際言ってみてね。御自身たちは、満額もらっていると思っていらっしゃるんじゃないんですか。それほど厳しい状況下にあるわけです。やはり、いろんな積立を取り崩すとか、基金を取り崩すとかしながら、やはりここは、直接的な支援を行うべきじゃないかなと私は思うんですけど、い

かがですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** まずは、国が実施している雇用調整助成金や月次支援金などの制度を活用していただきたいと思っております。市としましては、国や県の助成制度との調整を図りながら、また、現在市が実施しているほかの支援策とも総合的に判断しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

**○4番議員（新宮領實）** そういう状態で、本当に満額もらえる従業員が何人いると思いますか。とてもじゃないけど、この現状を乗り越えることはなかなかできないんじゃないかなと私は思うんです。ある自治体みたいに、財政調整基金が0、公債償還金基金を取り崩しているところと違い、当市は、財政調整基金も何十億とは言いませんけど数十億はあるし、ふるさと納税基金も数億円の基金があるんじゃないですか。なぜ財政出動してでも、この危機的状況にある観光業界に投資しないんでしょうか。私、そのところはもうはっきり言って分かりません。どう思いますか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 市では、国・県の助成事業等も見ながら、また市独自の事業も検討していきたいというふうに考えているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 同じような答弁ばかりになるんでしょうけれども、部長ね、いろんなホテルありますよね。そこに御自身で足を運んで、そのまま言えば経理部長なら経理部長でもいいですよ、そういう方々と直にお話をしたことございますか。

**○産業振興部長（大迫格史）** はい、ございます。

**○4番議員（新宮領實）** その中で部長が直接感じられたところというのは、こうしなきゃいけないなって思わなかったですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 特定の宿泊施設のことをちょっと申し上げるわけにはいかないわけなんですけれども、6月中は1か月間休業という宿泊施設が複数ございました。ところが7月につきましては、1か月間通しで休業という宿泊施設はないというふうに伺っているところでございます。夏休みを前に、若干ですが宿泊施設もお客様が入ってくる数が増えてきているからと思っております。また、市の独自の補助事業がございまして、これにつきましては、非常に喜ばれているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 令和2年度実施した、いぶすきみらい宿泊券事業やいぶすき倍返しキャンペーン、教育旅行支援事業の事業効果は、どのようになってらっしゃるんでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 経済効果を1億5,000万円と積算しており、コロナ禍において一定の効果はあったものと思っております。

**○4番議員（新宮領實）** 1億5,000万円の経済効果が生まれたということなんですけど、一体幾ら投資して1億5,000万円という数字になるんでしょうか。そこをちょっとお聞かせいただければありがたい。

**○観光課長（上川床聡）** 令和2年度に実施いたしました事業といたしまして、プレミアム率

200%, いわゆる倍返しキャンペーンというものでございますが、こちらが事業費として1,000万円。それからみらい宿泊券が1,500万円。それから修学旅行の誘致事業といたしまして、このうちのそうめん流しの補助が530万円。それから大好き体験事業といたしまして、こちらの体験料補助で500万円。合わせて3,530万円となっております。

**○4番議員（新宮領實）** 果たして、これぐらいの投資だけで、指宿のホテル業界が再生できると思いますか。はつきし言って、こういう金額じゃなくて、チマチマ出すんじゃないで、5億円なら5億円どんと出しましょうと、そういう形の中で、後のどこに配分するかは、御自身たちが考えていただいて、それぐらいのお金を使わなければ今の指宿市の観光業界というのは救えないんじゃないですか。どう思います。

**○産業振興部長（大迫格史）** 市では、令和3年度もコロナ対策の事業を予算化しているところでございます。また、先ほども申し上げましたが、今回、3団体から要望書が提出されております。その要望書の内容が、緊急経営安定化助成事業に係る事業費の増額であったり、プレミアム商品券の追加発行であったりというものでございます。それらを踏まえて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 市長、やはり、わらをもすがる状況にあるこの業界を救う考えというのはお考えになっていらっしゃるんですかね。そこのところを市長からお尋ねをしたいんですけれども、いかがですか。

**○副市長（有留茂人）** 市でも状況等の把握については、十分に努めているところであります。そのような状況を踏まえまして、コロナ禍における今後の対応につきましては、適宜、全庁的にその検討を加え、経済活動の活性化に努めていきたいというふうに思っております。

**○4番議員（新宮領實）** 是非、今、副市長から答弁いただきましたけれども、この現状を、皆さん共有していただきたいと思うんですよね。指宿がこけたらどうされる。人口減少対策も後からしますけれども、人口減少対策という話の次元じゃなくなってくる。そこのところを執行部の皆さん方もしっかり考えていただいて、今のこの観光業界をいかにして救ってあげようかということをごすね、心砕いてください。お願いいたします。答弁は要りません。

次に、文化財についてお尋ねをしてみたい。先ほど、文化財の保護について教育長から御答弁いただきました。何項目かにわたって参与には、いろいろ資料なんかも作っていただいたんですけども、時間の関係で少し飛ばすところも出てきますので、そこのところは御了承いただきたいと思っております。文化財には、現在どういうものがあるんでしょうか。文化財の分類について、ちょっとお尋ねをしたいと思っております。

**○教育部参与（中摩浩太郎）** 文化財につきましては、市文化財保護条例第2条に定められた有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、記念物の大きく五つの種類がございます。なお、記念物につきましては、史跡、名勝、天然記念物の3種類に分かれますので、全部で7種類に組分けされるところでございます。

○4番議員（新宮領實） 文化財もかなり分類があつて、それなりに指宿市も文化財指定は、十数か所に上るってということもお聞きしておりますが、その中で文化財マップってというのは作成されているのでしょうか。

○教育部参与（中摩浩太郎） 文化財に関するマップにつきましては、平成26年度に指宿まるごと博物館マップを作製しました。加えまして、指宿まるごと博物館のホームページには、グーグルマップを用いた文化財マップを掲載し、併せて2種類のマップを作成しているところ です。ホームページのマップにつきましては、グーグルマップの機能を活用して、現地まで利用者を案内できる機能を持ち合せております。

○4番議員（新宮領實） これはスマホしか対応できないということで、我々みたいなガラケー はできませんということですよ。

○教育部参与（中摩浩太郎） スマートフォン、あとはパソコンでも対応ができます。ガラケー については、ちょっと承知をしておりません。申し訳ございません。

○4番議員（新宮領實） 余計なことをお聞きしました。ほかにもお尋ねしたいんですけども、少し飛ばさせていただいて、文化財は、市で整備、管理されているのでしょうか。教育 委員会は、文化財の指定を行い、整備、管理は行えないのでしょうか。

○教育部参与（中摩浩太郎） 教育委員会では、市文化財保護条例の規定に則りまして、指定文 化財の管理に必要な標識や説明看板等の整備を行っております。管理につきましては、文化 財保護法及び条例の規定により適切に行っているところでございます。

○4番議員（新宮領實） モニターをお願いしてよろしゅうございますでしょうか。議長、操作 をいたしますので、座ったままでお話をさせていただくことをお許しいただきたいんですけ ど、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（木原繁昭） はい。

○4番議員（新宮領實） 座って操作させていただきます。

今、御覧になっていただいているところは、俗に言う殿様湯です。ここは、1831年に、時の島津27代藩主斉興公、斉彬公のお父さんですね、摺ヶ浜から温泉行館として開湯したとあります。明治28年に今の殿様湯を経営している今林さんに売却されたそうです。この浴槽から床、壁、それは全て山川石できていて、左側に今で言う洗面化粧台みたいなものがこういうふうに残されています。これ200年前ですよ。信じられます、本当にこれ。少しこうあつてですね、ここにタイルがあります。タイルというのは、日本ではほとんど造られていなかったと思うんですよ。タイルも鮮明に残っているところです。案内看板は、もう御覧のとおりです。今のこの状態見られてですね、あまり残念ながら状態がよくありません。湯船も御覧のとおりです。当人にお話いただいたら、排水が悪く掃除ができないということでした。以上、画像を見た中でお尋ねをいたします。これらの維持管理というのは、どうなっているんでしょう。

**○教育部参与（中摩浩太郎）** 市指定文化財の清掃等の維持管理につきましては、条例において所有者等が管理義務を負っておりますので、先ほどのように管理が行き届いていない文化財に関しましては、所有者等に清掃に努めていただくよう働きかけてまいりたいと思います。

**○4番議員（新宮領實）** 文化財に指定されたら皆そういうふうな形で、まあ言えば、市の方は、預かり知らないという状態なんではないでしょうか。

**○教育部参与（中摩浩太郎）** 先ほど申しあげましたように、所有者等については、管理義務を負っております。ただ、教育委員会におきましても年間で数回の文化財パトロール等を行い、現状の把握に努め、先ほどのように汚れているところについては、所有者の方と相談をしたりとか、そういった活動も併せて行っているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 文化財に指定されるメリットというのがあるんですか。文化財を持ってらっしゃるところって。

**○教育部参与（中摩浩太郎）** 文化財に指定をされるメリットにつきましては、指宿市の歴史と文化を象徴する極めて貴重な文化財として市指定にしております。その文化財を所有するメリットでございますけれども、そういった非常に重要なものを所有するというメリットがあると考えております。また、文化財については、多数の方が、指宿市の歴史について知るための非常に重要なものであります。そうした例えば、子供たちの教育にも貢献するなど、そういった意味合いのメリットを持っていると考えております。

**○4番議員（新宮領實）** そうであればなおこそ、整備・管理しなければならないものは、教育委員会でするのか、市でやるのか知りませんが、そうあるべきじゃないですか。そうじゃないと今を見たように、全てが劣化して、指宿の宝物がなんもかんもなくなっていく。そういう在り方でよろしいのでしょうか。

**○教育部参与（中摩浩太郎）** 市指定文化財を含め、指定文化財の所有者等対象とした文化財の保存管理又は修理にかかる補助金を市では準備をしております。本年度においても4件ほどの相談があります。そのような補助金等を活用していただきながら、市では管理又は維持について応援をしているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 方向を変えまして、市長にとって、文化財というのはどういうものとして位置付けがあるのでしょうか。お尋ねさせていただいてよろしいですか。

**○教育部参与（中摩浩太郎）** 先ほども申しあげましたように、本市の歴史や文化を知るために非常に重要なものであるとともに、文化財については、長い歴史の中で地域コミュニティの人と人を結び付けるそういった役割を果たしてまいりました。今後においても、そういった非常に重要な役割を果たしていくものであると考えているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 僕は、質問にちょっと本音をお聞きしたかったんですけど、ちょっとお答えになりませんでしたので、非常にちょっと残念ですけども。私は、文化財に指定されたら市が手厚く保護・管理してくれるものだと思っていたんですけども、本当はそうじゃな

いんですね。

**○教育部参与（中摩浩太郎）** 繰り返しになりますけれども、文化財については、例えば、所有者が個人の場合は、個人の財産になるということがございます。そうしたところから、所有者の管理義務が発生するところがございますが、市としましても、その整備等については、補助制度を準備し応援をしているというところがございます。

**○4番議員（新宮領實）** 殿様湯というところは、非常に指宿にとって指宿を観光地として宣伝する中でいけばですね、特A級の僕は場所だと思うんですね。ここについて、屋根など造れば保存もできるし観光資源にもなると思うんですけれども、特別に整備するお考えはなりませんか。

**○教育部参与（中摩浩太郎）** 現在のところ、市での整備計画は持ち合せておりません。

**○4番議員（新宮領實）** また市長にお尋ねしたいんですけど、市長ね、お聞きのとおりですよ。特A級の観光資源だと思いますということを言ったんですけれども、もし文化財が足かせになるのであれば、文化財から除外してでも観光資源として活用すべきだと思いますけれども、いかがですか。これも市長、お答えできないんでしょうか。

**○教育部参与（中摩浩太郎）** 指定文化財につきましては、その歴史的価値等に基づいて指定をし、教育委員会で保存を進めているものでございます。したがって、その他の目的においての解除については、現在のところは考えておりません。

**○4番議員（新宮領實）** また、モニターをお願いします。今、モニターに映らせていただいているのは、揖宿神社の横にある戦没者慰霊碑です。手前の大きな木が文化財に指定している棕ノ木です。ちょっと行ってここにですね、鳥居があるんです。この鳥居なんですけど、後ろをちょっと見ます。見えますでしょうかね。大正10年3月建設、指宿村民一同とあります。次にいきます。ここにですね、手前と右に2基の灯籠があるんです。手前のところに2基、皆さん分かりますよね。あの2基の灯籠が、これ分かりますか、指宿市民一同ってあります。昭和35年1月18日付けの寄贈という形になっております。そこのところをずっと見ましたら、これですね、昭和35年1月28日というのを見てとれると思います。これの周りをずっと見たら、道路側にはらんで、もう危ない極まりないという感じです。ここに後ろ側に田の神も見えます。これは後ろ側から見たものなんですけども、どうしても土砂の流失が出て、いつ田の神が、田んぼの中に転がり込んでいくのか分からないような状態です。今、これを見ていただいた中でですね、お話をさせていただきたいと思います。結構でございます。ありがとうございます。ここに今、慰霊塔も忠魂碑もちょっと見られたと思うんですけども、これは指宿市誌によりますと、日華事変から太平洋戦争において参加した戦没者1,229柱の霊を永久に祀るためにこの地に建設したとあり、昭和35年2月28日、当時の靖国神社の筑波藤麿宮司をはじめ、県知事ほか多数の来賓を迎え除幕式が行われたと。慰霊塔と書かれた題字は、筑波藤麿靖国神社宮司の直筆であるとあります。このときのことを地域の長老にお尋ね

しましたら、盛大なもので来賓として上林山栄吉先生、後の国務大臣、防衛庁長官もお見えになっていたということです。当時、絶大な影響力を持っていたことを考えるに、この慰霊塔は、正しく上林山栄吉先生の肝いりであったと推察できます。この価値ある建造物を戦争遺産として整備し、永久に保存するお考えはないのでしょうか。これは私、この戦没者慰霊碑の文化財指定という形でしましたけれども、何か文化財にすると何か足かせがあるみたいで、これは指宿市として、総務課あたりで所管として永久に残していくべきものではないかなと思うんですけれども、これも市長、何かお答えはいただけないんですか。誰でもいいです。

(発言する者あり)

**○教育部参与（中摩浩太郎）** 文化財の指定につきましては、教育委員会が、あらかじめ市文化財保護審議会に諮問をしなければならないと条例に定めがございます。保護審議会では、その諮問を受け、調査研究の上、歴史上学術的価値や重要性が高いといった指定要件を満たしているか否かを教育委員会に答申することになります。教育委員会では、それを基に指定をすることとしているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 次にまいります。ちょっと時間が迫ってきました。郷土芸能継承についてどう考えているか。郷土芸能の継承については、現状と課題を含めた考え方をお聞きかせください。

**○教育部参与（中摩浩太郎）** 郷土芸能もまた地域の歴史や文化を示す文化財であるとともに、地域コミュニティをつなげる大きな役割を持っていると考えておりますが、担い手の高齢化や若い世代の働き方の変化、少子化などで担い手・後継者不足などがございまして、また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で郷土芸能を次世代に継承する機会が大幅に減少しているという課題がございます。郷土芸能は、一度継承が途絶えると復活させることは極めて困難なものであると考えているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 郷土芸能を小学校単位で継承していく考えはないか。今、担い手不足で非常に悩んでいるところなんです。私も坂田踊りというところの師匠をやっておりますけれども、なかなか育っていかないというのが現状でございまして、授業で取り組んでいく考えはないか、お尋ねをします。

**○教育部参与（中摩浩太郎）** 市内の小学校には、地域の郷土芸能を郷土教育の一環として学ぶ活動に取り組んでいる学校もございます。また、各保存団体におきましては、子供たちに地域の郷土芸能を知ってもらう機会を作り、興味を喚起することを希望しております。そうしたことから、教育委員会としましても、小中学校にこのような郷土芸能を学ぶ機会を増やしてほしいというふうに働きかけをしているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 教育長にお願いをしたいんですが、今、学校単位で郷土芸能を学ぶ、そういうものをできないかということをお願いしているところなんです。是非、教育長の命

で、できるだけ、まあ言えば、授業として取り組んでいただきたいんですけれども、その点について教育長は、いかがでしょうか。

**○教育長（吉元鈴代）** 先ほど参与からも答弁がございましたように、郷土芸能を学ぶ機会は、大切だと思いますので、働きかけていきたいと思います。

**○4番議員（新宮領實）** お願いをいたしたいと思います。

次に、人口減少対策についてお尋ねをいたします。先ほど第二期人口ビジョンという形の中で答弁がありましたけれども、目玉というのがあるのでしょうか。

**○総務部参与（野元伸浩）** 本市では、自然減少数の抑制、若い世代の流出抑制、流入促進、地域の特性を生かした地域産業の活性化を目指しまして、各事業を実施しているところでございます。具体的な事業といたしましては、不妊治療費助成事業、ファミリー・サポートセンター事業、お試し滞在サポート事業、Welcomeいぶすきコンシェルジュ設置事業等を実施しているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 新たな産業の創出や企業誘致の促進はできているのでしょうか。

**○総務部参与（野元伸浩）** 本市では、これまで地域資源であるオクラや指宿鰹節の機能性評価検証等を実施してまいりました。地域食材の付加価値を高め、機能性を情報発信することは、消費・用途の拡大につながり、6次産業化による雇用の安定と創出に寄与するものと考えております。また、地域資源を活用した健康食メニューの開発等についても産学官と市民が一体となって行うことで、健康産業の基盤構築と創出を期待しているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 町おこしには、産業の振興が欠かせないわけで、衰退は雇用の減少につながり、雇用がなくなるということは、人口の流出に直結します。今の答弁では、新たな産業は育っていないように感じました。正に、指宿市は、観光産業を飛躍させていくべきではないのでしょうか。ほかの産業と違って大きな発展の要素が多分にあると思いますが、市長なり、市長は、先ほどから何もお答えいただけないのが残念なんですけれども、誰かこれについてお答えできる方がいらっしゃいましたらお願いします。

**○総務部参与（野元伸浩）** 本市では、第二期の指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略、あと第二期の指宿人口ビジョンに基づきまして、各種事業を行っているところでございます。この中に、基本目標といたしまして、稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする。多彩なつながりを築き、指宿市への新しい人材の流れをつくる。結婚、出産、子育ての希望をかなえる。人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる。ということで、こういった四つの目標を掲げまして各種事業を行っているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 子育て支援の充実として、ひとり親世帯の給食費の免除、その他は半額にはできないのでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 本市では、平成31年4月分の給食費から一部補助を実施しておりま

す。補助額につきましては、小中学校とも一律で、令和2年度に月額900円から100円増額して月額1千円に。年額で1万1千円としており、現在のところ、御質問のひとり親世帯の給食費の免除、その他の世帯の半額補助につきましては、考えてないところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 今現在、小学生は1人幾らで、中学生は幾らになっていらっしゃるんでしょう。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 給食費の保護者負担につきましては、市の方で月額1千円補助しておりますので、保護者の負担額につきましては、小学校で2,900円、中学校で3,500円となっております。

**○4番議員（新宮領實）** これは2人世帯、3人世帯も一律一緒だということで、よろしゅうございますね。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 補助につきましては、児童生徒1人当たりの補助となっております。

**○4番議員（新宮領實）** 県内の市では、南さつま市が、2017年度より給食費の無料化を実施しております。無償化の理由として、子育て支援や定住しやすい環境づくりに加え、給食を教育の一環と捉える食育の推進を挙げているようです。市長にも是非お答えいただきたいんですけど、当市も無償化を図り、日本一子育てにやさしいまちづくりを目指しませんでしょうか。お考えはお聞かせできませんか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 現在本市では、月額1千円の給食費の補助を実施しておりますけど、今後もこの補助を継続していきたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** 移住者への農地あっせんと農業支援はできないんでしょうか。

**○農業委員会事務局長（西村里志）** 農業委員会会長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。本市へ移住し、新たに農業を始めたいとする方からの農地のあっせん申出も受付をしております。しかし、借り手農家の申込みが多く、出し手農家は少ない状況が続いております。

農業支援としましては、鹿児島市で例年1月頃に開催されます、鹿児島就農就業相談会へ参加し、移住希望者への就農相談等を受け付けるなど、新たな担い手農家の確保につなげるための支援に、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** 今、鹿児島市で例年1月頃というお話をいただきましたけれども、指宿市の中で、これまでに何か成果があったんでしょうか。お分かりになりますか。

**○農業委員会事務局長（西村里志）** 現在、新西方地区において、移住者の方で農業をされている方が3名ほどいらっしゃいます。

**○4番議員（新宮領實）** もう一つ聞きます。御自身の主観で結構でございますんで、ちょっとお答えいただければと思います。移住者が、農業で来て食っていけるとおもいますか。

**○農業委員会事務局長（西村里志）** 今の御質問に対して、私の主観で答えることは、差し控えさせていただきますと思います。最終的には、御自身が頑張られるとかどうかだと思いま

す。

**○4番議員（新宮領實）** ちょっとどうなのかなと思いつながりながらお聞きしまして、農業をするというのは、なかなか大変なところがあるんじゃないかなと思いましたので、少し事務局長は、お見えになられると思いましたが、主観でも結構だったんですよ。お尋ねをしたかったということでございます。申し訳ございませんね。

最後になります。是非市長、これお答えいただきたいんです。最後。人口減少は、経済活動に悪影響を及ぼすだけではなく、介護や年金問題などにも影響があります。人口減少対策は、指宿市の1丁目1番地に据えて、喫緊の課題として、人口減少対策課を早急に創設するお考えはないのでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 議員の御指摘のとおりであります。なぜ私が、これまで答弁を求めて、具体的な答弁ができなかったかということをもっと申し上げてから、このことについてはお答えをいたします。今回、新宮領議員からは、多くの質問をいただきました。ページ数でいうと、私たちは50ページ以上準備をしたわけでありまして。人口減少についても、教育問題から子育ての環境整備から多岐にわたっておりましたので、総合的な答弁ができなかった関係で、個々の問題については、担当部長に答弁をいたさせました。文化財についてもでございます。私は、肝付にいますとき2市9町の文化財担当もしておりました。だから、そのことについて答弁に的確な回答となるようなことは控えたわけでありまして。人口減少、これは議員のおっしゃるとおりであります。4月の広報紙を御覧いただければよく分かります。4・5・6月の人口動態の広報紙を見ますと、一番減ったときは3百数十人です。しかし、増えた月があります。それは、6月1日の広報紙を見れば御案内のとおり。今年は、40名ほど増えております。差し引きをしますと3百何人が1年間に自然現象じゃなくて人口の動態によって、動きによって減ったことが分かります。それは、4月になりますと、子供たちがふるさとを離れて都会で学び働くからであります。あと一つは、転勤等で市外へ離れる方です。6月になりますと、増えた理由は、転勤等で逆に増えた人たちの数であります。私たちは、数値というものをういて人口減少対策というのは考えなければなりません。しかし、一番大切なことは、議員がおっしゃるとおり、地域で、私たちのふるさとで雇用できるような環境をつくるということだろうと思います。様々な事業を、これから稼げる指宿市としてやらなければならないと私は、今年の施政方針の中で述べたとおりであります。つまり、自然現象に負けないような、そういう指宿市の雇用をつくり、経営という感覚で指宿市を運営をしたいという意味合いで申し上げたわけでありまして。国が示した基本目標というものもありますけれども、それが全て指宿市に該当すると、当てはまるということは考えておりません。そういう意味で経済規模、特に、観光・農業の基幹産業を含めて、新たな事業を創造することによって人口減少対策に努めたいと、それが私の思いであります。議員の皆さんと一緒にしながら、この人口対策というのは、行政だけじゃなくて、地域を含めて、全て産業の方々と協働しなが

ら、方向性を一緒にしながら人口減少対策というのは取り組んでまいりたいと思います。小学校の給食費も出ました。そのとおりであります。やるべきだという方向性は正しいと思います。しかし、やるための条件の整備を今後、議員の皆さんの理解を得ながら頑張っていかなければならない。そう思っているところでございます。その時々、答弁を求めましたけれども私は、答弁に慎重を期すという、その観点からも担当部長に答弁させたことをお詫びを申し上げながら、人口対策のことについては、新宮領議員の一般質問の総括的な意味合いを込めて私の方で答弁をさせていただきました。

**○4番議員（新宮領實）** ありがとうございます。非常に市長から嫌われているのかなと思っておりました。これで質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時01分
再開	午後	0時59分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

**○11番議員（西森三義）** こんにちは。11番、西森です。今、全国各地において、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が開始されております。多くの人々がワクチンを打てることにより、1日でも早くこの感染症が収束することを願うばかりです。

それでは、これから、通告に基づき、順次質問をいたします。

まず、農業振興策について、であります。今年の1月から3月の期間で、平年の2割以上減少した月があると国が認める品目の生産者に対し、次期作への前向きな取組を支援する高収益作物次期作支援交付金の第4次公募が始まることを回覧板にて知ったが、事前申込み締切日の令和3年5月14日までに申し込みした農家数はどれくらいか、お伺いいたします。

先月末に、南薩農業共済組合の担当者に収入保険の支払い実績について聞いたところ、令和元年加入での支払いは44件で約1億8,600万円。令和2年加入も現時点で45件の約1億円支払っているとのことだが、このように支払い実績があることで加入者が増加したのか、お伺いいたします。

私の校区内には、いろんな作物の管理についてすばらしい知識を持った方がおり、多くのことを助言してもらっていますが、今回もいぶすき農業支援センターが設立されたが、ワンフロアの強みが発揮されていないのではないかと指導を受けましたがどうですか、お伺いいたします。

以前、もう10年以上前になるかもしれませんが、県の普及員、市の技術員、JAの指導員が連携を取り、圃場を巡回して農家を指導していた記憶があるが、現在は、JAの集荷場での管理講習会等への開催に変更されたのでしょうか、お伺いいたします。

山川バイナリー発電所の余剰熱活用については、大いに興味を持ったことから、5月20日

と5月28日に同僚議員と山川発電所を訪問し、所長の説明を聞くことができました。その中で、発電所が提供する広さは、60m×60mの場所に120度の熱水を時間当たり30 t 提供されることですが、事業者の公募が始まったと聞いているものの、申込み状況はどうなっているか、お伺いいたします。

二つ目は、財源確保策について、であります。新型コロナウイルス感染症が発生してから税収の落ち込みが増大する中においても、各事業所が支援を求めてきているのではないかと。このようなときに活用できる自主財源が必要だと思われます。そこで先日、塩田跡地の調査に出向いたとき、大型クレーン車で作業をしていた、たまた箱温泉の第1泉源の代替掘削は、令和2年度事業からの繰越事業となっているが、いつ頃掘削が完了するのか、お伺いいたします。

山川発電所では、いろいろ勉強させてもらった中で、ヘルシーランド隣にある竹山は、マグマのせり上がりによってできたと聞き、また、周辺の地下には、相当の熱量があるのではと言われましたので、今回掘削する泉源や塩田跡地の泉源等を有効活用して発電事業に取り組む考えはないか、お伺いいたします。

コロナ禍において、唐船峡そうめん流しの利用客も減少し、基金も減少していると聞いているが、全国水の郷百選の唐船峡の水を市で販売するとしたときの費用対効果の調査をしたことはないか、お伺いいたします。

三つ目は、安心・安全対策について、であります。平成28年12月議会において、空き家対策特別措置法の適用を質問したところ、県が主になり、各市町村及び弁護士や司法書士等の専門家を交え、特定空き家に対する措置の判断基準について協議をしているとの答弁でしたので、その基準に基づき、危険空き家を強制的に撤去できないか、お伺いいたします。

市道脇の土手には、ひとりで生えた竹や雑木があり、それが年数が経過するにともない竹林や大木に生長し、さらに所有者が県外や所有者不明のため、どうすることもできず放置されている現状で、私も竹林や大木を相談者と調査に行き、集落内で処理できないか相談もいたしました。素人では危険とのことですので、市道脇で繁茂している竹林や大木を強制的に撤去できないかお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 国は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により、今年1月から3月までの期間において、出荷制限等により影響を受けた品目を生産する農家への次期作への取組を支援するため、昨年度に引き続き、高収益作物次期作支援交付金の公募を行うこととしております。市では、前回と同様、指宿市農業再生協議会とJAいぶすきが事業実施主体となり、交付金事業に取り組むこととしております。事業につきましては、3月31日に農林水産省のホームページに概要が公表されたことから、取り急ぎチラシの回覧と市ホームページによって周知を図ったところであり、そのような中、指宿市農業再生協議会に申請の事前申込みをした農家は18経営体であり、JAいぶすきについては、公募内容が示され次第、対

象農家へ個別に案内することから、現時点での申込件数は、分からないところでございます。

以下、いただきました質問については、担当部長等が答弁をいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 収入保険の加入者が増加したのか、という御質問ですが、鹿児島県農業共済組合南薩支所に加入件数を確認したところ、令和2年度の合計加入件数は153件で、そのうち新規加入件数は40件となっております。

いぶすき農業支援センターが設立されたが、ワンフロア化の強みが発揮されていないのではないかという御質問につきましては、近年の傾向としまして、県の専門技術員やJAの営農指導員が減少していること等により、JAの集荷場などのほかにも指導会場を集約する形ではありますが、現地指導が継続されております。具体的には、県はじめ関係機関連携によるニューファーマー講座や新技術の実証展示ほでの現地検討会をはじめ、JA各作物部会などが行う講習会、現地研修、市の認定新規就農者への支援チームの編成及び現地指導など、関係機関が一体となって各種活動に取り組んでいるところでございます。さらに、病害虫対策の面でも、ワンフロアの強みを生かし、県との迅速な連携のもと、プロジェクトチームによる現地指導、病害対策につなげているところでもあります。

**○総務部参与（野元伸浩）** 山川バイナリー発電所の余剰熱を活用した事業者の公募について、でございますが、令和3年5月31日から応募を開始しておりまして、問い合わせにつきましては3件、参加希望表明書の提出につきましては1件あったところでございます。なお、申込みの受付が6月18日から始まっておりますけれども、6月20日現在では、この申込みについては、今のところないところでございます。

続きまして、塩田跡地の泉源等を有効活用して発電事業に取り組む考えはないか、ということでございます。本市につきましては、2050年までに本市の二酸化炭素排出実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に向けてチャレンジしていくことを表明したところでございます。また、県におきましても今年3月に策定した鹿児島県環境基本計画の中で、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進として、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進をはじめとした各種施策を実施することとしております。竹山周辺につきましては、豊富な地熱資源に恵まれ、地熱発電には有望な地でございます。議員からそのような御意見をいただきましたので、現在、第1泉源の替え掘りを行っている泉源につきましては、掘削完了後、発電するだけのポテンシャルがあるかの確認を行う必要があると思っております。また、塩田跡地の泉源を含めての既存の泉源を活用した発電ができるかどうか、今後、調査・検討を行ってまいりたいと思っております。

**○産業振興部長（大迫格史）** たまた箱温泉の替え掘りにつきましては、現在、やぐらを立てて掘削を進めておりまして、20mから60mまで掘り進めているところでございます。工事の完了につきましては、今のところ7月30日を予定しております。

**○開聞支所長（山下秀一）** 唐船峡の水を販売しようとしたときの費用対効果の調査をしたことはないか、ということでございます。明確な資料は残っておりませんが、旧開聞町時代に調査した経緯があるようでございます。試算結果につきましては、多額の設備投資や維持管理費等が必要であること。また、水質的にミネラル分を多く含まない軟水であり、国内においては一般的な水質であることから、販売競争が激化している中において採算性が低いと判断したようでございます。

**○総務部長（下吹越寿）** 危険空き家の撤去についてですが、県空き家対策連携協議会の空き家対策ガイドブック等を基に、令和2年4月に市空き家等対策計画を策定し、処置の判断基準や手続き等を定めたところであります。撤去につきましては、財産権や所有権に基づき、所有者の方に対応していただくことが先決であると考えますので、所有者の方に対応していただけるよう繰り返し連絡、また、依頼等を行っているところでございます。

**○建設部長（山崎一磨）** 市道脇に繁茂している竹木の強制撤去について、でございますが、道路管理者としましては、市道等で道路にはみ出した竹木等につきましては、土地の所有者に伐採を依頼しているところでありますが、土地の所有者が不明な場合につきましては、通行に支障がある場合や、危険性が高く、緊急性の高い場合は、安全に通行できるよう、その対策について、その都度判断していくことにならうかと考えているところでございます。

**○11番議員（西森三義）** それでは、これから2回目以降の質問に入らせていただきます。

先ほど市長が答弁をされましたが、高収益次期作支援交付金の対象品目は、回覧板ではいろいろ示されておりましたが、その品目について、どのように決定されたのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 対象品目につきましては、全国共通品目として、メロン、ワサビや穂じそ等のつまもの類、スタチやカボス、ユズ等の香酸かんきつ、切り花となっております。なお、都道府県域で影響があった品目として、県が、ダイコン、レッドキャベツ、トマトを対象品目とするよう要望していたようですが、6月18日時点で正式ではありませんが、これらの要望品目は、対象にならないということで連絡が来ております。

**○11番議員（西森三義）** 先ほどは、市のほうには、18経営体の方が事前申込みをされた。この18経営体の方は、切り花とかメロンとかワサビ類の関係者なんですか、どうなんですか。

**○農政部長（寺田昭宏）** 切り花類の6件が、今のところ対象になるようであります。

**○11番議員（西森三義）** 18経営体のうち6件だけが対象と、そういう理解でよろしいんですか。

**○農政部長（寺田昭宏）** 先日6月18日金曜日に、農林水産省のホームページで第4次公募内容が公表されました。これによりますと、募集期間が6月18日から8月11日までとなっておりますので、当該内容について、再度回覧や市ホームページ等で周知するほか、該当する品目を生

産している認定農家等への個別周知をしまいたいと考えております。

○11番議員（西森三義） 部長の答弁は、ちょっと私は違うような気がするんだけど、私が聞いたのは、18経営体が申請された。その18経営体のうち、6件だけが対象になっているのか。後の12経営体は、対象にならなかったその理由は何ですか、ということですよ。

○農政課長（鴨崎一郎） 先ほど来、答弁をしておりますが、現在、仮の申込みという状況であるということ。その仮の状況で18件の中で大方ですね、大体葉もの類、キャベツであるとかレタスであるとかレッドキャベツ、今回、県のほうで要望を挙げていただいた品目が入っておりますけども、こういったものが先週の金曜日時点で対象にならないだろうというようなことでございます。今後また、8月11日までということですので、先ほど部長が申し上げたとおり周知を図って、再度申込みをされる方は、拾ってまいりたいと思っております。

○11番議員（西森三義） 正式にはまだ確定していないということでございますから、そして、先ほどまた部長もありましたように、この通知のことについて、回覧板だけ、あるいは認定農家には個別に周知されたようなことを言うんですが、減収があった農家への周知漏れとか、そういうことは発生はされないんですか。その通知については、十分その農家に行き届くということになるんですか、どうなんですか。

○農政部長（寺田昭宏） 先ほども御説明しましたように、個別に対象農家の方には通知を出して、周知漏れがないように努めてまいりたいと思っております。

○11番議員（西森三義） 是非、農家が、私は知らなかったということがないように、そこらあたりについては十分配慮していただきたい。それから、収入保険の加入についてなんですけど、オクラを主体としている農家については、ある程度の収入を見込めることから加入者が少ないということその農業共済組合の担当者が言ったんですが、今回みたいな長雨や異常気象を考えると、加入に向けた取組をすべきと思うんですが、どうですか、お尋ねをいたします。

○農政部長（寺田昭宏） 自然災害とは、いつ起こるか予想できず、他の経営努力では避けられない様々なリスクを抱えている中で、収入保険制度に加入することは、農業経営を安定させる上で極めて有効な制度であると考えております。昨年度は、コロナ禍ということで補助要件を拡充し、制度への加入促進を図ったところ。一方で、生産者の会合等がほとんど開催されていないことから、以前のように直接PRができていない状況ではあります。議員御指摘の部分も含め、保険給付の実績や、つなぎ融資等の情報を含めたパンフレット等を活用し、関係機関連携のもと、農業経営のセーフティネットとして加入促進を図ってまいりたいと考えております。

○11番議員（西森三義） 先ほどの答弁でありましたように、新規で40件は増えたよという報告は受けたんですが、まだまだたくさんの農家が加入したほうが、私は必要じゃないかなというふうに感じているんです。だから、その加入促進に向けては、より一層の取組が必要だ

と思うんですが、部長、どうなんですか。今、コロナ禍において、いろいろ市の指導員は巡回されておりますが、そういうふうな会合等が少ないですね。そこあたりについて何か方策とか、いろんな考えていらっしゃるんですか。

○農政部長（寺田昭宏） 先ほども御説明いたしましたように、市では、いろいろな現地研修会なども実施しておりますので、様々な場面で収入保険についてのPRを農家の方にやっていきたいというふうに考えております。

○11番議員（西森三義） 是非、これはですね、農家の方に十分にPRというか、大事なんだということを分かっていたくように、周知方をお願いしたいと思います。

ここ近年、異常気象によりゲリラ豪雨や突風が度々発生し、基幹作物の生育を妨げたり、病気が発生して収入は減少する。こういうときに技術指導を必要とするが、先ほども言いましたように、市の指導員は、よく巡回しているのを見かけます。県の普及員が巡回しているの見かけないんですね。ここらあたりについては、普及員の対応というのは、市としては、どのように考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○農政部長（寺田昭宏） 市としましては、ワンフロア化の中で、県とも連携を図りながら、現場等で一緒になって指導を実施してまいりたいというふうに考えております。

○11番議員（西森三義） 今現在も、現場等でそういうふうな現地指導が頻繁にされているんですか。私には通知が来ないんですけど。私が家庭菜園だから通知が来ないのかな。その辺はどうなんですか。

○農政部長（寺田昭宏） 近年、豪雨や台風などの異常気象による気象災害、病害虫の発生により、作物の廃棄や生育不良等、農業へのリスクは高まっています。これらのリスク発生時には、県、JA等関係機関と連携し、農家への事前・事後の対策の呼びかけや巡回指導を行っているところであり、現在、サツマイモ基腐病の発生予防、まん延防止対策について周知に努めております。

○11番議員（西森三義） 私が聞いているのと答弁がちよっと違うような気もするんですけど、今現在もそういう農家に対しては、現地指導はやっているんだよと、そういう理解でよろしいんですか、どうですか。

○農政部長（寺田昭宏） そのとおりでございます。

○11番議員（西森三義） 先ほどの答弁の中で部長が言われたように、廃棄される作物があると。特に今年は、オクラにイボが大量に発生しまして、それを畑や山に廃棄していると。中には、個人で訳あり商品としてネット販売したり、あるいは集荷業者でも規格外として引き取っていると聞いているんですが、この訳あり商品としての販売に取り組む考えはないのか。こういうふうな訳あり商品を販売することで、本来の商品価値を下げってしまう懸念もあるんですが、そこあたりがちょうど難しい判断ですが、どのような対応なのか、お尋ねをいたします。

○農政部長（寺田昭宏） 市内の集荷業者等においては、例年より規格基準の幅を広げて、イボ果を引き受けるなどの農家の収入増につながる取組をされているところがあるようです。イボ果やスレ果は、台風や日照不足などの気象災害によるものが多いところではありますが、短期間に大量に出るこうした規格外品を積極的に販売することは、本来の規格品との価格バランスが崩れる可能性もあることから、慎重に取り扱っていかねばならないものと考えております。

○11番議員（西森三義） そうですね。訳あり商品は、慎重に取り扱っていかねばいけないと、そういうことは十分認識していますが、農家の方が少しでも所得が上がるように、そういう対策は、やっぱり検討していただきたいなというふうに思っております。

今度は山川バイナリーについてですが、余剰熱を活用した事業者の選定は、まだ問い合わせも3件ほどとか、あんまり来てないようですが、選定どころじゃないですね。あんまり申込みがないということなんですか、どうなんですか。

○総務部参与（野元伸浩） 問い合わせについては3件ということでございます。20日現在では、申込みは今のところはないんですけども、申込期限が、7月16日の5時までとなっておりますので、このへんのところの状況を見守っていきたいというふうに思っております。

○11番議員（西森三義） 指宿市は、温暖な気候に恵まれていることから、多くのおいしい作物が出荷されておりますが、そのうちの何割かは規格外として廃棄されているものがあるんですね。それを今度、山川バイナリーの方で、120度の熱水や蒸気を活用して、その廃棄されるような品物を加工する、そういうふうなことは考えられないのか、お尋ねいたします。

○総務部参与（野元伸浩） 昨年実施いたしましたサウンディング調査におきましても、廃棄される農作物の活用に関する御提案がございました。そのようなことから、今回の公募につきましても、廃棄せざるを得ない農作物の活用など、本市の農業の課題解決につながる事業提案についてなされるものというふうに期待しているところでございます。

○11番議員（西森三義） 今回、山川バイナリーで提供される広さは3,600㎡ですから、そんなに広くはないんですね。だから、あそこで農家の方が直接育苗とかというのは、たぶん無理じゃないかな。できれば加工とかそういうものができればいいなというふうに思っているんですが、県内には、乾燥野菜に取り組んでいる会社もあると聞いているんですが、その調査をされたことはないですか、お尋ねいたします。

○農政部長（寺田昭宏） 県内の機械メーカーが、野菜生産の傍らで乾燥野菜の取組を行っているようですが、昨年度は、スライス野菜を活用し、地域を巻き込んだ6次化製品開発を行っているようであります。平成27年度以降、指宿市におきましては、地熱等の資源の有効活用を図るため、指宿市農政推進協議会を組織しております。県内における食品等乾燥技術等に関する調査研究についてですが、県の大隅加工技術センターをはじめ、鹿屋市や大崎町等の

民間事業者のほか、指宿市内で近年導入された野菜乾燥機の活用法等を調査してきているようであります。

**○11番議員（西森三義）** 以前は、地熱ができたときのその余剰熱を活用するという話があるということで、私もJAの組合長なり常務なりの話されたことはあるんですが、今、部長が言われるように、その乾燥野菜を作っているそういうところがあれば、そういう規格外野菜を加工技術によってさらに粉末にできれば、病院食に活用できると考えるんですが、そのような提案をされている事業者はないのよね、まだ1件もないということですから。そこあたりは市の方からもそういうふうな加工によって粉末にできる、そういうふうなところは提案される考えはないんですか、そういうところはどうなんですか。

**○総務部参与（野元伸浩）** 今回の公募につきましては、本市の農業振興を図り、地域資源また課題等を適切に理解し、その実現のための実施方針、提案する事業者を総合的に判断して、市のほうで優先候補者を決定したいというふうに思っております。その中で、そういった提案がなされれば考慮していきたいというふうに考えているところです。

**○11番議員（西森三義）** 公募というのは、相手が、こんなのどうですかと持ってくるんですけど、一つにはですね、市の方からも、こういうことはあなた方の会社ではできないんですかと、そういう提案もあってもいいと思うんですが。例えば、先ほど農政部長が発言された大隅とか、県内にもそういうところがあるみたいですから、そこあたりについてもせっかくの機会ですよ、働きかける。そういうことは考えていらっしゃるんですか、どうなんですか。

**○総務部参与（野元伸浩）** 今回の公募につきましては、募集要項の中に記載をしているとおり、現在、公募が始まっている段階でございます。先ほど答弁をいたしましたとおり、申込みについては、7月16日までというふうになっておりますので、その辺のところの公募があることを期待したいというふうに思っているところです。

**○11番議員（西森三義）** 7月16日までに、すばらしい提案を持った公募があることを期待したいなというふうに思っております。この前、山川地熱発電所にそういうことで出向いたときに、以前、同僚議員の質問の中で、山川地熱発電所から余剰熱を提供されている農家から効果がないよというような発言がありましたが、もしそうであれば、余剰熱の有効活用について疑問も抱いたもんですから、今回の訪問をしたときに、山川発電所の所長に確認したところ、4農家の余剰熱が不足しているとは聞いていないとのことでしたが、担当部署では、その4農家に対して、この余剰熱が不足しているとかどうかというのは、確認はされなかったんですか、お尋ねをいたします。

**○総務部参与（野元伸浩）** 九州電力株式会社山川発電所と、今、議員のおっしゃられた4農家ですけれども、山川フラワーランド地熱利用組合でございますが、余剰熱の供給に関しまして、平成27年度に山川発電所熱提供契約書を締結してございます。その契約書に基づいて、

余剰熱を無償提供しているところでございますが、農家の方からは、余剰熱の提供に対しましては、その恩恵に感謝しているといった、そういった声をお聞きしているところでございます。

○11番議員（西森三義）　ということは、山川発電所の所長が言ったように、マンゴー農家なりコチョウラン農家なりの人が、その余剰熱は不足していると、そういうことはないという認識でよろしんですか。

○総務部参与（野元伸浩）　市としましては、そのように考えているところでございます。

○11番議員（西森三義）　いろいろ農家との折り合いの中での誤解があるのかもしれませんが、そういうことがないようにお願いしたいなというふうに思います。

次は、財源確保策について、2回目以降の質問をいたします。先ほど答弁がありまして、第1泉源の掘削は、今、20mから60mということで、7月30日が完了ということで部長が答弁いたしました。これは、どれくらいの深さまで掘削をされるんですか、お尋ねをいたします。

○産業振興部長（大迫格史）　深さは320mを予定しております。

○11番議員（西森三義）　320m。その中で相当な熱量があればいいんですけどね。第1泉源の掘削は、たまたま箱温泉用ということで説明を受けました。また、予備泉源と理解していますが、今も言ったように相当な熱量が確認されることを期待し、次の質問に入ります。

塩田跡地の調査に出向いたとき、砂むし温泉砂湯里への階段を通行止めにしてあるんですよ。通行止めにしてあるのは、どうしてなんですか。なんか危険が迫ったんですか、どうなんですか。

○産業振興部長（大迫格史）　平成30年7月の大雨の影響により、階段付近のがけ崩れが起き、現在もいつ崩れるか分からない危険な状況でございます。そのため、安全確保の観点から通行禁止の措置を講じているところでございます。

○11番議員（西森三義）　そういうふうな大雨でがけ崩れが発生したのであれば、また、それを工事するとなれば相当な高さですから、そこについては、いろいろ今後また調査をしていただきたいなというふうに思っております。

6月2日の南日本新聞に、国は、再生可能エネルギー拡大に向け、地熱発電の施設を2030年までに、今現在約60か所あるみたいですが、その発電施設を倍増させるという記事が掲載されていましたが、指宿市も地熱の恵みプロジェクトを進めていく考えはないのか。市長はどう考えていらっしゃるんですか、お尋ねをいたします。

○総務部参与（野元伸浩）　地熱発電は、石油や石炭よりもはるかに少ない二酸化炭素の排出量で発電ができ、最も二酸化炭素排出量の少ない再生可能エネルギーの一つでございます。現在、普及している風力発電や太陽光発電につきましては、昼時間や夜時間、又は天候に左右されるため、常にバックアップ電源確保のため、火力発電設備等を稼働しておく必要がある

ところでございます。一方、地熱発電は、天候に左右されない安定した発電方式であり、国におきましても、ベースロード電源として位置付けております。2050年カーボンニュートラル社会実現のため、環境省は、自然公園法の見直し、温泉法の見直し、環境省と経済産業省は、地熱資源等の適切な管理に関する新制度の検討など、国も地熱発電の推進につながる施策等を次々と検討しているところでございます。本市につきましても、この機会を逸することなく、できるだけ早い時期に地熱の恵み活用プロジェクトが実現できるよう努めてまいりたいと思っております。

**○11番議員（西森三義）** 国は、本当に今、再生可能エネルギーについて力を入れようとしているところでは。以前も市長がありましたように、指宿市には、地産地消でせっかく地熱というのがあるんですね。これの活用というのは、もったいないなというふうに常に思っております。ただですね、この活用については、やっぱりホテル業界なり市民なり、理解を得ないといけない。そのためには、この前山川発電所に行ったときに、市民が理解できるようなそういうパンフレットを作成できないかという同僚議員が質問したんです。そうしたら、山川発電所の所長は、市と連携しながら、簡単に分かりやすい、難しい専門用語は要らないようなパンフレットの作成については、今後検討していきたいと、そういうふうな答弁をされたんですが、そのあたりについては、どうお考えですか、お尋ねいたします。

**○総務部参与（野元伸浩）** 地熱資源は、地球規模で課題となっている温暖化対策はもちろん、本市の観光、農業など地域の農業振興についても大きく貢献できる、指宿ならではの有望な地域資源でございます。しかしながら、中には不確かな情報や風評が独り歩きしたことに伴いまして、環境に優しいこの再生可能エネルギーに対する心配、不安があおられた一面もあるのではないかと感じているところでございます。パンフレット等でのPR等も含めまして、あらゆる機会を捉えて、市民の心配や不安を払拭できるよう、科学的な根拠に基づいた正確な情報提供を行い、理解を求めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○11番議員（西森三義）** 今、参与が答弁があったように、本当に市民の理解は必要なんです。だからそこらあたりには、市民に分かりやすく理解していただくためにも、是非、前向きに取り組んでいただきたい。

次は、おいしい唐船峡の水について、質問いたします。唐船峡京田湧水は、平成20年度環境省の平成の名水百選の認定を受け、湧水量日量10万tと言われており、その半分の5万tを500mlのペットボトルに換算したら、私は1億本と思ったんですが、実際1億本なのかどうか、お尋ねをいたします。

**○開聞支所長（山下秀一）** 唐船峡京田湧水の湧水量は、1日に数万tから10万tと言われております。その湧水につきましても、そうめん流し事業のほか、開聞地域の上水道などの生活用水やかんがい用水にも利用されております。仮に、5万tの水を議員の言われた500mlのペ

ットボトルで換算しますと、1億本というふうに計算がきるところでございます。

**○11番議員（西森三義）** 1回目の答弁では、費用対効果を聞きました。そうしたら、設備を考えたとき採算性が取れないというふうに答弁をされましたが、採算性が取れないのかどうか。指宿市のおいしい唐船峡の水というそういうネームでも十分私は、販売できるんじゃないかなと。その1億本は別にしても、何か可能性がありそうなんです、支所長、どうなんですか。そういうところは、やっぱり採算性が低いよというそういう判断なんですか。

**○開聞支所長（山下秀一）** 採算性につきましての具体的な数値についての試算は行っていないところでございますが、今回、調査をしましてのところ、設備等につきましては、500mlのペットボトルを月に数万本から10万本程度製造するプラントにつきましては、数千万円からというふうに伺っております。このようなプラントは、手作業による工程が多く、その分人件費であったり、消毒等の衛生管理費等がまた掛かるようでございます。また、自動化、大型化しますと、生産性は高くなりますが、製造プラントの導入に係るコストも高額になるところでございます。それに加えまして用地の確保、建物、倉庫等の建設費、機器の消毒、清掃、維持管理費、光熱水費、人件費、ペットボトルや段ボール等の容器や包装費、物流に係る運送費、広告、宣伝費等が想定されるところでございます。

事業化にありましては、市場の調査や広告、宣伝活動による販売予測、販売目標を立てて、採算性に見合う設備等への投資を実施することになりますが、相当額の設備投資や維持管理費等が見込まれるところでございます。

**○11番議員（西森三義）** 確かに今、支所長が言われるように、飲料水の販売となれば、衛生面と色々な問題をクリアしなければならないだろうというふうなのは認識いたします。ただですね、よくテレビでペットボトル温泉水ですか、出ますよね。あれだけ宣伝するということは、相当出ると思うんですよね。ああいうふうなペットボトル温泉水、大きな容器を活用して、例えば、その数千万円くらいでできるのであれば、大きな容器を活用した、そういうふうな容器でふるさと納税の返礼品にもできそうなんです、そのあたりについては、どうなんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** ふるさと納税の返礼品の登録につきましては、基準がございます。この基準につきましては、唐船峡の水はクリアできるものと考えております。また、返礼品の取扱い事業者にも登録する必要がありますが、これは市の唐船峡そうめん流しがつくった場合には、現在、登録済みでございますので、指宿市営唐船峡そうめん流しということで、そこは問題ないというふうに考えております。

**○11番議員（西森三義）** 今ですね、産業振興部長の方からちょっと前向きな答弁を聞かれましたので、市長にお伺いいたします。唐船峡の水は、本当に市長、おいしいんですよ。私は行った度に飲みます。この唐船峡の水の活用について、今言ったその数千万円の設備で、ま

ずはこういうふうな大きな容器からすとか、あるいはフットボールパークに来る選手なんかは無償で提供すとか、唐船峡の水という形でそういうふうな取り組む考えはないのか、市長の考えをお聞かせください。

**○市長（豊留悦男）** 名水百選に選ばれたのは、確か平成20年だったと思います。その水を持って行ったのは私である。環境省の鴨下大臣のときであります。清澄庭園という東京のある名所でありますけれども、そこで日本名水百選の選定委員会みたいなものがありました。そのときに、唐船峡の水を持って行って、当時の大臣に飲んでいただきました。これはうまい、これはすごいと言ったのは今でも記憶に残っております。つまり、私は市長の時代じゃありません。つまり、ここを何とかする必要があるというのは、当時から考えておりました、市長になってから唐船峡の駐車場の前の売店をしている方々とお会いして、ここで水を売りたいんだけどもということで民間企業を含めて話し合いをいたしました。その所有者は、指宿市に売ってもいいという、そういうことでありました。当時、そこで水を詰めていた機械とかそれがそのまま残っております。やはり、ここを生かさないとということで市場調査をいたしました。1日3千本から5千本、契約で水を引き受けてくれる会社が5会社あったら、これは企業として、事業として成り立つであろうという判断をいたしました。そうしましたら、ある会社が、手を挙げて見に来られました。ここでやろうという会社でしたけれども、残念ながら信頼のおける会社ではありませんでした。いろんな水を対象にした企業、それがたくさんありました。外国企業もまいました。やはり、1か月で3千本から5千本引き受けて、それを販売しているといういわゆる販路経路でしょうか、それがピシッと確約しない以上は、事業として成り立たないという結論に達したところでございます。実は、その会社が来たというのを唐船峡のかいわいの地主さんは、2・3人分かっておりました。近くの山を井戸を掘って電源を引いて、そして、水の販売にタッチしようという人もいたのも事実であります。やはり、唐船峡の水というのは活用して、財政の安定化、そして、少なくなるであろう税源の確保という観点からもやらなければならないと思います。そのためには、先ほど申し上げましたように、販路というのをピシッと決めた上でないと事業は成り立たないだろうと思います。議員御指摘のペットボトル温泉水の会社の代表者の方は、元々出身は指宿だそうであります。私もそこに話し合いに行って、いろいろ話を聞きました。肝付に私おりましたので。そのときにも話題として、おいしい水の話が唐船峡というのは出たわけであります。やはり、これからはこの水を含めて、地熱の開発を含めて、指宿の財源確保という観点からも検討を加えていきたいと。水についてもございます。やはり、私たちは、コロナ禍において非常に冷え切った財政、それをどうするかという観点からも、議員の指摘のこの唐船峡の水をどうするかというのは、大きな課題になろうかと思いません。関係団体その他話し合うべき団体もたくさんありますので、それらの課題が解決でき、そして、商売ベース、いわゆるそういうベースに乗るとしたら、やるべき一つの事業だろう

と私は思っております。

**○11番議員（西森三義）** 今、市長は、力強い答弁がありました。是非、前向きに取り組んで、本当に基金は幾らあっても、基金を使ってしまえば大変なんです。だから基金を使わずでも自主財源ができる。そういうふうな財源を、やっぱり確保すべき、そういうふうに思っておりますので、このことについては、地熱共々前向きに取り組んでいただきたい。よろしくお願いいたします。

次に入りますが、危険な空き家の所有者には、適正な処理を依頼する通知文を出しているというふうに聞きましたが、どれくらい通知文を出されているんですか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 昨年度につきましては、空き家に対する市民からの相談を受け、住宅28棟、被住宅12棟の合計40棟の所有者等に対して文書を送付しております。

**○11番議員（西森三義）** そういうふうな40棟の住宅に対して通知を出されて、結果、解体されたとか、安全が確保できるような処置をしたとか、そういうことは何件ぐらいあったんですか。

**○総務部長（下吹越寿）** 改善された家屋等については、4棟となっているところです。

**○11番議員（西森三義）** 私の地区でも、屋根が壊れた倉庫があったんですが、市からの指導文書が来たということで、すぐ解体をされておりました。だから、そういう形で、この市からの通知というのは、市民もやっぱり重く受け止めておりますので、是非、そこあたりについては、今後も定期的に出していただきたい。

平成28年12月の一般質問の答弁の中で、飛散防止用のネット配布も今後の検討課題と考えているということで、それからすぐ対応していただき、本当それには感謝申し上げますが、このネット貸出しについては、何か条件があるんでしょうか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** ネットの貸出しにつきましては、明確な基準というのは設定しておりませんが、所有者等による対策が講じられず、今後、瓦や外壁等の飛散や落下等により近隣する住民等に被害が発生するような恐れがある家屋等に対して、自治会等が危険防止策を実施する場合に、当該自治会へ貸出しております。

**○11番議員（西森三義）** 地区の自治会で、ここはどうしてもネットでも張らないと危険だところには貸し出していると、そういうことで理解いたします。そのときですね、その平成28年12月の答弁の中で、解体するときの補助金についても私は聞いているんです。危険な空き家の解体に対する補助金を検討したいという答弁をされているんですね。その検討したいということであったんですが、どうなっているんですか。ちなみに鹿児島市では、現在も解体すれば30万円あるということで聞いているんですが、そこあたりについては指宿市では、どうなっているんですか、お尋ねいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 議員がおっしゃいますように、鹿児島市では、危険空き家解体工事補

助金としまして、解体費用の3分の1を1棟につき30万円を限度で補助しているようでございます。県内におきましても、国の事業等を活用して解体補助している自治体等もあるようでございます。現在、これらの補助金制度を実施している近隣市、県内の市でございますけれども、内容等について調査をしておりますので、今後、事業の成果や適正に空き家を管理されている方との公平性というのもありますので、そこらを踏まえて、空き家等対策協議会において慎重に協議してまいりたいと思っております。

**○11番議員（西森三義）** 是非今、部長が言われたように、先に解体した人が、不平不満を言わない公平性と。ただ、そうだからと言って今後そういうふうな補助金についてはというように感じではなくて、これから先は、ますます空き家が増えるという観点からも、この補助事業というのは、是非、前向きに取り組んでいただきたい。

空き家を解体し更地にすると、税金が上がるからとして解体せずに放置されている空き家が相当数あります。解体後の税金はどうなるのか、お尋ねをいたします。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 住宅を解体した場合、次年度の固定資産税につきましては、解体した住宅にかかる固定資産税はなくなります。また、当該宅地の固定資産税額は、住宅用の土地に対する特例措置の軽減がなくなり、通常の宅地の課税額に戻るところでございます。解体する住宅の固定資産税額と当該宅地の固定資産税額は、それぞれの住宅ごとに違いがありますので、一概に次年度の固定資産税額が増額となることはないところでございます。

**○11番議員（西森三義）** 今、部長が言われたように、私も聞いたんですが、解体して下がる地区もあると。だから、そういうふうな市民に分かりやすいようなパンフレットの作成、今回パンフレットはよく出ますが、パンフレットの作成、そこあたりについては検討されないですか、どうですか。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 現在、住宅や土地の固定資産税に関する市民への周知方法としましては、市のホームページと広報紙で行っております。ホームページでは、住宅と土地の固定資産税の仕組みや課税額の計算方法について掲載しております。また、広報紙では、年3回に分けて、固定資産税の縦覧の案内や家屋調査への協力依頼、固定資産の所有者変更等の年内届け出や事業用償却資産の申告等のお願いの記事を掲載しておりますが、議員御指摘の家屋を解体した場合の内容についての件についてまだ触れておりませんので、やはり、全国的に大規模な都市ですと、土地を解体した場合、固定資産税額が6倍とかいうことで非常に影響があるわけですが、指宿市の場合ですと、土地の価格が大都市ほどでないということもありますので、市民の方を含め、危険空き家の持ち主とそういった方についても、周知を行うということで検討を図っていきたいと思っております。

**○11番議員（西森三義）** 昨日も地区の集金業務をしているときに、今、部長が言われたように、解体したら税金が6倍上がらいよと、そういうふうになっているんですよ。だから、是非ですね、これは市民に分かりやすいような、そういうふうなのを何かパンフレットなり説

明書きなり、そこあたりについては前向きに取り組まれないですか、どうですか。

○市民生活部長（鶴本八郎） 早速、ホームページへの掲載については、取り掛かりたいと思います。また、広報等につきましては、機会を捉えて積極的に取り組みたいと考えております。

○11番議員（西森三義） 時間がありませんので最後になりますが、雑木等は、年数を重ねるごとに繁茂したり、大木になったりして撤去費用がかさむと思いますが、何らかの対策は考えられないか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山崎一磨） 道路にはみ出した枝等によって通行に支障がある場合や、危険性が高いと判断された場合には、安全に通行ができるよう事前に処置していくことになろうかと思っております。道路管理者といたしましては、市で管理する道路以外に影響するものにつきましては、処分できないものと考えているところでございます。

○11番議員（西森三義） この問題については、また質問させていただきます。空き家についても雑木等についても今後さらに所有者不明が多くなると思われることから、今でどう対応すべきかについて前向きに検討していただきたい。また、今回の質問は、持続可能な開発目標にも幾つか該当すると思われまますので、積極的な取組を期待し、質問を終わります。  
ありがとうございました。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時19分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

○8番議員（恒吉太吾） 皆さん、こんにちは。8番、恒吉太吾です。通告に基づき一般質問を行います。

令和3年3月、徳光小学校、大成小学校、山川小学校、利永小学校が、その歴史に幕を下ろし閉校しました。私も閉校した小学校の卒業生の一人ですが、4月より開校した山川小学校が、新たな学び舎として新しい歴史と伝統をこれから築いていってほしいと思います。まず、閉校後の3校の学校跡地施設の利活用について、どのような構想や計画があるのか、進捗状況も併せてお聞きします。

次に、市営野球場の改修工事について、お聞きします。現在、改修工事が進んでいます。屋根付きの客席や電光掲示板は、当初の予定どおり整備されるのか。整備内容と竣工スケジュールについてお聞きします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、お聞きします。医療従事者、入所介護施設の入所者や従事者、高齢者の方へのワクチン接種も始まり、市内通所介護施設等に対して緊急接種協力者名簿の提出依頼が行われました。この緊急接種協力者名簿とは、どのような

ものか、お聞きし、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** コロナワクチンの緊急接種協力者名簿について、でございます。緊急接種協力者とは、ワクチン接種の当日に接種を受ける方が体調不良等によりワクチン接種ができない場合、ワクチンを無駄にしないために、代わりに接種していただく方のことであります。介護施設や保育園など、高齢者や幼児・児童などの感染リスクの高い方と接触する機会が多い方々に協力をお願いし、協力者リストに登録し、緊急時に備えているところであります。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等が答弁をいたします。

**○教育長（吉元鈴代）** 閉校後の学校跡地施設の利活用の構想、計画そして進捗状況について、でございます。跡地活用につきましては、指宿市望ましい学校づくり調整会議山川中学校区会議で調整項目の一つとして検討しております。今後は、地域による活用要望調査、行政による活用希望調査、必要に応じて企業提案を実施するなどして、跡地の利活用について検討してまいりたいと考えております。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 市営野球場改修工事につきましては、本部とトイレ、ダッグアウト、サイドスタンド、スコアボード等を改修する整備内容となっております。新設する本部棟は2階建てで、1階部分には、本部席のほかミーティングルーム、多機能トイレなどを設け、2階部分は屋根付きの客席を設置することになっております。スコアボードにつきましては、フルカラーLED式の電光掲示板を設置し、10月末には全ての工事が終わり、11月中に供用開始ができるものと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 2問目以降の質問に入らせていただきます。学校跡地施設の利活用についてですが、まず、施設や遊具の安全管理についてお聞きしたいと思います。先々月、宮城県白石市の小学校におきまして、校庭に設置された防球ネットが折れ、児童に直撃し1人が死亡、1人が重傷を負う痛ましい事故が起こっております。1点目に、この事故を受けて、学校遊具の緊急点検が3月に閉校しました学校も含めて行われたのか。2点目に、これまで遊具の定期点検は、どのように行われてきたのか。3点目に、閉校後の施設や遊具の点検は、今後どのように行われていく予定なのか。以上3点、併せてお答えください。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 4月の事故の報道の際には、各学校へ情報提供を行うとともに、点検を実施するよう通知したところでございます。また、学校整備室の方でも点検を実施しております。学校施設及び遊具の安全管理につきましては、学校の職員全員で月1回以上の安全点検を実施しているところであります。また、必要に応じて教育委員会の職員が学校に出向いて点検を行い、修繕の必要があるところは、対応を行っているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 3点目、閉校後の学校も同じように点検を行われるのか、もう一度答弁をお願いします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 閉校後の学校につきましては、機械警備により校舎の安全管理を行っ

ているところでありますが、教育委員会においても定期的に点検を行っているところであり  
ます。

**○8 番議員（恒吉太吾）** 閉校後もしっかりと安全点検管理していただきたいと思います。では、閉校後の小学校の利用についてお聞きします。閉校後の4月だったんですが、地域住民の方から体育館を使いたいといったような申出が市にあったというふうに伺っております。そうしますと、市のほうからなのか、少し確認はできておりませんが、1年間は使えないと言われて利用許可が下りなかったということになっておりますが、確認になります。利用希望者に対しまして、そのような回答が実際に行われたのか、お聞きします。また、そのように答えられた理由、閉校後の施設や体育館が利用できない理由は何になりますでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 閉校後の学校跡地について利用したいという問い合わせが数件ございました。学校跡地につきましては、同地の施設管理者が不在となりましたので、事故防止や防犯上の観点から個人等への貸出しはお断りしているところでございますが、一部の学校跡地において地域からの利用要望があり、跡地の状況を確認し、協議を行い、臨時に利用できるようにしたところでございます。今後も、地域の行事等で利用したい場合には現地を確認していただき、利用できるようにしていきたいと考えております。

**○8 番議員（恒吉太吾）** 今の答弁からしますと、全て今までは、最初の段階では使えないという認識だったんですが、個々の状況に応じては柔軟にこれから利用できる、地域の方が利用できるというふうに聞こえたんですが、その認識に間違いはないでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 今後は、地域の行事等で利用できるようにしていきたいと考えております。

**○8 番議員（恒吉太吾）** 次に移ります。先ほど同僚議員からも質問があったんですが、災害対策基本法の一部が改正されました。避難勧告と避難指示（緊急）は、避難指示に一本化されております。迅速な指示や避難所の開設が求められておりますが、平成28年度の指宿市地域防災計画によると、まず、一次避難所を設置、その後災害対策本部が設置され、一次避難所で対応できない場合に開設するとありますが、今現在令和3年なんですが、避難所開設のそういったマニュアルに変更点はなかったでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 学校跡地の利用ですけど、今、閉校した旧山川小学校、旧徳光小学校、旧利永小学校につきましては、引き続いて避難所として指定しております。それと、コロナ禍でございますので、できる限り、ちょっと資料の持ち合せがありませんが、幅広く避難所は設置しているところでございます。

**○8 番議員（恒吉太吾）** 部長からもございましたが、新型コロナウイルス感染症の予防の観点からも、まずは一時避難所がいっぱいになることが予想されます。私もちょっと認識が古いかもしれないんですが、今、一次避難所、二次避難所という言い方で合っていますでしょうか。

○総務部長（下吹越寿） そのとおりでございます。

○8番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。答えられる方がいらっしゃってよかったです。やはり、何度も申しますが、新型コロナウイルス感染症拡大予防そのためにも、やっぱり十分なスペースが取れる、換気ができる、そういった場所、一次避難所の次、二次避難所になると思うんですが、その中で小学校が最適ではないかというふうに思っております。今話を聞きますと、閉校後の小学校もそのまま二次避難所として指定されるということで、そこはまず理解させていただきました。先ほども申しましたが、近年、集中豪雨であったり、台風が多発しておりまして、迅速に、確実に避難所を開設する対応が求められております。開設予定の場所が市のホームページに記載されておりまして、今、おっしゃられました一次避難所、そして、その次に二次避難所というふうになっていくと思うんですけども、それぞれの地区、地域で、二次避難所開設予定は、山川地区、今回閉校後のところに関して言いますと、それぞれの各3小学校になると思いますが、先ほど申しました一次避難所、そして、二次避難所ですね、この避難所の鍵の開け閉め、誰が行うことになりますか。

○教育部長（鶴窪誠作） 閉校した学校の体育館の鍵については、教育委員会で管理していますが、実際、避難所が開設される場合は、危機管理課で対応することになると考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 先ほどの答弁の中でも、学校には誰も常駐しないということで伺ったんですが、まずもう1回その認識でよかったでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） そのとおりでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 何らかの理由で到着できない、鍵が開けられないという事態が発生してくると思いますが、避難所の開鍵ができない。開設ができないといった事態は、まず想定されているのか、お聞きしたいと思います。併せて、これまで幾度となくこの避難所開設と申しますか、出ているんですが、避難所に避難してきているのに開鍵が間に合わないといったような、開設に支障をきたした事例がこれまでなかったでしょうか。併せて、これBCPなのか、防災対策なのか分かりませんが、そういった点から考慮されているのか。併せて、BCPじゃなければBCMのほうでも構いませんが、しっかりと認識されて計画されているのか、マネジメントのほうされているのか、お答えください。

○総務部長（下吹越寿） 避難所開設につきましては、昨年の台風の時がありましたけれども、コロナ禍での開設でございましたけれども、避難所の初期の一次避難所の開設。それと、避難状況に応じては、避難所との人数のやり取りをしながら、随時職員を待機させておりまして、随時開設していったということになります。今後もそのような対策になろうかと思っております。

○副市長（有留茂人） 避難所開設につきましては、避難所を開設するというふうな決定をした場合には、何時から開設をしますよというふうなことで決定をいたします。そして、その開

設に対応する職員等を配置するわけですが、その職員等を開設の前には、ちゃんとそこに現場に到着できるような形で、配置を考えて開設をしていくというふうな段取りになりますので、まだ開設をしない前にその避難者が来るというふうなことがあった場合については、その開鍵がされていないというふうなことになろうかと思えますけれども、開設の時間等明確にその通知をして、その前にはちゃんと職員を配置するというふうな段取りで進めてきております。

○8番議員（恒吉太吾） BCP並びにBCM、その点はしっかりと記載があるのでしょうか。何らかの理由で来れないってことも考え得るのであれば、そういったことも想定すべきじゃないかと思うんですが、その点は、しっかりと謳われているかどうか、確認だけですのでお願いします。

○総務部長（下吹越寿） 時間を少しいただきたいと思えます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	2時39分
再開	午後	2時44分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（下吹越寿） 避難所の開設につきましては、その避難所となるべき施設が使えるかどうかを最初に判断していきます。それと、避難所に行けない場合というのは、そこはもう開設しないということになります。3校の閉校跡地につきましては、学校整備室の方に鍵があると。ほかの避難所につきましても職員が鍵を開けに行くということになるようです。周知につきましては、防災行政無線等で周知することになっています。

○8番議員（恒吉太吾） 単純にというか、例えば、利永小学校の場合だと、一次避難所しかもうなくなるわけですね。利永小学校しかありません。徳光小も同じですね。最初、集落センターでいっぱいになった、公民館でいっぱいになったら、徳光小がもし開けられなければ、もう開設は、その地区は、もうできないという認識、そこにぎゅうぎゅう詰めるということをされるということではよろしかったでしょうか。

○総務部長（下吹越寿） 冒頭申しましたように、避難所につきましては、こういうコロナ禍でございますので、そこだけじゃなくて、避難者数に応じて開設していくということなろうかと思えます。

○8番議員（恒吉太吾） 避難所が何か所かあるところはいいですよ。今、申したところは、集落センターがいっぱいだったら、もう次は小学校しか、今、防災計画の中では載っていないんですけれども。それであれば、しっかりと開けられるような状況にしてほしい。何かの事情で行けないから開けないってことだけで済むんでしょうか。

○総務部長（下吹越寿） 今、議員から指摘がございました件につきましては、昨年度の避難の状況等を確認しまして、適切に安全に避難できるような対策を考えたと思えます。

**○8番議員（恒吉太吾）** なぜこの質問をしているかと言いますと、人口減少の進む中で、職員に一人ひとりにかかる仕事量というのは増えてまいります。今、申したように、開けられない可能性が、避難所に行けないという理由でありますので、本来であればですね、私、ここでスマートロックの導入、提案しようと思いましたが、このまちは、DXも進めていますし、ICTの推進のために新しく推進係もできております。その点から今回質問しようとしたんですが、なかなかそこまで今日はお答えしていただけないような状況ですので、次回にさせていただきたいと思えます。

次に、市営野球場のオープニングイベントについて、お聞きしたいと思います。私も、以前は高校野球をしておりまして、鴨池球場電光掲示板に自分の名前が表示されたときや場内アナウンスされたとき、当時は1回戦からですかね、実況付きの解説、テレビでしてございましたので、そういったものを見たときの感動は、今でも忘れることはありません。しかしながら、小学生や中学生は、なかなかそういった球場で試合をすることもなく、場内アナウンスされることもありませんので、是非、今回、改修される市営野球場においてオープニングイベントを開催してほしいと思えます。オープニングイベントでは、電光掲示板、バックスクリーンへのオーダー表示や場内アナウンス、そして、実況解説のある中での小中学生の交流試合ができないか、してもらえないかと思えます。また、是非、そういった試合をするのであれば、広報や記録映像の作成による発信、配信、保存も行ってもらいたいと思えますが、その考えはないでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 市営野球場につきましては、セレモニーを含めたリニューアルオープニングイベントを検討しているところでございます。内容につきましては、小中学生の交流試合など、市内の中学生以下の子供たちが参加できるイベントにできればと思っております。そのために、この機会にゲストとして、本市出身の元プロ野球選手の田之上慶三郎氏を招請し、野球教室などを開催できないか検討しているところであります。また、スコアボードは、投球スピードも表示できますので、リニューアルされた市営野球場をフル活用した催しなどを計画し、子供たちの記憶に残るイベントにしていきたいと考えております。また、今回のリニューアルオープンイベントに関しましては、マスコミ各社に対し、取材していただくよう積極的に依頼してまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 本当にありがたい、今のですね、オープニングイベントの予定を立てていらっしゃるということで、本当に感謝します。子供たちの一生記憶に残るような、思い出と残るようなオープニングイベントになるように、是非、みんなで力を合わせてがんばっていききたいというふうに思っております。オープニングイベントが終われば、いよいよ本格始動ということになるわけですが、今の段階からでも活動、誘致、合宿であったり、試合の誘致というのは、できることがあるんじゃないかと思えますが、完成を見据えて、どのような誘致活動行っていくのか、お答えください。

**○産業振興部長（大迫格史）** 市営野球場オープンのスケジュールが、いよいよ見えてきているところでございます。一方で、近く、夏の全国高等学校野球選手権鹿児島県予選が始まるなど、野球関係者が集まる機会が増えてくる時期でもございます。そのため、そのような機会を捉えて、スポーツコミッションいぶすき、これはS C Iと言いますけれども、このS C Iとも連携を図りながら、県の高等学校野球連盟や関係機関などに対して本施設の安全性や概要を十分に説明するなどして、誘致活動やP R活動を進めてまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今ありましたように、是非、すばらしい球場ができるのであれば、夏は無理としても、春や秋の高校野球の県予選、こういったものも誘致するように、今、S C Iの話がでましたが、しっかりと、皆さん情熱を持って頑張っていってほしいと思いますので、これからまた誘致活動、どんどんP Rしていただきたいというふうに思っております。

もう1点、確認になるんですが、改修工事終了後の市営野球場、全面禁煙になりますでしょうか。もしなかった場合、喫煙所っていうのは設置される予定でしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 市営野球場につきましては、施設内においては、禁煙にしたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 青少年も利用する機会が多いですので、是非、そこの周知といいますか、分けるといふか、しっかりとさせていただきたいというふうに思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、お聞きしたいと思います。前回の優先接種対象者の提案が考慮されたのか、先ほどありましたように、5月末には、緊急協力者名簿が、保育園、幼稚園、認定こども園の職員にまで拡大していただきました。本当にありがとうございます。また、福岡市では、ワクチン接種について、子供と接する機会の多い保育園や幼稚園の職員に優先接種を行うと報道にもありました。国が示す優先接種対象者に加え、子供たちの生命や安心できる子育て環境を守るために保育園、幼稚園、認定こども園の職員に対しても、本市独自としてワクチン優先接種、その対象者にすることができないでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 園児・児童・生徒と接触する機会が多い幼稚園、保育園や小中高等学校などに勤務する保育士や教職員の方に早急にワクチン接種を受けていただくことは、安心できる子育て環境を守るための方策の一つと考えております。本市では、高齢者接種が、当初予定よりスムーズに進行していることから、7月上旬には、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の方への接種も開始できる見込みとなっております。そのため、医師会との協議によりまして、指宿市に住民票があり、指宿市内の幼稚園、保育園、学校に勤務する方も基礎疾患を有する方等に準ずる接種対象としたところがございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 迅速な対応といいますか、決断ありがたいと思います。子供たちと接する機会が多い方たちですので、そうやって優先していただくのは本当にありがたいことと

思いますので、その点もまた周知していただきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。ひとり親世帯と非課税世帯のふたり親世帯を対象に、児童1人当たり一律5万円の支給を行う子育て世帯生活支援特別給付金があります。今回、この支給対象者数と世帯数はどうなっているか。また、本市の子育て世代の中でどれくらいの比率になるか、お答えください。併せまして、逆に、今回支給に該当しない支給対象外の児童の数と世帯数は、どれくらいあるかもお答えください。

**○健康福祉部長（山元成之）** 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、心身ともに特に大きな困難を抱えている低所得の子育て世代に対しまして支給される子育て世帯生活支援特別給付金の対象世帯数は827世帯で、対象児童は1,394人となっております。今回の支給は28%の世帯となっております、特別給付金をもらえない、支給されない世帯は72%となっております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 大変厳しい状況にある中で、この一律1人当たり5万円、大変ありがたい事業ではあるんですが、今回のこのコロナ禍におきまして、収入が減少し、将来への不安を抱え、経済的に苦しく厳しい状況にあるのは、今、申されましたひとり親とか非課税世帯のふたり親だけに限らず全ての市民、この中でも給付要件に該当しない子育て世帯も同様だというふうに思っております。今回、支援金が給付されない支給対象外の子育て世帯、残り72%ということですので、大体4千人くらいに計算すると思うんですが、この支給対象外の子育て世帯に対しまして、本市独自に子供1人当たり1万円の子育て応援商品券支給ができないでしょうか。市内の地域内で利用できる、例えば半年間に期限を限定した、1万円の内訳としては、5千円の商品券と5千円の飲食店のグルメ券、こういったものを併せて1万円として支給することで、経済的に大変厳しい状況にある子育て世帯への経済的負担の軽減や支援だけではなく、地域の消費拡大、個人消費の喚起、そして、新型コロナウイルス感染症で大きなダメージを受けている地域の事業者や飲食店等に対しての下支えや支援。そして、経済活動の活性化対策にもつながるというふうに先ほど副市長も申されていましたが、覚えていらっしゃるでしょうか。

また、先日、市内の3団体より要望書も提出されております。要望書の内容から多くの事業者が大変厳しい状況が続いていることや、このままではますます休業や廃業が増加していく、そういったことが懸念されるとあります。今申したこの応援の支援事業は、要望書の内容にも合致するものでないかというふうに思っております。子育て世帯への支援、そして、地域事業者や飲食店の支援のために、この今回支援金が支給されない72%の世帯に対して、子育て応援商品券支援金の支給ができないでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 新型コロナウイルス感染症の影響が長期間に及び、特に子育て世帯の家計につきましては、厳しいということも十分理解しているところでございます。一方で、苦しいのは子育て世帯だけではない、という声も聞かれております。そのようなことか

ら、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等を見極めながら、子育て世帯を含め、生活の支援というものにつつまして考えてまいりたいと思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 昨年のお話になるんですが、昨年9月の定例会で、市内飲食店が店内でグルメ券を販売する自立型グルメ事業の提案があり、1,020万円計上されております。確認なんですけど、まず、その事業が実施されたかどうか、お答えください。

**○産業振興部長（大迫格史）** 昨年度は、グルメ券の事業を2件予算化しております。1件につきましては実施いたしましたけど、後半の部分につきましては、自立型グルメ券ということで計画しておりましたけれども、コロナ禍が非常に拡大してきておりましたので、やむなく中止したところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今年度も同様に同じ事業といいますか、予算計上されていると思うんですが、この認識に間違いなかったでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今年度につきましては、コロナ禍の状況がまだ見えないということもございまして、テイクアウト事業もしくはグルメ券事業ということで、状況を見ながら、どちらをするか判断させていただきたいということで、1回分予算計上をさせていただいているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今回も1,000万円ぐらいだと思うんですが、今回ですね、支給に該当しない、先ほどの支援金生活のですね、2,000世帯ぐらいあるんですが、この2,000世帯に5千円ずつのグルメ券支給事業であれば、ほぼ同額で行えます。今まだ実行していない事業がですね。産業振興部として、こういった事業ができないか、子育て世帯に対して。そのやり方いろいろあると思うんですけども、子育て世帯を助けるイコール同時に地域の飲食店も支援することになりますから、産業振興部の事業としてできないでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 産業振興部といたしましては、ホテル業それから飲食店それから漁業、様々な業種に限ったというか、業種を対象とした事業を実施してきております。御提案のグルメ券事業につきましては、昨年度実施できませんでしたので、これが今年度実施できれば、非常に喜ばれるものと思っておりますが、この今御提案の低所得者でない方々への取組につきましては、私どもの部ではないというふうに思っているところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** であるならば、やはり、子育て応援商品券、そちらの事業になられるのかなというふうに思いますが、もう一度、今、1万円と申しましたが、5千円のグルメ商品券だけでも構いません。本当に、地域は疲弊しております。経済的に活性化してほしい。そしてやはり、この大変な状況の中で、約1年間外食もできずに節約に節約を重ねて頑張っている。高校に入ったけれども、家庭に生活費を入れるために部活動を辞めなければいけない状況になっているというお子さんもいらっしゃいます。是非、市として、こういった事業をして、1人でも手助けになればと思っておりますが、もう一度、この応援商品券支給ができないか。答弁をお願いします。

○健康福祉部長（山元成之） ただいま議員の方から子育て応援商品券という御提案をもらいました。様々な職種、年代の方々が経済的に厳しい状況が続いているというのは十分理解しております。子育て世代にも厳しい時代が続いております。また一方で、事業所も非常に厳しいということも理解しております。子育て世代を含むあらゆる世代、そして事業所への支援、家庭への支援など、どのような支援が一番効果的であるのかも含めて検討してまいりたいと思っております。

○8番議員（恒吉太吾） 今、部長の答弁から、本当は俺はしたいんだ。そういった気持ちが生み出されるようなお気持ち、市長に届いていけば市長の方から是非、この応援商品券、こういった事業ができないか、市長から一言いただけないでしょうか。

○市長（豊留悦男） 議員の思いというのは、よく分かります。子供たちの貧困、それは防がなければならない。子供たちにとって、就学援助を含めて様々な援助、その対策はありますけれども、コロナ禍の今においては、就学援助、生活保護を含めて、それに該当しない子供たちも非常に厳しい生活があるというのも分かっております。一方では、高齢者の貧困、独居老人対策を含めた総合的なコロナに関する、貧困に対する対策というのも作っていかなければならないと思っております。学校現場の声、また親の声を聴きながら、どのような形の対策が有効なのかを含めて検討させていただければありがたいと思います。

○8番議員（恒吉太吾） 最後になりますが、国民生活基礎調査によりますと、日本の子供の貧困率は、2019年に13.5%です。このコロナウイルスの影響により、この数値というのは、さらに増加しているのではないかとこのように思います。貧困は、格差を生む一因でもあり、経済格差が教育格差を生みます。将来の所得格差につながり、その結果、未来への選択肢も狭められます。この格差というのは、次世代に連鎖すると言われております。子供の貧困問題は、本当に待ったなし。我々大人が、そして、社会全体で取り組んでいかなければならない課題であります。今、市長の方からもございましたが、政策というのは、その必要性和タイミングがとても重要になってきますので、私は、今がそのタイミングではないかというふうに思っております。子供たちの笑顔のために、未来のために、前回も提案しました子供の未来応援基金、そして今回は、子供応援商品券事業が、このタイミングを間違えずに、今すぐに行われることを強く強く要望させていただきたいと思っております。子供たちが夢を描き、夢を叶えられるような指宿。そして、一人ひとりの子供を大切に作る指宿であってほしいと思っております。先ほどからありますが、本市が進めておりますSDGs、この推進に向けても、地域や社会から子供を含め、誰一人取り残さない、安心して生活や子育てができるまちをつくることこそが、誰もが誇りに思える未来のまちづくりにつながると信じ、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時19分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

**○12番議員（吉村重則）** こんにちは。私は日本共産党の議員の1人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命を暮らしを守る立場から通告に基づいて質問いたします。

2019年の消費税増税と普通税率導入に伴い、インボイス適格請求書制度導入は予定されています。2023年10月の適用開始に向けて、今年の10月1日からインボイスの登録申請が始まります。消費税は、1989年4月1日に3%で導入され、国民世論の反対の中、2019年10月に10%に引き上げられました。消費税は低所得者ほど重く、高額所得者ほど軽い、逆進的な不公平税制であり、憲法の応能負担原則に反します。政府は、福祉のため、少子高齢化のためと言って1989年に消費税を導入。これまで33年間に、消費税は累計で447兆円も払っています。ところが、法人三税は、累計で同じ時期に326兆円も減っており、また、所得税、住民税は、累計で287兆円も減っています。消費税は福祉どころか、法人税と所得税の減収の穴埋めにされたのが実態です。ひとたび課税業者になれば、消費税を受け取っていても課税売上10%、8%が相当額と見なされます。ここから仕入れや経費に掛かった消費税を差し引いた残額が納付すべき税額で、赤字でもかかります。消費税は、価格転嫁を予定しているに過ぎません。中小業者は、納税を義務付けられる一方で、価格に転嫁できなければ、身銭を切って払わなければならない事実の直接税です。消費税がもらえるかももらえないかは、取引の力関係で決まります。消費税分を転嫁できないのは、売上規模が小さい小規模業者ほど比率が高く、日本商工会議所が2019年8月に行った中小企業における消費税の価格転嫁に関する実態調査によると、1,000万円以下の層では44%にも上がっています。インボイスは、一見、売上の1,000万円以下の免税農家には関係のない話に見えますが、実は、全ての農家に大きな影響を与えます。

それでは質問いたします。農業問題について、質問いたします。農家の高齢化対策について、国の農林業センサスでは、農業従事者の数が10年間で約70万人減少し、高齢化も進んでいます。指宿の実態はどのようになっているのか。市内の担い手農家数の状況はどのようになっているか。

次に、ヘルシーランド温泉保養館及び露天風呂では、特に、ヘルシーランド温泉保養館では、この5年間に3回もレジオネラ属菌が発生しているが、その原因については、午前中の同僚議員の中で清掃が不十分と答弁がされております。不十分であれば、指定管理の契約違反になるのではないか、質問いたします。

次に、買い物難民について。大型店舗の進出により集落内にあったほとんどの商店が廃業しております。これにより、高齢者の皆さんが買い物に困っている現実です。この対策は、

どのように考えているのか。

池田湖について。昭和56年に池田湖湖畔住宅地分譲販売がされているが、このときの池田湖の維持管理水位はどのようになっているのか質問し、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 令和3年4月27日に公表されました2020年農林業センサス確定値によりますと、本市の農業経営体数は1,164経営体であります。2015年と比較しますと236経営体、16.9%の減少となっているようであります。この内訳といたしましては、個人経営体が241経営体、18.1%減少しておりますが、団体経営体は5経営体、7.7%増加しているようであります。また、個人経営体における期間的農業従事者数については1,907人であり、2015年と比べ479人減少しているようでございます。

**○産業振興部長（大迫格史）** ヘルシーランドについてでございますが、契約違反ではないかということでございます。ヘルシーランドの管理運営業務仕様書によりますと、指定管理者は業務の遂行に当たり、ヘルシーランドが公の施設であることの性格及びヘルシーランドの設置目的を十分認識し、日常又は定期的に必要な保守・点検業務を行い、快適な施設環境を作るとともに各種機器類の性能を常に最良の状態に維持し、故障の予防、設備の恒久化に努めるものとします、とございます。今回のレジオネラ属菌の検出が、この仕様書に直ちに違反するというふうには考えておりませんので、契約違反には当たらないと考えているところでございます。

続きまして、買い物難民の対策でございます。市では、車や運転免許を持たない高齢者等のいわゆる交通弱者といわれる方々のために、昨年度から地域公共交通の仕組を見直し、これまで運行してきたイッシーバスのほか、新たに乗合タクシーの運行などを行っております。イッシーバスや乗合タクシーの行き先としては、平成29年度に行った市民アンケートを基に、買い物に都合のよいスーパーやストア、病院や金融機関などを設けており、市民の皆様が利用しやすい時間帯や便数で運行しているところでございます。

**○健康福祉部長（山元成之）** 買い物難民に対する高齢者の取組でございます。市では、高齢者が、可能な限り住み慣れた自宅で生活を送っていく社会づくりを目指して各種取組を行っております。その中で最も大切なことである買い物に行くということが困難な高齢者への生活支援としまして、地域の商店などが行っている配達サービス内容につきましての一覧表を作成し、高齢者と接点のある民生委員や地域見守りグループなどの住民グループ及び介護を支援する専門職の方へ配布している状況でございます。

**○農政部長（寺田昭宏）** 市内の担い手農家数の状況につきましては、本年3月31日現在、本市の認定農業者は351経営体。複数市町村にまたがる広域認定農業者が8経営体。認定新規就農者が27経営体。基本構想水準到達者は305経営体で計691経営体が担い手農家として位置付けられ、農林業センサスに基づく市内の全経営体の約59.4%となっております。

**○建設部長（山崎一磨）** 昭和56年当時の池田湖の管理水位でございますが、池田湖は二級河川

でございます。県で管理されております。計画降水位66mで管理されているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 池田湖の問題から質問していきます。昭和56年当時分譲したときに、池田湖の維持水位は66mという答弁だったわけですけど、分譲した当時の高さって言ったらいいんでしょうか、それは何mになっているんですか。

**○建設部長（山崎一磨）** 昭和56年当時市で分譲してございます。昭和50年代初期、池田湖はまだ護岸もなく、自然護岸で越波等あったようでございます。昭和52年に県で護岸整備として護岸天端67m、その背後に3mの管理用道路並びに側溝を整備され、その後、市によってその護岸並びに管理用道路に沿った形で分譲したのではないかというふうに考えております。道路高さは、西側の池富士側ですかね、あそこのほうから66.3m、田神川に向かって66.1mの道路を整備してございます。宅地については、それぞれの分譲地の高さによって造成されたものというふうに理解しております。

**○12番議員（吉村重則）** その分譲地について、今、排水が悪いと、浸水の可能性のある東側になるんですか、3軒ですよ。それ以外にも池月の方って言ったらいいんでしょうか、あの辺も分譲しているんじゃないですか。

**○総務部長（下吹越寿）** 池田湖の分譲につきましては、全部で35画について分譲を開始しているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 池月の方については、1mくらい高くなっていますよね。当時、分譲するときには、どういう状態で分譲されたんですか。

**○総務部長（下吹越寿）** 市の分譲地は、言われるように西側が標高が高く、東側に向けてなだらかに標高が低くなっておりますので、これらの地形を宅地分譲するに当たり、水平の宅地として造成した結果、そのような高低差が生じたということになります。

**○12番議員（吉村重則）** そういう高低差が生じたというのは、地形によってそういう状態になったという答弁だと思うんですけど、その66.1mのところ、分譲がされている。当時、池田湖の水位については66mとなった場合に、浄化槽なんか設置するとすれば、当然、掘ってくれば水がもう目の前は湖なわけだから水が入ってくることは分かっていると思うんですけど、こういう土地を市がなんで分譲したのか。問題はないんですか。

**○総務部長（下吹越寿）** 浄化槽につきましては、家を建てる施主から依頼を受けた業者が、道路の排水溝の高さ等を踏まえて逆流しないように適切に設置するものと思われま。それと、なぜそういうところを分譲したかということですけども、これまでも答弁していますように、南薩土地改良区が管理する上で、先ほど言いましたように、高水位が66m、計画洪水が67mであることを踏まえて、池田湖の河川管理者である県が、67mの高さの護岸と66m以上の高さの管理用道路を整備して、分譲当時、市としては、冠水することは想定されていない中で分譲しているところでございます。

- 12番議員（吉村重則） 当然，維持管理水位が66mとなっていると，この時点では，もうはっきりしているわけですよね。排水が効かないのは分かりきっているんじゃないですか。このような不良な土地をなんで市民の方に分譲するんですか。市としては，全然責任はないんですか。
- 総務部長（下吹越寿） これまでも答弁してきていますように，法律相談等こちらも行っております。それによりまして，売買における瑕疵はなかったと判断しております。
- 12番議員（吉村重則） 法律的に問題はないという答弁ですけど，市民に対してこのような販売をして問題は生じないんですか。私は法律がどうのこうのじゃない。市民の財産を守る，これが市の業務になるんじゃないですか。市民に不良な土地を売って，排水もできないようなこのような土地を販売しても問題ないということなんですか。
- 総務部長（下吹越寿） 法的なもの道義的なものというは分けて考える必要があると思います。市としましては，昭和56年の分譲当時，冠水することというのは想定していなかったものと考えます。
- 12番議員（吉村重則） 冠水するのを想定してない。どういう意味ですか。市長，このような不良土地をやったことに対して，市長はどのように，昭和56年当時ですから40年以上前ですよね。50年ぐらいか，前の問題ですけど，この事実関係について，市長はどのように捉えていますか。
- 市長（豊留悦男） 当時のことで私も推測でしか言えません。40年以上前になります。そのとき，どうして販売したのか。どうだったのか。つまり，そのときには，売り手と買い手がいたはずであります。買い手がそれなりの判断をしながら，お互いが売買契約という契約のもとで，この土地というのは分譲されたと思っております。40数年たった今になって，市の責任ということ問われても，なかなか明確に市の責任がどうだとは言えないわけあります。推測でしかと言うのは，そこあります。買った人もそれなりのいい土地であったから買ったのであろうと思います。
- 12番議員（吉村重則） 観点を変わらせますけど，その池田湖の水位の問題ですね。この当時も66mの維持管理は，決定しているんですよ。この災害を避けるためには，池田湖の水位を下げるしかないんですよ。この問題で県とか国に対して提案して，例えば，最高65mしかできないという交渉なんかはできないんですか。
- 農政部長（寺田昭宏） 管理水位を1m下げることになりますと，池田湖に設置してある用水ポンプからの取水設計上，不可能となることから大規模な改修が必要になります。これには多額の費用が掛かり，受益者の負担も発生することから，対策は厳しいというふう考えております。
- 12番議員（吉村重則） 改善するのに，お金が多額掛かるからできないと。とんでもない話じゃないですか。災害を防ぐことが，先決になるんじゃないですか。65mに下げることによ

って1mのあれがあるんですよ。土地改良区の資料によると、65.8mになれば排水不能に陥るんですよ。そんなに困っている市民がいるのに、多額のお金が掛かるからできない。それだったらもう二つしかないんですよ。池田湖の水位を下げるか、それとも移設なり、何らかの事業に取り組んで66mで対応するか、この二つしかないんですよ。どのように考えますか。

**○建設部長（山崎一磨）** 昨年来、池田湖の水位の問題につきましては、いろいろと国並びに県等と協議をして進めているところでございます。午前中の一般質問でもございましたけれども、国の方が今般、流域治水関連法案を先月改正されたようでございます。この中で、関係課と県河川課へ協議にお伺いしましたところ、氾濫をできるだけ防ぐための対策としてダム の事前放流の取組、被害対象を減少するための対策として土地利用規制、誘導、移転促進の取組などがあるようでございます。このような対策につきましては、現在、法整備がなされたばかりで情報が少なく、まだ協議できる段階ではございません。今後とも、関係機関と連携して、この池田湖水位の問題については取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 本当、農業振興にとっても非常に大事で、午前中の質問の中でもされてます。農業振興という立場からも非常に大事な湖になっています。そういう面では本当、移転も含めた前向きな検討をお願いして、次の問題に入ります。

ヘルシーランドのレジオネラ属菌の問題について、ヘルシーランドの管理仕様書の中で、全然問題ないということと言われたんですけど、山川町から合併、指宿市になって市営で運営した当時、レジオネラについて何度ぐらい発生しているのか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 旧山川町時代の件でございますけれども、当時の書類が残っておらず、はっきりしたことは申し上げられませんが、複数回検出されたことがあるというふうに聞いているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** はっきりしない状態での答弁なんで、もうこれ以上できないんですけど、レジオネラ属菌自身が、発生すること自身、通常、いつでも発生するんだと軽く見るのか。もう5年間の間に3回出たと。本当、重要視しているのか。市の立場は、どういう立場なんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今回で3回目ということでございます。過去2回、様々な見直しを行ってまいりましたが、今回3回目の検出となったことは、非常に残念と思っております。そこで、清掃、消毒等の大幅な見直しを図ったところでございます。今後、より一層指定管理者とともに、緊張感を持った施設運営に当たってまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 今回3回出た中で、湯船の温泉は、毎日取り換えをしているんですか。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時47分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○産業振興部長（大迫格史） 保養館に和風、洋風の浴槽がございます。イベント浴、水風呂、かかり湯、これにつきましては、毎日換水をしております。和風の主浴につきましては、2日に1遍でございます。洋風につきましても、洋風の主浴につきましては、2日に1遍、歩行浴、水風呂、かかり湯につきましては、毎日換水しているところでございます。

○12番議員（吉村重則） 2日に1回というのは、どういう意味でそうなっているんですか。

○観光施設管理課長（小吉健治） 2日に1遍の換水のところにつきましては、男性が利用した日に水の入れ替えをするということで、男女浴槽は、毎日毎日男子と女子と交互に使わせておりますので、結果、男子が使った日に換水をするということで隔日換水になります。

○12番議員（吉村重則） 3回も発生しているわけですよね。そういう面では、徹底した管理は必要になってくるんじゃないですか。毎回入れ替えをするなりする。でなければ4回目の可能性というのは、どんだけ清掃しても見えないんですよ、レジオネラ属菌は。いつ感染するか分からない、そういう状態になるんですよ。そういう意味では、その辺の検討はされなかったのかどうか。

○産業振興部長（大迫格史） 今回、3回目が見出されたことで、生物膜を浴槽や給水・給湯配管、シャワー・カラン内に付着させないように、塩素濃度をこれまでより高めに設定するなど清掃をきちんとするということにつきましては協議をして実施しておりますが、その換水の頻度につきましては、市と指定管理者で協議はしていないところでございます。

○12番議員（吉村重則） 対策をすると言いつつながら、一番大事な部分をしていないんじゃないですか。そういう指定管理と協議してないから、しないという状態でよろしいんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 今回、清掃等を充実したところでございまして、今、御指摘もございましたので、ほかのところも含めて改めて検討協議していきたいと思っております。

○12番議員（吉村重則） 今、新型コロナの関係で言えば、変異株がどんどん増えているわけですよね。レジオネラ属菌についてもそういう変異と菌だから、いつどういう変異があるか分からないんですよ。その辺の検討なんかはされていないんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 今、御指摘の菌の変異につきましては、確認また調査等は行っておりません。

○12番議員（吉村重則） 本当、これまで5年間で3回も発生してる。宮崎県では、かなり前ですけど大きな災害と言ったらいいんでしょうか、7名の方が亡くなり、1,300人からの感染を起こしているんですよ。そういう中で、このような対応だけでレジオネラ属菌に対する対応が大丈夫なんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 4回目を出さないために業務の見直しを図ったところでございます。今回の検出を受け、塩素濃度を高めるとともに、配管洗浄は洗浄箇所を拡大するよう指導を行ったところでございます。また、塩素濃度測定回数も増やしております。それから、清掃業務に従事する職員数も増やしたところでございます。4回目を出さないために、指定管理者とともに緊張感を持った施設運営に当たり、再発防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** ヘルシーランド管理運営業務仕様書の中で、指定取消しという部分があるわけですね。この中で2番のイの中で、著しく社会的信用を損なう等などにより、指定管理についてふさわしくないと認められる場合は取消しができる、となっているわけですね。このふさわしくない。だから、レジオネラ属菌が何度も出ても、こういう問題には触れないという捉え方でよろしいんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今回3回目ということでございます。1回目につきましては、清掃の後、それから、その検水を汲むときの手順がちょっと間違っただということでございました。2回目につきましては、長期休業の後のタンクの清掃が足りなかったということでございます。今回は、通常の営業期間中の検出ということになっております。3回目出て、また4回目出て協定違反にならないのかということでございますが、4回目を出さないために、市とそれから指定管理者で努力をしているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 午前中も答弁の中で、平成29年からでしたっけ、月に1回、指定管理者と協議をしていると。次亜塩素についての機器も令和2年の10月に交換されているという中で発生しているわけですね。これはどういう捉え方をしたらよろしいんですか。月に1回、協議をしながら、29年から、令和2年の10月には、新しい機械に交換した。それが令和3年には発生しているわけですよ。この問題をどう理解したらよろしいんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** ただいま、次亜塩素酸の注入機のお話が出ましたけれども、この注入機、令和2年度に部品交換等をしてしておりますが、これは井水タンクの注入機でございませぬ。今回の検査に当たりましては、井水タンクからはレジオネラ属菌は検出されておられませんので、その注入機自体は適正に動いているというふうに判断しているところでございます。今回、検出された箇所から判断しますと、カランと出口の部分というふうに考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 本当、行政の考え方。農家にしても一般企業の場合、信頼を失ったら最後なんですよ。農家も本当、経営が成り立たなくなるんですよ。それを3回も起こしていながら、仕様書の中では問題ないですよと。こんなやり方で市民は納得すると思いませんか。どうですか。本当、民間の企業だったら信用を失ったらそれで終わりですよ。破産ですよ。行政がやっているから、それは守られると。こういう体制でよろしいんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 先ほど来、答弁させていただいておりますが、私どもとしまして

は、全く問題がないというふうに申し上げているわけではございません。また、直ちに契約違反ということではないというふうに申し上げているところではありますが、今回、3回目が出ましたので、4回目を出さないように、市と指定管理者でしっかりと管理を行っていくというふうに考えているところでございます。

(発言する者あり)

○議長（木原繁昭） 吉村議員，それなりに答えていると思いますので，もう1回質問してください。

○12番議員（吉村重則） 信頼を失ったらそれで終わりです。市では、3回も出しても契約違反にならんと、こういう体制でいいのか。市民にどう説明したらいいのか。はっきり答弁してくださいよ。

○産業振興部長（大迫格史） 公共施設を運営するに当たっては、安全・安心なサービスの提供が重要でございます。今後より一層、指定管理者とともに緊張感を持った施設運営に当たってまいりたいと考えております。市民の皆様にも、観光客の皆様にも安心・安全に利用していただける施設にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○12番議員（吉村重則） 答弁になってないんですけど、露天風呂たまたま箱については、4年連続で5回も日本一になっているわけですね。そういう中で最近、コロナの関係で観光客も少ない状態ではあるんだけど、キャンセルされる実態なんかもあるという話を聞くんですよ。こういう実態調査を今後する必要があるんじゃないですか。

○産業振興部長（大迫格史） 今回、3回目のレジオネラ属菌の検出ということで、ヘルシーランドにどのような苦情があったかということで確認をいたしました。利用された方で、体調不安の問い合わせがあったというふうには聞いておりますが、結果、ヘルシーランドが原因ではないということであったというふうに聞いております。そのほか、常日頃利用される方々から早く開けてほしいというような要望があったと聞いているところでございます。

○12番議員（吉村重則） ホテル業界に対してもそのキャンセルなんかについての調査を是非してください。

次に、もう時間の関係がありますので、買い物難民の問題で、交通網の体制を組んでいるからちゃんと対応しているんだという答弁だったと思うんですけど、実態、私は16日、大雨の日に農協の移動販売の後をついて回る中で、大雨の中でも遠くから歩いて来る人もいます。それで、移動販売の音楽が聞こえないからいつも買いに来るということで自分の家の周りを通って遠回りをするんだけど、是非回ってくれと。本当、大雨の日で少なかったんですけど、通常だったら1か所で20人以上は来ると実態があるんですよ。こういう実態をどのように捉えますか。

○産業振興部長（大迫格史） 市内では、徒歩による生活圏内に小規模ながらもこれまでどおりに営業している小売店もございます。また、食料品や日用雑貨等の移動販売や共同購入、弁

当配達サービスなどを民間事業者が行っている地域もございます。これらの営業活動を行っている既存の事業者にも配慮していく必要があると考えておりました、広域的な移動販売活動をするにつきましては、慎重に判断していく必要があると考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 小売店もあるということですが、ほとんどがなくなってますよ。大型店舗の出店により商売が成り立たないということで廃業されてますよ。本当、実態調査是非、取り組んでほしいんですけど、この考えはないかどうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 平成30年度に、地域内の商店が減少している池田校区、尾下区、上野区におきまして、生活状況調査を行っております。また、社会福祉協議会の調査、それから、高齢者計画を立てる際の調査など行って、実態は把握しているつもりでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 最近、ここ2・3年のうちに商店を閉店したところもあります。この最近、実態調査をする考えはないかどうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 令和元年度に要介護や要支援の認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に行った高齢者等の実態調査では、97%の高齢者が、御自分で買い物をしている、もしくはできるという調査結果をもらっております。

**○12番議員（吉村重則）** 時間の関係で次に入りますけど、本当に困っている高齢者はかなりいます。JAいぶすきの場合は、1台の移動販売で喜入から穎娃まで、トラックに、1tトラックを改造して、品物を並べて売って、そして、回収して、次に行って、その繰り返し。本当、暇もない状態の中でやられてます。大変喜ばれている実態を考えれば、もう少し丁寧に実態調査をして、何らかの方策を考えるべきだと。是非、調査をしていただきたいと思いません。

次に、農業問題について。平成15年から20年において、かなりの農家が減ってきているわけですね。国のセンサスでも、2000年から2020年で考慮した場合に200万件あった経営体が100万件ちょっとに減っているわけですよ。15年から20年の間が22、3%指宿市においても20%近くが減っていると。高齢化率が高い部分を考えれば、本当にこれから5年間、20%では済まされない。25%から30%の農業経営体が廃業する可能性があるという部分を考えれば、指宿においても高齢者が引退、廃業していつている部分はかなりあるわけですよ。ですから、指宿の場合は、野菜農家、畑作地帯でそれぞれすごい技術を持っているわけですね。この技術を若者に、本当に新規にやりたい農家への引継ぎなんかもする必要があると思うんだけど、その辺はどのように考えているのか。

**○農政部長（寺田昭宏）** 経験値をもった高齢者の方々には、今後進めていきます、人・農地プランの地域の話し合いの中で、地域農業のサポーターとして地域営農に関する活動等に参加していただきながら、長年培った技術とノウハウを次世代につないでいくような仕組みを検討してまいりたいと考えております。

○12番議員（吉村重則） 農家戸数の減少を考えた場合、本当今の状態でいっただら地域も崩壊してしまう。農家数がどんどん減っていく実態を考えれば、今の時点で本当に若い農家を、担い手を育てていくという部分では、何らかのやっぱり高齢者がやっている農業形態に対して補助金を出しながら、若い人に引継いでいくようなそのような取組とか、そういう方向では検討はされてないのかどうか。

○農政課長（鴨崎一郎） 本市では、第二次総合振興計画の後期計画を昨年度策定しておりますが、今回、大幅な見直しをいたしまして、国の食料・農業・農村基本計画の体系に合わせた取組を進めていきたいとしております。その中でも、御指摘のその担い手の部分については、かなり力強く取り組んでまいりたいというふうに掲載をしておりますが、今おっしゃられるところについては、国も、例えば、農業構造の確立が重要というようなことで、先ほどあった人・農地プランというもの。それから、中間管理機構の取組。それと、次代の農業ということであれば、スマート農業等による生産流通現場の技術革新。それから今、中小家族経営の方々が、当然その地域社会の維持の面でもかなり重役を担っているということですので、そういったところにも先ほど申し上げたスマート農業であるとか、それから、作業代行、機械等のシェアリング等、農業支援サービスというものを国も進めるということですので、そこいらの施策と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○12番議員（吉村重則） 県内の中でも全国の中でも、指宿の場合は気象条件にも恵まれているという部分では、若い担い手が育ってきているのは事実です。ですけど本当に農業を引退していく数からした場合にまだまだ足りないわけですよ。そういう面では、是非、担い手そのものを育てていっていただきたいと。

最後になりますけど、インボイス方式について、指宿のほとんどの農家が免税農家としてなっていると思うんですけど、影響について、どのように捉えているのか。

○農政部長（寺田昭宏） インボイス制度につきましては、議員御指摘の課税売上が1,000万円以下で、特例等の対象にならない農家等につきましては、段階的な税額控除措置が終了するまでの間に、まずは、御自身の経営状況や仕入れ販売状況等と照らしながら対策を検討していただかなければならないと考えております。今後、市としましては、税務署にも協力をいただきながら、市内農家等への制度周知のほか、集出荷業者や農業関係者への説明会、学習会等の実施を検討してまいりたいと考えております。

○12番議員（吉村重則） 再来年の10月からになるんですよ。そうなった場合にほとんどの農家、業者も今のところ分からない。例えば、指宿の場合は、仲買業者がかなりあるわけですよ。免税農家から受け入れた部分、それを販売する。農協の場合は、協同販売ということで対象にならないみたいですけど、業者の場合は、受け入れた部分の消費税を仲買が仕入れ税額が出てこないわけですから、売ったときの消費税と仕入れた消費税を差し引いて納めるわけですよ。そうした場合に、免税農家から受け入れた部分は、仲買がその分も払わんとい

かんという問題も出てくるんですよ。そうなった場合に単価を下げられるなり、取引がされなかったりされた場合には、ほとんどの農家に対応できないという実態があると思うんです。その辺は、どのように。農家自身が分かってない部分があるわけですので、その辺も周知徹底するような方向、取り組むんですか。

**○農政部長（寺田昭宏）** 先ほども答弁いたしましたように、農業関係者に対しましては、当面、先ほどのような取組を進めてまいりたいというふうに考えておりますが、様々な業種へも影響があるかと思いますので、関係部署と連携を図りながら対処していくとともに、国・県、他の市町村の動向等も注視してまいりたいと考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 免税業者の対応として、個人タクシーやシルバー人材センターの登録者も事業者になると。シルバーで働いても登録をしなければ、結局単価をどんどん下げられていくというような状況が起こるわけですよ。ですから本当、大きな問題になってくると。6月4日に国会内で行われた消費税インボイス制度実施は延期・中止にという緊急集会で、与党の自民党からも国会議員が参加し、あいさつしています。自民党の内部からも導入中止を求める意見が出るなど、導入延期・中止の可能性が十分あります。市長はこのことについて、本当に市長会なんかにも呼びかけて延期中止を求める行動を取るべきだと思うんですけど、その辺はどのように考えますか。

**○市長（豊留悦男）** 新しい制度、これが導入するに当たっては、その導入の意図、そして、その導入をした結果がどのような農業政策につながるのか、それ等を含めて勉強し、必要であったら県の市長会で要望書としてまとめて政府等に届けたいと思います。

**○12番議員（吉村重則）** 高齢化農家も高齢化は進む。今日は、農業の問題で取り上げてますので、農業のほうから質問しますけど、高齢化が進んで、本当に販売価格がどんどん下がっていかれる。今年の秋には、資材費が2割くらいは上がるんじゃないか。1,500円くらいの肥料が300円も上がるという話なんかも、かなり値上げが今回行われるような情報も入っています。そういう中で消費税の問題、インボイスの問題が出てきたときに、もう税金を払うために働くんだったら辞めたいという農家はどんどん出てくるんじゃないかと思うんですよ。そういうことなんかも実態なんかを本当に調査していただきたいんですけど、その辺はどう考えますか。

**○農政部長（寺田昭宏）** このインボイス制度につきましては、先ほども答弁いたしましたように、国・県ほかの市町村の動向等も注視しながら適切に農家の方々にもPRをしていきたいというふうに考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 本当、このインボイスが導入された場合、ほとんどの農家だけでなく中小零細企業含めて、また、シルバー人材センターの登録者もそういう状態になってくるとなった場合には、本当、生活ができない。経営が成り立っていかない。そうなった場合に地域が崩壊する可能性があります。そういう面では、どこに問題があるのか、是非調査し

て、市長会含めて中止・延期の行動を起こしてほしいんですけど、最後にもう1回市長に答弁を求めます。

**○市長（豊留悦男）** 昨今の農業問題、大きな課題があるというのは十分承知しております。農家の高齢化対策の問題、担い手の問題、インボイスもそうでしょう。農地の活用、農地プランの問題。つまり、これらの問題については、農業新聞等でする説明をし、解決の方法を見出すその案を書いております。私も農業新聞、目を通しまして、いろんな関係者にはコピーをしたりして届けているところでもあります。新しい農業経営というのを目指すために何を今すべきなのか。つまり、この農業経営の在り方を含めて担い手の問題、高齢者の問題、様々な問題を解決するために、農業の在り方というものもみんな考えていきたい。特に、行政として新しい農業経営はどうあるべきかというそういう視点で今後、農業を見守っていききたいと思います。

**○12番議員（吉村重則）** 2015年から20年の農家従事者、農家戸数、大幅に減少しております。2020年から25年にも大幅な減少が見られるような状況です。本当、地域が崩壊してしまう。農協が崩壊してしまうような状況になってきます。そういう面では、担い手がちゃんとやっていけるような農政の方に是非、市としても取り組んでいただき、担い手を育てていただくことをお願いして、一般質問を終わります。

### △ 延 会

**○議長（木原繁昭）** お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、明日行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 齋 藤 佳 代

議 員 東 伸 行

# 第 2 回 定 例 会

令和 3 年 6 月 22 日

(第 3 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和3年6月22日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |             |         |
|---------|---------|-------------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長       | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長   | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長     | 下吹越 寿   |
| 健康福祉部長  | 山 元 成 之 | 産 業 振 興 部 長 | 大 迫 格 史 |
| 農 政 部 長 | 寺 田 昭 宏 | 建 設 部 長     | 山 崎 一 磨 |
| 教 育 部 長 | 鶴 窪 誠 作 | 水 道 事 業 部 長 | 園 田 猛 志 |

|          |       |          |       |
|----------|-------|----------|-------|
| 山川支所長    | 中島裕一  | 開聞支所長    | 山下秀一  |
| 総務部参与    | 野元伸浩  | 総務部参与    | 増永智美  |
| 教育部参与    | 中摩浩太郎 | 総務課長     | 山下浩二  |
| 危機管理課長   | 竹山修一  | 健康増進課長   | 廣森政宏  |
| 商工水産課長   | 宮路主税  | 観光課長     | 上川床 聡 |
| 観光施設管理課長 | 小吉建治  | 農政課長     | 鴨崎一郎  |
| 農産技術課長   | 富永敏尚  | 耕地林務課長   | 大牟禮伸英 |
| 教育総務課長   | 紺屋聖一  | 学校整備室長   | 上村圭一郎 |
| 学校教育課長   | 常深 章  | スポーツ振興課長 | 和田哲郎  |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 事務局長   | 鮎川富男 | 次長兼議事係長 | 木下英城 |
| 調査管理係長 | 川畑裕二 | 議事係主査   | 古川浩仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、井元伸明議員及び西森三義議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） おはようございます。私は、日本共産党の議員の1人として市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から一般質問を行います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策等についてであります。新型コロナウイルスの発症者が出てから約1年半が過ぎましたが、ワクチン接種が始まったとはいえ、まだまだ収束の見通しが立たないばかりか、収束に向けてのプロセスさえ示せていない状況です。感染拡大の第4波は全国に広がり、変異株も広がっています。入院も治療も受けられない患者の急増等、医療危機も報道され、暮らしや事業の疲弊など、深刻になっています。政府は何が何でもオリンピック・パラリンピックを強行する構えですが、オリ・パラの強行は新たな世界的感染拡大への道との多くの声があります。既に入国した選手団の中に、コロナ陽性者がいたとの報道もあります。この方は、出国96時間以内に2回のPCR検査を受け、陰性証明書を持っていたと言います。菅首相は五輪ありきで俺は勝負したと言っているようですが、国民の命と暮らし、そして、経済も含めて、博打の対象にされては困ります。今からでもオリ・パラは中止して、コロナ対策に本腰を入れるべきであります。現在、ワクチン接種が始まっていますが、感染抑止の社会的効果が得られるまでには一定の期間がかかります。しかも、ワクチン接種自体が、日本は、世界で128位と大きく立ち遅れています。迅速なワクチン接種は極めて重要ですし、ほかの対策と一体に進めてこそ、感染を封じ込めることができます。コロナ封じ込めを戦略目標にすることが強く求められています。そのためには、大規模な検査、ワクチンの安全で迅速な接種、自粛要請などで打撃を被っている全ての中小企業、個人事業主、労働者に対して、十分な補償と生活支援を行う課題など、総合的な対応が求められます。これに関して、順次伺います。

まず、PCR検査等についてです。検査の種類にはどのようなものがあるか。PCR検

査、抗原検査、抗体検査、そして、行政検査、保険診療、自費診療という、2つの角度から種類等、どのような場合に行うかについて伺います。また、その場合に費用負担はどのようになるのか、個人負担はどうなるのか伺います。また、無症状や初期症状の感染者を探し出して保護する、大規模検査こそ必要ではないかと思いますが、お考えを伺います。

次に、ワクチン接種について伺います。優先順位という言葉を使っていますが、接種順位という言葉が妥当なのかもしれません。その接種順位がまず、医療従事者等、そして、高齢者、高齢者以外で基礎疾患を有する人、それ以外となっていると思います。そこでまず、接種順位ごとの計画と現状はどのようになっているか伺います。昨日も同様の質問と答弁がありました。改めて伺います。

次に、それぞれ2回目の接種が完了するのはいつ頃になる見込みか。副反応の発生はあるか。接種するかしないかの任意性は確保されているか。効果に対する正しい認識についてどのように啓発しているか。また、予約キャンセルに対して、ワクチンの有効活用の見地からどのような対応策を行っているか伺います。

次に、学校や教育施設、あるいは市役所内や行政機関など、直接に市が運営しているところや、場合によっては、指定管理者をお願いしているところなど、市に関わる場所で感染者が出た場合についてですが、PCR検査の範囲や費用負担についてどのように考えているか。また、学校閉鎖、学級閉鎖、そして、施設閉鎖について、どのような基準と判断で行うのか伺います。

次に、経済の立て直しと営業を守るために各種の経済対策や助成などを行い、また、国保税、その他の減免制度などもあります。これらは市民が望むだけの内容になっているか、ということもありますが、せつかくの内容が分かりやすく、市民に伝わらなければなりません。そこで、制度の周知などは具体的に丁寧なものになっているかどうか伺います。

ジェンダー平等と個人の尊厳等についてです。男女平等が叫ばれて久しいですが、いまだに女性の身分が低かったり、蔑ろにされ、あるいは、男性だからこうあるべき、女性だからこうあるべきという形で、平等さに欠けることが当然視されたり、女性特有の問題が黙視されたりしている中で、ジェンダー平等と個人の尊厳について、改めてクローズアップされてきています。2015年に国連で採択された持続可能な開発目標SDGsでは、ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女性のエンパワーメントを図ることが第5の目標に掲げられています。世界中でどのような女性差別があるのか。まず、性暴力、虐待です。そして、未成年の早期結婚、雇用機会・賃金の不平等、教育格差などに代表されます。このようなセンセーショナルなことだけでなく、日常生活の中にも潜んでいます。女の子なんだからとか、女のくせにとかもその範疇です。オリンピック・パラリンピック組織委員会会長だった森喜朗氏が辞任した主な原因も、ジェンダー平等の視点からの問題でした。男女格差の大きさを国別に比較した、世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数2021が3月31日に発表され

ましたが、日本は調査対象となった世界156か国の中で、120位でした。主要7か国では引き続き最下位。特に衆議院議員の女性割合が低いことなど、政治参画における男女差が順位に影響したとしています。そこで、順次伺います。

まず、ジェンダー平等について、基本的などのような考えを持っているか伺います。

次に、日本のジェンダーギャップ指数の低さについてどのように考えるか伺います。

次に、指宿市内におけるジェンダー平等についてどのように考えるか伺います。

次に、生理の貧困についてです。ジェンダー平等と個人の尊厳等についてという大項目の中で取り上げさせていただきましたが、生理は生物学的女性特有のものではありますが、そのために該当する人たちが苦勞し、困っているとすれば、それはジェンダー平等の視点からも問題であります。経済的な理由から生理用品を入手することが困難な状態にある、生理の貧困が広がり、学生の5人に1人が生理用品の入手に苦勞しているとの報道もありました。生理の貧困は経済的な貧しさや格差の問題だけでなく、女性全体に関わる不平等として捉えるべきだとの声も挙がっています。そこで、伺います。

生理の貧困が社会問題として取り上げられていることについてどう思うか。

また、この際、学校を含む公共施設への生理用品の無償提供をすべきだと思いますが、その考えはないかどうか伺って、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 新型コロナウイルス感染症のウイルスが体内に存在しているかどうか調べる検査には、PCR検査と抗原検査がございます。過去に感染していたかを調べる検査には抗体検査、それぞれの検査には検査の目的や検査の精度、検体の採取方法や検査判定に要する時間など、特徴がありますので、医療機関や保健所の判断によりそれぞれの検査がなされているところでございます。

次に、ジェンダー平等のことについてでございます。本市においては、指宿市男女共同参画基本計画を策定し、計画の重点目標ごとに課題を挙げ、その課題に対し、各課で実施計画を立てて取り組んでおります。その実施計画に基づき取り組んだ内容については、客観的立場から、外部機関である男女共同参画懇話会から御意見をいただき、その意見に対し、各課、改善しながら男女共同参画社会に向けて、事業を推進しているところであります。以下、いただきました質問等には、教育長、担当部長等が答弁をいたします。

**○教育長（吉元鈴代）** 新型コロナウイルス感染症対策について、教育施設のPCR検査の範囲や費用負担についてでございます。今回、学級閉鎖となった学校につきましては、保健所に相談したところ、聞き取り調査等により行動履歴等が明確になったことから、濃厚接触者の検査で十分であろうということでございました。今後、学校で感染が確認された場合、濃厚接触者以外のPCR検査の必要性については保健所などと、また、費用負担についても、関係各課等と連携し検討していきたいと考えております。

次に、教育施設の学級、学校の閉鎖についての判断基準でございます。教育委員会では、

児童生徒の心身への影響や学びの保障、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担、保健所による濃厚接触者の特定範囲等について考慮し、休業範囲や日数等を、保健所や学校医などと連携し、慎重に検討・確認したうえ、判断することとしております。

**○健康福祉部長（山元成之）** PCR検査等について、どのような場合にどのような検査をするのかということでございます。PCR検査、抗原検査ともに、現在、感染しているかどうかを調べる検査で、感染の疑われる方に対して行う検査となっております。PCR検査は、検査機器が必要であるため、検査機関に送ります。抗原検査と比べると精度が高いことから、行政検査の多くはPCR検査で行われております。抗原検査は、30分、40分ほどで判定できるようですが、PCR検査と比較しますと精度が下がることから、緊急を要する場合に行われることが多いようでございます。

続きまして、その際に費用負担はどのようになるかでございます。保健所や医療機関の判断で行われる行政検査の場合は、検査費用は無料となりますが、初診料、診察料などは負担しないとならないため、通常、3千円から4千円の自己負担が必要となるようでございます。

続きまして、無症状や初期症状の感染者を探し出して保護する、大規模検査こそ必要ではないかについてでございます。国におきましては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を進めるためにも、感染状況を的確に把握できる体制を持つことが重要であるとの認識のもと、民間検査機関等も活用しつつ、検査体制の充実を図るとの方針を示しているところでございます。

続きまして、ワクチン接種につきまして、優先順位ごとの計画と現状についてでございます。本市では、3月15日に医療従事者を対象とするワクチン接種を開始し、4月19日から介護老人福祉施設等の入所者、5月24日から75歳以上の高齢者、6月7日から65歳以上の高齢者のワクチン接種を開始いたしました。次に、接種状況につきましては、6月20日現在、医療従事者につきましては、2,370名の方が2回の接種を終了いたしました。介護老人福祉施設等の入所者を含む65歳以上の高齢者、約1万6,400名につきましては、9,095名の方が1回目の接種を終えており、接種率は55.5%となっております。

続きまして、ワクチン接種、2回目の接種が完了するのはいつ頃になる見込みかとのことでございます。医師会や市内各医療機関の御協力によりまして、65歳以上の高齢者のワクチン接種は、7月末までには終了できる見込みと思っております。

続きまして、ワクチン接種の副反応の発生はあるのかでございます。県から市に情報提供がありました副反応の件数は、6月18日現在で11件報告されております。

続きまして、ワクチン接種、任意性は確保されているのかについてでございます。接種対象者には接種を受ける努力義務はありますが、これは強制されるものではなく、あくまでも対象者本人の意思に基づき接種を受けていただくこととなります。そのようなことから、任意性は確保されていると考えております。

続きまして、ワクチン接種の効果に対する正しい認識の確保についてでございます。接種が完了した方につきましても、これまでと同様にマスクの着用、手洗いと手指消毒、ソーシャルディスタンスの確保、定期的な換気などの基本的な感染対策に努めていただくことや、ワクチンの有効性や副反応についてなど、そのほか、必要な情報発信につきましては、継続して行ってまいりたいと考えております。

ワクチン接種の予約キャンセル時の対応についてでございます。ワクチン接種の当日に接種を受ける方が体調不良などにより接種ができない場合は、ワクチンを無駄にしないように緊急接種協力者名簿を作成し、代わりに接種していただく方を登録しているところでございます。

各種経済対策や助成制度、あるいは減免制度等についての制度の周知などは、具体的で丁寧なものになっているかについてでございます。市では、昨年新型コロナウイルス感染拡大以降、各種給付金や助成金、税等の減免などにつきまして、昨年5月の定額給付金案内時に支援事業ハンドブックの一斉配布を行い、その後は広報紙やホームページ、必要に応じてまして防災行政無線も活用して、随時周知を行っているところでございます。

**○総務部長（下吹越寿）** 先ほど、教育長から学校等に感染者が発生した場合の対応について答弁がありましたので、私からは行政機関等で感染者発生の確認がされた場合について答弁させていただきます。行政機関で感染者が確認された場合の対応につきましては、保健所の指示に従い、PCR検査を行うこととなります。この場合は行政検査となり、国の負担となります。また、業務を行う上で感染者と接触があった場合は、市としてPCR検査を受けさせることとしております。この場合は、費用負担は市の負担となります。

続きまして、施設の閉鎖の判断基準につきましてですが、市の行政機関で職員に感染者が確認された場合の施設閉鎖の判断基準ですが、保健所から指示があった場合につきましては、指示に従い消毒等を実施することとなります。保健所から指示がない場合は、発生した施設の閉鎖する期間や範囲につきましては、対策本部会議を開きまして、その決定をもとに市長が判断することとなります。指定管理につきましても、同様の取扱いをさせてもらっております。

続きまして、生理の貧困の問題で、指宿庁舎をはじめとする公共施設への生理用品の無償提供の考えにつきましてですが、現状におきましては、指宿庁舎をはじめとする市の施設で生理用品を無償提供する予定のところは、現在のところございません。

**○総務部参与（増永智美）** 日本のジェンダーギャップ指数についてでございます。男は仕事、女は家庭などの固定的な性別役割分担意識が根強いことや、男は理科が得意、女は数学が苦手など、社会的文化的につくられた性差であるジェンダーによる無意識の偏見等が、政治経済など様々な分野において男女格差を生じているのではないかと考えております。

次に、本市におけるジェンダー平等についてでございます。指宿市男女共同参画基本計画

を策定するに当たり、平成26年度と令和元年度にアンケート調査を実施しております。調査の結果、男女の地位が平等であると答えた割合が、家庭の中においては、平成26年度44.2%に対し、令和元年度は45.1%、学校教育の中においては、56.3%に対し、60.3%となっており、5年間で少しずつではありますが、改善が見られてきていると考えております。

次に、生理の貧困として社会問題として取り上げられていることについてどう思うかということでございます。現在、市の方では生理の貧困についての御相談は受けておりませんが、このことがきっかけとなり、生物学的な女性の特性を理解してもらうことにより、単純な男女平等ということではなく、特性を踏まえた平等意識の醸成につながると考えております。しかし、この問題については、経済的理由ばかりではなく、生理の貧困を招く様々な背景を考慮して、女性や女兒の健康や尊厳に関わる重要な問題として対応していくべきだろうと考えております。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 生理の貧困について、学校で無償提供の考えはないかについてでございます。生理用品につきましては、市内全ての学校において保健室で準備・保管されており、緊急時など生理用品が必要な場合は、養護教諭等が対応しておりますので、現在のところ、生理用品の無償提供として学校のトイレに置くことなどは考えていないところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** まず、PCR検査の問題についてですが、無症状や初期症状の感染者を探し出して保護する、大規模検査についてですけれども、例えば熱が出たからコロナではないかとPCR検査を自費で、あるいはドクターの判断で保険診療を受ける、これも大事なわけですが、症状のない人、初期症状の人などを広く検査して早く対応することこそ重要ではないかというふうに思うんですが、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 国のほうでは、そのような考えを持っているようでございます。市としましては、もしできればありがたいとは思っておりますが、なかなか厳しい条件であるというふうには思っております。

**○13番議員（前之園正和）** であればですよ、PCR検査希望の人からの申請を受けて、クーポンを発行するという形で今、助成をしているわけですけれども、これは大変大事な施策の1つだと思うんですけど、言うなればこれは、受動的なものです。そればかりではなくて、能動的にPCR検査をする必要があるというふうに思うんですね。そういう面では受動的なクーポンでの対応ということではなくて、広く、やはり、チェックをして、無症状の人や初期症状の人を把握するということが、コロナ蔓延を防止する意味で重要ではないかというふうに思うんですが、それについてはそういう考えということによろしいんですか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 市におきまして、大規模な一斉検査を実施した場合は、医療機関への一般診療への影響、あるいは急ピッチでの対応が求められております新型コロナワクチ

ン接種への影響、また、本来、検査が必要な方に行われる行政検査などへの影響が懸念されております。

**○13番議員（前之園正和）** 能動的にやっていけば、一般診療への影響があるということからすればですよ、コロナ対策をすれば通常の医療業務を苦しめると、そういう発想に聞こえてくるんですね。それから、指宿市においてのワクチン接種は、各医療機関に直接予約して、日程調整の後に接種するということになっています。誰がどこの医療機関に連絡をするのかしないのか、これは各個人が選択することになります。そのような仕組みの中で、誰が接種を済ませたのかについて、市としてトータル的に把握をする仕組みがあるんでしょうか、ないんでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 現在は、医療機関からは接種の人数だけの報告でありまして、後ほど集約をして各個人のやつがくるというふうには思っております。

**○13番議員（前之園正和）** 接種を受けるか受けないかについては任意性はあるということ、隅の方に置いていてですよ、しかし、ワクチンの効能とかそういうことは知らしめることは大事なことなんですよ。その上で判断をしてもらおうというわけですから。ですから、誰がどの分野に該当して接種を受けたのか、受けてないのかというのは、正しく把握することが必要だと思うんです。今の話だとすれば、各医療機関からフィードバックがかかってきたとしても、相当のタイムラグがあるんじゃないかというふうに思うんですが、正しく現状をつかむ仕組みというのがやっぱり必要ではないでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 現在のシステムにおきましては、医療機関で接種した人間だけの数が分かり、個別のやつは後ほどの報告となっております。

**○13番議員（前之園正和）** 仮の数字を挙げますが、対象が100人いたと。60人が接種をしたという報告が来た。後40人だというときに、任意性は置いていてですよ、こういうことで接種を受けましょうという100人のうち、60人が接種して40人が残っている場合に、100人に対してこうですよというふうにやるのか、それとも、誰が受けた、誰が受けてないということが分かれば、40人に対してその情報提供をして、促進できるものは促進するということが当然なるわけですよ。効率の面から考えても、誰が受けて誰が受けてないかって把握はですよ、随時やっぱり把握しておく必要があるんじゃないかな。それが早く手を打つ手立ての第一歩になるんじゃないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** ワクチン接種につきましては、接種をした、しないということ、いろいろな中傷や差別等も心配されております。そのようなことから、市としましては広く接種を呼び掛けるということが大事であると思っております。

**○13番議員（前之園正和）** 誰が接種をして誰が接種をしてないということを公表しようということではなくて、行政が段取りを取る上で把握する必要があるかと言ってるんです。それも否定されるんですか。

○**健康福祉部長（山元成之）** 後ほど、医療機関から接種をした人の名簿はいただける予定になっておりますので、そのときにまた、個別ではなく、やはり、接種率を見ながら、周知を広くしたいというふうに思っております。

○**13番議員（前之園正和）** 昨日のやりとりの中で、ゆくゆくは12歳以上も対象にするかのような話がありました。12歳から64歳までということになると、例えば高校なり大学を卒業して就職をする、あるいは高校だと進学をするということを含む年代ですよ。20歳前後というようなことになれば、そこになっていけば、住民票を残したまま、例えば働きに行く、学校に行く、あるいはその逆もあるかもしれませんが、そういう面では、住民票の場所と実態の居所が違う場合が、この12歳から64歳という場合には含まれてくる可能性があるんじゃないかと思うんですね。これは住民票があるところだけではなくて、居所でも対応できるということではありますけれども、そこを考えた上での、こういう場合はどうするかということについての、事前にですよ、対応案をつくっておく必要があるんじゃないかと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○**健康福祉部長（山元成之）** 市におきましては、可能な限り接種が進むように個別に対応をいただき、適切に対応するようにしております。

○**13番議員（前之園正和）** 相談があれば対応するということですよ。ですけれども、住民票が例えば指宿にあって、例えばですよ、実際の職場が隣町であると、そこに部屋も借りていると、居所はそっちだという場合に、いや、相談すれば対応できるんだということを認識すれば相談するでしょうけど、住民票のあるところに行くのも面倒くさいなと思ってしまうかもしれないわけになりますよね。そういうときの対応のために、何かつくっておく必要はないかということなんです。

○**健康福祉部長（山元成之）** そのような場合に備えまして、市としましては広報紙やホームページ等で周知を図っておりますし、今後も周知を図りたいと思っております。

○**13番議員（前之園正和）** 住民票のある場所と実際の居所が違うから駄目だなと思ってしまえばですよ、もう調べもしないわけでもんね。そこへの丁寧な説明が事前に周知が要るんじゃないかということ言ってるわけです。それから、予約キャンセル時の対応についてですが、当日キャンセルが出た場合には、一定の名簿を作って対応してるということでしたが、これは各病院での対応になるんですか。市に、うちの病院では今日何名キャンセルが出ましたので調整をお願いしますというふうに、市がトータル的に調整するのでしょうか。

○**健康福祉部長（山元成之）** 医療機関で突然のキャンセルがあった場合には、新型コロナウイルス対策室に連絡が来て、私たちのほうで接種できる方を探しております。

○**13番議員（前之園正和）** ということは、各医療機関は市に連絡をして、そこで調整をして、この人でどうでしょうかという仕組みだということですね。

○**健康福祉部長（山元成之）** 可能な限り、医療機関のほうでは探す努力はしてもらっておりま

す。それでもいないという場合には、市に相談があるということでございます。

○13番議員（前之園正和）　そういう対応をするためのリスト、昨日質問があり答弁がありましたけれども、いわゆる独自リストを作るということでしょうけど、それは、改めて伺いますが、どういった人たち、例えば保育園とか幼稚園とか学校の先生とかいう話も出ましたけれども、どういった範囲で考えてらっしゃるのか、そして、今、その名簿ってというのはどれぐらい存在しているのか伺います。

○健康福祉部長（山元成之）　高齢者、幼児、児童などの感染率の高い方と接する機会が多い事業所等の方々に協力をお願いしております。6月18日現在で市内の介護施設や保育施設など、55事業所の職員、約600名の方の登録を行っております。

○13番議員（前之園正和）　これまでその名簿をもとに、病院側からキャンセルの連絡があったときに、ワクチンを無駄なく接種する、利用するという点については、大体できているわけですか。結果として100%接種。ワクチンの量に対してですね。ということよろしいですか。

○健康福祉部長（山元成之）　現在まで6人の方の当日キャンセルが発生しております。名簿に登録されました6事業所の6名の方を、市で緊急接種の名簿から御協力をお願いし、対応しているところでございます。

○13番議員（前之園正和）　教育施設や行政機関などでの感染者が出た場合の対応ですけど、保健所が濃厚接触者の範囲を決めて、それを参考にするとか、それから、保健所に基づかないものについては、懇話会だったですかね、を開いて、だったですかね。これは別でした。別なとこでした。失礼しました。保健所が濃厚接触者の範囲を決めてやるということですけど、市として、この間もそうだったわけですよ。例えば学校で出たときに、保護者の間からは、例えばクラス全員じゃなくて学校全体を、学校の子供全体を閉鎖してほしいとか、学校閉鎖にしてほしいとかいう声もあったわけですね。そうすべきだということではないんですけど、そういう声もあったわけですよ。そういうときに、保健所が濃厚接触者はこの範囲ですよといったときに、それしかししないのか、あるいは市の判断で、あるいは教育委員会の判断で、広く、もう一回り広く検査なり対応するという点についての許容といいますか、ということはないのか。その点はどうでしょうか。これは、行政施設もそうです。

○教育部長（鶴窪誠作）　文部科学省の衛生管理マニュアルでは、感染者本人への行動履歴等のヒアリングは保健所が行うようになっており、濃厚接触者の特定や行動履歴等の聞き取りは保健所が行っております。教育委員会及び学校では、対応マニュアルに従って保健所に必要な情報提供をすることになっております。今回の学級閉鎖につきましては、保健所と相談して決定したところでありますが、今後は、濃厚接触者以外のPCR検査の必要性、費用負担については、その都度検討していきたいと考えております。

○総務部長（下吹越寿）　今、学校のほうの説明がございましたけれども、市の職員、会計年度

任用職員も含むんですが、この業務に当たりましては限られた範囲ではないので、市役所の窓口は不特定多数の市民サービスを求める方がいらっしゃいます。その意味からも第1義的には保健所の指示に従いますが、その後、聞き取り等をして接触がある程度見えてきた職員につきましては、蔓延防止と市民の安全の確保の観点から、公費負担で検査を実施しているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 教育部長が言われた答弁も、例えば1クラス、例えば30人だったとします。で、保健所が判断した濃厚接触者が例えば10人だったとします。その中の10人だったとします。そういったときに、濃厚接触者が対象となれば10人が対象ですけど、今の答弁というのは保健所が10人と言っても、場合によっては30人全員、つまり、10人のほかに20人、ここは市の判断で、教育委員会の判断で、検査をするということも今後は考えていきたいというふうに受け取ったんですけど、そういうことでよろしいんですか。検討の範ちゅうに入るということにおいて。

**○教育部長（鶴窪誠作）** そのときの状況によりまして、保健所と協議して教育委員会でも判断していきたいと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 今の例でいくと30人のうち、保健所は10人が濃厚接触者と言ったわけですよ。そのほかの20人を市独自で、教育委員会独自でやるかどうか、そういう場合がありうるかどうかなんですけど、それを問うたときに保健所と相談してとなれば、相談するなどはいいんですけど、保健所の結論は10人ですよ。プラス20人になりにくくなるんじゃないですか。そこはやっぱり、独自性を持ってやるべきじゃないですか。今後の検討材料としてですよ。以後、すべからくそうしますということを求めているわけじゃないんですよ。

**○教育長（吉元鈴代）** 御質問にありました接触者ですけれども、クラスによっては濃厚接触者と接触者というように2つに分けられます。濃厚接触者はPCR検査をする。接触者は通常どおり学校に通っていいというふうマニュアルではなっておりますけれども、私どもとしましては、今回は、保健所と相談いたしまして、その濃厚接触者だけをお休みにするのではなくて、そのクラス、学級を閉鎖したところでございます。議員が言われる、その接触者のPCR検査をしてはどうかという御質問でしたけれども、保健所と相談の上、今後、また、決めていきたいと思えます。

**○13番議員（前之園正和）** 濃厚接触者だけの休みということではなくて、接触者、その一回り周りまでも学級閉鎖という形でやったということですけど、それと同じことを言ってるわけで、PCR検査等についてもそういう枠を広げるということはですね、今後、やっぱり、検討すべきではないかということをお求めているわけで、できるものなら一回り周り、広げてやりますとか、クラス単位でやりますとか、学校単位でやりますという答えが出れば一番いいんですけど。それから、行政機関についても、例えばある部署で、市役所の窓口で例えば感染者が出たという場合に、何々部の窓口だったからという場合にですね、どうすんのかで

すよね。その部、全部やるのか、課全体なのか、いや、受付業務だったから、受付業務だったら横で受付業務の人は全部やるとか、そういうことはやっぱり、その都度ということになるかもしれませんが、やはり、感染を広げないという立場で、保健所なりの見解よりも、場合によっては広げて対応するという必要なんじゃないかということ言ってるわけでありまして、どうでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 今、議員から言われたとおりをこちらのほうは一応、先ほども申しましたように、保健所からの指示に従いながら、その状況を全て聞き取りがあります。聞き取りの範囲で聞き取りをした後で、聞き取りをしながら対策室とその消毒の範囲だとか、その人が行った経歴、経過とかいうことを全部ひっくるめて、幅広く消毒もしますし、先ほども申しましたように、接触者の度合いによって、窓口だったら誰と会うか分かりませんので、そういう意味でPCR検査と出勤停止、その結果が出るまでは勤務を要しないように対応しているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 各種のコロナ対策の一環として、各種の経済対策や助成制度、あるいは減免制度等については、ホームページや広報紙などを使って周知はしているということだと思うんですけども、ただ、それが市民の側から見て、例えばですよ、経済対策はこっちに出た、減免の対応は別なところを見なきゃ分からないとかですよ、そういうふうになってたら一目瞭然というふうになかなかかなりにくいんじゃないかというふうに思うんですね。そういう意味でコロナが出たときに、真っ先に、あれは何だったんですかね、当初、ハンドブックみたいなのをちょっと市独自で作りましたけど、あれはすごく好評だったと思うんですね。一目瞭然で当時のことがよく分かりましたので。ああいう形でやはり、一定のときにですね、あれからも随分内容も変わってるわけですので。あれは当初でしたから、B4くらいの表裏だったですかね。で済んだんですけど、もう今はあれでは納まらないというふうに思うんですけど、ああいうパンフなのか、場合によってはポスターぐらいのA1とかですよ、ぐらいの中にまとめると。1枚のものとしてまとめて周知をすると。それが例えば、どっかにか1枚貼ってあればですよ、あ、あったなということで、そこから先は詳しいのは自分でも調べようとなったりすると思うんですよ。個別にばらばらなとけば、全部が把握できない。全部のものがあったなということが認識されてれば、細かいことについてはまた、聞いてみるとか、調べてみるとか、という入り口にもなるんじゃないかな。そういう意味では1枚ものでポスターになるのか、何になるか分かりませんが、コロナに関するですよ、経済対策から助成制度から減免制度からその他のことまで含めてですね、この周知をするためのそういったものを作る必要があるんじゃないかと思うんですけど、検討には値しませんか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 情報発信につきましては、今、議員が提案がありましたポスターも含めまして、様々な手法、媒体があると思います。要は市民の皆様に対しまして、分かり

やすく伝わりやすい伝達手法であるかと思しますので、今後も検討してまいりたいと考えておりますし、事業の中には制度が終わったり、新しい事業もあるかと思します。そこも含めまして、できるだけ分かりやすい方法をお伝えできるように考えてまいりたいと思します。

**○13番議員（前之園正和）** それから、コロナ対策の一環として新たな各種経済対策、あるいは助成制度、あるいは減免制度、そういった市民の暮らしを、経営を助けるようなものというのは、現在、検討していますでしょうか。あるいは、新たなものをやらなきゃなということになってるのかとか、その他、今、どうでしょうか。今後の方針といいますかね。

**○市長（豊留悦男）** コロナ対策、これは万全を期さなければなりません。商工会、商工会議所、そして、観光協会、その他様々な方々から御意見・御要望もいただいております。それらのことをもとに今後のコロナの感染症の状況、経済への影響等を見極めながら、対策は練っていきたいと思しているところであります。コロナのPCR検査、感染症の対応としまして、学校関係は保健所との連携というのが第一義でありますけれども、やはり、学校には学校医、薬剤師、三師会の代表者が学校の非常勤の職員として勤務をしております。そういう専門的な見地から様々な意見や判断をいただきながら、学校の中では学校保健委員会等を通して、校長が最終的な判断をするだろうと思します。そういう意味で、今日いただいた質問等については、子供のコロナ対策を図る上でも、教育委員会は万全を期していくと思っております。行政においても、産業医というものが市役所にはおりますので、専門的な医学的な見地をもとに私どもはどのような対応をしていくか、コロナ対策については万全を期するという意味で、今、私のほうで答弁をさせていただいたところであります。

**○13番議員（前之園正和）** 時間がなくなっておりますので、次にいきますが、生理の貧困についてですが、丸川男女共同参画担当相は5月28日の記者会見で、金銭的な理由で生理用品を買えない生理の貧困への支援策を講じている自治体が、全国で少なくとも255あると発表しました。主な取組は生理用ナプキンの無償配布で、公共施設のほか、小中高校の女子トイレや保健室で実施している例も目立ったところであったということではありますが、この255自治体あるということも含めて、このような状況を市長、教育長は御存じだったでしょうか。

**○総務部参与（増永智美）** 国のほうから県を通して調査もございましたので、255という数字は把握しておりました。

**○13番議員（前之園正和）** 国のほうで把握をしている、大臣自体が言ったわけですので、把握をしているわけですが、そういうことですね、まあ、アンケートについても同様のものがいろいろあるようですけど、学生の5人に1人が生理用品の入手に苦労しているとか、交換回数を減らしているとか、トイレットペーパーなどで代用しているというような声もあったようです。この生理の貧困についてですね、全国レベルでの報道になっているわけですが、指宿市においては例外だというふうにお考えでしょうか。指宿市もやはり、同じものがある

であろうという認識でしょうか。

**○総務部参与（増永智美）** 指宿市においてこのような調査をしたことはございませんので、全く例外ということは分かりませんが、ただ、この調査につきましては、学生さんとか、若い女性の方たちがかなり調査にお答えしているかと思いますが、先ほども申しましたように、その背景にあることをまず、丁寧に対応して、相談などが受けられるような体制が必要ではないかと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 女性の気持ちは分からない部分もあるわけですが、女性が生理になった場合に、私、今日生理になりましたということを書いて歩く人は基本的にいないと思うんですね。ですから、そういうもとです、女性が女性に対しても、例えば、言いつらい部分もあると思うんですけど、保健室に生理用品を置いてあるから必要な人は対応できますよと言われてもですよ、保健室で保健室の先生にくださいと言うことは、今日は私はその日ですということ、まあいけば告知することであるわけですね。そういうことを考えれば、保健室にあることを否定はしませんが、保健室にあることとトイレの個室にあることは根本的に違うと思うんですけど、その点はどのようにお考えでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 現在、市内の学校においては、保健室で対応するところでございますが、この件につきましては、今後の社会情勢など他市の状況等も踏まえて情報収集、検討していきたいと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 保健室にあるのとトイレの個室にあるのは根本的に違うという点はお認めになるわけですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 現在、保健室で準備をしているところでありますが、養護教諭等は児童生徒の気持ちに寄り添った相談支援を行っている認識しております。

**○13番議員（前之園正和）** 物理的にいって違うわけですね。保健室にあればらってからということですが、トイレでいつ来るか分からないわけで、トイレに行ったときにですよ、対処できないまま保健室に行くということは可能なのかなのか。そういうことも含めると、必要とする場所にあるということは非常に重要なことだと思うんです。市長、そこはどのようにお考えでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** どのような対応を学校がするかということであろうかと思えます。私も学校におりましたので、そのような事態に遭遇したことは幾度もあります。特に今の時期は水泳指導が始まりますので、水泳指導と同時に体育の教育課程ではマット運動、跳び箱運動というのは併設して行われております。そのときに特に高学年を持ちますと注意を要します。つまり、そういうときには家庭の、いわゆる、お父さんやお母さんから子供がこういう状況だと、だから、配慮してもらいたいというような、連絡帳でいろいろな問題点、そして、対応してほしいこと等が事前に担任には届くように恐らく今もなっているだろうと思えます。やはり、その件については、トイレに置くということが一番いいことだろうと思えますけれ

ども、トイレは1年生から6年生まで、又は、多くの年代の違った方々が男女を含めて使われますので、トイレに置くというそのことについては慎重を期さなければならない。その理由は衛生的な面でもありますし、その指導、いわゆる性教育を含めた指導も徹底しないと、トイレに置くということは非常に難しい問題もある。しかし、クリアできるとしたら、その方向が一番いいだろうと思いますけれども、現場で学び、そして、子供たちの実態に応じた対応をすべきだというのが、私のこれまでの経験を通じた回答をさせていただきました。

**○13番議員（前之園正和）** 設置するとすればですね、いろいろ方法は考えられると思うんですよ。棚に入れるとかカゴに入れるとか。場合によっては、先例でもですね、例えば10袋入ったのを上から1枚ずつ取っていくという形式だと衛生上もあるかもしれないけど、一つ一つをさらにラップしてですよ、置いているところもあるようです。それはクリアできる問題だというふうに思うんです。それから、今、学校のことだけになってますけれども、これは行政施設でも同じことがいえるわけですので、市長部局のほうからもですね、今のところは考えてないということのようなんですけど、必要性を感じてないのかどうか。例えば市民会館とかですよ、今度できたフットボールパークとか、いろいろ考えられるわけですよ。そういうことを含めて、教育委員会のほうから伺いましたので、市長部局も。

**○総務部長（下吹越寿）** 生理用品の設置、無償提供に、市の施設の件については、先ほど答弁させていただいたとおりでございますけれども、先ほどもありましたけれども、生理の貧困だけじゃなくて貧困問題というのは多岐に渡るものだということが一つあります。現状では、今、公共施設に置く考えはありませんけれども、それとあと一つ、公共施設の維持管理ですね。例えばそういうのを流されてしまったりすると、トイレの詰まりになったりとか、そういう施設の管理上の観点からも検討が必要だろうということで、現在のところでは置いてないというところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 市長部局と教育委員会、両方に伺いますが、現在、トイレにはですね、学校も公共施設も、公園等も含めてですよ、トイレットペーパーは常設してあるんじゃないかと。昔は公園などしていないところもあったんですが、今は常設してあるんじゃないかと思うんですけど、トイレットペーパーが常設してある意味合いってというのは、また、必要性ってというのはどういうことでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 衛生的に考えた場合にですね、通常に必要なものということで、トイレットペーパーだとか、手を洗う石鹸だとかについては、多くの利用者が、一般的に通常使うものということで、物品を施設に備えているということでございます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 市内の小中学校におきましても、多くの児童生徒が一般的に利用するものとして、トイレットペーパーを設置するものであります。

**○13番議員（前之園正和）** 両方も、一般的に使用するものだと、衛生的な観点、それから、通常使うものと言いましたね。ちょっとメモしなかったんですが、その三つというの

は、生理用品についてもいえるんじゃないですか。一般で使うものではないんですか。衛生的な観点から必要なのではないんですか。通常使うものではないんですか。同じじゃないですか。

○総務部長（下吹越寿） 先ほど言ったのは、そういう観点からも必要ですけど、通常というか、頻度の問題もあろうかと思えます。それと、先ほど、繰り返しになりますけれども、トイレに流して良いもの、悪いものとかありますので、それが施設管理上の問題にもなるということが挙げられていると。そういうことも含めた上で、今後、検討が必要だろうということで答弁させていただきました。

○13番議員（前之園正和） 頻度の問題があるということでしたが、生理用品を必要とするのは、生物学的に例えば女性の人だと。それから一定の年齢に限られると。まあ言えば、必ずしも大勢ではないと。頻度の問題で、頻度が少ないのであなたたちは我慢なさいということですか。

○総務部長（下吹越寿） なかなか答弁に苦慮しますけれども、先ほども言いましたように、繰り返しになりますけれども、一般的に頻度の高いというか、衛生的な観点からもトイレットペーパーだとか石鹸とか手洗いとかそういうものに使うものについては、常備してるということになります。

○13番議員（前之園正和） だから、衛生的とか通常使うもの、頻度の問題、考えたときに、生理用品のほうは必要ないと、トイレットペーパーとは根本で違うということをおっしゃっているわけですよ。

○総務部長（下吹越寿） 必要がないということではなく、先ほども申しましたように、施設管理上の問題もあります。それと一般的に今、まだ生理用品をそういう公共施設に置いているのも少ないのか、ないのか分かりませんが、今後、そういう施設管理上の問題もありますので、検討が必要だろうということで答弁させていただいております。

○13番議員（前之園正和） サニタリーボックスは置いてないんですか。置いてないところがあるんですか。

○総務部参与（増永智美） サニタリーボックスは置いてございます。

○13番議員（前之園正和） 処置したものは、そこに入れるというのが原則じゃないんですか。それを信頼しないんですか。

○総務部長（下吹越寿） 今、その処理の問題等もありますけれども、誤って施設の中に流される可能性もあるということで、そういう検討も必要ということで、これまでそういうことは検討してませんので、そういうことを含めた上での設置が必要だろうということになります。

○13番議員（前之園正和） 流しちゃいけないものを流される可能性もあるということですが、となればですよ、無償でそこに置くかどうかはともかく、中で処置をするなということ

になるんじゃないですか。自分のものを持ってきてそこで対応をしても流されるかもしれない。となると、無償で置く置かないとは別に、生理の処理をトイレでするなということを行っているのに等しいんじゃないですか。流されるかもしれないということからすれば、非常に非人間的じゃないですか。

**○総務部長（下吹越寿）** 私の答弁でそういう思われたのは申し訳ないんですが、私が言ってるのはそういうことも含めて、全て、そういう施設的なこと衛生的なことも今後、検討が必要だろうと。その上で判断していくということを答弁させていただいているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 現状は保健室に置いてあるだけで、学校のほうですね、あとはないということでしたが、結局のところ、この学校を含めて、教育施設、それから、行政の施設含めて、市の関わる場所の女子トイレの個室に生理用品の設置をしてほしいということを訴えているわけですが、これについては検討もしないんですか。検討するんですか。市長、そこだけははっきりしてください。

**○総務部長（下吹越寿）** 繰り返しになりますけれども、様々な状況、それと必要性、公益性とかそういうものを判断した上で検討が必要だろうと思います。

**○13番議員（前之園正和）** 検討するのかもしれないのかって聞いたんですが、検討するかもしれないかわからないという範ちゅうの答えなんですよ。状況を把握しなきゃいけない、必要性の認識をしなきゃいけない。状況は把握が不十分なんですか、現状においては。そして、必要性の認識は現時点ではできてないということを言っているわけですよ。状況はまだ未掌握、必要性については現時点では感じてないということを答弁しているに等しいんですけど、そういうことでよろしいんですか。

**○市長（豊留悦男）** この問題というのは、女性特有の生理という、その対応、経済的な貧困により生理の貧困という、それが根本の議員の質問の内容だろうと思います。やはり、コロナ禍において、そういう現実があるとすれば、あるだろうという観点で私は申し上げます。生理の貧困による子供たちのそういう場がないような対策は取っていきたい。これが私の思いでもあります。それをトイレに、又は、保健室に、それはどのような形でできるのか、やっている地域の先例に学びながら、本市としてどうできるのかということは検討に値する、検討しなければならないと思っているところであります。現実的に申しますと、子供たちが例えば、その時期に来たら、普通はそれなりに準備をして登校下校するというのは、一般的なこれまでの状況であります。それはコロナ禍によって、この生理用品に対しても経済的な問題があるとすれば、それは行政が責任を持って解決しなければならないと、そう思っております。

**○13番議員（前之園正和）** 今の答弁を集約すると、先進地の調査を含めて検討に値するとうふうに承ってよろしいんでしょうか。

○市長（豊留悦男） そのように回答させていただきました。

○13番議員（前之園正和） 今、市長のほうから先進地の調査も含めて検討に値するという答弁をいただいたわけですが、教育委員会としては市長の答弁を受けて、どのようにお考えになりますでしょうか。

○教育長（吉元鈴代） 教育的な立場から申し上げますと、小学校1年生、2年生、3年生の初経教育というのはまだ行っていないわけでございます。早い女子児童で4年生の頃から初経が始まりますけれども、それまでの教育っていうものを懸念されるところでございます。まだ、教育を受けていない子供たちがトイレに行ったときに、そのようなものがあつたときに、戸惑わないかなというところも懸念されますので、いろいろな情報を収集しながら、また、検討していきたいと思ひます。

○13番議員（前之園正和） 学校関係でもそうですし、行政機関でもそうですけど、特に学校ですね、低学年と高学年がいるもつとでということ、これは設置をするということをつまず決めることが必要だつと。その上で、例えば低学年と高学年の対応をどのようにするか、先ほど言つた袋に入れてどうするつとか、あるいはほかの方法で、これは、何というかな、高学年用ですつとか、それが妥当かどうか分かりませんが。対応策はそのあと考えることなんじゃないかと。まづは、設置をするということをつ決意することが必要じゃないかと思ひうんですけど、まづめて何かあれば、市長、今後の決意も含めてお願ひします。

○市長（豊留悦男） 社会問題として取り上げられているのは、この貧困による生理の問題であります。そういう意味で、現実にはどういふ対応ができるのか学びながら、そして、その事例というのを調べながら、本市として学校、それと公共施設等ではどういふ対応が適切なのか、できるのかを含めて、検討させていただきたいと思ひます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時21分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、山本敏勝議員。

○6番議員（山本敏勝） お疲れ様です。議席番号6番、山本です。よろしくお願ひいたします。

春の異動で新しい部署に配属された職員の方、新しい部署でも指宿市や市民のためにも頑張つていただくとともに、我々議員ともよろしくお願ひします。

今年の梅雨はいつもより早く入りました。その分、降水量が多くなつています。河川や水路の近く、土手の近く、山の下に住んでおられる市民の方には、くれぐれも気を付けていただきたいと思ひます。

世の中、新型コロナウイルスの拡大で、経済に及ぼす影響は計り知れないものがあります。

ワクチンの効果に期待をし、1日も早く、ワクチン接種が市民全体、国民全体に行き届くことを願うばかりです。オリンピック・パラリンピック東京大会の開催が近づく中、世界中から集まるアスリートの皆さんにも、力を出し切ってもらうためにも、安全対策をしっかりと取っていただきたいものであります。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

まず、防災についてであります。近頃、よく、小さいながらも地震が発生しております。近いところでは、喜入沖を震源とする地震や、奄美海域、口永良部辺りと、小さいながらもよくテレビなどで緊急速報として流れています。学者間では、南海トラフ地震が近く起こりえるのではないかとも言われております。津波の恐怖は、東日本大震災で皆さん知っていると思います。また、近年の雨災害や台風災害には、ひどくなってきているように感じられます。災害は自然災害だけではないですが、そこで、指宿市の防災の在り方についてどのように捉えているか、市長にお尋ねします。

次に、教育・学校再編・跡地利活用についてお尋ねします。タブレット端末を利用した教育が始まるが、導入後の成果、また、今後、どのように進めていくのか。ただ、国の方針だからということではないと思います。指導するほうもしっかりした目標設定があり、その目標達成に向けた指針があると思いますが、教育長にその辺りをお尋ねします。

次に、観光についてですが、指宿市は観光資源の宝庫であると思うが、それらを生かしきれていないように思います。行政としてどのように捉えているか。本市には、指宿地域だけではなく、山川・開聞にも観光資源が豊富にあります。これらの資源をもっと生かしていく必要があると思います。また、観光資源の活用だけではなく、観光客を迎える側の受け入れ態勢も、今だからこそ大事なソフト的な資源ではないでしょうか。つまり、観光客が安心して指宿を訪れていただけるような体制を整える方策についても市長にお尋ねして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 梅雨の時期であります。本市においてもこの時期は、様々な災害が発生することも予想されます。そういう意味で、防災対策というものにつきましては、この時期だからというわけではございませんけれども、万全を期すべきだと思っております。御案内のように防災の基本というのは、自助・共助・公助であります。災害発生後、公的支援が整うまでに早くても数日を要することもございます。災害発生直後においては、日頃から災害に備えることを、早めに避難を行い、自助、つまり、自助でありますけれども、その次が、地域で協力して助け合う共助が大変重要と考えております。市民の防災活動を促進する必要があるというのも、このような意味からでもあります。また、民間による支援は、早急な物資の調達、復旧に欠かせないものでありますので、民間企業との災害時の応援協定等を積極的に結びながら、災害に備える必要があろうかと思っております。

次に、観光についてであります。本市は素晴らしい自然環境や砂むし温泉など、多くの観

光資源に恵まれております。しかし、コロナ禍において、観光客の多様化するニーズに対応する必要もございます。市に点在する豊富な地域資源、観光資源、今以上に生かしていかなければならないと思っております。現在のコロナ禍において、これらの資源を生かす磨き上げ、また、生かしていくためには、一刻も早い誘客への、お客様を呼ぶための取組が望まれているところでもあります。安心安全な観光指宿の体制づくりは、コロナ禍に生まれた新しいソフト資源でもあり、官民一体となった取組が必要であります。市は関係団体が実施を検討しております、職域接種への取組を応援し、接種を促進することで、指宿は安心安全で観光を楽しめる場所だと、そういうイメージをつくり上げ、広くPRしなくてはなりません。今後の本市の観光にとって、感染症対策をアピールした様々なコンテンツの造成に役立つとともに、観光客が本市へ安心してお越しいただくための重要なソフト資源、それがつまり、コロナ対策であり、安心安全な観光地としてのPRの1つになると思っております。更に、多様化する新たな観光への対応という意味での多様化するニーズでありますけれども、史跡活用等を含め、市内に点在する豊富な地域資源を、今以上に観光振興へ生かしていかなければならないと考えているところであります。以下、いただきました質問等については、担当部長等が答弁をいたします。

**○教育長（吉元鈴代）** タブレット端末の現在の整備状況でございます。新山川小学校につきましては、開校に合わせて令和3年3月に既に整備済みであり、ほかの小中学校の新規タブレット端末につきましても、6月4日までに整備を完了したところでございます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** タブレット端末導入後に期待される成果についてでございます。1人1台のタブレット端末導入により期待される成果として、一人ひとりの学習の進み具合に対応した学習内容の提供や、個に応じた学習を容易にするなど、個に応じた学習の充実と、学習活動の振り返りに活用したり、児童生徒一人ひとりが集めたデータを連携させ、分かりやすく表現したりするなど、教科の学習を深めることが期待できます。また、学校内外との交流や、各自の考えを友だちや教師などとすぐに共有するなど、他者と共存した学び合いの充実が期待できます。更に、児童生徒の情報活用能力を高めることができ、現在の情報化社会の先にある、より高度な情報技術を活用する社会に対応できる人材育成につながるものと考えております。

次に、推進計画についてでございます。今後、授業で活用を進めるに当たり、タブレット端末を授業で使用する際に必要な事項について、教職員に共通理解させるために、各学校での研修会に指導主事の派遣を行うことにしております。また、夏季休業期間に専門的な外部講師による研修会や、教育委員会主催によるICTに関するセミナー等を開催する予定でいるところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** ありがとうございます。まず、防災についてからお尋ねしますが、現在、指宿市内に自主防災組織を持っている地域というのは、何箇所くらいあるんでしょうか。

か。何地域くらいあるかをお尋ねします。

○**総務部長（下吹越寿）** 令和3年度における自主防災組織の組織数につきましては、指宿地域は85地区のうち、72地区、山川地域は68地区全て、開聞地域は28地区のうち、27地区が組織済みでございます。

○**6番議員（山本敏勝）** ありがとうございます。結構ある、持ってるんだなというふうに今、思ったところですが、この自主防災組織では、どのような活動をかねてはされているんでしょうか。

○**総務部長（下吹越寿）** 自主防災組織の活動としましては、県の地域防災アドバイザーや消防職員等を講師に招いての講習会、地域内の危険箇所を表したマップの作成、避難所の運営をゲーム形式で学ぶ研修会を開催しているほか、地震や津波を想定した避難訓練や消火訓練、薪を利用した炊き出し訓練等が行われているようでございます。

○**6番議員（山本敏勝）** そういう活動をしている中で、独居老人などの避難支援を行うための避難行動要支援者の名簿とか、関係機関への提出はどのように進めていっておられるのか。また、この辺りになると個人情報保護の制限があるかと思いますが、他人の情報を入手、提供することは困難であると思われるんですが、名簿対象者や状況などについては、それぞれの地域が把握できてると思うんですが、地域の協力を得ながらの名簿の整合性、関係機関への提供を進めることというのはできないんでしょうか。

○**総務部長（下吹越寿）** 避難行動要支援者名簿の関係機関ですね、地域とかそういう面の提供につきましては、他市では民生委員、又は、自主防災組織の協力をいただきながら対象者の抽出や、また、その方の同意を得て作成していることでした。本市におきましても、他市と同様に、対象者に身近な存在である、先ほど言いましたように、民生委員や自主防災組織の協力を得ながら、対象者の抽出や同意を得るため、今後、関係課とともに協議しながら名簿の整備、提供を進めてまいりたいと考えております。

○**6番議員（山本敏勝）** 今、お尋ねした限りでは、自主防災組織のあるところはそういった、かねてから避難訓練とか、そういう災害があったときに備えた訓練などをされているというようなことなんですけども。学校ですね、保育園、こども園、幼稚園、また、小中高、それぞれの学び舎というところでの避難訓練というのは、行われているんでしょうか。その辺りの把握はされているんでしょうか。

○**総務部長（下吹越寿）** 令和2年度につきましては、全ての保育所、こども園、幼稚園、小中高等学校で何がしかの災害を想定した避難訓練を実施しております。訓練内容については身の安全を確保、野外避難等の訓練がほとんどですが、隣接する学校等と合同して避難訓練を実施している学校等もあるようでございます。

○**6番議員（山本敏勝）** 今、お尋ねした中でですね、その避難訓練、また、いろんなことに関しては、各地域でそれぞれやってはいると思うんですが、大々的な避難訓練、結局は自主防

災組織があるところだけではなくて、ないところについての避難訓練というのは、行政としての指導とか、そういうものはされているのでしょうか。

○**総務部長（下吹越寿）** 先ほど申しましたように、自主防災組織があるところはそれを中心に避難訓練等されているようでございますが、それ以外については、そういう活動できる人数等の問題もあったりすることが一つ、それと、隣接する地域との合同でやってるところもあるようでございます。

○**6番議員（山本敏勝）** それでは、指宿市内でそういった大きな災害とか起きたときは、役所内に対策本部とかがってというのは設置されると思うんですけども、そういう面では、市役所内ではそういうシミュレーションとか、かねてからやっておられるのでしょうか。

○**危機管理課長（竹山修一）** 市役所内では、年に1回程度、机上訓練等も計画をしてやっているところであります。

○**6番議員（山本敏勝）** それはあくまでもその対策本部を設置したという想定のもとで、市役所内だけでやっておられるんですか。

○**危機管理課長（竹山修一）** 対策本部、警戒本部等を立ち上げたということで、訓練を行っているところであります。

○**6番議員（山本敏勝）** では、市が主催をして、何年かに一遍でもいいですけども、市全体で市役所が中心になって、実際の避難訓練というものは考えたことはないでしょうか。

○**総務部長（下吹越寿）** 市内全域での訓練についてでございますが、平成30年度に県と合同で実施しました鹿児島県総合防災訓練は、関係機関のほか、75地区の住民を含めた約1,500名が参加しているようでございます。現在、市総合防災訓練につきましては、開催地を指宿、山川、開聞地域に分け、訓練の想定、災害リスクのある地区のみ参加いただいておりますが、今後は、開催地域内の全地区を対象に避難訓練の実施を呼び掛け、市対策本部への避難情報伝達訓練ができないか検討してまいりたいと考えております。

○**6番議員（山本敏勝）** 市民の中にはですね、やっぱり、避難訓練、いざというときに避難してくださいとか、今、防災無線なんかで放送がありますけども、じゃあ一体、どういう形のどういう行動をとれば、また、どこへ逃げればというようなことに迷っている市民の方々も結構いらっしゃいますし、また、お年寄り1人で、体は動くんですけども1人で住んでるお年寄りなんかは、これが夜だとすごく不安に感じられると思うんですけども、そういうところも想定してですね、細かいところまでの避難訓練というものを、しっかりと計画を立ててやっていこうと、今、検討ということでしたけれども、そこをもっと突き詰めてですね、いつぐらいに計画をしてやってきたいと、市民の思いを少しでも払拭、不安を和らげてあげないと、やっぱり、こういった地震が、小さくても起きていけば感じると思うんですけど、その辺りは、ただ検討という、今、お言葉をいただきましたけども、もうちょっと前向きな答弁というのはいただけないでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 議員が言われますように、最近、災害が頻発しております。そのためには、きめ細やかなその地域における防災マップの作成、先ほども答弁しましたように、体の不自由な方の要支援者の名簿作成等が急がれる課題ではないかなと思います。そのためにも、各地域への、先ほど言った自主防災組織との連携や、また、各地区の消防団との連携も必要になりますので、そこらを含めて今後、きめ細かなその地域、地区、一定のエリアごとの災害に備えた体制を検討してまいりたいと思います。

**○6番議員（山本敏勝）** 是非ですね、細かいその前向きな検討をして早めにつくっていただきたいと。また、この中で備蓄してる食料品とか、いろいろあるかと思いますが、これも年数がたてばいったん入れ替えるというのが必要だと思いますけども、そういうものも使った炊き出し訓練。それと、若い方々は炊きものでご飯を炊くとか、いろんなものをおかずを炊くとかってというような体験というのは、なかなかないと思うんですよね。今もう、ガスとか電気ですり料理をします。そういったところの部分に関して、各地域の館長さんとか民生委員さんなんかとも連携を取ってやっていただきたいと思うんですけども。是非、その辺りが、備蓄食品を使ってでもやるという考えはないですか。

**○総務部長（下吹越寿）** 備蓄食品についてはそれぞれ消費期限等ありますので、それを無駄にしないような方法、それを何かの訓練に生かす方法もあるかと思いますが、また、今、言われますように、各地区の公民館長さんやら自主防災組織の参加も要請して、訓練を重ねながら、ともに協議しながら進めていきたいと考えております。

**○6番議員（山本敏勝）** 防災について最後のお尋ねをしますけども、今、ちょうど梅雨ということで雨が多いですが、雨が降ったときに、危機管理課なんかでは、今日は雨が多いからちょっと見回りに行こうとかというような行動は起こされているのでしょうか。

**○危機管理課長（竹山修一）** 危機管理課では、警報が出た時点で、危機管理に努めております。その時点で川なんかを見に警戒しているところであります。

**○6番議員（山本敏勝）** 市民の安心安全を守るという立場から、是非、今後ともお願いしたいと思います。

次に、教育・学校再編に移らせていただきますが、先ほど、タブレット端末はもう既に配備していると。夏季休暇の間に教員への講習会なりやっていきたいというような答弁をいただいたんですけども、昨年12月の質問でもしたと思うんですが、保護者への説明ですね。要は、タブレットを低学年の子供たち、低学年だけではないかと思いますが、タブレットを家に持って帰るということも想定されると思います。そういうときに、家でリモートとして授業をしたりとかする場合に、どうしても保護者もその辺りの操作とかいうものが分かってないと、混乱を来すのではないかと思いますけども、その辺りはまた、昨年に引き続きお尋ねしますが、それから、半年たちましたけれども、保護者への説明というのはなされたのでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 保護者への周知の状況につきましては、各学校に本市のGIGAスクール構想に関する説明及び児童生徒の端末利用ルールについての資料を提供し、各学校の実状に合わせて活用するよう指導しているところでございます。この資料については、各学校のタブレット端末の使用開始時期に合わせて、保護者に周知を図るようお願いしております。また、今後、保護者にタブレットを活用した授業風景を参観していただき、1人1台タブレット端末の良さを理解していただく場を設定するよう、学校に協力を求めてまいりたいと考えております。

**○6番議員（山本敏勝）** 是非ですね、教員だけではなくて、やっぱり、家庭教育っていうのは県の教育委員会なんかでも、また、PTA関係でもいわれている部分ですので、家庭教育という部分の本当、大切さというのがありますので、是非、その辺りもしっかりと保護者への教育といっはなんですが、指導も含めてやっていただきたいと思いますし、先ほど部長の方から、夏季休暇のときに教員にそういう指導をするとありましたけども、正直いって遅いのかなと。もう既に済んで、タブレットのこういったGIGAスクール構想に入っているあたり前ではないのかなというふうに思うんですが、その辺りはどう思われますか。今からでも十分対応できるんでしょうか。教員はやっぱり、それだけついていけるんでしょうか。その辺りをお聞かせ願います。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 専門的な業者による研修につきましては、夏季休業期間中に実施を予定しているところでございますが、もう現在、導入が終わっている学校から順次、研修会に教育委員会の指導主事を派遣して、研修を行っているところであります。現在、既に整備した学校から順次、タブレット端末の活用を始めているところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** 随時、配備したところは使っているということですが、使いだしてどのような反応があるのか、把握してたら教えていただきたいと思います。

**○学校教育課長（常深章）** 各学校で使用した、1年生から使用できておりますので、例えば、朝顔の観察の写真を撮ったり、それを拡大したり、葉っぱの裏の様子を見たりとかっていう具合に、学年の発達の段階に応じて、大いに活用して、使い勝手がいいというふうな評判を得ております。

**○6番議員（山本敏勝）** 使われてるといのはどこの学校ですか。教えていただきたいと思えます。

**○学校教育課長（常深章）** 山川小学校で使っております、それを参観させていただきました。

**○6番議員（山本敏勝）** 子供たちも結構楽しんでやっていると捉え方でいいかと思うんですけども、ということは、山川地域の再編が終わって、山川小学校を先に配備して、子供たちが楽しくそれを使って、慣れて、授業を受けているということですが。山川地域の再編が終わったんですが、今後、指宿市内、再編というのは、計画があるのかどうか、お答えお願い

したいと思います。

**○教育長（吉元鈴代）** 今後の再編計画についてでございます。山川地域におきましては、地域の皆さんの御協力をいただき、4月に新山川小学校が開校することができました。教育委員会としましては、開校して終わりではなく、今後も再編した学校運営について、しっかり対応をさせていただきたいと考えております。今後の再編計画につきましては、これまでの調整会議の協議の中で、中学校の再編を望む声が多くなっていることに配慮し、市内中学校の適正化を中心とした再編計画を検討しているところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** 今、中学校の再編計画を検討しているという教育長の答弁でしたが、市内には五つの中学校あります。開聞に1校、山川に1校、指宿に3校ということになります。この五つの中学校の再編というふうに検討しているということなんですけども、具体的にはどのようなところというところまでは、まだいってないんでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 現在、教育委員会では、指宿市望ましい学校づくり第2次基本方針の策定に向け、準備を進めているところであります。この方針につきましては、本年度中に策定し、策定後は地域への説明会を実施していきたいと考えております。

**○6番議員（山本敏勝）** 中学校になるとですね、教科ごとに教員が張り付くっていう形になるかと思うんですけども、その点では、指宿市内の中学校、教員の数は足りていらっしゃるんでしょうか。

**○学校教育課長（常深章）** 小規模校においては複数の教科を持つ教員もおりますが、今、その専門性を生かしながら、教育をしているところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** 教員の数は足りてるという捉え方でよろしいでしょうか。

**○教育長（吉元鈴代）** 教員の数は定数に足りております。

**○6番議員（山本敏勝）** 山川地域はもう再編されてます。昨日も同僚議員から再編後の利活用についての質問がありましたが、今後、再編に向けて検討していく中で、どうしても再編をすると閉校していくところが出てくるかと思えます。そういうところでの利活用の問題に関しては、どういうふうに進めていくお考えがありますか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 学校跡地の利活用につきましては、令和3年2月に、関係課で組織する学校跡地等利活用検討プロジェクトチームを設置し、市全体で協議を進めているところであります。

**○6番議員（山本敏勝）** 是非ですね、再編計画というのと利活用問題というのは同時に、やっぱり、進めていかないと、今、山川地域の再編後ですね、小学校の、今、昨日も施錠の問題で質問が出たりとかしてましたけども、やっぱりですね、再編した後は速やかに、何らかの形で利用ができるというような形でやっていかないと、地域の皆さんは寂しさが増してしまうというようなこと、また、使いたいときに使えないとかいうようなことになってきますので、そこをしっかりとですね、同時進行で進めていっていただきたいというふうに思いま

す。答弁は結構です。

次に、観光について入らせていただきたいと思います。先ほど、市長の答弁の中でですね、指宿の観光を考えると、安全を考えてワクチンの職場接種も支援していきたいというようなお答えがありました。大変、早く進めるには嬉しいことなんですけども、その辺りは具体的にどのような形ってというのは、もう示されているのでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 職域接種のことであろうと思います。職域接種につきましては、企業や団体、大学等が集団でする接種のことでございます。ワクチンにつきましては、私もファイザー社のワクチンを使っておりますが、モデルナ社のワクチンを使います。ファイザーは3週間で2回ですが、モデルナ社の場合には4週間で2回というふうになっているようです。議員がおっしゃるように、ワクチン接種を加速化させるために、職域単位での接種を実施します。医療従事者、接種会場は企業、大学等が自ら確保し、自治体の接種事業に影響を与えないということが条件のようです。最低2千回、千人×2回の接種程度を基本とするような仕組みになっております。

**○6番議員（山本敏勝）** 今、職域接種ということで、指宿の観光に関してはホテル業の皆さんもですし、また、指宿は昨年、フットボールパークもオープンしました。それと、市役所の窓口の職員の方々も、不特定多数の方々と接触というか、されます。そういうことを考えればですね、安心して迎えるには、早くそういった接種をすることでコロナに対する対策ということ、それと観光についてもお客さんを迎える、迎える側が接種してないと怖いのかなというふうに思うんで、その辺りに関してもっと、正直いって商工会議所とか、ホテル業界とか、そういうところとの話し合いとかというのはもたれたんでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 先週に担当者レベルではお話をさせていただきました。現在、市内の関係団体等で話を進めているというふうには聞いております。

**○6番議員（山本敏勝）** 是非、その職域接種も含めてですね、それと今、接種券をやってる、市がやってる部分も併せてですね、早く進むということを願うばかりですけども。昨日、私のスマートフォンに県から広域的なワクチン接種のLINEが流れてきたんですが、これっていうのは私なんかでもそれを受けても良いんですかね。どうなんでしょう。ちょっと突発的な質問になりますけども、お答えできたら教えていただきたいと思います。

**○健康福祉部長（山元成之）** 県の大規模接種は6月20日から鹿児島市、鹿屋市等で始まったようでございます。接種者が少ないということから、65歳以上の予約者が少ないため、県下全市町村の18歳から64歳に拡大するというふうにしております。これは24日からようございまして、詳しいことにつきましては、県のホームページ等で御確認するというふうになっております。

**○6番議員（山本敏勝）** ありがとうございます。時間がなくなってきましたので先に進みますが、昨年12月議会において私の質問に答弁をいただきました、史実や伝承といったストーリー

一性を中心に四季折々の景色を楽しむ観光コースというのを質問させていただきましたけども、それから半年たちましたが、何らかの案というものはできたんでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 現在、関係部署により、池田湖周辺の景色や史跡などを視察し、距離の把握を行うなど、周遊コースの設定に取り組んでいるところでございます。また、本年度中に広域農道の舗装工事も完了しますし、池田湖を一周するルートの利便性が高まるとともに、売店前の観光施設も令和4年には完成予定となっておりますので、先日、現地調査を行うとともに、どのような組み合わせが良いか検討したところでございます。今後も引き続き、商品化できる観光コースの構築に向けて、検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** ありがとうございます。簡単にストーリー性のある観光コースとか、なかなか今から急に、半年くらいではまだ難しいのかなとは思いますが、確かそのときに私は農政部への質問もさせていただいたと思います。それと歴史文化課へも文化財を使ったそういった観光といったものを、それと観光農園ですね、質問させていただいたと思いますけども、歴史文化課とか農政部のほうからも、それについてのお答えができればお願いしたいと思います。

**○教育部参与（中摩浩太郎）** 教育委員会といたしましては、文化財保存活用地域計画の策定予算を今議会で上程させていただいております。予算を承認いただきましたなら、令和5年度までにこの計画を策定しようと考えております。この計画策定の中で、関係各課等と連携をしながら、文化財の個性や特徴からストーリーを検討することとしております。こうしたことから、今後、観光振興にもそうしたストーリーは貢献していくものと考えているところでございます。

**○農政部長（寺田昭宏）** 農政部としましては、多くの方が訪れる池田湖周辺には、美しい日本の原風景が残る新永吉と尾下の2つの棚田がございます。この2つの棚田をフィールドとした農業体験や自然体験、尾下と新永吉の棚田を結ぶ古道や炭窯跡などの史跡、市指定文化財の田芋田などは、正に四季折々の景色を楽しむ観光素材であると考えており、併せて地域内における空き家をリノベーションすることで、農家民泊への活用も見込まれております。棚田にある様々な地域資源を農と観光という視点で結び付けることが新たな着地型観光や滞在型観光につながっていくものと考えております。

**○6番議員（山本敏勝）** 昨年も質問させてもらった中で、答弁の中に、今、出ました尾下地区の棚田、それと田芋の栽培というようなことを答えていただきました。そのときもやっぱり、民泊というのも考えているということでしたが、まだ、そこにはお客さんとかというのは迎えてないんでしょうか。

**○農政部長（寺田昭宏）** 今年度の取組といたしましては、地域おこし協力隊を中心に、地域住民はもちろんのこと、市内のNPO法人と連携し、米や田芋、果樹類のパパイヤ、ブルーベ

リーを植栽し、体験活動の環境を整えるとともに、地元の子供たちを対象にした農業体験を実施し、観光農園、体験型観光の実現に向けて、モニタリングとシミュレーションを行いたいと考えております。また、尾下及び新永吉の棚田につきましては、将来へ残すべき貴重な資源・財産として、昨日、6月21日付けで国の指定棚田地域に指定されたところでありますが、今後、地域協議会を設立し、地域一体となった保全活動、交流事業も併せて推進してまいりたいと考えております。

**○6番議員（山本敏勝）** 是非ですね、そういうことをどんどん進めていってですね、観光の拠点になればなというふうに思います。ただ、その中で、私は前回、観光というのは人がつくって成り立っていくという持論のもとに質問をさせていただいたんですけども、市役所にも観光課、それと農政部、教育委員会、それぞれの部分が一緒になってつくり上げていくということで、観光地指宿をつくっていけないかというような質問をさせていただきましたが、その後、そういう各部署集まっての会議とかいうのは開かれているのでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 5月に観光課、歴史文化課、農政課、そして、国体・スポーツコンベンション推進室の関係部署が集まり、池田湖周辺の活用について意見交換会を行っております。各部署の取り組み状況を確認するとともに、課題等の抽出に取り掛かっており、具体的な施策の構築につなげていきたいと考えているところでございます。今後も、引き続き協議の場を設けていきたいと考えております。

**○6番議員（山本敏勝）** 是非、今後もですね、それをどんどん進めていっていただいて、観光地を盛り上げていっていただきたいと思います。やっぱり、指宿は周遊観光、鹿児島から226号を走って来ると、今和泉から池田へ向かって、池田から開聞、山川を通って、指宿のホテル街へ来て1泊していただいて、帰っていただく。この池田湖と鰻池を中心にしてぐるっと回るといってこれが、すごくいいコースにつくれるんじゃないかなと。その中に史実とかそういうものがあって、それで作ってあげれば、素晴らしい、指宿は宝庫であると言われるのは、そういうところではないかなというふうに思います。そこで、鰻池のところで、ちょっとお尋ねしますが、鰻池の観光としては、池田湖と一緒にカルデラ湖であるということで、鰻池の温泉、また、スメもあります。そういったものを生かすような観光というのは考えたことはないでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 鰻地区に関しましては、県の魅力ある観光地づくり事業で整備された、集落の入り口の駐車場と公衆トイレが、本年1月に供用を開始したところでございます。利便性の向上が図られておりますので、地域の方のみならず、多くの観光客にお越しいただきたいと思っております。市といたしましては、鰻地区の観光の目玉であるひなびた景観や温泉等をSNS等にアップするなど、観光PRを行うとともに、スメを使った蒸し料理体験など、地域の特性を生かした周遊コースの磨き上げに取り組んでまいります。引き続き、鰻地区の雰囲気を中心にしながら、観光地づくりを進めてまいりたいと考

えております。

**○6 番議員（山本敏勝）** 是非ですね、鰻池といたら西郷さんにも由来するところもありますので、また、カフェもできているみたいですので、是非その辺りをPRしていただければなというふうに思います。

それでは、指宿駅のことについてですね、従来、シャッター通りとよく言われている部分ですが、通りがありますけども、そこについて行政として、何らかの対策っていうのはお考えがあるんでしょうか。お尋ねします。

**○産業振興部長（大迫格史）** 市としましては、これまでイベントの実施や各種の補助制度を組み合わせながら、この通りの魅力を高めるための取組を行ってきたところでございます。例えば、平成26年度から令和元年度まで、いぶすきマルシェを延べ15回実施しております。また、令和元年度からは、いぶすきバルを実施しているところでございます。29年度からは空き店舗等を賃借するときの家賃や、通り会に参加する会費を補助し、この通りへの出店を促してきたところでございます。更に、昨年度からはコア店舗出店支援事業を商工会議所や通り会と連携して実施しており、意欲ある商店主を将来にわたって支援していく取組を始めているところでございます。

**○6 番議員（山本敏勝）** どうしても観光地、観光のまちの商店通りっていうのは、すごく観光客の方々が興味を持って歩かれると思います。それとまた、飲み屋街ですね、飲み屋街にしても今、指宿は、あそこはスズメ通りっていうんですか、非常に暗く感じるんですが、今、私、聞いたところ、通り会が時期によって照明をぶら下げていると。時期によってそれはもう取り払うというふうに聞いてるんですけども、市のほうでの予算を取って、あそこをもっと明るくできないかなと。暗い中での飲み屋街となると、ちょっと怖いイメージもあるかと思いますが、その辺りは何かお考えがないでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 現在、この通りでイルミネーションが実施されておりますが、これは商店街活性化支援事業という補助金を活用して取り組んでいるものでございます。街灯の設置につきましては、市が商店街や通り会を対象に商店街街路灯施設補助金というものを交付しているところでございます。これは街路灯の新設や補修、電気代などの維持費を補助するものでございます。この通りも対象になりますので、通り会と協議してまいりたいと考えております。

**○6 番議員（山本敏勝）** それでは、今後ですね、指宿の観光を考える中で、どうしても行政だけがつくる観光というのは、やっぱり、サービス業になりますので、行政がサービス業をするというのはなかなか厳しい部分があると思いますけれども、観光を考える中で、民間企業に観光開発を依頼したり、若しくは一緒にその観光開発、観光というものを推進していくっていうお考えはないでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 市といたしましては、多くの方々と共同で観光地づくりを進めな

がら、観光ビジョンの策定にかかるコーディネートやマーケティング調査及び分析、観光地整備の基本構想づくり、シティプロモーションなど、専門性の高い分野においてはその一部、又は、全部を民間に委託するなど、これまでも効果的な事業展開を図ってきているところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** 市民の若い人たちの中には、指宿の観光というのはもっとうあってほしい、指宿はどうなってほしいというような考えを持っている子がいるということですね、私もたまに若い連中と話をしたりするときに、そういうのが出てくるんですけども、こういう市民も巻き込んだ形の指宿の観光を考える会みたいなものを、市が観光課なり主導して、市民の声を聴いて指宿をどういうふうにしていけばいいのか、指宿の観光をどうすればいいのかというようなことでの、そういった会議を進めていくっていうお考えはないでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 新たな観光を展望する中では、若者の意見というのは大切にしなければなりません。しかし、今、観光においては、ホテルの経営者を含めて、何を一番希望しているのか、それは、旅館関係者も、それから、飲食店関係者も、コロナ対策であります。早くワクチン接種をやってほしいと、年代ごとに区切りがあるのでは遅いと、秋の観光シーズンには遅れると、出発が遅れると、ほかの観光地に負けるのではないかと、だから、ワクチン接種をやっていただきたいと、それが一番の願いであります。商工会議所、観光協会、商工会を含めて、一番の指宿の観光において、今、課題は、ワクチン接種であります。今は医師会や、それから、コロナ対策室やいろんなところと協議をしながら、できるだけ早くワクチン接種をして、安心な観光地として全国にPRする 때가今だという、そういう判断であります。対策室を含めて、医師会を含めて、今、その協議を進めております。ワクチン接種の場所、それから、ワクチンの確保、医師の確保、その他様々なことが解決できたら、新たな観光の在り方を考えるためにも、若者の意見を聴いていきたいと思っております。その次が、先ほど出ましたように、多くある観光地を磨くためにどうするか。今、一番というのはさっき言ったように、ソフト面、コロナ対策でどのような観光を打ち出すかというのを今後、関係者と考えていきたいと思っております。そのためには、多くの観光関係団体、商工会議所を含めて、その方の意見を聴きながら、一刻も早く、指宿は観光という面で安心して出掛けられるところだと、指宿は観光においていただく方々に、おもてなしの心が発揮するためにも、まずは、関係者全てがコロナワクチンを接種して、安心であるというイメージをPRしていくことが一番だろうと思っております。

**○6番議員（山本敏勝）** 今、市長のですね、指宿の観光の経済を取り戻すための、ワクチン接種ということについて、すごく熱く語っていただきました。是非ですね、ワクチン接種は指宿の観光業が、また、活気が1日も早く取り戻せるように、頑張ってくださいというふうに思います。

最後にもう一つですね、お聞きしたいのが、観光課のほうだと思いますけども、指宿に観光に来られた方々の、お客さんですね、お客さんから指宿に何を求める、何が足りない、これが良かった、そういったもののアンケートというのは取ったことがあるでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 市では平成27年度と平成30年度に国内マーケティング調査というものを実施しております。その調査で結果としまして、本市に関心が高い人が30代女性という結果が出ておりますが、その中で来られた方、それから、来られてない方などを対象にアンケート等を実施しているところでございます。そして、その結果を踏まえて、戦略を練ってきたというところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** ありがとうございます。これからの指宿の観光というのは、やっぱり、人口がどんどん減っていく中で、若い人たちも外に出て行く、でも、外に行ってもいつかは指宿に帰って来るんだというような観光、指宿のまちづくり、また、指宿に残る若い人たちが休みの日に余暇が過ごせるような場所というのも必要ではないか。それが、観光地として確立していけば、十分市民もそこで余暇を過ごせる観光地になるのではないかと。今、農政部も先ほどありました、今やっている事業が、まず、子供たちでシミュレーションをして、やっていくというようなことですので、これが1日も早く実を結んでですね、外から観光客を呼べる、そういう事業になっていけばなというふうに思います。どうか、我々も一生懸命、議員としても頑張っていきますので、行政と一緒に、また、市民も巻き込んだ、災害にしても何にしても、頑張っていければなというふうに思いまして、よろしく願いしますということで、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時21分  
再開 午後 1時18分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

**○18番議員（新川床金春）** こんにちは。18番、新川床。通告に従い、一般質問を行います。

1番目の市内の鳥獣被害と対策等について。（1）過去5年間の現状と駆除実績等について。指宿は食の供給基地として、畑地かんがい事業で農地が整備され、農作物の生産高が上がり、農家の方々は大変喜んでいと伺っていました。しかし、近年、鳥獣被害で農作物が荒らされて大変困っていると農家の方々から聞いてます。イノシシ、シカ、タヌキ、アライグマ、カラス、ヒヨドリ等による被害をよく聞きます。過去5年間の有害鳥獣駆除実績は、市内全体でどのようになっているのか。また、鳥獣保護区が5か所あると伺っていますが、鳥獣保護区の場所と過去5年間の有害鳥獣駆除実績も併せて答弁を求めます。

次に、2番目の市公共施設におけるレジオネラ菌の発生問題等について。（1）レジオネラ

属菌の発生原因等について。市が保有してる3施設全てにおいて、レジオネラ属菌が発生しているが、原因はどのようになっているのか、市長に答弁を求めます。

次に、3番目の教育問題について。1番目のタブレット導入についてですが、同僚議員がいろいろ質問していますので、私のほうからは学校施設内のWi-Fi環境整備はどのようになっているのか、答弁を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 市内の鳥獣被害とその頭数等についてであります。市全体及び鳥獣保護区、特に魚見岳周辺地域における過去4年間の全ての獣種における捕獲実績等という質問でございます。全ての数をということでございますので、具体的な数字につきましては、農政部長に答弁をいたさせます。今後の質問の展開にもよりましようから、農政部長のほうでは過去4年間の全ての実績を答弁をさせたいと思います。私からは主なものだけを申し上げます。平成29年から令和2年までの市全体の捕獲実績、それは合計で7,301件でございます。魚見岳周辺に限って回答させていただければ、合計407件となっているところでございます。それぞれの詳しい数字については農政部長、教育委員会関係については担当部長等に答弁をいたさせます。

**○農政部長（寺田昭宏）** 過去4年間の議員のお尋ねの捕獲実績についての御質問ですが、平成29年から令和2年までの市全体の有害鳥獣捕獲実績につきましては、平成29年がイノシシ181頭、シカ15頭、タヌキ62匹、アナグマ182匹、カラス403羽、ヒヨドリ513羽、サル2頭の合計1,358件となっています。以下、件数が多いため、単位を省略いたしますが、平成30年がイノシシ204、シカ9、タヌキ100、アナグマ253、カラス499、ヒヨドリ362の合計1,427件、令和元年がイノシシ275、シカ83、タヌキ50、アナグマ196、カラス483、ヒヨドリ243の合計1,330件、令和2年がイノシシ410、シカ32、タヌキ72、アナグマ248、カラス543、ヒヨドリ1,881の合計3,186件となっています。また、魚見岳周辺地域における捕獲実績に関しましては、平成29年がイノシシが6、タヌキ5、アナグマが10、カラス4、ヒヨドリ9の合計34件、平成30年がイノシシ5、タヌキ8、アナグマ8、ヒヨドリ51の合計72件、令和元年がイノシシ7、アナグマ1、カラス43、ヒヨドリ28の合計79件、令和2年がイノシシ12、タヌキ7、アナグマ7、カラス25、ヒヨドリ171の合計222件となっています。

**○産業振興部長（大迫格史）** 公共施設におけるレジオネラ属菌の発生原因についてでございます。今回のヘルシーランド温泉保養館及び露天風呂での検出につきましては、給水給湯配管内部及びシャワーカラン内部に生物膜が形成されていた可能性があり、その除去、消毒や浴槽内の清掃が不十分であったことが考えられます。なお、過去の検出原因につきましては、ヘルシーランドで検出された平成27年12月は、指定管理者の職員が、和風露天風呂に次亜塩素を投入する前に、検査機関に採水・検査させたことが原因であったと考えております。また、平成29年11月は、排煙窓等改修工事による長期臨時休館後の清掃作業で、白湯タンクに

接続してある熱交換循環配管内の洗浄が不十分であったことが原因であったと考えております。平成30年度の砂むし会館砂楽での検出は、浴槽からのみ検出されたことから、浴槽内の清掃が不十分であったことや、浴槽水の残留塩素濃度の管理が徹底されていなかったことが原因であったと考えております。また、令和元年度のレジャーセンターかいもんでの検出は、浴槽の清掃が行き届いていなかったことが原因であったと考えているところでございます。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 市内小中学校のWi-Fi環境につきましては、令和元年度までに全ての小中学校の整備を完了しているところでございます。

○**議長（木原繁昭）** 新川床金春議員、アクリル板がございまして、言葉が聞き取りにくかったりしますので、マスクを外して結構です。よろしくお願いいたします。

○**18番議員（新川床金春）** 2回目の質問に入ります。市内の鳥獣被害と対策について、ただいま、市内の鳥獣対策、過去4年間について答弁いただきました。山川福元区でシカによる被害が発生していると伺っていますが、過去4年間に被害件数と被害額の推移はどのようになっているのか、よろしくお願いいたします。

○**農政部長（寺田昭宏）** イノシシとシカによる被害状況につきましては、過去3年の被害額で申し上げますと、イノシシは平成30年度が約103万円、令和元年度が約100万円、令和2年度が約121万円、シカは平成30年度が約37万円、令和元年度が約20万円、令和2年度が約21万円となっているところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** シカによる有害鳥獣被害が発生した地域が市内に数箇所あると聞いていますが、どの辺に点在しているのか、答弁を求めます。

○**農政部長（寺田昭宏）** シカにつきましては、山川福元地区と中央林道沿いの山間部を中心に捕獲されている状況があります。

○**18番議員（新川床金春）** ありがとうございます。次に、市民からの鳥獣被害報告等について、イノシシかアナグマ、タヌキ、カラス、ヒヨドリ等による有害鳥獣について被害が多発していますが、過去4年間にどのように推移しているのか、答弁を求めます。

○**農産技術課長（富永敏尚）** 市民からの声につきましては、令和2年度から集計をさせていただいておりますが、令和2年度が全体で80件ございました。このうち、魚見岳周辺が13件となっております。また、令和3年度の5月末までの集計でございますけれども、13件となっております。

○**18番議員（新川床金春）** 市内全体でどうなっているのか把握してありますか。

○**農産技術課長（富永敏尚）** 改めまして市内全体で申し上げます。令和2年度が80件でございます。それから、令和3年度が5月末までの集計で13件となっております。

○**18番議員（新川床金春）** イノシシ等による農作物への被害件数と被害額を聞きましたが、市民の鳥獣被害を受け、市猟友会に有害鳥獣駆除依頼を出していると思います。有害鳥獣被

害がなぜ減少しないのか、その要因をどのように捉えているのか、答弁を求めます。

○**農産技術課長（富永敏尚）** 有害鳥獣の被害につきましては、年々、増加傾向に、特にイノシシの被害は増加傾向にあるところでございます。様々な要因が考えられるところでございます。市といたしましても、農家といたしましても、その予防対策に頑張っているところではございますけれども、近年、やはり、この山の関係の餌が少なくなってきたですとか、あるいはその畑の周辺のですね、環境整備がなかなかできなくなったというようなこともございまして、その辺の獣種が増えてきているものというふうに考えているところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 有害鳥獣被害対策費として、本年度も事業費が計上されてますが、有害鳥獣被害による市民の安全確保と、農家の農産物被害に対する安全対策など、安全対策、収益減少対策が十分できていると思っておりますでしょうか。答弁を求めます。

○**農産技術課長（富永敏尚）** 有害鳥獣捕獲を指示する際に、その辺は細心の注意を持ってしているところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 次に、3番目の鳥獣保護区内での有害鳥獣駆除方法と対策等について。県が示している鳥獣保護区の指定区分、有害鳥獣への対応として、鳥獣保護区を指定した場合と鳥獣保護区を指定しない場合の違いについてどのようになっているのか、答弁を求めます。

○**農産技術課長（富永敏尚）** 市のほうで保護区を指定しているわけではございませんけれども、その保護区の指定をした場合には、特にその鳥獣の保護というのが求められる区域になるというふうに考えております。

○**18番議員（新川床金春）** 鳥獣保護区と鳥獣保護区にしてないときの違いです。

○**農産技術課長（富永敏尚）** 狩猟期に捕獲ができるかできないかという違いがございまして。

○**18番議員（新川床金春）** それを聞きたかったんです。有害鳥獣保護区は、地区外の方が狩猟期に入って来れない、それだけが鳥獣保護区の違いだとここに書いてあります。それでは、補足で有害鳥獣保護区において、一般狩猟と同様に罠、装薬銃、空気銃のいずれかも使用することが可能であるというふうに、県からいただいた書類に書いてありますが、間違いないか、答弁を求めます。

○**農政部長（寺田昭宏）** 鳥獣保護区内については、有害鳥獣による被害の発生が予測される場合は、捕獲指示によって罠や猟銃を使用した捕獲が可能ということになっているようでありまして。

○**18番議員（新川床金春）** 県内自治体で有害鳥獣捕獲のために装薬銃、空気銃が使用できない自治体がどれだけあるのか、答弁を求めます。

○**農政部長（寺田昭宏）** 本市以外の県内18市に対し、鳥獣保護区内での有害捕獲方法について調査をいたしました。その結果、調査に協力をいただいた16市のうち、各市における全ての保護区、捕獲指示を出しているのが7市、指示を出す場所と出さない場所があるのが5市、捕

獲指示を一切行っていない市が4市となっており、各市の事情に応じて対応されている結果となっているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 補足の2項目目、農業被害の軽減を図るために、防護柵、電気柵等の設置、適当かつ迅速な有害鳥獣捕獲の実施が必要であると記載されています。鳥獣保護区内の農業被害を軽減するため、防護柵、電気柵等の設置に対する補助金、1戸当たり最大3万円ですが、補助を一反当たり3万円に上乘せし、農家の所得減少を支援する考えはないか、答弁を求めます。

○農政部長（寺田昭宏） 市の鳥獣被害対策事業につきましては、広く多くの農家の皆様に活用いただけるよう、国の事業と比較しまして要件緩和を行っており、団地化要件を設けておりません。農家の作付計画に合わせた電気柵の移設も可能となっており、鳥獣保護区のみを使用するといった使用方法は想定していないところであります。事業年度が替わると、新たに事業を活用することができますので、事業の限度額を超える設置を計画している農家については、次年度以降、計画的に事業を活用していただくというふうと考えているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 山川福元地区に小学校があるから、鳥獣保護区になったと伺っております。山川地域は令和3年4月に小学校が統合され、既に福元地区に小学校はなくなりました。市民の安全確保と農産物への被害をなくすため、市猟友会に一斉駆除依頼をし、シカ、イノシシの有害鳥獣捕獲、駆除はできないのか、答弁を求めます。

○農産技術課長（富永敏尚） 有害鳥獣捕獲指示につきましては、状況に応じて必要であれば、その状況に応じて行うということでございます。

○18番議員（新川床金春） 魚見岳のイノシシは知林ヶ島で繁殖し、ある程度の大きさになったら島から魚見岳に移動していると、猟友会の複数の会員から伺いました。小潮のとき、知林ヶ島のイノシシを一斉捕獲することで、魚見岳周辺の鳥獣被害が軽減されると、猟友会の会長をはじめ、数名から出向き、確認してきました。市民をはじめ、観光客の安全確保と農産物の被害軽減のために、市猟友会にイノシシの一斉駆除を知林ヶ島でするように指示できないものか、答弁を求めます。

○農産技術課長（富永敏尚） 魚見岳周辺並びに知林ヶ島のイノシシにつきましては、昨年11月から罠による捕獲、これは捕獲者の人数を増やして対応をしていただいております。その結果、例年にない捕獲頭数も挙げられているところであります。このような形で成果が出ておりますので、今のやり方を続けて、また、状況に応じては、いろいろな方法につきまして、また、検討の必要があればしていこうということで考えております。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。尾掛野菜生産組合と尾掛地区民により、魚見岳周辺に30か所にごみ不法投棄の看板を設置しています。イノシシの餌場の撲滅するために、定期的に巡回指導をしています。間違いはないか答弁を求めます。

- 農政部長（寺田昭宏） 私は4月以降、現地を見まして、看板を確認しているところでございます。
- 18番議員（新川床金春） 鳥獣保護区の更新等についてということで、山川福元地区は小学校が廃校になり、鳥獣保護区認定の根拠がなくなりましたが、鳥獣保護区の指定の取消しをする考えはないか、答弁を求めます。
- 農政部長（寺田昭宏） 鳥獣保護区の更新につきましては、指定する県の判断によるため、ここで答えすることはできませんが、市としましては、地元住民や利害関係者の意見を聴取するため、地区の総会への出席や住民説明会の開催を検討しており、県の担当者との協議を進めてまいりたいと考えております。
- 18番議員（新川床金春） 魚見岳の尾掛地区は無霜地帯で冬場の豆類生産には適した畑地ということで、遊休農地は見つかりません。近年、イノシシによる有害鳥獣被害が続発し、植え付けしたが収穫できない農家が増えています。この畑地は、植えて芽が出たらイノシシが畑全面をやってしまったところですが、1反分当たりのスナップの売上高がどのようになっているのか、答弁を求めます。
- 農産技術課長（富永敏尚） スナップえんどうにつきましては、反当たり90万円から100万円程度となっております。
- 18番議員（新川床金春） 魚見岳知林ヶ島鳥獣保護区の指定に、10名の利害関係者だけでしたということが、県に開示請求した書類で判明しました。豊留市長が市長になり、約1か月足らずの平成23年3月3日、魚見岳知林ヶ島鳥獣保護区の対策会議を開催しています。市民1名から電話や手紙で度々、鳥獣保護区の要望があり、魚見岳知林ヶ島鳥獣保護区が指定になったと聞いていますが、間違いないか、答弁を求めます。
- 耕地林務課長（大牟禮伸英） 24年度に指定されております。
- 18番議員（新川床金春） 申請したのは24年度ですけど、要するに協議したのは、市長になって、平成22年3月に対策会議を開催したと、これは開示請求した書類に載っております。ですので、間違いないか聞いているので、その起案して動いた時期はどうか、答弁を求めます。
- 農政部長（寺田昭宏） 24年ということで、起案があるようでございます。
- 18番議員（新川床金春） 対策会議を最初に始めた年月をお願いします。
- 耕地林務課長（大牟禮伸英） 議員がお手持ちの資料のとおりだと思います。
- 18番議員（新川床金春） 市長になって1か月足らずで、鳥獣保護区の指定に取り組んだということでよろしいですね。再度、答弁を求めます。
- 農産技術課長（富永敏尚） 開示請求の資料を持ち合わせておりませんが、その資料にあるとおりであるというふうに認識しております。
- 18番議員（新川床金春） 魚見岳の利害関係者はですね、尾掛地区民と土地所有者及びほ場

を借りて耕作している農家だと思います。毎年、畑地かんがい整備事業と水利用料を納めている受益者が109戸及び農地を借りて耕作している人だと思いますが、年間1反分当たり、幾らのお金を土地改良区に納めているのか、答弁を求めます。

○**耕地林務課長（大牟禮伸英）** 南薩土地改良区への賦課金ですけれども、まず露地が2,805円、ハウスになりますけれども、4つに区分されておりまして、観葉のハウスが1万9,550円、1種のハウスですけれども、ガラスでできたハウスだと思うんですけれども、1万1,050円、2種が7,650円、3種が5,100円、また、このほか、一般事務費として別途に1反当たり1,200円が加算されるということで聞いております。

○**18番議員（新川床金春）** 畑地かんがい事業の受益負担は、完成後何年間支払うようになっているのか、分かっていたら教えてください。

○**耕地林務課長（大牟禮伸英）** ここに資料がございませんので、把握しておりません。

○**18番議員（新川床金春）** 尾掛地区の畑地かんがい事業に取り組んだ地区民の声を聴くために、鳥獣保護区の指定更新の前に住民説明会を実施する考えはないか、答弁を求めます。

○**農政部長（寺田昭宏）** 次期更新の際には、地区の総会への出席や住民説明会を開催することで、地域住民や利害関係者の意見を聴取するよう検討しており、県と協議を進めているところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 魚見小学校の敷地内にイノシシが出没していますが、児童や教職員の安全確保のために、教育委員会としてどのような協議をし、対策をいつまでに講じる計画なのか、答弁を求めます。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 魚見小学校のイノシシに関する状況につきましては、昨年12月に体育館山手側の土地を掘り起こしている状況を確認しているところでございます。教育委員会の対応といたしましては、学校からの報告後、学校現場を確認し、状況調査や聞き取りを行い、児童や教職員への注意喚起としてのチラシの配布や、匂いに敏感なイノシシへの有効な対策として言われております、殺虫剤などの散布について、学校と協議、連携し、行ったところであります。また、イノシシにつきましては、開けた場所を嫌う習性があるとのことで、山林との学校敷地との境界部分の藪払いを、環境整備チームで定期的に行っているところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 鳥獣保護区指定を出すのは県です。鳥獣保護区指定の申請を提出するのは豊留市長です。前市長のときにも鳥獣保護区の要望が市民1人から、電話や手紙があったと聞いていますが、間違いはないか、答弁を求めます。

○**農政部長（寺田昭宏）** そのように聞いているところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 魚見校区内の校区民の同意を得ず、イノシシによる人身事故や物損事故等が発生した場合、鳥獣保護区の指定を申請した豊留市長、市が賠償請求を取ることになると思いますが、それではよろしいでしょうか、答弁を求めます。

- 総務部長（下吹越寿）** 賠償の責任の有無についてでございますが、発生したその事故の状況にもよりますので、一概に判断できないところでございます。
- 18番議員（新川床金春）** 被害の状況では取るということによろしいですね。
- 総務部長（下吹越寿）** その被害の状況、どういう状況で出たかということで、その賠償の責任があるのかっていうのが変わりますので、その状況の内容によるというところでございます。
- 18番議員（新川床金春）** 次に、2番目の市公共施設におけるレジオネラ属菌の発生問題について。令和3年3月27日、ヘルシーランドで3度目のレジオネラ属菌が発生しました。レジオネラ属菌が発生した原因は特定しているのか、書類を見れば、これじゃないかという感じで書いてありますが、しっかりと特定できたのか、答弁を求めます。
- 産業振興部長（大迫格史）** レジオネラ属菌の検出につきましては、給水給湯配管内部及びシャワーカラン内部に生物膜が形成されていた可能性があり、その除去、消毒や浴槽内の清掃が不十分であったというふうに考えているところでございまして、これにつきましては、加世田保健所にも提出をしているところでございます。
- 18番議員（新川床金春）** 次に、2番目のレジオネラ属菌の発生防止対策等について。平成27年と平成29年に発生したレジオネラ属菌に対して、指定管理者から発生原因と改善報告及び顛末書が提出されたと思いますが、どのような内容だったのか、答弁を求めます。
- 産業振興部長（大迫格史）** 今回、3回目の検出ということでございまして、また、通常の営業期間中の検出は初めてということでございました。そこで、改善報告書等を提出させたのは今回が初めてということになってございまして、これまで過去2回は提出させておりません。
- 18番議員（新川床金春）** 内容についてお願いします。顛末書の内容について。
- 産業振興部長（大迫格史）** 顛末書ですけれども、この度、ヘルシーランドの定期水質検査において、温泉保養館及び露天風呂の合計4か所からレジオネラ属菌が検出されました。この件で、今回、指宿市様に多大なる御迷惑をお掛けしたことに對し、誠に申し訳なく、心より深くお詫び申し上げますとともに、改善対策を構築実施し、また、鹿児島県公衆浴場法施行条例に則り、衛生管理を更に徹底することをお誓い申し上げます。ということでございまして、原因について、今後の対策について、添付資料について等を記載されているところでございます。
- 18番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。平成29年11月と平成30年5月にかけて、市の所有する温泉施設からレジオネラ菌が発生したことで、観光施設管理課では更なるレジオネラ属菌の発生を未然に防ぐため、加世田保健所に講習会を依頼し、平成30年7月27日、浴場等衛生管理とレジオネラ属菌、入浴について市民会館で講習会を実施しています。市の担当課職員並びにレジオネラ属菌を2回も発生したヘルシーランド温泉保養館や他の2施設

の関係者は参加していたのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） この研修会につきましては、市のほうで実施しております、市の担当者はもとより、発生した3施設の職員も出席しております。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。レジオネラは肺炎を起こすと、潜伏期間が2日から10日で急激に重症になり、致死率が非常に高いと、説明をそのとき受けました。担当課として3施設にどのような指導をしたのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） それぞれ、レジオネラ属菌が検出されたことがございますので、そのときに清掃内容等も見直しを図っております。また、今回3回目の検出となったヘルシーランドにおきましては、独自に研修会も実施しているところでございます。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。感染事例その1、平成14年、宮崎県日向市の第3セクターが運営する温泉施設で295名の集団感染、7名が死亡。営業停止期間450日。補償金総額4億2,400万。業務上過失致死容疑で市長ら5名が書類送検。元支配人に有罪判決が出ています。感染事例その2、平成19年、指宿の駅前の足湯で高圧洗浄機を使用し、1名感染し、その方は今でも体調が回復してません。レジオネラ属菌の人体に及ぼす被害をどのように捉えているのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） ただいま議員から御指摘がありましたように、レジオネラ属菌による発症をした場合は、致死率も高いということもありまして、絶対にこういったレジオネラ属菌による災害というか被害というか、事故をですね、起こさないようにしなければならぬというふうに考えているところでございます。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。厚生労働省財団法人日本公衆衛生協会では、よく知ろうレジオネラ症の、その防止対策を知らないと危険、きちんと衛生管理体制を今すぐ整えて実行しようということで、その講習会で指宿市の温泉浴場の所有者は全て、この講習会に出てたと思いますが、それに間違いはないか、答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） 平成30年度の研修会につきましては、市内の温泉施設、宿泊施設等に案内を出したところでございます。当日は36名の参加がございました。36名ということもございまして、全てではないというふうに考えているところでございます。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。レジオネラ症は死亡者が発生する感染症です。きれいに衛生管理をされていない循環式浴槽から感染源になっています。徹底した衛生管理で防げますということになってますけれど、施設のですね、点検を3項目ありますが、しっかりとやっているのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） この3項目につきましては、管理記録、残留塩素測定、細菌検査とあるかと思いますが、それぞれの施設でしっかり、適正に行っていると考えております。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。昨日、ヘルシーランドの大浴槽は1日

おきにお湯を交換ということでしたが、研修会で出た対処方法は、お湯を貯留させない、お湯を貯留させるとレジオネラ菌が発生すると。お湯が20℃から50℃に冷めるとレジオネラ菌を発症させるので、毎日変えるべきだということだったと思います。それに間違いはないか、答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） 浴槽のお湯につきましては、毎日換水の方法もありますが、換水しない方法もあります。換水したほうがレジオネラ属菌が発生しにくいというようなことだというふうに考えているところでございます。

○18番議員（新川床金春） ですから、もう3回も発生したヘルシーランドの保養館、4回目を発生させないためには、何を取るべきかと、国の指針があるわけですよ。それを徹底する。実際、温泉が足りないとかいろんな問題があるかもしれません。しかし、市民、観光客の安全を考えたときには、毎回、毎日、換水することを考えられないのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） 毎日換水につきましては、昨日も御意見、御指摘があったところでございます。指定管理事業者と毎日換水ができるのかどうか、協議をしてまいりたいと思います。

○18番議員（新川床金春） ろ過装置は1週間に1回以上、逆洗して汚れを排出することになっているが、逆洗は業者に依頼すると伺ったことがあります。毎週休館日に実施しているのか、担当者は立ち会って確認しているのか、答弁を求めます。

○観光施設管理課長（小吉建治） ろ過機を備えてある浴槽につきましては、営業終了後に毎日、逆洗浄をしております。それと毎週火曜日が休館日になっておりますが、休館日にはろ過機、循環配管の洗浄・消毒も実施しております。

○18番議員（新川床金春） 開示請求した書類にですね、露天風呂の改善点として、塩素自動注入器が設置されていないため、安定的な塩素注入ができない状況にあるようですが、いつから温泉タンク以外に地下水を使うようになったのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） 井水につきましては、旧山川町時代に井戸を2本掘っております。そして、ヘルシーランドがオープンした当初から、保養館等の手洗い場等では使っております。また、露天風呂がその後、オープンしておりますが、オープンをする前年に2本目の井戸を掘っております。その井戸をオープンしてしばらくしてから、露天風呂の浴槽等にも使っているというふうに確認しております。

○18番議員（新川床金春） 露天風呂にはですね、温泉タンクに地下水を入れているということを以前の管理者から聞いています。ですから、塩素注入器が必要ということは、60℃以上だったら死滅するので、塩素注入器は要らないんですよ。なぜその塩素注入器が必要になったのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） 塩素注入器の話ですけれども、今回、3回目の検出があったのが露天風呂の浴槽ということでございます。その浴槽の熱交換をするために、循環をさせてい

るわけですが、そこに塩素注入器を設置しようというふうに考えているものでございます。

**○18番議員（新川床金春）** 日本一の露天風呂として4年連続1位で、通算5回の栄えある1位をいただいているヘルシーランド露天風呂で、二度とレジオネラ属菌を発生させないために、塩素注入器を、加世田保健所に改善報告を提出する前に、なぜ設置できなかったのか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（大迫格史）** 露天風呂の循環のシステムにつきましては、ヘルシーランド露天風呂が開設した当時の仕組みというふうに考えております。開設当時からそのような仕組みでございましたので、これまで塩素注入器の設置ということについては、市としては実施していなかったところでございます。

**○18番議員（新川床金春）** それでは、露天風呂に塩素の検出がされてるんですけど、投入はどのようになっているのか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（大迫格史）** 露天風呂の浴槽につきましては、職員が直接投入をしているところでございます。

**○18番議員（新川床金春）** 日本一の露天風呂で人のさじ加減でやってるんですか。機械で適量をやっていくべきじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。答弁を求めます。

**○産業振興部長（大迫格史）** さじ加減というのはちょっとどうかなと思いますけれども、これまで職員が投入をして塩素濃度をきちんと測定してきたところでございます。ただ、今回、3回目の検出を受けまして、やはり、自動塩素注入器のほうが良かろうということで、設置しようとするものでございます。

**○18番議員（新川床金春）** 砂むし会館砂楽やレジャーセンターかいもんがレジオネラ属菌を発生したときには、すぐに指定管理者や担当者が議員懇談会を開催してます。ヘルシーランド温泉保養館は5年間で3回も発生させてるのに、なぜ指定管理者代表含め、会社の方々が議会で、発生報告と改善報告を実施しないのか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（大迫格史）** 3月26日にヘルシーランドでレジオネラ属菌が検出されましたので、まずは議員の皆様へこのことをお知らせすべく、直接、電話で連絡させていただきました。改めて、議会休会中でしたので、タブレットにおいて営業再開までの経緯等を御報告させていただいたところでございます。そのため、議員懇談会は実施しなかったところでございます。なお、詳細な報告内容につきましては、3月31日発信のレジオネラ属菌の検出についての文書で、3月26日に菌が検出された箇所や臨時休館対応、それから、営業再開後の対策等を御報告させていただいております。また、4月16日には、営業再開の準備が整ったことから、営業再開についての文書で、営業再開までの経緯や原因と、今後の対応、対策について御報告させていただいたところでございます。

**○18番議員（新川床金春）** 次に、(3)レジオネラ属菌の発生状況と防止対策等の公文書の取扱い及び保管等について。平成27年度の公文書開示をしたら、公文書不在ということが判

明しました。市民や観光客の命に危険を及ぼす恐れがある重要な公文書だと思います。最低でも10年間は保存することはできないのか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（大迫格史）** ヘルシーランド及び砂むし会館砂楽は5年間、レジャーセンターかいもんについては3年間、保管しております。これは法律、条例等で3年間保存するというふうになったことを踏まえて、そのように対処しているものでございます。公文書につきましては、指宿市文書取扱規程に基づき、適正に管理しているところでございます。

**○18番議員（新川床金春）** 次に、4番目の山川ヘルシーランド指定管理者に対する処分・賠償等について、ということですが、同僚議員も質問してましたので、私のほうからはですね、レジオネラ属菌が発生することによって、指宿の観光業へ影響力は計り知れないと思っております。ヘルシーランド温泉保養館及び露天風呂で、今度発生したときは、大変なことだと思いますが、まず、発生をさせないために指定管理者は一生懸命やっております。しかし、指定管理者が発生させた場合は、指定管理を4回してもさせるのか、どうなのか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（大迫格史）** 4回目を出さないために、いろいろと見直しを図ってきているところでございます。また、今回、3回目ということもございまして、指定管理者の社長が自ら、市長へ謝罪と説明に訪れております。4回目があったらどうするのかということもございまして、先ほども申し上げましたが、4回目を出さないために、今後も引き続き、指定管理者等とともに緊張感を持った施設運営に当たりたいというふうに考えているところでございます。

**○18番議員（新川床金春）** 4回目が発生したときは、ヘルシーランド管理運営業務仕様書の趣旨に違反すると思います。ですので、基幹産業である観光業を守るため、協定書を作成してですね、4回目は駄目ですよということはどうなのか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（大迫格史）** 4回目を出さないための、様々な取組を行っているところでございます。これからも緊張感を持って、施設運営に当たってまいりたいと考えているところでございます。

**○18番議員（新川床金春）** 次に、教育問題について。1番目のタブレット導入についてですが、新型コロナ禍で外出が思うようにできない環境下です。自宅からオンラインでWEB授業ができるようなシステムを導入する計画はないのか、答弁を求めます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** オンライン授業の実施につきましては、各家庭でのインターネット環境を整備する必要がありますので、今後、オンライン授業について調査研究をしてまいりたいと考えております。

**○18番議員（新川床金春）** タブレットの使用制限をかけ、どこでもタブレットで勉強できるシステム等を導入した場合、維持経費はどのようになるのか、答弁を求めます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 現在のところ、維持経費につきましては、算出していないところでご

ございます。

**○18番議員（新川床金春）** 県内の自治体では、宿題の提出など、オンライン化を進めるため、保護者も参加し、児童はタブレット端末を自宅に持ち帰り、学級ごとに接続したWEB会議システムを取り入れています。これ、新聞記事にも出てましたけど、こういうのを見たことがあるのか。それと、市の方針としてWEB会議システムは導入しないのか、答弁を求めます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** オンライン授業、また、WEB会議等の新聞報道につきましては、幾つか確認しているところでございます。小中学校の児童生徒の家庭におけるWi-Fi環境について、調査を実施したところでございますが、やはり、Wi-Fi環境が整っていない家庭もございましたので、今後も引き続き、家庭でのWi-Fi環境の整備について調査研究、また、県内他市の取組などを研究していきたいと考えております。

**○18番議員（新川床金春）** 家庭によってはWi-Fi環境がないところがありますが、子供は平等です。そういう環境をどうにかできるような対応はできないのか、答弁を求めます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** その点も含めまして、また、市の状況等も踏まえながら、今後、検討していきたいと考えております。

**○18番議員（新川床金春）** 次に、山川小学校の施設整備等について。モニターをお願いします。令和元年12月議会で、バスターミナルに橋を架ける計画で、児童の安全を保てないということで、当時の文教厚生委員会では、階段は危ないからということで、議案は文教委員会で原案否決されましたが、間違いはないか、答弁を求めます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** その点につきましては、把握してないところでございます。

**○18番議員（新川床金春）** 学校教育課長、答弁を求めます。

**○学校教育課長（常深章）** 今のお話については、ちょっと記憶にございません。

**○18番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。これで良かったです。ごめんなさい。今のモニターをそのまま出してください。

陳情審査の中で、指宿市望ましい学校づくり協議会の山川部会で、地下トンネルの案を出した方がいましたが、山川部会では採用されなかったと判明しましたが、その後、大成小学校の関係者の話を聴き、最終的には地下通路の階段ができたんですが、これについて間違いはないか、答弁を求めます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** その点につきましても、把握してないところでございます。

**○18番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。山川小学校のバスターミナルの駐車場です。スクールバスの事故を未然に防ぐため、バスの運転手の健康管理上、バスターミナル周辺にバス運転手の休憩施設等は設置できないのか、答弁を求めます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** スクールバスの運転手につきましては、曜日等によって異なりますが、送迎業務時には5時間程度の空き時間があるため、そのままバスターミナルで待機す

る運転手はおらず、その間は一旦帰宅するなどしております。ただし、土曜授業日は行事開催等に伴い空き時間が短い場合は、また、並びに、業務上の打ち合わせ等を考慮し、事務所の設置については検討していきたいと考えております。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。山川小学校のプールの横にですね、更衣室があるんですけど、この画面のちょうど、ここの右側ですけど、綺麗に見えないんですけど、あそこにですね、更衣室があります。更衣室が雨漏りしたということを知りましたけれども、4小学校が再編される中で、プールの更衣室の整備がなぜできなかったのか、答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） 雨漏りにつきましては、こちらで確認して、現在、修理を行っているところでございます。

○18番議員（新川床金春） なぜできなかったのか聞いてます。

○教育部長（鶴窪誠作） 更衣室の雨漏りの修理につきましては、今年度実施する計画でいたるところであります。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。西門、階段の中央にある手摺りを利用して降りた割合を数値で表しております。126名の児童がいて、15.9%ということですが、15.9%は大まか、1年生じゃないかなと思うんですけど、これで少ないと。1年生全員だと思えますが、少ないということよろしいですか。

○教育部長（鶴窪誠作） その調査につきましては、学年については詳細について調査はしてないところでございます。

○18番議員（新川床金春） 1人でも危ないと感じる児童がいたらですね、改善すべきなんですよ。15%の児童、私は1年生じゃないかなと思いますけれども、児童がけがをした時の責任は誰が取るのか、教育長、答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） 学校施設の欠陥や管理の瑕疵により、事故が発生した場合においては、市の責任を問われることもあるかと考えております。事故等の発生状況等により、責任の所在は変わってくるものと思っております。

○18番議員（新川床金春） 次に、4番目の市内の小中学校の校舎整備状況等について。市内の小中学校の普通教室を全て確認してきましたが、建設当時のスチールサッシの状態の学校は市内に何校あるのか、答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） 現在、スチールサッシが残っている校舎は、魚見小学校だけではありません。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。スチールサッシのコーティングが剥がれているので、作業をしてる方がいます。通常だと高所作業は、足場を組み、安全対策を施し、ヘルメットと命綱を携えて作業をすると思っていました。この前、魚見小学校に行つて、体を窓枠の外に乗り出して作業をしている方がいましたが、教育委員会としては、足場

は設置しなくて、このような作業をなさいと指示したのか、答弁を求めます。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 教育委員会ではそのような指示は行っておりませんが、学校が窓ガラスの補修を業者に依頼したとのことでした。作業中の安全確保につきましては、業者が適切に行っているものと考えております。

○**18番議員（新川床金春）** スチールサッシをアルミサッシにいつになったら換えるのか、答弁を求めます。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 実施時期等も含めて、検討していきたいと考えております。

○**議長（木原繁昭）** 次は、齊藤佳代議員でありましたが、6月14日付けで一般質問取下げ申出書が提出され、議長において許可いたしましたので、御報告申し上げます。

暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時29分 |
| 再開 | 午後 | 2時41分 |

（7番齊藤佳代議員途中退席）

○**議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

○**15番議員（高橋三樹）** 皆さん、こんにちは。連日、報道されています、1.新型コロナウイルス関連について。ワクチン接種の現状はどうなっていますかということです。医療従事者の次に75歳以上の高齢者を対象に接種することになっております。自分の体験を聞いてください。現在、自分は満74歳ですが、令和3年度に満75歳に達する者からとなっておりまして、対象になり、4月28日に新型コロナウイルスのワクチン接種券、予診票などが封書で届き、予約開始は5月10日から、接種開始は5月24日からでした。5月10日、病院で1回目・2回目を予約し、1回目接種が、5月27日午前11時、痛みは全くありませんでした。経過を見るため、しばらくいました。2回目は、3週間後の6月17日午前11時でしたが、前日夕方、コンビニの車止めに足を引っかけてまして、転び、手をついたところが大きく腫れ上がって、病院に行って化膿止めの抗生剤を飲みました。6月17日、病院で報告をして、予診票に薬を飲んだことを記入したら、医者から抗生剤を飲んでいる人はワクチンは打てませんということになり、2週間後の7月2日となりました。皆さんも予診票は正確に記入してください。長くなりましたが、戻ります。

ワクチン接種の現状はどうなっていますかということで、まず、対象者や接種者はどのくらいの申込みがあって、どのくらい接種したのか。接種段階別に教えてください。

次は、2.フットボールパークについて。完成して間もないのですが、利用状況はどうなっていますかということで、まず、令和2年度、令和3年度の利用件数、利用人数を伺いまして1回目といたします。

○**市長（豊留悦男）** ワクチン接種の状況等について、答弁をさせていただきます。65歳以上の

高齢者数は約1万6,400名を見込んでおり、このうち、約1万3,600名の方が既に接種済み、又は、接種予定となっており、現時点では高齢者の約83%がワクチン接種を受ける見込みとなっております。接種状況につきましては、6月20日現在、医療従事者等は2,233名の方が2回目の接種まで終了しております。また、介護老人福祉施設等の入所者を含む65歳以上の高齢者約1万6,400名につきましては、9,095名の方が1回目の接種を終えて、接種率は約55.5%となっているところであります。フットボールパークにつきましては、教育長が答弁をいたします。

**○教育長（吉元鈴代）** いぶすきフットボールパークの利用状況につきましては、本年1月2日の指宿市新春サッカー大会を皮切りに供用開始後、1月から3月の3か月間で134件、1万1,851人の利用があり、新年度となりました4月から5月末までの2か月間で105件、6,836人の方に御利用いただいております。1月から5か月間の累計では239件、1万8,687人に御利用いただいているところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** 新型コロナウイルス関連についての2回目です。先ほど、詳しい答弁ありがとうございました。国は7月末日までに接種を希望する高齢者を終わらせると言っています。指宿は7月末日までに終わりそうですか。伺います。

**○健康福祉部長（山元成之）** 国は、7月末日までに接種を希望する65歳以上の高齢者の接種を終了するよう示しており、本市におきましても、医師会や市内各医療機関の御協力によりまして、高齢者に対するワクチンの接種は順調に進んでいる状況であることから、7月末日までに希望する高齢者に対する接種は、終了できる見込みでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** 順調に進んでいるという答弁でした。

次は、指宿の子供たちを守るため、保育士と保育園職員、こども園を含む幼稚園、小学校、中学校の教職員を優先接種の対象にできませんか、伺います。

**○健康福祉部長（山元成之）** 現在、高齢者接種がスムーズに進行しており、7月上旬には基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の方への優先接種ができる見込みとなっております。そのため、医師会との協議により、指宿市に住民票があり、指宿市内の幼稚園、保育園、学校に勤務する方も、基礎疾患を有する方等に準ずる接種対象としたところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** なるべく早く接種してほしいと存じます。当市は観光地です。タクシーやバスの運転手、ホテル・旅館の従業員も早く接種してほしいところですが、どうなっていますか。どう考えてますか、伺います。

**○健康福祉部長（山元成之）** 保育士や教職員の方の接種スケジュールを早めた理由につきましては、自ら十分な感染対策を行うことが難しいと思われる幼児・児童等に日々接していることや、万が一、感染者が発生した場合でも、幼稚園、保育園、学校での感染拡大のリスク軽減が期待できることから、医師会とも協議の上、優先する取扱いとしたところでござい

す。観光関係業に従事される方につきましても、様々な地域から来られる方と会う機会が多いことから、ワクチン接種に大きな期待をされていることは理解しておりますが、今後の国からのワクチン配分がはっきり見通せない状況のため、市のワクチン接種事業における優先的な接種対象の職種拡大につきましては、現時点では対応が難しいと思っております。なお、市内の関係団体が職域接種を計画しているようでございますので、その取組を応援してまいりたいと考えております。今後も、市民向けの優先接種の在り方につきましては、ワクチンの配給状況や医師会の意見も伺いながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

**○15番議員（高橋三樹）** よく分かりました。ありがとうございます。

次は、キャンセルが発生した場合、そのワクチンはどう活用するのですかということで、無駄にしないための対応を何か考えているのですか、伺います。

**○健康福祉部長（山元成之）** ワクチン接種当日に接種者御本人が体調不良などにより、どうしてもワクチンを接種することができなくなる場合もございます。大切なワクチンを無駄にすることなく、有効に活用するため、感染リスクの高い方と直接接触する機会が比較的多いと思われる方々に接種していただくことを目的に、緊急接種協力者名簿を作成し、緊急時に備える取組を行っております。6月18日現在で、市内の介護施設や保育施設など、55事業所の職員の方から御協力をいただき、約600名の方に緊急接種に対応する協力者名簿へ登録をいただいているところです。

**○15番議員（高橋三樹）** どういった業種の方々を考えているのですか、伺います。

**○健康福祉部長（山元成之）** 介護福祉施設や障害者施設、保育園やこども園などの職員の方や、民生委員・児童委員、保護者などの方に御協力をいただき、名簿登録をさせていただいております。先ほども言いましたけど、現在55事業所から御協力をいただき、約600名の方を緊急接種に対応する協力者名簿へ御登録させていただいております。また、これまで6名のキャンセルが発生しておりまして、この緊急名簿に登録していただきました6名の方に、緊急接種の御協力をもらっております。

**○15番議員（高橋三樹）** このところは最後になりますが、次は、年齢順になっていますが、集団接種は考えていませんかということで、指宿は個別接種のみですが、集団接種する考えはないか、伺います。

**○健康福祉部長（山元成之）** 指宿市におきましては、ワクチン接種の方式につきまして、早くから医師会と協議をしましてまいりました。集団接種を行う場合、個人の基礎疾患や既往歴を確実に把握することが困難であり、接種後の副反応の対応につきましても、普段使い慣れた施設のほうがスムーズに対応できるなどの理由から、各医療機関におきまして接種を行う、個別接種方式を採用したところでございます。なお、集団接種につきましては、ワクチン接種の円滑な進行を更に進める必要が出てきた場合、普段から病院にかかることが少ないと思わ

れる、59歳以下の方々の接種段階での必要性について、改めて医師会と協議を行ってまいりたいと思っております。

**○15番議員（高橋三樹）** 次は、フットボールパークについての2回目です。さっきの続きですが、どのような大会、合宿が行われたのでしょうか、伺います。

**○教育部長（鶴窪誠作）** これまでに開催されました主な大会等は指宿市新春サッカー大会、いぶすきワンツーサッカーフェスタ、いぶすきキッズサッカーフェスティバル、指宿鯉節杯、南薩地区少年サッカー送別大会、九州中学校U-14サッカー大会、さつまビーフカップ、鹿児島県サッカー協会B級コーチ養成講習会などがあります。また、合宿につきましては、スポーツコミュニティ熊本、神村学園高等部サッカー部などに御利用いただいております。

**○15番議員（高橋三樹）** サッカー以外の利用はあるのですか、伺います。

**○教育部長（鶴窪誠作）** サッカー以外での利用につきましては、指宿養護学校や市内幼稚園、保育園が遠足で御利用いただいております。また、多目的グラウンドの複合遊具は、日頃より親子連れで賑わっているほか、フットボールパーク敷地内をウォーキングされる方もおり、サッカーだけではなく、市民の健康づくりや家族の触れ合いの場として親しまれているところでございます。今後もサッカー場としての質の向上を図るとともに、市民から親しまれる施設となるよう、今後も管理運営に取り組んでいきたいと考えております。

**○15番議員（高橋三樹）** 次は、今後の誘致活動などの方針はということで、まず、フットボールパークのPRと使用状況などについて、これまでの誘致活動はどのようなことをしてきたのか、伺います。

**○産業振興部長（大迫格史）** これまでのいぶすきフットボールパークにかかる誘致活動としましては、地域おこし協力隊の外からの視点と発想を生かしつつ、スポーツコミッションいぶすき、これはS C Iと言いますけれども、このS C Iを中心として様々な取組を行ってきております。具体的に申し上げますと、市内のホテルなどと連携して、福岡地区や関西地区の大学生を対象とした、県主催のスポーツ合宿セミナーに参加し、PRを行っております。また、昨年の1月末から2月にかけては、多くのJリーグチームがキャンプを実施している宮崎県や沖縄県などで、J1チームを主な対象としてセールスを行ってまいりました。また、外務省主催のジェネシス2019青少年サッカー交流大会が本市で開催された折には、日本サッカー協会や県サッカー協会とのつながりを築き、大会誘致の協議を進めたところでございます。なお、コロナ禍の影響で昨年度は、従来の県外での誘致活動はできなかったことから、県サッカー協会を何度も訪問し、県サッカー協会主催の大会や講習会などの会場地として選定していただくよう、セールスを行ったところでございます。そのほか、県内で開催された鹿児島ユナイテッドF CのホームゲームやJ F A第44回全日本U-12サッカー選手権大会、2021新春ドリームサッカーフェスティバル会場に出向き、本市のプロモーションブースを出展し、各県のサッカー協会や参加チームに対して、フットボールパーク等の紹介や本市のP

Rを行ったところでもございます。

**○15番議員（高橋三樹）** ありがとうございます。多くの成果があったのではないかと考えていますので、コロナによるキャンセル分も含めて、詳しく説明してほしいところですが、どうですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 昨年のJリーグ春季キャンプにおいて、チームが多数滞在する宮崎県、沖縄県でキャンプ地巡りを行い、Jリーグチームとのパイプづくりやチームの情報収集等を行っております。このことから、複数のJリーグチームから、フットボールパークや宿泊施設などの状況を知りたいとの問い合わせがあり、実際に数チームの現地視察を受けたところでございます。しかしながら、フットボールパーク自体の評価は高かったものの、コロナの状況により、宿泊施設の対応が難しくなっており、残念ながら今年の春季キャンプは実現しませんでした。そこで、現在、引き続き宿泊施設などと連携を図りながら、来年の春季キャンプに向け、数チームと前向きに協議を進めているところでございます。実際の令和2年度の成果としましては、S C Iが中心となって、第1回いぶすきワンツーサッカーフェスタを立ち上げ、開催いたしました。また、その後のプロモーション活動の成果もあり、九州や県サッカー協会の主催によるKYFA第34回九州中学校U-14サッカー大会、B級コーチ養成講習会などを誘致開催することができました。このほか、コロナ禍により中止にはなりましたが、フジパンカップ九州U-12大会の誘致にも成功しております。令和3年度は第1回指宿アロハカップU-12少年サッカー大会の開催を支援するとともに、第1回ソループカップ指宿招待繫げよう未来U-12サッカー大会、第17回全日本ろう者サッカー選手権大会、九州トレセンU-12大会のほか、県サッカー協会関係などの大会や合宿誘致にも多数成功しているところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** ありがとうございます。詳しい説明していただきました。

次は、S C I、スポーツコミッションいぶすきというのがありますが、受け入れ態勢はどのような流れになっているのか、詳しく説明してください。

**○産業振興部長（大迫格史）** S C Iは、本市の地域資源を最大限活用し、スポーツに関する大会、イベント、キャンプ、合宿の誘致から受け入れまでを官民一体となって一元的に行うことにより、更なるスポーツ交流人口の拡大や本市の知名度向上により、地域の経済の活性化などを図ることを目的として、令和2年4月に設立されております。組織は市体育協会や指宿スポーツクラブが所属する、競技・施設部会、市観光協会や指宿観光&体験の会が所属する宿泊部会、指宿商工会議所や菜の花商工会などが所属する楽しみ部会の3つの部会で構成され、市職員や民間の有志などで構成する事務運営部からの提案に対し、担当する各部会で協議、検討されます。そして、部会で承認された案件につきましては、3部会の長である部会長と事務運営部長から構成される部会長会で決定されることとなっております。実際のS C Iにおける誘致から受け入れまでの流れにつきましては、まず、スポーツ大会やイベント、

合宿などの誘致に当たり、スポーツ施設や宿泊施設の紹介、合宿奨励金制度の説明、温泉や観光スポットも含めた本市のPRを行います。そうして、本市で大会等を実施したいとの相談があった場合は、競技施設や宿泊施設の事前の案内、弁当業者や病院の紹介、利用者ニーズの相談などに、ワンストップで多岐にわたり対応しております。大会等が決定した際には、事前にテントの手配や運搬、観光やグルメ情報の案内、歓迎のぼり旗の設置などのおもてなし活動、当日は、コロナの感染対策の人的支援、不測事態の相談対応なども行っております。また、フォローアップとしまして、合宿実施団体などにアンケートを実施し、本市を選んだ理由や競技施設の感想、宿泊した施設や観光の実施状況、お土産の購入など、本市への経済効果なども含め調査しております。そして、その結果を次の誘致や受け入れに生かすとともに、本市で継続的に合宿などを実施していただけるよう、更なる受け入れ態勢の整備に取り組んでいるところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** ありがとうございます。最後になりますが、今後、どのような誘致活動をしていくのか、伺います。

**○産業振興部長（大迫格史）** Jリーグチームにつきましては、SC Iを中心とした昨年からの誘致活動の成果もあり、現在、複数のチームと協議を続けているところでございます。Jリーグチームの誘致につきましては、長年、同じグラウンドでキャンプしていることにより、その地域とのつながりが深くなり、容易にはキャンプ地を変えられなくなるといったチーム事情がございます。また、コロナ禍という状況にあり、これまで1部屋2人から3人の部屋割りだったものが、原則、1部屋1人の対応となったことによる部屋数の確保や、食事会場についても、選手同士の間隔を開け、なるべく接触をしないような配膳形式への変化により、宿泊施設の対応が難しくなっている現状がございます。このような中、来春のキャンプには未長くお付き合いできるようなJリーグチームの誘致が実現できるよう、粘り強く交渉を続けているところでございます。また、Jリーグ以外のチームにつきましては、SC Iを中心に九州圏内の大学サークルや学生をターゲットとした、旅行代理店などへの誘致セールス、また、今年度、本市への誘致が成功した大会などを活用したプロモーションブースの出展、電話やメール、オンラインなどを活用した新しい生活様式に沿った誘致活動を、引き続き行いたいと考えております。

**○15番議員（高橋三樹）** ありがとうございます。流石ですね。充実してました。指宿市は温泉のまちで宿泊施設も充実しています。地域間競争を勝ち抜くために、おもてなしの心で精一杯活躍してください。新型コロナウイルスワクチン、任意ですが、自分のため、みんなのために接種して、元気で健康な明るいまちになることを望んで、一般質問を終わります。ありがとうございました。

## △ 延 会

○議長（木原繁昭） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、明日行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 井 元 伸 明

議 員 西 森 三 義

# 第 2 回 定 例 会

令和 3 年 6 月 23 日

(第 4 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和3年6月23日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第63号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝
7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 チヨ子
17 番 議 員	下川床 泉	18 番 議 員	新川床 金 春
19 番 議 員	福 永 徳 郎	21 番 議 員	木 原 繁 昭

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	下吹越 寿
健康福祉部長	山 元 成 之	産 業 振 興 部 長	大 迫 格 史
農 政 部 長	寺 田 昭 宏	建 設 部 長	山 崎 一 磨

教育部長	鶴 窪 誠 作	水道事業部長	園 田 猛 志
山川支所長	中 島 裕 一	開聞支所長	山 下 秀 一
総務部参与	野 元 伸 浩	総務部参与	増 永 智 美
建設部参与	星 倉 淳 一	教育部参与	中 摩 浩 太 郎
市長公室長	渡 部 徹 也	総務課長	山 下 浩 二
財政課長	東 忠 孝	長寿支援課長	大 岩 本 幸 司
健康増進課長	廣 森 政 宏	学校教育課長	常 深 章
学校給食センター所長	紺 屋 聖 一		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	鮎 川 富 男	次長兼議事係長	木 下 英 城
調査管理係長	川 畑 裕 二	議事係主査	古 川 浩 仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま、御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、吉村重則議員及び前之園正和議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、前原五男議員。

○5番（前原五男） おはようございます。マスクを取って話させていただきたいと思います。

5番、前原五男です。職員・市民が一丸となってアフターコロナに向け、予防接種が順調に進められているようです。このことについて、敬意を払うものです。さて、私たちが4年目に入り、もうそろそろという時期に入っておりますが、落ち着いて市勢繁栄のために、市民福祉向上のために、まだまだ余力を残しているようですので、頑張ってまいります。一番問題になっております地熱の活用についてであります。

まず、指宿市にある地熱は市民にとって経済・産業に有望と思われませんか。先般、わが国では2020年、昨年度でございますが、10月、2050年カーボンニュートラルを宣言しました。これを受け、指宿市におかれましても、2050年までに自治体より排出される温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする目標を掲げる、いわゆる、ゼロカーボンシティが宣言されました。今後、全国の自治体が脱炭素社会実現と再生可能エネルギーの導入に向けて、取組を強化していくものと思われませんか。脱カーボンの1つに地熱発電があります。その地熱資源を持っている、我が指宿市など自治体ではこれから急速に開発が進んでいくものと思われませんか。私たちの指宿市はその地熱資源に恵まれた場所です。非常に皆さんがそういう温暖な地であれば、指宿市に住んでみようかなという声がたくさんあるんです。平成27年度から取組がスタートした地熱の恵み活用プロジェクトも、助成金が不採択となってから具体的な進展がないように思います。地熱資源が活用されていないのではないのでしょうか。地熱資源は指宿市民にとって、経済・産業にとって、有望と思われているのでしょうか。

次に、今、地熱活用によってその現実化のための進捗は、初期・中期・後期としたとき、どの位置にありますか。平成27年度から始まった地熱の恵み活用プロジェクトですが、その現実化のための進捗は初期・中期・後期としたとき、どの位置にあると思われませんか。今は

可能かどうか見極める段階です。早く試掘できるように着手していただきたいと思います。

次に、発電だけでなく、他の分野にも波及効果があるのか、また、その効果はどのように見極めるのかということです。地熱は発電だけでなく、その熱水、いわゆる、余剰熱水を利用して観光や農業にも活用できます。指宿市でも熱帯果樹や熱帯植物、観葉植物、花きの温室栽培の一部においては活用されていますが、冬にもオクラや贈答品のマンゴーなど作り出すことはできるのではないのでしょうか。その効果や可能性を見極める上で、成功事例が参考になります。他の自治体の事例について、どの程度把握しているのでしょうか。

以上で、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 地熱の活用につきまして、やはり、この地熱の活用というものは指宿市にとってどういう位置付けなのか、今後この事業というのはどういう波及効果があるか、いろいろと質問をいただきました。わが国では2020年10月、2050年カーボンニュートラルを宣言いたしました。そのときに国会で出された質問が非常に印象に残っております。10歳の小学生にも分かる言葉で、カーボンニュートラル社会2050年とは何かを説明してほしいという国会の質問であります。これは、古本伸一郎代議士が発した質問であります。氏は、旧民主党のときにこの地熱の恵み、新しいエネルギー開発の委員であった方でもあります。そのときに小泉環境大臣は気候変動対策が成果を上げなければ、今世紀中に地元の横須賀だけでなく、小泉さんは横須賀出身であります。日本全国の8割以上の砂浜が消えるのです。全てが再生可能エネルギー前提の社会になるということです。と答えておられます。温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロにしなければならない。35年までに新車販売で電気自動車、水素自動車を含め、100%の目標を掲げなければならない。そのように答弁をしております。その後、記者の取材に対して気候変動という長期的なテーマには与野党の壁を越えた議論が必要です。対立からは何も生まれません。古本伸一郎氏の記者の取材での答弁であります。地熱発電、世界で商機が拡大しておりますという、6月11日の日本経済新聞の大きな記事であります。その中でも、小泉大臣は開発加速を宣言した地熱発電、6月1日には、河野太郎規制改革大臣は、30年に地熱発電施設を倍増しなければならないという目標を立てております。群を抜く安定性のあるエネルギーが地熱発電だと、地熱の活用プロジェクトだと、そう宣言もしております。そういう意味からも将来本市において人口減少やそれに伴う地域経済の縮小が進む中で、本市の活性化を図っていくためには、この地熱の恵み活用プロジェクトは必要且つ重要な事業であると思っております。そういう意味でこの事業は市民の了解を得ながら、議員の皆さんの理解を得ながら、確実に進めていくことが極めて大切であろうと思っております。残念ながら、2度も不採択となった前例を踏まえることなく、具体的な進展がない、そのことは謙虚に受け止めながらも地域資源を生かした子供たちの育成、福祉の向上、その他様々な産業の振興のために活用していきたいと思っております。

以下、いただきました質問等については、担当部長等が答弁をいたします。

**○総務部参与（野元伸浩）** 地熱活用について、進捗の状況が初期・中期・後期としたときにどの位置にあるかということでございます。初期の事業といたしまして、平成27年度にヘルシーランド周辺の南北1.5km、東西2.5km四方の範囲を対象に地下の断層や構造を把握するための電磁探査を実施いたしました。この電磁探査と既存の物理探査の解析の結果から、竹山周辺にはたいへん有望な熱源があることが推定できております。中期の段階に当たるのが調査用の井戸を掘り、地熱資源のポテンシャルを調べ、発電の可能性を確認する事業ということになりますけれども、JOGMECに申請いたしました調査用の井戸の掘削に係る助成金が不採択となり、この段階に現状進めていないのが現状でございます。

次に、この発電だけではなくて、他の分野にも波及効果があるのかということで他の自治体の事例について把握しているかということでございますが、北海道の森町では地熱発電所で発生する熱水の一部が地域に無償で提供されております。温水がパイプで農家に送られ、ハウス栽培により冬でもトマトやキュウリなどを作る農家が増えたそうでございます。特に、冬場のトマトは高値で取引されることから採算性が良く、森町の作物別販売額1位の基幹作物となっているようでございます。あと、岩手県八幡平市では地熱から特産品が生まれております。地熱蒸気で布地を染め上げる地熱染めで仕上げたスカーフが観光客に人気を博すなど、地熱を観光資源とした新たな産業創出に取り組んでいるところです。新潟県湯沢市におきましては、地熱を利用し、乳製品の低温殺菌に活用しているそうでございます。この低温殺菌をすることで風味豊かな美味しさが保たれると、市の特産品、ふるさと納税の返礼品として人気を集めております。このように発電後における余剰熱水の活用については様々な分野において、多岐に活用されている事例があるところでございます。

**○5番（前原五男）** 淡々と話をされてますけども、そのやる方向というのはしっかりと見極めているというふうには私は理解しました。ここです、このコロナの時代、この2、3年間においてですね、観光業にしても非常に残念なことでありますが、ひっ迫されていると思います。この観光業一本だけではですね、なかなかやっていけないんじゃないかと私自身はそう考えております。やっぱり、こういう時代にどのような方向に事業を展開したらいいのかという、この時期にいい機会を得てるんじゃないかなと思ってるところです。もっとですね、行政と業界がですね、あるいは団体が手を携えて、やっぱり前向きにやろうということですね、意思表示していただきたいなと思ってるところです。この問題については、議会ではもう既に予算は採択されているわけです。今後はその市民がですね、やっぱり声なき声が、声を出していただいて、やっぱり指宿は地熱があるんだからやらんといかんなどというふうですね、そういう方向性をもっともっと力強く歩いていただきたいなと思ってます。よろしくをお願いします。

では、2回目の質問といたしたいと思えます。平成27年度から始まった地熱の恵み活用プロジェクトですが、その現実化のための進捗は先ほど言ったように、初期段階・中期ぐらい

にしているというところでしょうか。そういうことで、地熱の発電の普及はこれから国を挙げて進むという国家プロジェクトでもあります。政府は複数省庁にまたがる規制を総点検する規制改革推進会議で地熱発電施設を先般、先輩議員から話がありましたが、60か所から120か所、いわゆる、倍増させるということを発表しました。答弁でありましたように、指宿市にとっても自主財源の確保、観光・農業への振興にこれは繋がります。では、なぜこのような導入が進んでいないのでしょうか。指宿市の発展のために全国有数のこの指宿市はもっと早く運転できたはずだと私は思います。全国的には地熱発電によって先ほど説明がありましたけれども、自主財源を確保し、地域振興に繋がっている事例や、観光や農業に活用している自治体もあるという説明を受けました。今後もこのような方向をですね、見定めながら頑張っていたきたいと、どのようにその方向性を見定めるのか、御回答いただきたいと思います。

それから、2番目の今どの位置にあるかということの説明を受けましたけれども、確認しますと初期段階の地表調査との結果を踏まえ、今、中期の調査用の井戸の掘削へ進もうとしているという話でした。ただし、JOGMECに申請した調査用の井戸の掘削に係る助成金が不採択となったとのことでした。早くしないとですね、いわゆる、補助率が段々と下がっていくわけです。もう御存じのように前は補助金だけで掘削はできたわけです。現在は75%の補助になってると思います。段々と下がってきます。経済効果も薄れていくわけです。そのようなことにならないように私は行政も前向きに進んでいただきたいと思っています。助成金が不採択となった理由として3月議会では地元の議会関係者の理解が得られなかったと伺いました。特に、ホテル事業者には掘削することで温泉が枯渇すると心配で反対の意見が出たわけです。改めて質問をしますが、これまでに調査用の井戸の掘削で影響が出た事例はあるのでしょうか。山川地区で井戸を掘削した場合、周辺の温泉に影響はあるのでしょうか。万が一の対策はどう考えているのでしょうか、答弁をお願いします。

**○総務部参与（野元伸浩）** 国のほうもそのこの地熱の発電につきましては、カーボンニュートラルということを宣言されておりますので、私どもといたしましても市の人口減少、それに伴う地域経済の縮小、そういったものが進む中で、この地熱の発電については有効な手段であるというふうに考えておりますので、この地熱発電に関する事業につきましては推進をしていきたいというふうに考えているところでございます。あと、温泉が枯渇した影響が出た事例ということでございますけれども、過去の事例では調査用の井戸で周辺の温泉に影響が出たというようなことは聞いておりません。ヘルシーランド周辺につきましては、浅い部分にある温泉の層と、深い部分にある地熱の貯留層との間に水を通しにくいキャップロックといわれる不透水層があることが確認されております。また、浅い部分の温泉層と地下深くある地熱の貯留層では科学的なデータから繋がっていない、双方が独立したものであると推定されております。このように推定されておりますけれども、掘削に当たる際は周辺の温泉に

異常がないか監視体制を整える必要がございます。万が一にも何かしらの影響が見られた場合には、直ちに作業を停止し、原因究明に当たることになろうかと思っております。

**○5番（前原五男）** 何か企業とか、あるいは、産業とかそのような影響があったときは直ちに休止するという話であります。ということであれば、試掘については何も今のところは問題が出ないと私は考えております。

次に、これまでに温泉が枯渇した事例は一つも、1か所もない、そして、山川地区では科学的な分析もできているということでした。事業の時系列に話を戻しますと、調査用の井戸の掘削が中期とのことでした。後期は調査結果を踏まえて地熱発電所の建設に進む段階だと理解しております。その場合、市民の方々が心配する声の1つに発電で使った熱水をちゃんと地下に戻すのか、熱水を海に流すことで環境に影響はないのか、というのがあります。発電事業を行う場合は熱水を海ではなく、地下に戻すための井戸の掘削が必要だと考えていますが、その点はどうなのでしょう。

**○総務部参与（野元伸浩）** 地表調査結果に基づきまして、調査の井戸を掘削し、蒸気の噴出試験などを行うことでどれぐらいの発電能力があるかを確認いたします。その後、事業の採算性を検討した上で、最終的に地熱発電を行えるかどうか判断することになります。これらを踏まえまして、掘削後の熱水等の成分分析を行い、環境への影響も考慮し、発電後の使われない熱水につきましては、原則その全てを地下に還元する、井戸に戻すことになると思っております。

**○5番（前原五男）** やはりこのようなことを行うことによって、市民の心配する方に耳を傾け、そして、市民とともに共生していくという姿が見えております。これまでの議会でも市長は市民の危惧する声に答えてきました。これからも共生するまちづくりに発展していく指宿のためにも、声なき声に答えていただきたい、いただきますようお願いして次の質問いたします。

今、大きく困っている市民の希望としてこのコロナは、ヤブ医者の前原の見立てであるが、来年には収束するんじゃないかとこのまま予防接種が進み、60%を超えると感染は少なくなっていくという化学データも出ているようです。このようなことからいろんな経済もリバウンドを迎えてくるんじゃないかと思っております。他の外国では既に経済の過熱による問題を少しでも緩和しようということで利子を上げようと、公定歩合を上げようとしている国が出てきております。どうか今、困っている皆さんも市民の、あるいは、他の業者の皆さんもこの次へのリバウンド、いわゆる、好況が必ず来るんだという夢を捨てないで、今、ひたむきに頑張っていたいただきたいなと思っております。

さて、地熱は温泉を生み出し、発電にも使え、雇用を生み出す、観光や農業の産業振興にも活用できる、まさに大地の恵み、地中に眠る宝です。是非、指宿独自の資源を様々な分野に活用していただきたいと思っております。新聞報道でもありましたが、山川発電所の余剰熱活用

事業者の公募が始まりました。農業への有効活用として、1つの事例になると思いますが、どう捉えていますか、説明をお願いいたします。

**○総務部参与（野元伸浩）** 現在、山川地熱発電所の余剰熱を活用する事業を公募をしております。この公募について、農業振興につながる事業提案を期待しており、この取組が有効活用の1つのモデルになるものと捉えております。既に成功している先進地事例と同様に、地熱という地域の宝を観光や農業の産業振興に生かすなど、多彩な分野に展開できるものと考えているところでございます。

**○5番（前原五男）** 今までの自治体というのは、市民の負託に応えるために財源を、いわゆる、いつも言ってるんですけど、3割自治体は交付金なり、補助金なんかでまかなってきました。だけど、指宿市の今の市長や行政マンは非常に私はずごいと思います。自分達で事業をして、少しでも自主財源を設け、そして、自由に配分できる、そのような財源を見出そうともがいているとは言いません。みんなこのときに一緒になって頑張っていけたらなと願望しているものでございます。自治体の運営を会社の経営と考えたときには、時代の流れに乗ることが大切です。環境省の小泉大臣は、先の記者会見でカーボンニュートラルの実現に向けて、火山国としての日本の地熱エネルギーを生かすため、地熱開発を加速していくことを発言しました。取組として、温泉事業者の方の不安を払拭する、警戒への影響を最小限にすることも進めていくとのこと。また、地熱を生かした地域の魅力創設につながるビジネスプロセスも促進させていくと発言しています。国を挙げて、地熱開発が進もうとしているときです。平成27年度からスタートした地熱の恵み活用プロジェクトですが、まさに、今、再び挑戦する時期ではないでしょうか。時代の流れに乗る、地熱の恵みを生かし、自主財源を確保する、新たなビジネスモデルを創設する、それは地方創生の1つの成功事例になります。地方創生の成功事例となれば、指宿がブランド化していきます。全国から人が訪れます。観光や農業、危惧している観光業の皆さんも相当その方向に寄与していくわけです。そして、移住定住の促進にも効果あります。人が移り住み、来るっていうことは、ムードでもあります。どうかいいムードを醸し出すように皆さんも頑張ってくださいと思います。人口減少が進み、コロナ禍で市民も希望を失いつつあるときに、時流に乗り遅れたら元も子もないのです。私は35年の行政マンとしての真っ先にいました。その事業は、まず、私は入職したときは、弥次ヶ湯の区画整理から始まりました。あそこは田んぼでマムシなんかも続々と出てくるような怖い場所でもありました。ちょうど九電のところだったと覚えております。それがいわゆる、北町通り線の交差点部分、いわゆる、プラッセの部分から指宿駅までの道路、そして、幹線として北町通り線、田口田から、このような事業。そして、畑地かんがいが進んできました。こういう時代には必ずや抵抗勢力はあります。だけど、私は抵抗勢力とっていいのかわかりませんが、反対のための反対、これは説得しがたい部分がありますけども、市民が一丸となるという、その姿を見れば、その人たちも説得はできる

と思います。今、出来上がった道路を見てごらん下さい。農免道路にしても、あそこは反対があったんです。皆さんは通勤なんかでそこを平然と通ってるかも分かりませんが、すごい反対があったんです。そして、新西方地区の畑かんでもそうでした。取り残されたところもあります。特に、思い出にあるのは下吹越地区です。この庁舎の向こう側です。これは1度畑地かんがいの区画整理の同意を取り付けるために日夜を挙げてやってきました。だけでも、65%しか単年度で同意が進まなくて取り残したところでもあります。だけど、翌年はあそこの知名士が集まってきていただいて、何とかしてくれということで、また、その翌年度に同意に入ったわけです。このようにしながら事業というのは、非常に難儀、行政マンは特に苦労します。だけでも、私は勇気を持って今回この地熱についてもやっていただきたいなと思っております。市長、もう1回この意気込みをお聞かせください。

**○市長（豊留悦男）** 前原議員の様々な思いというのは、理解をしているつもりであります。先日、北海道で地熱のシンポジウムというのがございました。デマンド放送でありますから是非御覧をいただきたいと思っております。地熱から北海道の未来を救える、考えるというテーマがあります。地域、自然との共生を目指した地熱開発がテーマです。私どもが目指すのもこの地域との共生というのは、最大の視点であります。重要にしなければならないと思っております。考えている地熱の掘削場所というのは山川地区の福元でもございます。そこの方々の協力、想いというのは大切にしなければなりません。指宿の観光、温泉の現状と課題を踏まえながら、農業を含めた、産業の振興を踏まえながら、この地熱の開発プロジェクトが未来にどのような成果を残すのか、それは極めて大切であります。持続可能な指宿の未来をつくるためにこの事業が果たす役割というのを地域の方々、そして、観光関係者にも是非理解をする場もつくりたいと思っております。話は変わりますが、九州のある観光地の市長さんは、わがまちはブルーラグーン構想で観光の振興を図るというのを自らの公約、つまり、市政の柱にしているところがあります。やはり、大きく世の中は変わってきていると、それがカーボンニュートラルという新たな事業、新たな事業の展開を含めた世界環境の在り方というものとも密接に絡み合いながら、この事業はおそらく大きく大きく進むであろうと思っております。地熱発電、これは発電だけではないのだと、やはり、この地熱発電のポテンシャル、それはみんなで理解をしながら進めないといけない、地熱発電については私はこれまでも議員の皆さんの理解が必要でありますと、地域の理解は私どもが努力をすれば進むでありましょう。この地熱という問題が議会を二分するような、いわゆる、問題を噴出し、それが議会を分断するようなものになってはいけないと、それは私の願いでもあります。自動車の面も申し上げました。やはり、脱炭素社会を目指すためには、公用車も電気自動車、水素自動車を含めた新たなそういう政策の転換を図るときが間もなくまいります。残念ながら、経費的に、開発的に高額な自動車開発でありますので、なかなかできませんけれども、やはり、私たちは地球を守るために、子供たちに豊かな環境を残すために、努力をする

のが今の私たち大人の責任だと、その1つが地熱による新たなエネルギーの開発だという思いで、私はこの事業というのは大切にしながら、是非実現するために努力をしますので、皆さんの御理解と御協力をお願いしたいと切に申し上げて答弁をさせていただきました。よろしくをお願いします。

○5番（前原五男） 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時52分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

○2番（東勝義） おはようございます。2番、東勝義です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

第三セクター等は地域住民の暮らしを支える事業を行う重大な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。総務省は、地方公共団体が有する、このような財政的リスクの状況が見えにくいとの理由から、見える化を推進するために、平成20年6月27日、閣議決定された、経済財政改革の基本方針2008を受けて、各地方公共団体に対し、平成21年6月23日、第三セクター等の抜本的改革の推進を指示しております。また、土地開発公社については、借入金により取得した土地を長期に保有しているものが多く見られ、実質的に債務超過であると認められるものもあるということから、地方公共団体の健全化判断比率の1つである、将来負担比率に土地開発公社の負担額等のうち、一定部分が一般会計等の負担見込額として算入されることから、財政の健全な運営に資するよう土地開発公社の将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むことが求められ、その存廃を含めた検討するように、同年8月26日、土地開発公社の抜本的改革についても通達されております。

そこで、平成21年の総務省通達についての1. 第三セクターなどの抜本的な改革について検討したか、2. 土地開発公社の抜本的な改革について検討したか、お答えください。

次に、2の土地開発公社について。1. 令和2年度の決算書について、2. 総務省通達に従い、土地開発公社の解体及び解散は考えていないか、3. 土地開発公社への監督責任は果たされているか。全て関連がありますので、まとめて質問をさせていただきます。土地開発公社の業務内容については、質問できないようになっているようですが、当該団体の出資、債務保証等の便宜や長の監督権の行使の状況等については質問できるとのことですので、御対応よろしくお願ひし、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 本市には、指宿市土地開発公社と一般財団法人指宿温泉まちづくり公社の2つの公社がございます。本市におきましては、公社が事業を実施する必要性があると判断

した上で、市の財政状況に大きな影響を及ぼすことがないよう、公社の経営健全化を図りながら、運営をしていただいているところでございます。

以下、いただきました質問等については、担当部長等が答弁をいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 土地開発公社の抜本的な改革についてでございます。本市におきましては、土地開発公社を通じた土地取得をする必要があると判断しておりますので、平成30年2月の総務省通知に基づき、平成31年2月28日に指宿市土地開発公社経営健全化方針を策定したところでございます。

次に、開発公社の決算書についてでございます。市としましては、決算書の内容を受け、市の標準財政規模に対する公社の長期保有土地の簿価の割合が令和2年度の決算において10.33%まで改善してきていることも確認できており、経営健全化に向けた取組が進んできていると認識しております。

次に、開発公社の解散等についてでございます。土地開発公社につきましては、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与するために公社による事業実施の必要があると判断しており、現在のところ公社を解散することについては考えておりません。

次に、開発公社への監督責任についてでございます。市としましては、平成31年2月に策定した、指宿市土地開発公社経営健全化方針に掲げる目標の進捗を管理しながら、監督責任を果たしてきております。

**○2番（東勝義）** 総務省が求める経営健全化の指針は、標準財政規模に対する長期保有土地の簿価の割合が10%以下となることが求められております。平成29年度末の実績では、市の土地開発公社においてその割合が14.69%であり、大きく逸脱しております。平成31年2月28日に、今、言われましたように、指宿市土地開発公社経営健全化方針が出されておりますが、この方針に示された計画どおり現時点まで進んでいますか、お答えください。

**○総務部長（下吹越寿）** 総務省通知で地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す標準財政規模に対して、公社が5年以上保有する長期保有土地の簿価の割合が10%を超える場合、その縮減を図るため、経営健全化方針の策定を要請しております。本市においては、平成29年度決算において、10%を超える14.69%になったことから、平成31年2月に経営健全化方針を策定いたしました。方針では、市と公社と連携し、広報活動を行うなど、市と一体となり、販売促進に努め、標準財政規模に対する長期保有土地の簿価の割合を令和4年度末までに、国が基準として示す10%未満に縮減し、公社の健全化を推進することとしております。なお、令和2年度末においては、10.33%まで改善してきているところでございます。

**○2番（東勝義）** 平成31年2月28日に出された、指宿市土地開発公社経営健全化方針の目標について資料があります。目標額は、10.03%となっておりますが、それに達していないということではよろしいでしょうか。

- 総務部長（下吹越寿）** 現在のところ、達しておりません。
- 2番（東勝義）** 達していないことを受けて、監督責任者である市長はどう思っているでしょうか。
- 副市長（有留茂人）** この健全化のその方針につきましては、今、計画を策定して、目標である令和4年度までに10%を下回るというふうなことで、進めているところであります。ですので、その最終年度までにはこの目標を達成するというふうなことを目標に監督責任を果たしているところでございます。
- 2番（東勝義）** 総務省の通達では、自治体が将来背負うかもしれない不良債権を避けるため、客観的に分析し、解散を含めた検討を行い、住民や議会に対して説明を行うようになっておりますが、これまで抜本的な検討結果として説明をいただけていませんが、その理由をお答えください。
- 副市長（有留茂人）** 毎年、9月に議会におきまして、健全化判断比率の1つである、将来負担比率をお示しをさせていただいております。本市の将来負担比率は、国が定める早期健全化基準が350%ですけれども、これを令和元年度現在では、32.4%と大幅に下回っているというところでありまして。そのように、毎年議会にも御報告をさせていただいておりますし、その状況につきましては、市のホームページにしっかりと公表をさせていただいているところであります。
- 2番（東勝義）** ありがとうございます。土地開発公社の抜本的な検討については説明はされてないと思いますが、市の財政じゃなくて、土地開発公社の財政について、土地開発公社に理事がいますが、その方々に説明されているかということですか。
- 副市長（有留茂人）** 土地開発公社の経理につきましては、国が定めた経理基準要綱に基づき、処理をされるというふうなことでなっております。議会代表の理事4名を含めた理事、12名おりますけれども、この理事において予算・決算等が慎重に審議をされ、認められている状況であります。
- 2番（東勝義）** ありがとうございます。通達の出された、平成21年には県内に保有総額約275億円の土地開発公社20社があり、平成25年には14社、保有額約118億円になり、令和元年には12社、保有額約78億円となっております。県内だけでも8つの土地開発公社が解散されております。一例として挙げると、鹿児島市においては平成21年に106億円あった資産を平成23年の末には、23億円まで減らし、28年度に公社を解散しております。霧島市においては、令和3年度を目標にした、解散プランが議会で承認され、まさに、急速な改善が図られております。平成21年41億円の資産を28年度までに9億円まで減らしています。霧島市の場合、特筆されるべきは平成21年度20億円の負債額が26年にはゼロになっております。他の自治体も同様に積極的な圧縮が進んでいます。指宿市の場合、積極的な改革の姿が見られませんが、総務省の通達を無視しているとしか思えませんが、それに対してどう思いますか。

- 副市長（有留茂人） 総務省の通達，それからその健全化の方針に基づいて事業を進めております。また，10.33%まで改善を図ってきたというふうな状況であります。そういうふうな状況で，開発公社におきましては，市による買戻しとか，それから，開発公社で造成事業を行ったその事業の売却促進について，促進を図っているというふうな状況でございます。
- 2番（東勝義） 平成29年度末に14.69%だったものが10.33%になったというのは，フットボールパークの売却があったからではないでしょうか。
- 財政課長（東忠孝） 改善した大きな要因としましては，議員御指摘のフットボールパークの土地の取得によるものでございます。
- 2番（東勝義） ありがとうございます。資料をお願いします。これ，令和2年度の土地開発公社の決算書です。収益事業予算額6,520万円に対し，決算額2,769万円となっております。事業実績が予算の42%しか活動していないのに，備考欄に何の説明も書かれておりませんが，監督権のある長には説明されてるのか。また，その説明で納得されているのか，お答えください。
- 市長（豊留悦男） 土地開発公社の問題，これは大きな課題がございました。なぜ，土地開発公社ができたのか，サッカー場の問題もできましたけれども，あの土地は果たしていつから土地開発公社に土地を買っていただいていたのかということでもあります。つまり，大きなビジョンがその頃からあったわけです。今のサッカー場の辺りは，土地開発公社が先行取得することによって，事業をする場合には有利な事業ができたからであります。合併特例債等の有利な起債を活用しながら，だから，あそこにサッカー場というのを造ったわけでもあります。もし，あそこにサッカー場を，多目的グラウンドを造らなかったら，もっともっと負債が増えて，土地開発公社の運営というのは非常に厳しかったらと思います。私たちの先人，つまり，先輩方が土地開発公社で土地を買って，将来指宿市の様々なビジョンを実現するために先行取得しといた方がいいだろうという，そういう判断があったわけであります。私としても，この土地開発公社の有する資産については早く処分をして，健全な開発公社の運営に努めていただきたいという，それは議員と同じであります。ただ，この事業がどのような形でなぜ，今，このような事業を土地開発公社の土地を買いながらやっているか，買戻しているか，それはお分かりだろうと思いますけれども，指宿市の今後の子供たちのこと，将来の人口の減少のこと，様々な課題を解決するために今，ここの土地開発公社の土地を買戻し，そして，土地開発公社を身軽にと言いますか，やはり，この健全な経営というのを目指すために，市と協力しながらやっているわけでございます。そういう意味から土地開発公社の問題，責任，そういうものを今，私は感じているものではありません。
- 2番（東勝義） 今，市長が言われたフットボールパークの件ではなくて，事業実績の予算が42%しか活用されてない，この土地開発公社の決算について説明されたかということをお願いします。

○副市長（有留茂人） 開発公社の理事会において、事務局からしっかりと説明をされたものと思っております。

○2番（東勝義） 全く答えになってませんが、次にいきます。資料の11ページを御覧くださいというよりも、モニターをお願いします。

資本の部の準備金の中に、前期繰越準備金9億4,300万円程度とありますが、これはなんででしょうか。10年以上前から準備金として計上されています。準備金として準備されているのに、毎年利息が生まれる、長期借入金5億2,600万円存在することが全く理解できませんが、監督権のある長として説明をお願いします。

○副市長（有留茂人） 先ほども説明させていただきましたけれども、土地開発公社の経理につきましては、国が定めた経理基準要綱というふうなものがございまして、それによって、定款なり指宿市のほうでも会計の規程、それから業務方法等を定めて、それによって経理を処理をするというふうなことになっております。今、お示しのモニターについては、それに基づいて表記をしているというふうなことでございます。

○2番（東勝義） 表記の問題ではなくて、私が言ってるのは、この前期繰越準備金っていうのは、この存在はなんでしようかということをお願いします。

○財政課長（東忠孝） 土地開発公社の決算書に対する具体的な議員の疑問に関しましては、市とは別な団体の事業内容に関することとございますので、この場でお答えをすることはいたしませんけれども、先ほども答弁しましたとおり、土地開発公社の定款等に基づき、適正に経理がされているものと思っております。

○2番（東勝義）  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

○議長（木原繁昭） 東勝義議員に申し上げます。土地開発公社の事務に関わる質問は、本市の一般事務ではないため、認められておりませんので、注意いたします。

○2番（東勝義） 分かりました。今の質問は取消します。

次にいきます。このような決算書を見て、財政課長はどのように分析しますか。

○財政課長（東忠孝） 先ほども答弁しましたとおり、土地開発公社等の定款等、あるいは、要綱等に基づき、適正な決算が行われているというふうに考えております。

**○2番（東勝義）** このような状態の公社を解散し、一般会計に繰り入れるということをシミュレーションしたことがありますか。健全化判断比率の1つである、将来負担比率が著しく悪くなると想定しませんか、どうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 財政課長が答えましたように、つまり、公社は理事長が副市長でありまして、議員の中からも理事を選任して、その中で公社の運営の在り方については協議されているはずであります。今、議員が質問するようなことは理事会、その他の話し合いの場でいろいろ解決することでありまして、そのことについて私は公社の在り方うんぬんというものに質問に答えることはできないわけであります。市長の責任がどうのということは、そういう意味から私は質問に答えることができないと、だからこそ、副市長がその責任者の理事長でありますので、答えられる範囲で質問にお答えしているところでございます。もっと具体的に申し上げますと、議員の中の理事の方々に質問をしながら理事会で言っていただきたいとか、こういう問題を私は抱えているので、この件については議員の代表であります、理事の方々と話し合いながら理事会、公社やまちづくり公社の理事会の中で解決をすべき問題だろうと私は思います。

**○議長（木原繁昭）** 先ほど、土地開発公社の事務に関わる質問について、東勝義議員より取消しの申し出がございましたが、取消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。よって、東勝義議員からの発言取消しの申し出を許可することに決定いたしました。

**○2番（東勝義）** 申し訳ありませんでした。ちゃんとした手続きを踏まない私の方が悪かったと思います。申し訳ありません。

次に、資料を御覧ください。モニターをお願いします。

これは令和元年度土地開発公社事業実績調査結果概要です。上から3番目に指宿市土地開発公社があります。12億2,500万円保有している10年以上塩漬けされている土地が左の方に94.8%あり、13億5,100万円もあります。なぜ、公社が解体しなかったのか、私なりの考えではありますが、解体し、一般会計に繰り入れてしまうと将来負担比率に著しく影響を与えてしまい、現在のフットボールパークの建設や野球場大規模改修、新市民会館建設などに利用した、国からの合併特例債の借入れに影響があるのではないかと考えておりますが、そうでないとするならば、総務省が推進する財政的リスクの見えにくい状況を打破し、市財政の見える化を早急に行っていただきたいと思いますが、今から解散、又は、解体をする予定はないでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 将来において、公社の保有土地の売却及び買戻しが進み、新たな土地取得の計画がない場合には公社の実施事業の必要性を精査し、解散の是非についても検討することになると考えております。

**○2番（東勝義）** ありがとうございます。最後に、全体的に見て、公社の姿勢自体が国の通達を無視し、原因分析など全くされていない、10年以上も前の購入時点では高価買取したものがバブル期以降の値下がりです。全く市場価値を失ったものもあるはずですが、菜の花団地以外の積極的な販売促進が取られているとはとても思えません。公社での塩漬け期間が長ければ長くなるだけ公社の諸費用、支払利息が膨らんでいきます。宮ヶ浜公園用地の場合、1年で評価額は約50万円上がっています。購入資産の売却が困難を極めるのを理解しながらも、購入時のルール強化も検討されているとは思えません。私の調査した限りによると、積極的な売却を推進するため、広く紹介者を募り、誓約時に奨励金を払うなどの苦心がされている自治体もありました。市の要請に基づいた購入である以上、長期塩漬け資産の買戻し制度をつくるなど積極的な圧縮と早期解散がされるように強く要望し、質問を終わります。ありがとうございました。

**○副市長（有留茂人）** 土地開発公社の決算等につきましては、監事として市代表監査委員や会計管理者によって監査が実施がされております。また、先ほども答弁させていただきましたけれども、議会代表理事の4名、それから、全体で12名の理事によってしっかりとその審査をしているところであります。また、そのような状況につきましては、ホームページにしっかりと公表もしております。それから、開発公社としましては、その分譲地というふうなことも菜の花団地ですけれども、このようなパンフレットを作って促進を図っているところであります。また、市内の指定業者9社ありますけれども、この指定業者9社にそのいずれかで住宅建築をした方については50万円分譲価格から割引をするというふうなことも設けて、その販売促進に寄与しているところであります。この指定業者を設けた意味とすれば、地元企業の育成というふうなものも考えながら、公社とすれば事業は推進をしているというふうな状況ですので、是非、公社のこのような取組にも御理解をいただければなと思うところです。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時33分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

**○16番（高田チヨ子）** マスクをはずして質問させていただきます。皆さん、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。6月議会最後の質問者になりました。最後まで一生懸命行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

新型コロナ対策の切り札ともいわれるワクチン接種が医療従事者の方に続き、高齢者の方を対象にスタートし、身近な方の中にも接種を終えられた方も少しずつ出始めているかと思えます。このワクチン接種が順調に進み、1日も早くコロナが収束することを願うばかりで

す。それでは、通告に従い、一般質問を行います。

まず、はじめに、脱炭素社会の実現についてお伺いいたします。さて、最近テレビや新聞等でよく取り上げられるSDGs, この言葉の意味を御存じでしょうか。持続可能な開発目標、今、地球上では地球温暖化や自然災害など、たくさんの課題があります。私たちがこの地球に暮らし続け、未来の子供たちが安心して暮らせる社会をつくるには日々の生活を見直し、持続可能な社会へと変えていく必要があります。そのための達成すべき目標をSDGsとして、17のゴールが示されています。その1つに、エネルギーをみんなにそしてクリーンに、というゴールがあります。地球温暖化を防ぐためには二酸化炭素の少ない、再生可能エネルギーを積極的に活用していく必要があるということです。今、国を挙げてカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に取り組んでいます。また、国は2030年度、つまり、今年生まれた子供たちが小学校の高学年になる頃までには、再生可能エネルギーの割合を今の2倍にする計画です。将来的には、全ての電力が再生可能エネルギーを前提とした社会になると考えます。子供たちが安心して暮らしていくためには、二酸化炭素を出さないクリーンなエネルギーが必要です。未来のために、私たちができること、その1つに地熱資源の活用があります。私たちの故郷、指宿は地熱資源に恵まれています。エネルギーをみんなにそしてクリーンに、このゴールに向けて、私たちが貢献できること、それが地熱資源の活用ではないでしょうか。指宿市はゼロカーボンシティ宣言を行いました。是非、先頭に立って脱炭素社会を進めてほしいと思っています。そこでお伺いいたします。指宿市において、その地熱資源の活用をどのように考えていますか。

次に、女性支援についてお伺いいたします。公明党は、困窮している女性への支援を積極的に進めてまいりました。昨日、同僚議員も質問していましたので、重なる部分もあるかと思いますが、私からも質問したいと思います。経済的な事情で生理用品を十分に用意できない、生理の貧困が社会問題になっています。国内の任意団体が高校生以上の生徒、学生を対象に実施したアンケート調査によると、5人に1人が経済的な理由で生理用品を買うのに苦労したことがあると答えています。今では、10人のうち、3人が困っているということだそうです。さらに、生理用品ではないもの、トイレットペーパーを使ったことがある、交換する頻度、回数を減らした、また、生理を原因として、学校を欠席・早退・遅刻した、運動を含む活動を休んだなど、生理によって学校生活に十分に参加できていない実態が明らかになりました。また、生理痛や生理による体調不良を軽減するのに有効とされるピルについて、金銭的負担や偏見のために入手しづらい実態も分かりました。3月15日には菅義偉総理に対し、生活困窮者対策を提言いたしました。その中で、経済的理由で生理用品を買えない女性や子供がいることを指摘し、実態把握と必要な対策の検討を要請しました。政府は公明党の女性国会議員の要望に応え、新型コロナウイルス対策として、2020年度に計上された予備費を使い、地域女性活躍推進交付金の拡充を決めました。経済的な理由から生理用品を買えな

い女性がいる問題は生理の貧困と言われています。今、全国で生理用品の無償配布が広がっています。また、小中学校の女子トイレに生理用品を置くという取組も始まっています。そこで、お伺いいたします。昨日の答弁で、生理用品の無償配布は考えていない、また、学校では保健室に準備してあるので、トイレには置かない、ということでした。とても残念でした。また、市に生理の貧困についての相談はない、ということでしたが、なかなか相談しにくい事柄であります。自分のことを思い返してみたときに友達間では生理痛のことなど言うこともありましたが、人には言いづらいものです。そんなとき、もし、トイレに置いてあったら、とても嬉しいのではないのでしょうか。この生理用品の無償配布並びに公共の施設など、また、小中学校、そして高校の女子トイレに生理用品を置くことについて、そして、生理用品を備蓄することなど、市としてのお考えをお聞かせください。また、取り組んでみる考えはないか、お伺いいたします。

3点目に、オーラルフレイルについてお伺いいたします。口、オーラルは栄養摂取の入口であり、思いを伝える感情の出口です。心身の衰え、フレイルは食や口から始まることが多くの研究で明らかになっています。行きたいところへ行き、会いたい人と会い、食べたいものを食べる、といった自らが望む生活をできるだけ長く継続することが人生100年時代を迎えようとしている社会で求められています。また、人は突然に老いを迎えるのではなく、オーラルフレイルの問題も長いライフステージの中の一部です。若いころから口の健康に意識を向け、虫歯や歯周病を予防するための正しいセルフケア方法を知ることによって口の健康を自分で守る力を身に付けることが重要だと思います。そこで、まず、子供に対する指導についてお伺いいたします。

4点目に、新型コロナウイルス対策についてお伺いいたします。同僚議員も質問されましたので、重なる部分もあるかと思いますが、私からも質問をさせていただきたいと思っております。はじめに、待ちに待ったワクチン接種の現状についてお伺いいたします。ワクチン配分の現状、接種状況についてお伺いいたします。以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 地熱発電についての御質問でございます。ゼロカーボンシティ、これを目指す、これは自治体の責務でもあろうと思っております。そのために再生可能エネルギーの導入は不可欠であります。本市においては、地域資源であります、地熱の持続的な活用が極めて重要であります。地熱を利用した発電は、火力発電や他の再生可能エネルギーを活用した発電より二酸化炭素の排出量が少ない、クリーンなエネルギーであります。また、天候にも左右されず、安定的に電力を生み出すことができます。地熱は輸入に頼らない純国産のエネルギーです。エネルギー自給率を高めることにもつながります。このようなことから国も2030年度までに地熱発電所を倍増する方針を明らかにいたしました。さらに、余剰熱を活用し、本市の観光や農業、産業振興、地域振興に生かしていくことが極めて重要でもあります。他のところではできない特徴を持った本市ならではの地熱資源の活用は、将来に向け、持続可能

なまちづくりを進めていく上で、大変重要であると思っております。同じような質問を議員の皆さんからいただきました。1つだけ訂正をさせていただきたいと思っております。古本伸一郎氏、この方は現在無所属であるそうであります。当時、民主党の担当者として関わったときの取材に、気候変動という長期的なテーマには与野党の壁を超えた議論が必要だと、対立からは何も生まれないのだと、語った当時は民主党議員のときでございました。現在は無所属ということで訂正をしてお詫びを申し上げたいと思っております。

次に、女性支援でございます。社会現象として生理の貧困が大きな問題として取り上げられていることは私も十分承知をしております。学校関係の問題もありましたけれども、やはり、多くの女性の声に謙虚に耳を傾けてどうするか、それが行政として極めて重要であろうと思っております。学校においては、養護教諭・保健委員の先生方を中心にいろいろな声があるだろうと思っておりますので、現場主義、つまり、女性の声を聴きながら、どのような形でこの事業に取り組むかということについては考えさせていただきたいと思っております。

以下、いただきました質問については、担当部長等が答弁をいたします。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの市長からの発言の中の訂正部分については、議長において許可いたします。

**○教育長（吉元鈴代）** 口腔内環境を整えるための取組といたしましては、各学校では給食後の歯磨き指導はもちろん、給食時にしっかり咀嚼して食べるなど、指導を行っているところでございます。また、学校保健年間指導計画に従い、小学校では1年生から6年生まで学級活動などで学年の発達段階に応じて、歯磨きの必要性や正しいブラッシング、虫歯及び歯周病などの原因や予防法などについても指導しております。さらに、小学校6年生及び中学校2年生の保健学習で虫歯や歯周病の原因と予防について自ら調べ、解決方法を考えさせ、口腔内環境を整えることの大切さについて気付かせる学びをさせております。

**○総務部長（下吹越寿）** 生理の貧困について公共施設・学校も含めて、生理用品を置くことはできないかということ、備蓄についての御質問でございました。公共施設への生理用品の設置の件ですが、昨日も答弁させていただきました。現在のところ、市の庁舎を含む公共施設のトイレへの生理用品の配置については予定しておりません。生理の貧困の背景には、単なる経済的な理由だけでなく、様々な問題があるようでございます。女性や女兒の健康や尊厳に関わる問題として、多様な観点から今後検討が必要ではないかと考えております。

次に、生理用品の備蓄ですが、市では常時備蓄はしておりませんが、災害が発生した場合につきましては、災害時応援協定を締結している民間企業からすぐに調達できるようになっております。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 小中学校等の女子トイレに生理用品を置くことについてでございます。現在、小中学校等では生理用品を保健室で準備・保管しており、緊急時など生理用品が必要な場合は、養護教諭等が対応しておりますので、現在のところ、生理用品を女子トイレ

に置くことは考えてないところでございます。ただし、今後、女子トイレに生理用品を置くことにつきましては、情報収集を行い、県内他市等の状況等も踏まえながら検討していきたいと考えております。

**○健康福祉部長（山元成之）** ワクチン配分の現状、接種状況についてでございます。現在、実施しております、65歳以上の高齢者分のワクチンにつきましては十分な量が配分されている状況でございます。64歳以下の方の分につきましては、現時点では国から具体的な配分数が示されていないところでございます。接種状況でございますが、6月20日現在、医療従事者につきましては、2,233名の方が2回の接種を終了したところでございます。介護老人福祉施設等の入所者を含む、65歳以上の高齢者、約1万6,400名につきましては、9,095名の方が1回目の接種を終えており、接種率は約55.5%となっております。

**○16番（高田チヨ子）** それでは、2回目以降の質問に移ります。先日、山川の地熱発電所に行き、説明をお聞きしました。この地熱発電は指宿だからこそできる事業です。スノーピークのように見える竹山は、マグマが盛り上がりできたんだということでした。是非、早い時期に取り組んでいただきたい地熱発電ですが、進めていくに当たって、市民の皆様から心配する声も上がっております。率直な質問をさせていただきます。市民の皆さんに伝わるように、なるべく簡単な言葉で分かりやすくお答えください。まず、はじめに、地熱の恵み活用プロジェクトの計画にありましたように、ヘルシーランド周辺で開発を進めた場合、熱水を汲み上げることで指宿地区や山川周辺の温泉に影響はないのでしょうか、お伺いします。

**○総務部参与（野元伸浩）** これまでの科学的な調査によりますと、山川地区と指宿地区の温泉につきましては、塩化物イオンの濃度や熱源分布が異なることが分かっております。つまり、2つの泉源はつながっていないと予想されているところです。仮に、山川地区で地熱発電を行っても指宿地区の温泉に影響はないのではないかと考えております。また、ヘルシーランド周辺には、浅い部分にある温泉の層と、深い部分にある地熱の貯留層の間に水を通しにくい粘土質の不透水層があることが確認されており、周辺の温泉への影響は生じないものと考えているところでございます。山川の地熱発電所も運転を開始しまして、もう26年経過しておりますけれども、指宿地区や山川周辺の温泉に影響は出ていないところでございます。

**○16番（高田チヨ子）** ありがとうございます。科学的な分析ができていること、そして、山川地熱発電所の事例から影響はないと予想されることが分かりました。以前、地熱の恵み活用プロジェクトでは、3本の井戸の掘削を計画していました。その中で、それぞれの井戸を掘る場所が150m以上離れていないという計画でした。また、汲み上げる距離が近いと同じ場所から温泉を取り過ぎてしまい、枯渇してしまうのではないかとという声も上がっております。そのことについては、問題はないのでしょうか、お伺いいたします。

**○総務部参与（野元伸浩）** 県の温泉審議会では、新しく掘る場所が周辺の温泉に影響がないか

どうか審議され、その点が許認可のポイントになると伺っております。山川地区で新しく温泉を掘る場合は、周辺の温泉に影響がないよう、これまでの泉源から一定の距離を置くよう、県の基準があるようでございます。本プロジェクトでは、3本の井戸を掘削を計画しておりました。ヘルシーランド敷地内においては、周辺の景観にも十分配慮する必要があることから、なるべく3本の井戸を集めたところでございますが、井戸の先端につきましては、周辺の温泉に影響がないよう、斜めに掘って十分な距離がとれる、傾斜掘りを計画したところでございます。県の温泉審議会におきましても問題がないと判断され、許可をいただいたところでございます。

**○16番（高田チヨ子）** 地上では近くても、斜め掘りをするので、汲み上げる場所が離れているため、問題がないということで理解をいたしました。さらに、ヘルシーランド敷地内は、自然公園区域です。SDGsの持続可能な開発を踏まえたときに、市民の皆さんから発電施設を造ることで、自然環境の破壊につながる、人工的な建物ができると景観が悪くなる、という声もあります。その点については、どのようにお考えになりますか、お伺いいたします。

**○総務部参与（野元伸浩）** 報道によると、国は2030年までに地熱発電所を倍増する方針を明らかにいたしました。自然環境や景観に配慮した地熱発電所の建設を進めるため、国立機関が法政大学や大手建設会社と共同で環境・景観配慮マニュアルをつくっております。これは、国内外の地熱発電所で実施された、優れた事例や参考となる方法をまとめたもので、環境や景観を守りつつ、発電所を設置しようというものでございます。マニュアルでは、発電所の壁は自然に溶け込む色を使う、遠くから目立たないように建物の高さを低くする、あと、桜や紅葉などを植栽し、季節を感じられる発電所にするなど、具体的な方法が紹介されております。このような事例からも、自然環境に十分配慮した発電所を造ることは可能であるというふうに考えているところでございます。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時59分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○16番（高田チヨ子）** 午前中の説明を聞いて、安心しました。クリーンなエネルギーである地熱発電です。環境に優しいクリーンな開発をお願いできればと思います。環境に関してもう1点お伺いいたします。市民の皆様からの心配の声として、地熱発電に使う熱水は、地下から汲み上げていて、ヒ素を含んでいるのではないかと、また、発電所を使用する中で、硫酸を使っていて、海に影響を与える、というものもあります。ヒ素や硫酸と聞くと、ドキッとしてしまいますが、実際のところはどうかでしょうか。

**○総務部参与（野元伸浩）** 温泉の効能からも分かるようにですね、温泉にはヒ素がある程度含

まれております。地下の熱水も同じでございます。地下から汲み出した熱水は、還元するための井戸を掘って地中に戻すこととなります。このことから、その成分が周辺に影響を及ぼすことはないと思っております。硫酸につきましては、還元するための井戸や配管へのスケール付着を抑制するために、地熱発電所において使用されておりますけれども、これは海の水や温泉にも含まれるものでございます。硫酸は、海の水には1ℓあたり2～3g程度、温泉には平均して1ℓあたり0.4g程度含まれていると言われております。その一方、地熱発電所で熱水などに注入する硫酸が1ℓあたり約0.05gでございます。この濃度は平均的な温泉の8分の1程度と、遥かに低い濃度でございます。また、硫酸を含んだ熱水は地下深くに戻り、中和されるため、環境に影響を与えるものではございません。

**○16番（高田チヨ子）** ヒ素や硫酸も全然環境に及ぼす影響はないということでございました。ありがとうございます。回答していただいた内容をまとめると指宿地区や山川周辺の温泉に影響はないと予想されます。井戸の掘削についても井戸の先端が150m以上距離をとれる計画で、自然に配慮した建設となるし、ヒ素や硫酸についても心配はならないということでした。安心いたしました。また、事業の実施にあたっては県内外の先進地事例を参考にさせていただければと思います。実は、公明新聞に紹介されておりました。ちょっと御紹介をいたしたいと思っております。福島県福島市の土湯温泉にある、株式会社元気アップつちゆを御存じでしょうか。社長は土湯温泉で旅館経営に携わり、公明党の福島市議を4期務めた方です。当時の土湯温泉は、東日本大震災と原発事故による風評被害により、観光客激減で旅館の廃業が続出しました。元気アップつちゆは、危機的状況から土湯温泉の復興と振興を目指すため、地元資本より2012年に設立されました。温泉組合所有の源泉を利用した発電事業を行い、売電収入が地域を支えています。地域の温泉資源を生かした事業は話題を集め、全国からの視察が相次ぎ、温泉街に賑わいが戻りつつあるそうです。地熱の活用は地域資源を生かしたまちづくり、そして、最初に申し上げましたように、クリーンエネルギーの推進、地産地消のエネルギーの利活用という点から、SDGsの推進につながると思います。このような先進地事例をどのように生かしていくのでしょうか。また、SDGsとの関わりをどのように考えていらっしゃるのでしょうか。このことについては、是非、市長にお伺いしたいと思います、どうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** いろいろな事例を紹介をしていただきました。今の事業はなぜあるのか、それは、未来への投資であります。指宿の未来はどのような形になるのかを考えながら、この地熱の恵みプロジェクトは進めなくてはならないと思います。この事業において、様々な意見があるというのも事実であります。しかし、その事実をしっかりと一人ひとりが噛み締めながら、検証しながら事業はやらなければなりません。そういう意味からも、現在行われようとしております事業として着手しようとしております、この地熱の恵み活用プロジェクト、これは、元気アップつちゆをはじめ、県内外の先進地事例を本市に生かしていきたいと

思っております。議員の皆様も御案内のように厳しい財政の中であります。コロナ禍における、この危機を脱するためにもこの事業は進めていくべきだろうと思っております。そういう意味からも、事業の実現に向けてチャレンジをしてみたいと思います。

**○16番（高田チヨ子）** ありがとうございます。次の世代の子供たちに美しい自然環境と豊かな社会のバトンを渡すため、SDGsの推進、地熱の恵み活用プロジェクトの推進に取り組んでいただきたいと思います。

次に、女性支援について伺いたします。それでは、新型コロナウイルス感染症の影響による、生活困窮世帯が増えている中で、社会現象として生理の貧困が問題として取り上げられている、市役所において、女性についての相談窓口はどこになるのか、伺いたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 新型コロナウイルス感染症は、あらゆる世代の生活環境や経済活動に大きな影響を及ぼしており、市役所では多くの方々の相談を親身になって対応しているところです。市役所における女性の相談窓口としましては、地域福祉課内に婦人相談室を設置して対応しております。現時点では、生理の貧困についての相談はありませんが、生活全般的な相談はいろいろと受けているところでございます。

**○16番（高田チヨ子）** 現時点では、生理の貧困についての相談はないということでした。それでは、女性からの相談件数と相談の内容はどのようなものがありますか、伺いたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 女性からの相談件数につきましては、令和2年度は62件、今年度につきましては、5月末現在で9件の相談に対応しております。内容としましては、離婚問題やDVについての相談が1番多く、その次に、家族・親族・交際相手などの人間関係についての相談が多い状況となっております。

**○16番（高田チヨ子）** 生理の貧困の原因は、コロナ禍で仕事が無くなる、仕事が減る、そういう中から経済的な問題が起こってくると思います。市役所に、コロナ禍が原因となり職をなくして生活に困っている、といった相談はあるのでしょうか、伺いたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** コロナ禍の中では、多産業多職種の方が経済的に厳しいということは新聞やテレビ報道はもとより、来庁者の皆様からお聞きしておりますが、女性の相談を受ける婦人相談室で対応した中では、コロナ禍が原因で仕事が無くなったり、仕事が減り、生活に困っているというような内容の相談は、現時点では受けていないところでございます。

**○16番（高田チヨ子）** コロナ禍が原因で仕事が減ったり、生活に困ったという相談はないということですがけれども、実際には困ってはいるんだけれども、相談をしていない方もいると思います。今後、女性から貧困や生活支援についての相談があったときに、市としてはどのように対応していくのか、伺いたします。

○健康福祉部長（山元成之） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、先行きが見えない状況の中、多くの女性が経済的にも精神的にも厳しい生活を送っているということを聞いております。そのような相談があれば、相談者に寄り添いながら、また、必要に応じて関係機関と連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

○16番（高田チヨ子） 今、相談者に寄り添ってということでした。本当に女性にとっては、とっても大事なことです。困らないようにしてあげてほしいと思います。生理用品を学校のトイレに置くことは、低学年の子どもが混乱する、いたずらをされる、流して詰まらせる、などの理由で置くことはできないという答弁でした。でも、本当にそれでいいのでしょうか。今、10人に3人が収入が少ない、生理用品が高い、恥ずかしいという理由で購入できずにいるんです。この実態についてどう思われますか。それでは、市長にお伺いしたいと思います。生理用品を小中学校や公共の施設のトイレに置くということは大事なことだと思いますが、市長、どう思われますでしょうか。

○市長（豊留悦男） 現実に学ぶということが大切だろうと思います。実際、学校に出向き、養護教諭や保健主任等と話し合いをしながら、どういう形がいいのか、というのを現場に学びたいと思います。社会教育施設、社会体育施設につきましても、その職員を含め、利用者の声を拾う、そして、どのようにしたらいいのか、それは、正しく学校と同じで、現場に学んでどのように対応するか、ということについて検討させていただきたいと思います。

○16番（高田チヨ子） 今、現場に学ぶということでした。しっかりとお話を聞いて1番いい対応をしていただきたいと思います。

それでは、3点目のオーラルフレイルについてお伺いいたします。子どものうちからしっかりと口腔ケアをしていくことで、大人になってもしっかりとケアができると思いますので、学校での指導はよろしくお願ひいたします。高齢者の環境についてお伺いいたします。高齢者が元気に過ごすためには口から食べることが大切です。実は、私も結婚するまでは虫歯も1本もなく、歯医者さんから褒められました。いい歯をしてるねって。でも、結婚し、3人目を出産した頃から歯茎が悪くなり、今ではとても残念なことになっています。歯が無くなると食べ物が美味しく食べられなくなります。高齢者の口の健康を守るための口腔ケアに関する啓発や知識の普及について、市ではどのような取組を行っているのかお伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 高齢になると、噛む力や飲み込みの力が弱くなり、食事が取りにくくなったり、食べる物が限られてくるということから栄養状態が低下して、全身の衰えにつながります。そこで、いつまでも美味しく食べられて、元気を保てるよう、口の健康への取組として40歳・50歳・60歳・70歳の節目、年齢を対象とした歯周病検診や、76歳・80歳のお口元気歯ッピー検診を実施しております。対象者には個別に通知をし、歯科医院におきまして、検診とその結果に基づいて、口の健康を保てるように歯科指導を全て無料で実施して

おります。さらに、高齢者に関しまして、口の健康が肺炎等の病気の予防や介護予防につながることから、歯科衛生士が老人クラブや地域のサロンなどに出向き、歯や舌の清掃方法や入れ歯の正しいお手入れの方法をはじめ、噛む力や飲み込みの力を強くする、口の体操など、普及・啓発に取り組んでいるところでございます。

**○16番（高田チヨ子）** それでは、歯周病検診の受診率とか、介護予防の啓発など、どのくらいの市民の方がお受けになっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 40歳など節目年齢の方を対象とした、歯周病検診の受診率は令和2年度は対象者1,943人に対しまして、受診者262名で、受診率が13.5%、76歳、80歳を対象とした、お口元気歯ッピー検診の受診率は、対象者975人に対しまして、受診者83人で、受診率が8.5%となっております。また、高齢者サロン等での歯科衛生士による健康教育は、令和2年度が実施回数36回で、参加人員は289名となっております。

**○16番（高田チヨ子）** 受診率がとても低いようですが、受診率を向上させるための取組を行っているのか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 受診率を向上させるため、歯周病検診の自己負担を昨年度から無料にしております。さらに、今年度からは検診期間を4か月間から6か月間に延長し、受診しやすい環境整備をとともに、未受診者に対しましては、検診期間中に奨励のハガキを送付する予定でございます。一方、お口元気歯ッピー検診は後期高齢者医療広域連合と連携しまして、市の広報紙に検診のお知らせを掲載するなど周知を図っております。

**○16番（高田チヨ子）** 是非たくさんの方に受けてほしいなと思います。ここで余談になりますけれども、皆さん、「ためしてガッテン」というテレビ番組を見たことがあると思います。その中で、食べ物を飲み込みにくくなった、水をひっかけた、空気を吸い込んで咳き込んだなど、誰も経験があるのではないのでしょうか。それを防ぐためにどこを鍛えればよいと思いますか。皆さんどこだと思いますか。喉、口、顎、でしょうか。実際はですね、その「ためしてガッテン」で言っていたのは全然違ったんです。太ももの後ろ、ここをさすってください、ということでした。え、なんで、と思ったんですけれども、この太ももの後ろをさすことでこの喉の筋肉が広がってここを鍛えられる、そういうことになるんだそうです。これ本当に余談でした。このオーラルフレイルについて、市長の思いをお聞かせください。

**○市長（豊留悦男）** いろいろな意味でオーラルフレイル、そして、口腔の健康、その取組は必要だというのはテレビや新聞等で報道されております。私が入手した資料では、認知症患者が急速に増加している、認知症予防に対する人々の関心が高まっている、そのための1番の取組として口腔内への刺激が認知機能低下の予防に大きな効果があると、だから、今後、認知症を防ぐためにも口腔機能を改善するという取組を自治体でもやるべきだというのが新聞でありました。いわゆる、高齢者を元気な高齢者として、健康で長生きするためには、まず、口。つまり、口腔の衛生、そういう取組が必要だろうと、予防の心得として自治体は

やるべきだということでありました。やはり、現在、高齢者は誤嚥性肺炎で亡くなる方が非常に多くなっている、その原因は何か、それが大学等で研究した成果であります。やっぱり、オーラルフレイル、このことのために市町村は新たな観点で口、歯、飲み込み、その他の健康に注意すべきだということであります。ある先生と話をしましたら、高齢者施設に行ってみてくださいと、生きるために食べ物を胃に流し込んでいますよと、胃ろうを通したりして、あの状況を見たときに、昔はああじゃなかったですよと、食べることで健康を取り戻していたんだと、そのことで誤嚥性肺炎等は昔は少なかったんだと、それはなぜかと、自分で食べ物を食べることによって健康を取り戻すという、生きる強い意志を感じたからだというように言われました。なるほど、そういうことだったら市でも改めてオーラルフレイルということの研究をしながら、高齢者対策というのを進めていかなければならないと、そう思った次第であります。今日いただいた質問等を基に本市の取組をどうするのか、担当課と話し合っていきたいと思っております。

**○16番（高田チヨ子）** よろしくお伺いいたします。

次に、4点目の新型コロナウイルス対策についてお伺いいたします。副反応の状況はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** これまで市に報告されました副反応の件数は、6月18日現在で11件ございました。主な症状としましては、発熱が最も多く、それ以外の症状としまして、けん怠感や関節痛、脱力感、頭痛、疼痛などが報告されております。いずれも軽症とのことでございました。

**○16番（高田チヨ子）** 今後についてお伺いいたします。64歳以下のスケジュールはどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 現在、高齢者接種がスムーズに進行しておりまして、7月上旬には基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の方への優先接種ができる見込みとなっております。そのため、今後のスケジュールにも余裕が見込めることから医師会との協議によりまして、指宿市に住民票がある保育士、教職員の方も基礎疾患を有する方などに準ずる接種対象とすることとしたところでございます。このようなことから、まずは、接種を希望する全ての高齢者の接種を早急に終了し、次の順位の方へのスケジュールを早めることに注力したいと考えております

**○16番（高田チヨ子）** 12歳以上15歳以下のスケジュールはどうなっているのかお伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 今月1日から満年齢12歳以上16歳未満の方も接種対象となったところですが、副反応についての情報が少ないため、接種には慎重な判断が必要になると思っております。接種の詳細につきましては、医師会と協議を行っておりますが、他の年代の方の接種の進捗状況を見ながら、国からのワクチンの供給量や医療機関の接種体制が整い次

第、接種を行うことになると考えております。

**○16番（高田チヨ子）** 公明党では各市で緊急要望書の提出をして、しっかり取り組んでいきなさいということでした。そこで、5月21日に緊急要望書を市長に提出しました。既に、回答書をいただいています。ありがとうございます。そこで、緊急要望書の2番目から5番目の4項目について、議会の場で回答を確認したいと思います。今、高齢者のワクチン接種は順調に進んでいるようです。指宿市は他市と比べても早いスピードで接種できているのではないかと考えています。特に、最初からかかりつけ医ですと決められたことはよかったですと思います。でも、若い人たちは副反応が出やすいということで心配されている方もいらっしゃるようです。そこで、ワクチンの安全性等について、タイムリーで分かりやすい丁寧な情報発信に取り組んでほしい、ということについてお伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 市民の皆様安心してワクチン接種を受けていただくために、ワクチンの安全性に関する情報等の発信につきましては、適宜行ってまいります。

**○16番（高田チヨ子）** 訪問診療などを活用し、訪問による接種も検討してほしい、ということについてお伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 訪問診療によるワクチンの接種につきましては、医師会に対して前向きな取組をお願いしており、いくつかの医療機関におきましては行う予定であると聞いております。

**○16番（高田チヨ子）** 障害者の方々へのきめ細かな配慮を行い、速やかな予約につながるよう、特段の取組を行ってほしいということですが、このことについてはいかがでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 各接種段階におきまして、優先接種対象者の予約期間につきましては、適切な運用に留意しながら行ってまいります。また、障害のある方への予約につきましては、スムーズな予約が行えるよう、医師会等に配慮をお願いしているところでございます。

**○16番（高田チヨ子）** 障害のある接種希望者に対し、事前の情報提供や接種会場での円滑な接種に必要な手話通訳や筆談ボードなど合理的な配慮を行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 障害のある方へのワクチン接種に対する情報提供につきましては、障害者協会など関係機関にも協力をお願いし、円滑な接種が実施されるよう努めてまいります。

**○16番（高田チヨ子）** ありがとうございます。以上、緊急要望書に対する回答でしたが、市民の皆様が安心して接種できるようにしていただきたいと思います。

次に、市民の皆様の中には元気でかかりつけ医がないという方もいらっしゃいます。そのような方はどのようにしたらいいのでしょうか、お伺いいたします。実は、私も驚いたんですけれども、かかりつけ医に行ったところ、ワクチンの接種を断られました。理由は、化粧

品の成分が合わないということでした。数日して別の病院に行って相談しました。すると、詳しく聞いてくださり、接種することができるようになり、予約することができ、ほっとしたところでした。私の場合は、接種できるようになってよかったんですけども、市民の皆様の中には、接種できないと言われ、それでも、接種したいと思われてる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。このような方に対して、市としてどのような対応をとるのか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 今回の新型コロナワクチンは人工的に作った遺伝物質を利用する、全く新しいタイプのワクチンでございます。そのため、接種に当たりましては、医師により、基礎疾患や病歴、過去のアレルギー反応など様々な観点から予診・問診が実施され、接種できる、できないが判断されていると思います。もし、接種できないと判断された方でコロナに感染することが心配で、どうしてもワクチンを接種したいと思われる方がいらっしゃるかもしれません。あるいは、副反応への不安などにより、接種をためらっていらっしゃる方もいるかもしれません。新型コロナ感染症やワクチン接種に関する疑問、不安などがありましたら、市の新型コロナウイルス感染対策室や新型コロナワクチンコールセンターに何なりと御相談いただきたいと思います。ただし、体質や副反応等でどうしてもワクチンが接種できないという方もいらっしゃるかもしれません。そのような方につきましては、引き続きマスクの着用やうがい、手洗い、手指消毒、ソーシャルディスタンスの確保など、基本的な感染対策を続けていただきたいと考えております。かかりつけ医がいない方につきましては、今回、ワクチン接種につきまして、医師会との協議の上、市内30か所という多くの医療機関の協力をいただくことができました。このことは副反応時の緊急対応などを考慮し、集団接種ではなく、本市ではかかりつけ医を中心とする個別接種を実施しているところです。しかしながら、議員が言われるように、元気でかかりつけ医を持たないという方もいらっしゃるかもしれません。そのような方につきましては、保健センター内にあります、新型コロナワクチンコールセンターにお問い合わせいただくと接種できる医療機関を御紹介するということになっております。

**○16番（高田チヨ子）** 内閣府の研究会でコロナ禍が雇用や生活面で特に女性、女の子に深刻な影響を及ぼし、緊急な対応が求められる、との問題意識に立ち、社会学や経済学、ジェンダーなど、幅広い分野での実証データを基に影響を分析・検討し報告書にまとめました。DVの相談件数は17万5,693件、一昨年4月から昨年3月までに比べて、既に約1.5倍に増加しています。身体的な暴力だけでなく、暴言を浴びせられる精神的暴力や生活費を渡さないなどの経済的暴力も顕在化しています。報告書には、コロナ禍の就業状況は女性に特に厳しいものになっている。その背景は女性の多くが非正規雇用だということ、さらに、女性の自殺者の増加、昨年1年間の女性自殺者は7,026人。前年比で935人の増加となっています。特に、主婦や女子高生の増加が目立ちます。市長、生理の貧困の問題から、DV、シングルマ

ザーの問題、ジェンダー平等にまで広がっていきませんが、男女共同参画の取組を強力的に推進し、誰一人取り残さないポストコロナ社会の構築を進めていただきたいと思います。私は、指宿市民の皆様がみんな幸せを感じられる、一人も自殺者が出ないようにしていただきたいと思います。教育委員会の思いも分かります。今、全国に広がってきているんです。そのことを重く受け止めてほしいと思います。これらのことから、生理用品の問題を検討し、住みやすくなるようにできないか、お伺いいたします。

**○市長（豊留悦男）** 現下のいろいろな社会的問題を含めて質問をいただきました。特に、今回のコロナワクチンの接種は今までに経験したことのない大事業だと思っております。希望する全ての市民が安心して安全なワクチン接種ができるように万全の対策・準備をしまります。市民の円滑なワクチン接種を進めることが何より行政として今重要であると思っております。他にも女性問題、オーラルフレイルの問題、これは生き方に関する、人間の倫理に関する問題だろうと思っております。私も先ほど申し上げましたように、現場に出向き、耳を傾け、現場目線で事業というものの在り方を構築してまいりたいと思っております。

**○16番（高田チヨ子）** 医療従事者の皆様、また、コロナ対策に携わっている皆様、関係者の皆様に心から感謝したいと思います。これからも体に気を付けて頑張してほしいと思っております。

最後に、どんな状況であれ、できないではなく、できることを見つけ、挑む、そうだと思います。市民の皆様のために議員としてできることを頑張っていこう、そういうふうに思っています。

以上で、一般質問を終わります。

**○議長（木原繁昭）** これにて、一般質問を終結いたします。

#### △ 議案第63号上程

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第3、議案第63号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（豊留悦男）** 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。

議案第63号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ1,067万円を追加し、予算の総額を273億6,354万2千円にしようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りま

すようお願い申し上げます。

**○総務部長（下吹越寿）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第63号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、であります。

別冊の令和3年度一般会計補正予算書（第4号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,067万円を追加して、歳入歳出予算の総額を273億6,354万2千円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費を設定するものであります。

内容につきましては、7ページの第2表、繰越明許費でお示しの各事業について、繰越明許費の金額を設定するものであります。

第3条で地方債の補正をするものであります。

内容につきましては、7ページの第3表、地方債補正でお示しのとおり、地方債の限度額を変更するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、15ページを御覧ください。

款9教育費、項6社会教育費、目7社会教育施設費、節10需用費187万円の補正につきましては、山川文化ホール1階の女子トイレの排水管を修繕するための修繕料を計上するものであります。

同じく、項7保健体育費、目3学校給食センター費、節14工事請負費880万円の補正につきましては、山川学校給食センター改修工事に係る設計見直しに伴う工事請負費を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款15国庫支出金187万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの交付金であります。

款22市債880万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの市債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時41分
再開	午後	1時41分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**△ 議案第63号（質疑，委員会付託）**

○議長（木原繁昭） これより，質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております，議案第63号については文教厚生委員会に付託いたします。

休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

**△ 散 会**

○議長（木原繁昭） 以上で，本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。

散会 午後 1時42分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 吉 村 重 則

議 員 前之園 正 和

# 第 2 回 定 例 会

令和 3 年 6 月 29 日

(第 5 日)

## 第2回指宿市議会定例会会議録

令和3年6月29日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第57号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第58号 指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第59号 指宿市レイクグリーンパーク条例の一部改正について
- 日程第5 議案第60号 指宿市屋外広告物条例の一部改正について
- 日程第6 議案第61号 指宿都市計画事業湊土地地区画整理事業施行条例及び指宿都市計画事業十町土地地区画整理事業施行条例の一部改正について
- 日程第7 議案第62号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第63号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 審査を終了した陳情
  - 陳情第1号 指宿市議会議員定数削減に関する陳情書
  - 陳情第2号 指宿市の子育て環境の充実をめざすための陳情書
  - 陳情第3号 指宿市議会議員の定数の削減等を求める陳情書
  - 陳情第4号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
  - 陳情第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第10 議案第64号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第11 議案第65号 指宿市議会議員定数条例の一部改正について
- 日程第12 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げと豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2022年度政府予算に係る意見書（案）
- 日程第13 議員派遣の件

---

### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 千ヨ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 市 長       | 豊 留 悦 男   | 副 市 長     | 有 留 茂 人   |
| 教 育 長     | 吉 元 鈴 代   | 総 務 部 長   | 下吹越 寿     |
| 市民生活部長    | 鶴 本 八 郎   | 健康福祉部長    | 山 元 成 之   |
| 産業振興部長    | 大 迫 格 史   | 農 政 部 長   | 寺 田 昭 宏   |
| 建 設 部 長   | 山 崎 一 磨   | 教 育 部 長   | 鶴 窪 誠 作   |
| 水道事業部長    | 園 田 猛 志   | 山 川 支 所 長 | 中 島 裕 一   |
| 開 聞 支 所 長 | 山 下 秀 一   | 総 務 部 参 与 | 野 元 伸 浩   |
| 総 務 部 参 与 | 増 永 智 美   | 教 育 部 参 与 | 中 摩 浩 太 郎 |
| 総 務 課 長   | 山 下 浩 二   | 財 政 課 長   | 東 忠 孝     |
| 耕地林務課長    | 大 牟 禮 伸 英 |           |           |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長     | 鮎 川 富 男 | 次長兼議事係長   | 木 下 英 城 |
| 調 査 管 理 係 長 | 川 畑 裕 二 | 議 事 係 主 査 | 古 川 浩 仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、松下喜久雄議員及び高橋三樹議員を指名いたします。

## △ 議案第57号及び議案第58号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、議案第57号、指宿市税条例の一部改正について、及び、日程第3、議案第58号、指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（山本敏勝） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました議案第57号、指宿市税条例の一部改正について、及び、議案第58号、指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、の2議案について、審査の過程と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案とも全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第57号について。去年までは16歳未満は算定対象になっていなかったが、今年からはなるという捉え方かとの質疑に対し、今回の改正理由としては、国外で一定以上の所得を得ている親族でも控除の対象とされている問題があったところから、今回、この改正により、控除対象扶養親族に当たる30歳以上70歳未満の国外居住者を除くという形で整理された。16歳未満については、子ども手当の関係で扶養控除自体は受けられない。しかしながら、扶養している方の課税非課税の判断をするときの扶養の人数に入るとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第58号について。一般廃棄物については、焼却の場合は計量してこの料金区分に今までもなっていたと思うが、安定型埋め立ての方に搬入するものについては、計量されていなかったということかとの質疑に対し、がれき等の搬入については、最大積載量の料金

体系になっていたもので、元々計量をしないで料金を取るように条例ではなっていたが、実際は、計量して料金を徴収していたとの答弁でした。

がれき等についても計量をして、この料金でもらっていたけど、条例上はその記載がなかったということになるのかとの質疑に対し、安定型処分の方に持って行く品目になるが、その分についても処分量の把握をしないといけないということもあり、クリーンセンターに持ち込まれる分も安定型処分場に持ち込まれる分も量っていた。しかしながら、軽自動車等で積載オーバーのときなどに関して350kgを量ってみたところ超えたということで、それは350kgから1t車の区分で徴収をしていたとの答弁でした。

実態としては、計量してその金額を徴収していたが、条例上は、車両による区分になっていたから今回改正するという捉え方でよいかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

施設を指宿ごみ処理場に改めるとなっているが、一般の廃棄物処理場の場合はクリーンセンターだが、この名前はどのように使い分けしているのかとの質疑に対し、焼却ごみのところがクリーンセンターで、安定型を収めるところを指宿ごみ処理場としているとの答弁でした。

指宿ごみ処理場とクリーンセンターの使い分けをしていなかったから改めるということになっているが、今までは、クリーンセンターとして取り扱っていたのかとの質疑に対し、改正文の中で施設を指宿ごみ処理場に改めるとしてあるが、指宿ごみ処理場、開聞ごみ処理場、山川ごみ処理場と三つあるのは、これまでと一緒です。これまでは、この条例上で山川と開聞に持ち込んだ場合も手数料の区分を使うということだったが、山川と開聞は、現段階で持ち込ませないということになっているので、指宿ごみ処理場だけにこの手数料を適用させるという改正文であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第57号及び議案第58号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号及び議案第58号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第59号～議案第61号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(木原繁昭) 次は、日程第4、議案第59号、指宿市レイクグリーンパーク条例の一部改正について、から、日程第6、議案第61号、指宿都市計画事業湊土地地区画整理事業施行条例及び指宿都市計画事業十町土地地区画整理事業施行条例の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長(東勝義) おはようございます。産業建設委員会へ付託されました、議案第59号、指宿市レイクグリーンパーク条例の一部改正について、から、議案第61号、指宿都市計画事業湊土地地区画整理事業施行条例及び指宿市都市計画事業十町土地地区画整理事業施行条例の一部改正について、の3議案について、審査と経過の結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月8日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案ともに全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、3議案ともに質疑、意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長(木原繁昭) ただいまの委員会報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第59号から議案第61号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第61号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第62号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(木原繁昭) 次は、日程第7、議案第62号、令和3年度指宿市一般会計補正予算第3号について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます

○総務水道委員長(新宮領實) おはようございます。総務水道委員会へ分割付託されました、議案第62号、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第3号)について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の課程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、健幸・協働のまちづくり課所管分について。玉利自治公民館の放送施設はどのような機材に替えるのかとの質疑に対し、放送トランペット用のポール1本を取り替えるとの答弁でした。

木之下自治公民館は築何年で、建替えの主な理由は何かとの質疑に対し、築57年が経ち、経年劣化のため老朽化が進み、地区民で話し合いの上、建替えを決定したとの答弁でした。

意見として、台風などで災害が発生している各地区放送施設の整備にはしっかりと対応していただきたいというものがありました。

次に、市長公室所管分について。定住促進の予算300万円はどのように使われるのか、また、今までの取組との違いは何かとの質疑に対し、Iターンで指宿に来られた方が住宅を新築あるいは購入される際に一部助成をするものであり、指宿市のホームページや移住定住の支援サイト及び広報紙の5月号で紹介をした。このほか、指宿市建設業組合、鹿児島県建築士会指宿支部、市内の不動産業者の方々にも文書を配布するなどお願いして本制度の周知を依頼しているとの答弁でした。

定住対策促進事業に伴う助成金のこれまでの5年間の実績はどうなっているかとの質疑に対し、平成28年度が200万円、平成29年度が250万円、平成30年度が350万円、令和元年度が325万円、令和2年度が150万円となっているとの答弁でした。

意見として、指宿の人口が毎年減っている。この定住促進条例で市外、県外の方が定住で

きるような対策を講じていただきたいというものがありません。

次に、危機管理課所管分について。開聞十町西部分団脇格納庫のホース乾燥柱修繕費40万7千円の内訳と、どれだけ経過した施設かとの質疑に対し、26年ほど前に設置された。ホース乾燥柱に付属するワイヤー等全ての器具を取り替えるとの答弁でした。

防火水槽の設置は年間何基を想定し、設置場所はどのようにして決定しているか。また、漏水の修理をした後、何年保証はあるのかとの質疑に対し、毎年2基程度計画し、消防団、常備消防、地区等の要望により選択して設置している。保証については、契約書の約款に記載しているとの答弁でした。

意見として、市民の安心・安全の確保のために防火水槽等の点検をして、修理が必要であれば早急に対応するようにしていただきたいというものがありません。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（山本敏勝）** 文教厚生委員会へ付託されました、議案第62号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、社会教育課所管分について。今和泉校区公民館講堂の空調機は、修繕ではなく新規導入と理解してよいかとの質疑に対し、撤去も含まれていることから財政課と協議して修繕料としたとの答弁でした。

3台のうち2台の修繕ということで1台残るが、その空調機は異常も全くないと理解してよいかとの質疑に対し、残りの1台については、令和元年9月に改修しており新しいものが付いているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、指宿商業高校所管分について。体の不自由な生徒の入学に伴って手すりを設置するということだが、これは校舎内全部とトイレに設置するということかとの質疑に対し、そのとおりであり、トイレについては洋式の部分のみの設置ということになるとの答弁でした。

一般財源で予算化されているが、国や県の補助はないのかとの質疑に対し、今回の補正に

についてはそういった補助的なものではなく、一般財源であるとの答弁でした。

手すりは学年に関係なく全部の階段と廊下に付けられるのかとの質疑に対し、4階までの全ての階段で、廊下は歩くのにさほど不自由はないということで設置の予定はないとの答弁でした。

洋式トイレだけの手すりということだったが、学校全部の洋式に付けるということかとの質疑に対し、そのような予定となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校教育課所管分について。副読本の印刷製本費の補正について、作るということ自体ははっきりしているのに、なぜ補正で上がってきたのかとの質疑に対し、本年度増刷し改訂するということが分かっていたが、昨年度末、予算編成のときに失念しており、今回、補正で計上することとなったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、歴史文化課所管分について。地域の文化財の保護という形で委員の報償費と旅費が含まれているが、委員は何名で、どのような方が委員になっているのかとの質疑に対し、委員は、学識経験者6名、民間団体の代表として観光協会、商工会議所、郷土芸能保存会など各団体から代表5名、行政関係が市の関係部署から9名と県教育委員会南薩教育事務所から1名、合計21名になるとの答弁でした。

地域にはいろんな文化財があるが、委員の方々でそこまで行って調査などするのかとの質疑に対し、未指定文化財については、今回、補正予算を計上した委託料の中で委託をして全集落全て歩き回って調査をするという形で拾い上げたいと思っている。昨年夏から各集落長にアンケート調査をしたところ、こういった文化財があるという具体的な内容を示していた。ただ、全集落を当たればほこらであったり、石造物であったり様々なものがあるということは、御承知のとおりだと思う。それを全部、全集落1件、1件回って調査したいと考えているとの答弁でした。

地域の文化財の対象となるようなものはないかということで自治公民館長へアンケート調査をやったということだが、保護計画を策定して、その後、どういった活動、進め方をしていきたいと考えるかとの質疑に対し、計画を策定する目的の一つは、今後、地域総がかりで文化財を守っていく体制構築がどんな形があり得るのかということを検討し、その体制の整備を図っていくことである。新たな観光資源としても活用していくために、この地域計画を策定した自治体を対象に情報発信、人材育成、普及啓発などの補助事業の準備をしている。国の補助金等を活用しながら実際の整備を行ったり、看板設置等を行ったりといった活動につなげていきたいとの答弁でした。

地域のものは地域住民で守っていくというような進め方が中心になるというふうに聞こえたが、活動母体を築き上げるための手法として、どういったことを考えているのかとの質疑

に対し、地域計画について令和3年度から5年度の3か年をかけて策定する予定です。その間、地域ワークショップ等を開催しながら、地域の皆様に入っていただく機会も作りたいと思う。国から民間の団体や企業なども含めて、今後、持続可能な方向性を探してほしいと言われている。指宿地域、山川地域、開聞地域においても、それぞれ在り方が違うと思うので、今後、継続可能かどうかということも含めて検討していくとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。ごみかごは年平均どれくらいの更新件数があるかとの質疑に対し、今年度10基購入しており、既に9基が出た状況である、昨年は、25基貸し出ししており、ごみかごの新設や老朽化、容量不足等による申請が主になるとの答弁でした。

本年度購入した10基のうち9基は新たに設置しており、不足するであろうということで今回の補正に至ったということかとの質疑に対し、そのとおりであるとの答弁でした。

ごみかご1基当たりどれくらいの単価なのかとの質疑に対し、2万7千円ほどになるとの答弁でした。

ごみかごの中には、容量の大きいものもあり単価が違ったりすると思うが、どれくらいの容量で2万7千円なのかとの質疑に対し、以前、貸出しをしていた大きなかごと小さなかごは、入札により鉄工所で製造したものを購入していた。しかし、その取扱いをしていた業者が閉じてしまったため入札においても落札ができない状態が続いていた。そこで、平成30年12月頃から購入という形で既製品のものに替え、現在のごみかごは、ふた付きで容量は495ℓであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。保育園、幼稚園の施設整備に係る交付金だが、将来的に計画を立てている施設が幾つあるのか。所管課に希望が上がってきて国に申請するという形になると思うが、その際の優先順位はどうやって決定されるのかとの質疑に対し、対象施設の決定については、毎年9月に希望を取り、保育所等施設整備審査会で審査をして、毎年度1か所を選定することになっている。今後、どの程度上がってくるか分からないが、9月の希望調査で上がってきたところを審査をして決定していくことになるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。各種検診を実施している中において、待合場所が不足していることから、今回、中庭を工事するということだが、どのような工事をするのかとの質疑に対し、保健センターの建物の敷地内の5mから7mぐらいの植栽の部分を待合スペースに改修しようということで計画をしているとの答弁でした。

保健センターに隣接して部屋を増設するという理解でよいかとの質疑に対し、部屋ではなくウッドデッキのようなイメージのスペースを計画しているとの答弁でした。

ウッドデッキということであれば、当然、風雨が強いときには吹き込むと思う。そういう

ときには待合場所としては不都合だと思いがそれでよいのかとの質疑に対し、簡易ではあるが、日除けと少々の雨ぐらいなら防げる折り畳み式の屋根を考えているとの答弁でした。

雨ざらし、日ざらしの場所でやるよりも、雨除けとか風除けというのは検討されなかったのかとの質疑に対し、密閉した部屋のような形も検討したが、それだと建築確認の許可が下りない可能性があるということを確認できたので、緊急を要するということもあり、開放型のスペースということ考えているとの答弁でした。

新たにその空間を待合場所に変えたいとしても、10名程度しかプラスされないということだが、非常に混み合っている状況があるのであれば、もう全体的に見直す必要があるのではないのかとの質疑に対し、今、コロナの対策ということで、どうしても急場しのぎにはなろうかと思うが、とりあえず整備をして対応して、きちんとしたものに関しては、また今後、検討をしていきたいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（東勝義）** 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第62号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので省略させていただきます。

本委員会は、去る6月8日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。地方創生に向けてがんばる地域応援事業の採択を受けて取り組んでいる尾下集落における活性化プロジェクトの事業内容はどのようなものかとの質疑に対し、一つは、地区内にある旧田口商店をD I Yでリノベーションし、地域住民や来訪者の集いの場に再生する。もう一つは、耕作放棄地を再生しながら米作りや伝統野菜である田芋、ツワブキなどの収穫体験活動をしている地域おこし協力隊の情報などを移住滞在希望者へ提供しながら興味を引き出していく。併せて、空き家情報も提供していくとの答弁でした。

尾下地区の棚田の再生はどのような状況かとの質疑に対し、118筆、約3.4haの棚田があり、そのうち1.4haの耕作放棄地があったが、現在は、その中の約9割の棚田が再生され、耕

作できるようになっているとの答弁でした。

尾下集落内の空き家を活用したD I Yワークショップ等によって地域やお試し滞在希望者の実態はどうなっているかとの質疑に対し、実績として空き家購入希望及び借入希望が4件、既に定住されているのが1件であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について。県営治山事業の山川浜児ヶ水地区の保安林復旧工事負担金として80万円が計上されているが、それ以外の負担はないかとの質疑に対し、総事業費は800万円で市の負担金は10%の80万円だけでその他の負担金はないとの答弁でした。

新型コロナウイルス感染症対策として、レイクグリーンパーク指定管理者に対する休業補償金10万円の算定基準は何かとの質疑に対し、昨年度、商工水産課が支給した新型コロナウイルス感染防止に係る休業等支援金が10万円だったことを参考にしたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、ふるさと納税室所管分について。南薩4市が共同で取り組む南薩地域の特産品輸出促進事業について、本市のふるさと納税室が事務局を兼ねるといふことでのいいのかとの質疑に対し、広域連携事業であり、代表して本市が申請し、補助金を受け入れるということになった。実施事業については、それぞれの市で担当を分けて進めていくとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。通学路交通安全対策事業について、計画している通学路5路線はどこでどのような整備をするのかとの質疑に対し、丹波校上通り線、大牟礼湯之里1号線、市営温泉北線、稲荷前通り線、平和通り線の5路線である。整備の内容は、水路のふた掛け、段差のあるところのふた板の補修、舗装の補修、グリーンベルトの整備などとなっているとの答弁でした。

通学路の整備は地域からの要望があったのかとの質疑に対し、要望のあった路線もあるが、現地確認等を行い、事業にあった場所を検討し選定したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、商工水産課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第63号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第8、議案第63号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（山本敏勝） 文教厚生委員会へ付託されました、議案第63号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由が説明されておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月23日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、学校給食センター所管分について。山川学校給食センター改修工事について、入札で不落札となったことから設計見直しを行ったところ880万円増になったということかとの質疑に対し、工事ができる期間が短く、また、施工場所が狭いなどの条件により設計価格が高くなったとの答弁でした。

突貫工事のように施工して問題は発生しないのかとの質疑に対し、品質的には特に問題は生じないと考えているとの答弁でした。

意見として、入札の関係で本年度施工できなくなり来年の夏に工事をするわけだが、子供の安心・安全を考えたら計画では来年かもしれないが、必要なものは本年度中に導入すべきというものがありませんでした。

次に、歴史文化課所管分について。山川文化ホール1階女子トイレの配水管破損による修繕料の増ということだが、長期間使っているから腐食したということかとの質疑に対し、原因を探らないとはっきりしたことは分からないが、老朽化の可能性も考えられる。今のところ、配水管が途中で外れていることは分かっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論にはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、議案第63号を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第9、審査を終了した陳情を議題といたします。

まず、陳情第1号及び陳情第3号は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（新宮領實） 総務水道委員会へ付託されました、陳情第3号、指宿市議会議員の定数の削減等を求める陳情書、及び、継続審査としておりました、陳情第1号、指宿市議会議員定数削減に関する陳情書、の2件について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので省略させていただきます。

本委員会は、全委員出席のもと、去る6月4日及び14日、また、陳情第1号については、閉会中の5月25日においても審査いたしました結果、まず、陳情第1号については、2名削減で市民の福祉に貴重な財源となるということを書いてあるが、私は、4名削減すべきであると思うので反対するという意見と、定数削減がなされ、議員数が少なくなれば、むしろ弊害が出てくる。議員の数が少なくなるということは、市民と市政をつなぐパイプが少なくなることである。地域の声や少数者の声などは届き難くなる。議員構成の多様性が制限されることになる。執行部の仕事をチェックするという意味でもマイナス効果を及ぼす。以上のことから、不採択にすべきであるという意見と、人口が減っていくことを考えたときに、定数削減についてしっかり検討すべきときではないか。議員として市民の声を聴き、市政に生か

していくのが役目であり、2名の定数削減で18名になり、6名ずつの委員会構成になる。これが今の指宿市では最良の委員構成になるのではないかと。また、削減したときの経費についても書かれているが、福祉など市民生活向上のために使うのであれば幸いであるので採択すべきであるという意見と、鹿児島県下に19市あるが、その中で議員1人当たりの人口を調べると多い順から9番目、少ない順から11番目で、ちょうど中庸のところか、中庸以上のところにある。今後、人口減少が著しく進んだときに改めて考えればいいのではないかと。よって採択すべきでないという意見と、定数20になった平成26年1月1日から令和3年6月1日までに、本市の人口は4,955人減少した。この定数のままでは有権者の理解は得られないので採択すべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択にすべきものと決しました。

次に、陳情第3号について、合併当時2006年の本市の人口が4万6,903人、2020年が3万9,933人となっている。そのことから割崩せば、定数22人であれば当時の合併時に計算上合う。4人減となれば16人になるが、そのあん分で行くと人口が1万9,511人になったときに合併時の26人に相当するという計算になる。2020年が3万9,933人ということからすれば、今のさらに半分になったときに16人にすれば合併当時の26人に相当することから、これ以上の削減はすべきではない。よって不採択にすべきであるという意見と、議員定数4減には賛成だが、議員報酬を上げることに反対であるため不採択にすべきであるという意見と、4名削減はまだ指宿にとっては性急ではないかと。また、報酬の見直しというのが入っているが、このコロナ禍の中、市民の皆様が困っているときに出すべきことではないのではないかと。よって不採択にすべきであるという意見と、合併時の26人から時を経て20人になっている。現在の定数でよいのではないかと。よって不採択にすべきであるという意見と、4減とする必要はなく適正定数とは言えない。よって不採択にすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、高橋三樹議員。

**○15番議員（高橋三樹）** 私は、陳情第1号を採択すべきという立場から委員長報告に対する反対討論を行います。

総務水道委員会で私は、定数を2減して18人にすべきと意見を述べましたが、起立少数で

不採択となりました。このままでいいよというわけです。陳情者の意思是、20人を削減してくれという願いです。過去を振り返ってみますと、合併前は、旧指宿市、山川町、開聞町で議員は52人でした。合併のとき平成18年1月1日、人口は4万6,533人で人口5万人未満は法律で定数26人と決まっていたので26人で、このとき40人の立候補でした。次の選挙は4減して定数22人となり、このときは29人の立候補でした。次の選挙は2減して定数20人となり、このときは22人の立候補でした。前回も同じく定数20人で28人の立候補でした。合併時から今年6月1日まで8,594人、人口が減少しました。この間、定数は6減しています。定数20人になって2回選挙をしたわけですが、6月1日まで4,955人減少し、減少幅は広がっています。4年前の6月議会で今回と同じく定数2減の陳情が出され、継続審査となり、9月議会でこのときは不採択となりました。人口減少が著しく、このままでは陳情者、有権者の理解は得られませんので委員長報告に反対し、定数2減して18人にすべきと申し上げ、反対討論いたします。

**○議長（木原繁昭）** 次に、前之園正和議員。

**○13番議員（前之園正和）** 陳情第1号、第3号ともに、委員長報告はいずれも不採択であります。私は、この二つの委員長報告に賛成の討論を行います。そもそも、議員の役割には大きく二つあります。まず一つは、市民の声を市政に届けて市政の発展と市民の暮らしを守ることです。そして、もう一つは、執行部が提案したり、やろうとしていることに対して市民の立場に立って正しくこれをチェックすることです。これらのことは、各議員の日常の研さんによってなし得るものであり、議員の定数を少なくすることによって成し得るものではありません。定数を削減して議員数を少なくすれば、むしろ弊害が出てきます。議員の数が少なくなるということは、市民と市政をつなぐパイプが少なくなるということです。地域の声や少数者の声などが届き難くなります。議員構成の多様性が制限されることにつながります。執行部の仕事をチェックするという意味でもマイナス効果を及ぼします。例えて言うなら、チェックする人が20人だったのが、18人になり16人になれば、喜ぶのはチェックされる側ではないでしょうか。議会自らが議員定数の削減を推進するということは、正に、議会の自殺行為です。それでは、実際に議員数は多いのかどうか。そもそも、合併前の1市2町の議員数は合わせて52人でした。これが合併後の最初の選挙で半分の26人になり、22人を経て、平成26年2月の改選から現在の20人になっています。住民基本台帳に基づく総務省の資料によれば、指宿市の人口は、合併時2006年が4万6,903人で、2020年が3万9,933人となっています。合併によって52人が26人になったわけですが、その後の人口減を加味して計算し直すと、合併時の26人は、現人口のもとでは22人に相当します。つまり、現定数が22人であれば、人口比で合併時と同じということになります。実態はそれに比べても既に2人少ない20人となっています。合併時の人口4万6,903人と定数26人を基に試算をすれば、人口が3万2,471人になったときに今より2人減の18人。人口が1万9,511人になったときに今より4減

の16人という計算になります。これは一つの試算であります。述べたいことは、既に十分、議員定数は削減しているし、この間の人口減があったとしても、さらに定数削減をする理由にはならないということです。

次に、陳情書そのものについてです。市民の中からは、現在の議員定数の削減を求める声が高まってきていますとあります。そのようなことは感じられません。改選前に特定の人たちが削減を求める陳情を出すというのがこれまでの経緯に過ぎません。陳情第1号においては、指宿市より定数の少ないところを列挙していますが、鹿児島市は別格としても、残り18市のうち11市は指宿市と同じ20人もしくはそれ以上となっています。

陳情第3号には、110筆の署名が添えられているとのことですが、署名を見ると同じ筆跡と思われるところが複数あります。本来は、賛同する個人個人が署名をするものですが、家族の構成員分について誰かがまとめて署名するということが、有効無効はともかく、あり得るかもしれません。しかし、私が知り得たところでは、次のような事例があります。同じ筆跡と思われる字で家族の何人かが署名されているところが複数あります。たまたま知人の方が含まれていましたので事情を聞いてみました。私が聞いたのは、なぜ署名をしたかではなく、それぞれ本人達的意思に基づくものであるかという点です。そうすると、意外な返事が返ってきました。そもそも4人減を求める陳情の存在を知りませんでした。もちろん署名もしていなければ、誰かに依頼され了解したという事実もないということです。どの署名が正式な個人意思に基づくもので、どれが個人意思に関係なく第三者によって書かれたのか。その割合がどうかなど、そこが問題ではありません。問題なのは、不正な方法で署名が集められたのではないかという限りなく黒い疑惑が含まれることです。愛知県の大村知事のリコールを求める署名活動における組織的不正について記憶に新しいところです。これと内容は同じではないかという深い疑惑です。他人の名前を勝手に署名簿に署名したのであれば、それは最大で3年以下の懲役となる犯罪行為になります。集約する人が承知していたとなれば、同じく責任を問われるのではないのでしょうか。また、署名簿を偽造して提出するという行為だったとすれば、地方自治の根幹を揺るがしかねない事態です。今、採択にすべきという討論の中で、これまでも人口が減ってきたということと併せて定数も減らしてきたという事実が述べられました。それは私が言ったのと同じであります。評価が全く違います。そして、市民は定数の減を求めていると言いますけれども、それは本当に市民の声でしょうか。仮に市民の声があるとすれば、議員は何をしているのか。議員はもっと働けということではないのでしょうか。多いということではなくて、そんな市民の目から見ても、言葉はきついかもしれないけれども、あまり役に立っているとは思わない、であれば議員なんか要らないと、こういう反映ではないのでしょうか。議員が自ら律して、これは全員であります。自ら律して信頼される議員になる。そのことが求められているわけであって、議員を減らせというのが真意ではないと考えます。

以上のことから、陳情1号、3号ともに不採択にすべきということで委員長報告に賛成をいたします。

**○議長（木原繁昭）** 次に、高田チヨ子議員。

**○16番議員（高田チヨ子）** 陳情第1号は採択すべきだと思います。しかし、委員長報告は不採択ですので、反対の立場で討論いたします。この陳情第1号は、議員定数を2名削減してほしいという陳情でした。合併後の本市の人口減少は、同僚議員も言われていたとおり著しいものがあると思います。このようなときに、市民の代表の皆さまから議員の定数を削減してはどうかということでした。そこで、私たち議員も議員定数について考えるべきときにきているのではないかと思います。また、近隣の市の議員定数の状況については、必ずしも指宿市の議員定数が多いとは限らないとは思っています。しかし、今後益々、人口が減っていくことを考えると、今、定数についてしっかりと検討すべきときなのではないかと思います。同僚議員も述べていましたが、議員としての大事な役目は、市民の声を聞き市政に生かすこと、そうだと思います。また、議員としての仕事の一つに常任委員会があります。この委員会でいろんな事案が検討されることから、委員会の人数はとても大切になってきます。そこで、3委員会を構成するとすれば、2名の定数削減をした場合、6名ずつの委員会構成になります。現状では、これが最良なのではないかと思います。さらに、陳情第1号には、経費についても書かれてありますが、福祉政策など市民の生活向上のために役立てていただければいいのではないかと思います。

以上のようなことから、委員長報告は陳情に対して不採択でしたので反対いたします。

**○議長（木原繁昭）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

新川床金春議員。

**○18番議員（新川床金春）** 陳情第1号、陳情第3号に賛成の討論をいたします。

平成24年9月、議会活性化等調査特別委員会を設置し、議員定数に関する協議、検討を重ね、平成25年9月の定例会で議員提案により議員定数を20名とする指宿市議会議員定数条例の一部改正を提案し、可決されております。そのとき私は、委員会では18名を提案しました。今回の陳情第1号は、2人削減を実現すると1期4年間で数千万円もの経費削減につながり、市民の福祉の向上のために貴重な財源となりますと記載されています。

第3号は、議員定数減は賛成できますが、報酬アップを求めることが、陳情者の聞き取りの際、判明しましたので、報酬を上げるということに私は反対いたします。新型コロナウイルス感染により、ホテル、旅館等の宿泊施設や飲食店をはじめとする市民生活を下支えするために議員定数を4減し、常任委員会を現状の3常任委員会に構成するためには、議長を除く全議員が2委員会に所属し、各常任委員会に構成を10名とすることで、これまで以上に十分な審議ができると思います。常任委員会を3委員会に構成すると、各議員の出席日数は、年間10日前

後増えると考えられますが、市民の負託に応えるため、議員定数を4人減少することで経費削減が陳情第1号の2倍になり、陳情文書に記載されている市民の福祉の向上の貴重な財源として使えると思います。

以上で、委員長報告のとおり不採択とさせていただきます。

○議長（木原繁昭） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

まず、陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木原繁昭） 起立少数であります。

よって、陳情第1号を採択することを採決いたします。

本件は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木原繁昭） 起立多数であります。

よって、陳情第1号は、採択と決定いたしました。

次に、陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、陳情第2号、陳情第4号及び陳情第5号は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（山本敏勝） 文教厚生委員会へ付託されました、陳情第2号、指宿市の子育て環境の充実をめざすための陳情書、及び、陳情第4号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、並びに、陳情第5号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る

意見書採択の陳情について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので省略させていただきます。

本委員会は、去る6月7日、全委員出席のもと、陳情第2号及び陳情第5号については関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、まず、陳情第2号について、放課後児童クラブは、学校敷地内にあった方が安全・安心面で非常に児童のためにもいいということであり、これについては、地域福祉課や教育委員会で十分協議するということでしたので、私は採択すべきと判断いたしますという意見と、公的支援のための財源確保という点につきましては、コロナ禍の中で貧困層が増えている中で、どうしても学童保育を使用しなくてはならないということを考えれば、採択すべきと思いますという意見が出されました。

全員一致をもって採択すべきと決しました。

次に、陳情第4号について。国の方でも、小学校については35人学級に引き下げていくことが表明されております。小学校だけではなく中学校、高校も35人以下に引き下げていくべきであり、またそのためには教員の定数も増やしていかなければならないですので、義務教育費国庫負担制度負担率を上げるという面では、国に対する要請をしていくべきという面で採択し、意見書を提出すべきであるという意見と、文書中に義務教育ではない高等学校の部分も含まれていて、これは陳情の趣旨としてどうなのかという気がしますがけれども、35人学級の早期実施や教育環境の整備を図るために必要な分については、負担率を引き上げていきべきだということに私も同様の考えを持っていますので、この陳情につきましては採択すべきという意見が出されました。

全員一致をもって採択すべきと決しました。

次に、陳情第5号について。趣旨の中にもありますとおり財政的に厳しい中ではありますが、今後、定数の段階的な引下げも考えられる。また、そのことによって中学校、高校での早期実現も必要だと思います。四つの陳情項目につきましても趣旨は妥当だと思いますので採択すべきという意見と、全国の子供の置かれている条件としては、大変人数の多いクラスの中で授業をされるわけで、中学校、高校の35人学級にしても、また、複式についての生徒数についてや特別支援学級在籍生徒の人数を在籍カウントすることによってクラスが増える点などもあります。そういう面では、子供たちが安心して授業を受けられるような中身だという点から陳情を採択すべきという意見が出されました。

全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

これより、陳情第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

これより、陳情第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

#### △ 議案第64号上程

**○議長(木原繁昭)** 次は、日程第10、議案第64号、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第5号)について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長(豊留悦男)** 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。

議案第64号、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第5号)について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ2,293万3千円を追加し、予算の総額を273億8,647万5千円にしようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（下吹越寿）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第64号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、であります。

別冊の令和3年度一般会計補正予算書（第5号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,293万3千円を追加して、歳入歳出予算の総額を273億8,647万5千円にしようとするものであります。

第2条で地方債の補正をするものであります。

内容につきましては、7ページの第2表、地方債補正でお示しのとおり、事業債を追加するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明をいたしますので、15ページを御覧ください。

款3民生費、項3生活保護費、目3新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費、節1報酬から節19扶助費までの合計1,046万8千円の補正につきましては、緊急小口資金等の特例貸付を新たに利用できない世帯で、一定の要件を満たす生活困窮世帯に対し支給を行う、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係る扶助費等を計上したものであります。

款5農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費、節18負担金補助及び交付金648万円の補正につきましては、令和3年度林業・木材産業構造改革事業の内示に伴うかごしま森林組合に対する補助金を計上するものであります。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費、節12委託料598万5千円の補正につきましては、5月27日の大雨により被害を受けた農道3か所及び水路7か所の被災箇所復旧に伴う委託料を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款15国庫支出金1,046万8千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの補助金であります。

款16県支出金648万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの補助金であります。

款19繰入金428万5千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの繰入金であります。

款22市債170万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの市債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

す。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時34分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第64号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第65号上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第11、議案第65号、指宿市議会議員定数条例の一部改正について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○6番議員（山本敏勝） 皆さん、こんにちは。市議会議員の定数を現行20人から18人に改めようとする、指宿市議会議員定数条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

私は、市議会議員に立候補する前から、現行の議員定数を減らしてもよいのではないかと考えておりました。当選させていただきましてから会議録や議会だより等を見ておりましたら、既に4年前の平成29年に市民の方々から議員の定数を20人から18人に削減すべきである旨の陳情書が出されて、市議会はこれを不採択としております。この結果、市民の皆様には、大きな大きな失望を抱かせてしまったと思っております。その当時から4年が経過し、今年2月に2人の議員定数の削減を求める陳情が出されました。さらに5月には、4人の議員定数の削減を求める陳情が出されました。私は、指宿の人口が減少していくスピードは早いように感じております。人口が減ったそのときに削減は考えればいいという問題ではないような気がします。出された陳情は、それ故の市民の思いが込められた陳情であり、このことは我々議員も重く受け止めるべきではないでしょうか。陳情書にもありますように、世の中では人類がこれまで経験したことのないような新型コロナウイルス感染症の影響で深刻的経済の悪化が続いております。陳情書にもありますように、収束しても劇的な経済回復は期待できないと思います。それは議員の皆さんも感じているのではありませんでしょうか。議員の皆さん、機を逸してはなりません。これからの人口の推移や本市の財政状況等を鑑みますと将来的には、さらに2人の削減も視野に入れ努力を続けることが大切です。しかし、あまりにも影響が大きいと今回は判断しました。私は、今こそ議会自ら身を削り、2人の定数の削減を行い、福祉政策などの貴重な財源確保につなげるべきだと考えます。18人になってもしっかりと指宿市の議員として使命を果たせるのではないのでしょうか。議会自らが改革に取り組み、市民の負託に応えるため、この条例の所要の改正をしようとするものです。提案者は、指宿市議会議員私を含め9名です。

以上で、提案理由を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時40分

再開 午後 1時01分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### △ 議案第65号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 提出者に何点か質疑をさせていただきます。議員定数を論じるに

は、そもそもの議員の仕事や任務、役割をどのように捉えているかが重要と考えます。本議案は、提案理由として3行にまとめてありますが、これらを含めて幾つか伺います。

まず、そもそも議員の仕事や任務、役割をどのように捉えているか、伺います。

次に、提案理由にあります、昨今の社会情勢とは具体的にどのようなことを指すのか。またそれが、定数減の根拠となり得るのか示していただきたいと思います。

人口推移については、人口減少を言いたいのだと思いますが、それがどのようにして2減の根拠となるのか示していただきたいと思います。

財政状況も根拠の一つとなっていますが、具体的にどのような財政状況を指すのか。またそれがどのようにして2減に結びつくのか示していただきたいと思います。

議会自らが改革に取り組み、市民の負託に応えるためとありますが、議会の改革とは、熱心で活発な審査や審議を行うことであり、市民の声や要求を市政に反映させ市民の暮らしを守り市政の発展を図ること、そして、市民の正しい目で市政をチェックすることであると考えます。またそのことが、市民の負託に応えることであると考えます。そこで、定数の2減がどうして議会の改革、そして、市民の負託に応えることになるのか、具体的に示していただきたいと思います。以上です。

**○6番議員（山本敏勝）** まず、1番目の議員の仕事や任務、役割をどのように捉えているかということに関しては、市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、そのことの政策提言を行い、執行部が正しく履行されていくかをチェックすることと考えております。

二つ目の昨今の社会情勢ということですが、国全体としても人口減が進もうという中、公的機関などのダウンサイズが求められているのも現状だと思っております。その中で、指宿市もその流れに逆らうことはできないということと捉えております。

3番目ですが、全国市議会議長会が公表している全国の市の議員定数を見ますと、指宿市は3万5千人から4万人未満ということで、令和2年12月31日時点では、平均的に18人という数字がもう出されております。そうなれば今のところ指宿は、そこに当てはまるんじゃないかなろうかというふうに考えております。

4番目、財政状況を鑑みというところですが、自然人口減が進む中で税収も減っていくことが考えられます。また、コロナ禍のもとに収束しても急速に経済回復はできないということも考えれば、議員も自ら身を削ることが必要と考えております。

5番目の定数2減が改革として市民の負託に応えるかということに関しましては、前回平成29年と今回と合わせて三つの定数削減に関する陳情が提出されております。これも大事な市民の負託に応えるということと捉えております。定数削減による議会の改革は必然のこととして具体化していくことが必要があると考えている次第であります。以上です。

**○13番議員（前之園正和）** そもそも議員の仕事や任務、役割については、市民の声を聴く

ということと市政のチェックと。大きく言えば私の考え同じだと思うんですね、そういう意味ではね。使っている言葉は違いましたけど。であれば、市民の声を拾い上げて、そして市政に届ける。そしてまた市政のチェックだということからすれば、議員数を少なくすれば、そのことがより活発に行うということになるのか。そこには矛盾があると思うんです。提出者は、議員数を少なくすることで議会の活性化につながると考えますでしょうか。そこを私は議員の数とは直接関係ない。むしろ少なくなると議会の権能が全体として低下するというふうには思うんですが、議員数を少なくすると議会の活性化になると。市民の声をより拾えるようになる。市政のチェックがよりできるようになるというふうにお考えでしょうか、伺います。

それから、昨今の社会情勢とのことで言えば、定数減の根拠となり得るかという点では、社会情勢いろいろ変わっているということはあってもそれが定数減の根拠になり得るかということについては、正面からの答弁ではないのではないかというふうに思います。

それから、議員定数の推移についてですが、合併前の1市2町の議員数が52人だったと、これは何回も言っております。合併後の最初の選挙で半分の26人になったと。そして22人、20人になっているということです。それから、陳情に関する答弁の中でも言いましたが、合併時の2006年に4万6,903人、2022年が3万9,933人になっていると。これは合併時の26人というのが、今の人口に引き直せば22人になると。ところが今は20人ということになるわけです。一般的に人口が減ったから減ったからと言いますけれども、合併時と比べても4万6千人が3万9千人になっているということで、仮に人口対比で議員が減るとした場合、当時の26人は、22人ということになるということでもあります。そういうことからしても、人口が減っているから2人減らすという根拠はないと私は思うんですが、その合併時の人口と比べても、引き直せば、今が22人になるということについては、どのようにお考えでしょうか。

それから、3万5千人から4万人のところは18人が平均だということでしたが、県内で見れば鹿児島市は、もう人口が極端に違いますから別にしても、18市のうち鹿児島市を除いて、11市は指宿と同じ20人、もしくはそれ以上となっていると。県内各地で比べるとすれば、これ以上減らす根拠はないというふうに思うんです。そこについては、どのようにお考えでしょうか。

それから、財政状況も言われましたが、平たく言えば財政も大変だから減らすということですが、それが、なぜ2減なのかということについては根拠があるんですか。1でなくて、なぜ2なのか。4でなくて、なぜ2なのか。そこは感覚の問題なんでしょうか。2ということに対しての根拠は、どのようになっているのでしょうか。

それから、これまで陳情が今回の議会で2回、前回は1回含めると3回あると。これが、市民の負託に応えるという意味では、陳情に応えることだと言わんがばかりでしたけれども、市民の負託に応えるというのは、議員の数を減らせというのに応えるということでは

なくて、市民の暮らしを守ってほしいと。市政の発展を進めてほしいと。それが、市民の負託に応えることじゃないんですか。議員の定数を減らせとそれに応えるのが市民の負託に応えるということになるんですか。私はそうでないと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○6番議員（山本敏勝）** 再度の御質問ですが、私を含めた9人の議員とちゃんと協議をした中で、議員の任務というものもしっかりと18人になってもやっていける。逆に18人になってスマートになったほうが、動きとしては、もっと責任をもって動けるのではないかというふうを考えております。

それと、議員を削減することが市民の負託に応えることかというふうな御質問でしたが、確かに今、議員が質問されたように、議員定数を減らすことだけが負託に応えることではないと思いますが、やはり、このことも今、陳情がこれだけ出されているということであれば、それもやっぱり負託に応えるという使命で、我々議員は捉えるべきではないかというふうに考えます。

それと、財政状況に関しては、今、コロナというところで大変経済的には厳しい思いをしておりますが、この議員を削減することということとコロナというものは、あくまでも今、この時期にコロナが発生したというだけのことであって、それ以外のことを考えると、やっぱり人口が減っていくと税収が減っていきます。それに伴って人口が減って税収が減って、そのときに初めて議員を削減するというのではなくて、我々議員は、前を前を見て、しっかりとそれを捉えていくべきではないかというふうに考えております。

先ほど、合併時に52議席あったものを26に減らしたというのがありましたけれども、これは本日、同僚議員の発言の中にも、合併したときに、法律で決められてあったので26にしたというふうに捉えておりますので、そこに関しては、私は、何ら議論する問題ではないというふうに考えます。それから、そのときそのときの議員、議会の考えで定数は減らしているであろうというふうに考えるところです。

**○13番議員（前之園正和）** 3回という制約がありますので、伺いたいこと全て聞けないわけですが、今の答弁の中で、18人でもやっていけるという言葉がありました。これは、やっていけるということは、どういうことなんでしょうか。仮に10人だろうが5人だろうが、議会が10人なら10人であれば、それでやるしかないんです。常任委員会ひとつにしても、例えば三つにして議員が関わるとしても、10人となれば10人でやらざるを得ないんです。そのことをもって、何人でやれるという話は通用しない。

それから、18人でやることによって、責任を持ってやっていけると。提出者の皆さんは、人数が多い中では責任持ってやれないんですか。人数が少なくなれば、それに反比例してと言いましょうか、責任感が増してくるんでしょうか。20人のもとの議員の責任と、18人になれば責任が、より感じるんですか。それは、全くおかしなことじゃないですか。

それから、合併時に52人が26人になったと。それは、法律に基づいてうんぬんとありまし

た。私が伺ったのは、合併時に26人になった。そのときの人口から減っている。そのことを加味すると合併時の26は、今でいうと22人ということに相對すると。そのことについて、どうかということをお伺いしているわけです。これについては答弁がないと思います。

先ほども言ったんですが、市民に納得していただけるような議員としての質をお互いが高めていくと。そこに努力をしなければならないわけであって、議員定数が少なくなれば、より責任を持ってやっているとかいうことではないと思うんです。提出者の皆さんは、議員の数を減らせば責任感が増し、あるいは議員の質が改善されるというふうにお考えなんでしょうか。明確にさせていただきたいと思います。

それから、人口が減っているから議員を減らさなきゃならないということは何回も繰り返しているようですが、それが、なぜ2なのかということについては、一貫して回答がなされてないんじゃないでしょうか。なぜ2なのかということについては、最後ですので明確にさせていただきたいというふうに思います。

**○6番議員（山本敏勝）** 要は、定数2減の根拠ということをずっとお尋ねいただいておりますけれども、これも9人と議論する中で、2減というものが適正だろうというふうに皆さんの意見でまとまって2減としたところです。

それと、全国市議会議長会と県内の市町村との比較を考えるとということでしたけれども、指宿と似たような全国の市の資料を基に、どこも平均的に2減、18人というのがしっかりと出されておりますので、そういう意味でも2減というのは、2という数字は適正だというふうに考えております。

18人になって議員の責任というところですが、私は、20人だろうが18人だろうが、議員となった以上の責任というのは、何人であっても、責任はしっかりと取るべき、議員としての資質は持たなければいけないというふうには考えております。ただこの中で今回は、18人にするということで18人になって20人でやっていたことを18人でしっかりとそれも受け継いでやっていくことは可能だというふうに捉えております。

（発言する者あり）

**○議長（木原繁昭）** 3回までの質疑となっておりますので。

（発言する者あり）

**○議長（木原繁昭）** 答弁漏れがあるということですか。答弁漏れではないですよ。一応、3回ですので。3回ということ。

次に、新川床金春議員。

**○18番議員（新川床金春）** 提出者に伺います。

議員定数20人を18人に改める根拠について同僚議員も聞きましたが、再度お願いします。

次に、提案説明の中で、機を逸してはいけないと発言されましたが、新型コロナウイルスで市民生活は疲弊しています。陳情第1号にも記載されていますが、市民の福祉の向上のため

め、貴重な財源とするために、4人の削減は考えられなかったのか。

3番目に、今後、更なる定数削減も視野に取り組むような発言がありました。先ほど、機を逸してはいけないということでしたが、タイミングは、新型コロナ禍の今ではないのか、答弁を求めます。

以上、3点を質疑します。

**○6番議員（山本敏勝）** 議員の20人を18人に改める根拠についてという御質問に関しては、先ほどから言っております全国市議会議長会の資料を基に18人。それと、3件の陳情が、市民から出されたということのを重く受け止めての18人というふうにしたところです。

2番目に関しましては、4減ということもしっかりと出されました。16人にすべきではないかと。9人でちゃんと議論した結果、4減は今ではないと。今は2減ということであればどうかと。3番目につながるんですが、先ほど私も提案理由の説明の中にも、やがては4減、さらに2減ですね。定数を16人にするというところを目標にして、今後、我々議員も進めていくべきではないかという結論に至ったところです。

**○18番議員（新川床金春）** 議会自らが改革に取り組み、市民の負託に応えるためならば陳情第1号を超える提案をするべきだったと思います。3月定例会に出された2名削減の陳情第1号は、市民の福祉のためにといいことですが、議会自ら、だったら実際それを超える提案をするべきだったと思いますが、なぜ超えることができなかったのか。そして、先ほども言いました、今後更なる定数削減も視野に取り組むということですが、実際、提出者9名が今後、定数削減に取り組むということで同意したのか伺います。

**○6番議員（山本敏勝）** 市民の負託に応えるのであれば、2減18人で出されている陳情に対して、議会としてはもっとその上をいくべきではないかという御質問ですが、我々としては、議論をする中で18人にするか16人にするかということをしつかりとやりました。正直、途中までは16人でいこうじゃないかという方向も出してはいました。ですがやっぱり、その場を話を持ち上げてすぐそこで結論を出すということではなくて、2日ほどしっかりと考えた上で再度議論しましょうということで集まってしたときに、今の状況だと18人が妥当だろうということで18人ということに結論付けたわけでありまして。

4減というのは、そのとき皆さんとも申し合わせをしましたけれども、更なる議員削減ということに関しては、今後の課題として議論していきましょうということにはなっております。

**○18番議員（新川床金春）** 陳情第1号の定数削減の内容と変わりません。この新型コロナ禍というのはですね、今後、起きるか分からないようなすごい災害なんですよ。だから、このタイミングで実際、市民の負託に応えるため、財政支援をするためにですね、僕は、4減を提出していただきたかったなと思うんですけど、その9名の中で何名の方が4減を提案したのか、伺います。

○6番議員（山本敏勝） 9名の中で何人が16名を主張したかということに関しては、差し控えさせていただきますと思います。

○議長（木原繁昭） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 定数削減に反対の討論を行います。

議員の役割は、市民の声を市政に届け、市政の発展と市民の暮らしを守ることです。そしてもう一つは、執行部がやろうとしていることに対して、市民目線でこれを正しくチェックすることです。議員自らが、議会と市民のパイプを少なくしたり細くしたりすることは、議会の自殺行為とも言えるもので許されません。また、執行部がやろうとすることに対して、始めから賛成とか反対とかではなく、あくまで一つ一つの施策について市民目線での判断が必要です。仮に、議会の中に、最初から執行部の提案は集団で練り上げた間違いのないものだという立場に立つ人がいるとすれば、それこそが議会や議員の存在、そして、職務チェック機能を否定することになります。このような事態を起こさないためには、各議員の研さんこそ必要であり、議員定数を減らすことで解決されるものではありません。市民に信頼される議員、市民の負託に応えられる議員、これらも議員定数を減らすことで解決されるものではありません。むしろ議員数が少なくなることで全体としての議員活動が市民の目に触れ難くなるとすれば、ますます議会への不信を招くことにつながりかねません。

それでは、現定数が多いのかという点についてですが、決して多くはありません。合併前の旧指宿市の人口は約3万2千人でしたが、議員定数は26人でした。1市2町の合併によって新指宿市となり、定数は、当時の合計52人から半分の26人になりました。合併時の26人は、人口減になった現時点に換算すれば22人になります。現定数は20人ですから、人口減が理由だとしても、合併時に比べて議員数が既に少なくなっている計算です。人口減が理由だとして

も、これ以上減らす根拠にはなりません。議員の数を減らすことをもって議員の質が向上したり、望まれる議員になるものではありません。むしろ市民とのパイプを細くすることであり、全体として市民の声を取り上げ難くなります。仮に市民の中に議員への批判があるとするれば、それは議員数を減らすことではなく、市民の期待に応える議員としての研さんを全ての議員が重ねることでもあります。

議案に対する質疑に対しての提出者の答弁の中でも2減について根拠を伺いましたが、明確な根拠は示せなかったと感じています。9人での協議によるものだと。そして、2人減になることの根拠として聞いた中で18人でもやっていける、責任を持ってやっていける。2人減にしなければ責任を持ってやっていけないのではないかという指摘をしましたところ、人数はどうであれ責任を持ってやっていくのが当然だと。それはそうであります。であれば、2人減にすることの根拠としては、責任を持ってやっていけるということはなくなるわけがあります。いずれにしても責任を持ってやらないといけないというんですから。にもかかわらず2人減にする根拠の中でそれを示すというのも話が合いません。

また、財政のことについてですが、税収が減になるから減らすんだということのようでした。もちろん財政は大切にしなければなりません。そのためには、不要不急の事業見直しをするなど無駄をなくすことこそ必要であり、議会制民主主義の一つの大きな柱である議会を縮小することではありませんし、議員を減らすことでもありません。

以上のようなことから、定数2減を内容とする本議案に反対いたします。

**○議長（木原繁昭）** 次に、齋藤佳代議員。

**○7番議員（齋藤佳代）** 昨年の12月定例会において、市民会館の建設の予算案が提出されました。コロナ禍においてイベントや人が集まることが制約される中で今、建設すべきなのか。私は、反対の立場で討論をいたしました。コロナ禍で市民の皆さんの生活に多大なる影響が出ている今、市民の皆さんの理解が得られる施策を実現できないのであれば、議員定数を削減するしかない。提出者とは違いますが、私はそのような観点から定数削減については、基本的に賛成をいたします。しかし、国会主導で進められている政治分野における男女共同参画の推進が、今回の定数削減によってせっかく前進しているのに、本市においては後退してしまうのではないかという葛藤がありました。平成30年5月23日、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が成立し、衆参両院地方議会選挙において、男女の候補者ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、政党、国及び地方自治体に対策を取るよう内容が盛り込まれました。そして、先日閉会した国会において、マタハラやセクハラへの対策、家庭生活との両立の体制整備、人材育成などが地方自治体、国などに強化するよう文言が明記されました。定数を削減することによって、せっかく前進している女性の政治参画が後退するのではないか。後退させてはいけないとの思いから逡巡をいたしました。今月、SDGsの達成度が公表され、我が国においては、全体としては18位ですが、5項目

目のジェンダー平等については、いまだ主要な課題が残っていると最低の評価の段階です。本市においても、早急に取り組むべき課題が残っていると思います。しかしながら、いまだ経験したことのないコロナ禍の中で、市民の皆さんの生活に多大なる影響が出ている。そうであれば、議会が定数を削減し、予算をカットするしかないという状況であるということ、苦渋の決断ですが、私は提出者とは違いますが、そのような観点から定数削減に賛成するものです。しかし、平成30年政治分野における男女共同参画推進に関する法律が成立した後、本市においては最初の地方選挙となりますので、本市がどのように取り組んだのか、それが問われる選挙でもあります。十分な対策が取られるよう、残り期間は短いですが、早急に開始されることを強調し、討論いたします。

**○議長（木原繁昭）** 次に、恒吉太吾議員。

**○8番議員（恒吉太吾）** 議案第65号、指宿市議会議員定数条例の一部改正について、賛成する立場から討論いたします。

現在、新型コロナウイルス感染症感染拡大によりまして、市民生活にも多大な影響が出ております。私達は、市民の安全と暮らしを守るために仕事をしております。議会が自ら考え、本気で改革していくことが、今、私達に求められていることでもあります。そして、もう一つの大きな役目は、直接市民の声を聴き、耳を傾け、その声をしっかりとこの市政に反映させることでもあります。私自身、定数の削減、ずっと賛成しておりましたが、さらに踏み込んだ削減を求めておりました。しかし、一方でこのコロナ禍の中におきまして、市民の皆様に大きな混乱をもたらすような大きな削減でなく、今回2削減、熟慮に熟慮を重ね決断いたしました。

一方、今後、新型コロナウイルス感染症が収束したときには、市民の皆様とともに一丸となって、私自身先頭に立つ覚悟で経済の立て直し、市政の改革、皆さんと一緒に進めていきたいと思っております。

以上、賛成の立場から討論をさせていただきましたが、皆様の御賛同をいただくようお願いして討論を終わらせていただきます。

**○議長（木原繁昭）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

東勝義議員。

**○2番議員（東勝義）** 討論の通告がなく申し訳ございません。私は、この2減には賛成のつもりでいました。ただし今、提出者の考え。それと、反論の用語を聞いたときに、今この時点で条例として決めるのではなく、9人の意見が入っている中です。議員は20人います。陳情第1号が通った今、9月議会において協議会を開催し、議員定数並びに議員のモラル、なぜ私がモラルを言うかということ、いつも言っています。一般質問は、議員の責務です。義務だと思っています。我々は、今、14議会、定例会済んでおります。議員20人の中に1回も一般質

問をされたことがない議員が3人いらっしゃいます。やはりこれは、一般質問だけが議員の仕事ではないと思っているかもしれませんが、やはり、行政に対してお願いごと、それから、市民の負託を考えて一般質問というのは、大事ではないかと思っています。そういう方々が、提出者の中に3人ともいらっしゃいます。やはりそれは私は、非常に気になっておりました。よって、今この時点で定数2減を決めるのではなく、できれば協議会を開いて20人の中から代表の方々が協議会を開き、話し合っ、議員のモラル、それと委員会、三つの委員会があります。今言われました目付役としての議会としては、やはり、定数削減になると甘くなってしまうんじゃないかと思っております。それについてもやはり、協議するべきじゃないかと思っております。よって、今回は、賛成ではなく、もう少し9人の意見を調整するのではなく、20人の議員の中から協議会を開いて皆さんで話し合っていくのがいいんじゃないか。9月議会に話し合い、9月の最終提起に条例として提出するのが最良じゃないかと思います。

よって、今回の議案第65号には、反対の立場から討論させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（木原繁昭） ほかにありませんか。

前原五男議員。

○5番議員（前原五男） 私は、長々と話をする予定はございません。市民の現在の雰囲気を見つめてということを使いました。鑑みてということを使いましたけど、市民の気持ちは、どうなのかということ私達は汲んでいかないと、市民と同じように歩いていけないんじゃないかということで、今回、市民から出てきたその18名の議員にするというその案に賛成いたすということで討論に参加いたしました。以上です。

○議長（木原繁昭） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第65号を採決いたします。

本案の採決については、山本敏勝議員ほか2人から、記名投票によらねたいとの要求がありますので、記名投票をもって行います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時48分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（木原繁昭） ただいまの出席議員は19人です。

投票札を配布いたさせます。

(投票札配布)

○議長(木原繁昭) 投票札の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(木原繁昭) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は白票を、否とする諸君は青票を、職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

点呼と出席議員の確認を命じます。

(点呼, 投票)

○議長(木原繁昭) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(閉鎖解除)

○議長(木原繁昭) これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に高田チヨ子議員、下川床泉議員、新川床金春議員を指名いたします。

よって、3人の立会いをお願いいたします。

(開票立会人開票席に着く)

(開票)

○議長(木原繁昭) 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成15票、反対4票、以上のとおり賛成が多数であります。

#### 【記名投票結果】

・賛成(白票)を投じた議員

1番 坂元 茂教, 3番 西田 義哲, 4番 新宮領 實, 5番 前原 五男  
6番 山本 敏勝, 7番 齋藤 佳代, 8番 恒吉 太吾, 9番 東 伸行  
10番 井元 伸明, 11番 西森 三義, 14番 松下喜久雄, 15番 高橋 三樹  
16番 高田チヨ子, 17番 下川床 泉, 19番 福永 徳郎

・反対（青票）を投じた議員

2番 東 勝義, 12番 吉村 重則, 13番 前之園正和, 18番 新川床金春  
よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 意見書案第1号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第12，意見書案第1号，義務教育費国庫負担制度負担率の引上げと豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2022年度政府予算に係る意見書（案），を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議員派遣の件

○議長（木原繁昭） 次は、日程第13，議員派遣の件を議題といたします。

本件は、8月26日、鹿児島市で開催されます鹿児島県町村議会議長会主催の広報研修会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布しました議員派遣書のとおり、議員を派遣するこ

とに決定いたしました。

**△ 閉議及び閉会**

**○議長（木原繁昭）** 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、令和3年第2回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時06分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 松 下 喜久雄

議 員 高 橋 三 樹

## 参 考 资 料

## 意見書第1号

### 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げと豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2022年度政府予算に係る意見書

新型コロナウイルス感染症対策として、昨年3月には全国で一斉臨時休業が行われました。

指宿市においては、昨年4月以降も再休業に入るなど、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。

また、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困やいじめ、不登校など解決すべき課題もあり、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等が行われていますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題でもあります。

義務教育費国庫負担制度については、国の施策として財源を保障し、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠で、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善は欠かせません。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう、強く要望いたします。

#### 記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担率を引上げること。
- 2 中学校、高等学校での35人学級を早急に実施し、更なる少人数学級についても検討すること。
- 3 複式学級の基準を見直し、単式学級の児童生徒と同様に学習できるようにすること。
- 4 特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数としてもカウントすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年6月29日

指宿市議会議長 木原 繁昭

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
文部科学大臣 殿

# 議 員 派 遣 書

令和3年6月29日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 議会広報紙作成に係る研修会参加のため

1 鹿児島県町村議会議長会主催の議会広報研修会

(1) 派遣場所 鹿児島市

(2) 期 間 令和3年8月26日（木） 1日間

(3) 派遣議員

西田 義哲 議員，坂元 茂教 議員

なお，内容変更の必要がある場合は，その取扱いを議長に一任する。